

シリア ル ナンバー	
------------------	--

利根町地域防災計画

災害予防計画編
地震災害応急対策計画編
風水害応急対策計画編
大規模災害対策計画編
災害復旧・復興計画編
東海地震対応措置計画編

利根町防災会議

用語の意義

計画中で使用する用語	用語の意義
町地域防災計画	利根町地域防災計画をいう。
県地域防災計画	茨城県地域防災計画をいう。
本部	利根町災害対策本部をいう。
本部長	利根町災害対策本部長をいう。
防災関係機関	稲敷地方広域市町村圏事務組合，龍ヶ崎地方衛生組合，茨城県並びに町域を管轄する指定地方行政機関，指定公共機関，指定地方公共機関及び公共的団体その他防災上重要な施設の管理者等を総称していう。
消防本部	稲敷広域消防本部をいう。
消防署	利根消防署をいう。
消防団	利根町消防団をいう。
警察署	取手警察署をいう。
指定避難所	現に被害を受け，又は被害を受けるおそれのある者を収容する建物で，町が指定するものをいう。
指定緊急避難場所	地震，風水害，がけ崩れ，大規模火災などそれぞれの異常な現象ごとに，当該災害の危険から緊急に逃れるための広場及び建物等で，町が指定するものをいう。
福祉避難所	一般の避難所では生活することが困難な要配慮者が，避難所での生活において特別な配慮が受けられるなど要配慮者の状態に応じて安心して生活ができる体制を整備した施設で，町が指定するものをいう。
要配慮者	高齢者，障がい者，外国人，乳幼児，妊産婦その他特に配慮を要する者をいう。
避難行動要支援者	要配慮者のうち，災害が発生し，又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって，その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者をいう。

目 次

第1編 総 則	1
第1章 計画の目標	3
第1節 計画の目的	3
第2節 計画の基本方針	3
第3節 計画で扱う災害	3
第4節 計画の構成	4
第5節 計画の修正	5
第2章 利根町の防災上の特性	6
第1節 位置及び概況	6
第2節 自然環境	6
第3節 社会環境	12
第3章 地震災害の履歴と想定される災害	15
第1節 災害履歴	15
第2節 災害危険性の予測	17
第4章 風水害の履歴と想定される災害	29
第1節 災害履歴	29
第2節 災害危険性の予測	31
第5章 防災ビジョン	35
第1節 計画の理念	35
第2節 基本目標	35
第3節 基本目標達成への施策	36
第6章 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱	38
第1節 利根町	38
第2節 一部事務組合	39
第3節 茨城県	39
第4節 指定地方行政機関	41
第5節 自衛隊	44
第6節 指定公共機関	44
第7節 指定地方公共機関	45
第8節 公共的団体その他防災上重要な施設管理者	47

第9節 町民，事業所等の責務	49
第2編 災害予防計画	51
第1章 災害対策に携わる組織と情報ネットワークの整備	53
第1節 対策に携わる組織の整備	53
第2節 相互応援体制の整備	58
第3節 防災組織等の活動体制の整備	62
第4節 情報通信ネットワークの整備	68
第2章 地震や風水害に強いまちづくり	72
第1節 防災まちづくりの推進	72
第2節 建築物の不燃化・耐震化等の推進	76
第3節 土木施設の耐震化等の推進	79
第4節 ライフライン施設の耐震化の推進	81
第5節 災害防止対策の推進	86
第6節 危険物等施設の安全確保	89
第3章 災害被害軽減への備え	92
第1節 緊急輸送への備え	92
第2節 消火活動，救助・救急活動への備え	97
第3節 医療救護活動への備え	102
第4節 被災者支援のための備え	106
第5節 避難行動要支援者の安全確保のための備え	117
第6節 燃料不足への備え	122
第4章 防災教育・訓練	126
第1節 防災教育	126
第2節 防災訓練	130
第3節 災害に関する調査研究	134
第5章 その他の災害予防対策	137
第1節 文教計画	137
第2節 農地農業計画	139
第3編 地震災害応急対策計画	141
第1章 初動対応	143
第1節 職員の参集・動員	143

第2節	災害対策本部	148
第1節	通信手段の確保	161
第2節	災害情報の収集・伝達・報告	166
第3節	災害情報の広報	178
第3章	応援・派遣	183
第1節	自衛隊派遣要請・受入体制の確保	183
第2節	応援要請・受入体制の確保	192
第3節	他市町村被災時の応援	202
第4節	国による応援・代行	204
第4章	被害軽減対策	205
第1節	警備対策	205
第2節	避難指示・誘導	208
第3節	緊急輸送	217
第4節	消火活動，救助・救急活動，水防活動	225
第5節	応急医療	233
第7節	燃料対策	243
第5章	被災者生活支援	247
第1節	被災者の把握	247
第2節	避難生活の確保，健康管理	249
第3節	ボランティア活動の支援	256
第4節	ニーズの把握・相談窓口の設置・生活情報の提供	261
第5節	生活救援物資の供給	265
第6節	避難行動要支援者の安全確保対策	271
第7節	応急教育	276
第8節	帰宅困難者対策	281
第9節	義援物資対策	284
第10節	愛玩動物の保護対策	286
第11節	災害救助法の適用	288
第6章	応急復旧・事後処理	293
第1節	建築物の応急復旧	293
第2節	土木施設の応急復旧	298
第3節	ライフライン施設の応急復旧	302
第4節	清掃・防疫・障害物の除去	308
第5節	行方不明者等の搜索	315

第4編 風水害応急対策計画	319
第1章 初動対応	321
第1節 職員の参集・動員.....	321
第2節 災害対策本部.....	325
第2章 災害情報の収集・伝達	337
第1節 通信手段の確保.....	337
第2節 災害情報の収集・伝達・報告.....	337
第3節 災害情報の広報.....	345
第3章 応援・派遣	345
第1節 自衛隊派遣要請・受入体制の確保.....	345
第2節 応援要請・受入体制の確保.....	346
第3節 他市町村被災時の応援.....	346
第4節 国による応援・代行.....	346
第4章 被害軽減対策	347
第1節 水防活動.....	347
第2節 警備対策.....	354
第3節 避難指示・誘導.....	354
第4節 緊急輸送.....	368
第5節 消火活動、救助・救急活動.....	368
第6節 応急医療.....	368
第7節 危険物等災害防止対策.....	368
第8節 燃料対策.....	368
第5章 被災者生活支援	369
第1節 被災者の把握.....	369
第2節 避難生活の確保、健康管理.....	369
第3節 ボランティア活動の支援.....	369
第4節 ニーズの把握・相談窓口の設置・生活情報の提供.....	369
第5節 生活救援物資の供給.....	369
第6節 避難行動要支援者の安全確保対策.....	370
第7節 応急教育.....	370
第8節 帰宅困難者対策.....	370
第9節 義援物資対策.....	370
第10節 愛玩動物の保護対策.....	370
第11節 災害救助法の適用.....	370

第6章 応急復旧・事後処理	371
第1節 建築物の応急復旧	371
第2節 土木施設の応急復旧.....	375
第3節 ライフライン施設の応急復旧	375
第4節 清掃・防疫・障害物の除去.....	375
第5節 行方不明者等の捜索.....	375
第6節 農業対策.....	376
第5編 大規模災害対策計画	379
第1章 航空機災害対策計画	381
第1節 災害予防計画.....	381
第2節 災害応急対策.....	383
第2章 道路災害対策計画	389
第1節 災害予防計画.....	389
第2節 災害応急対策.....	392
第3節 災害復旧.....	395
第3章 大規模な火事災害対策計画	396
第1節 災害予防計画.....	396
第2節 災害応急対策.....	399
第3節 災害復旧.....	403
第4章 林野火災対策計画	404
第1節 災害予防計画.....	404
第2節 災害応急対策.....	406
第5章 原子力災害対策計画	411
第1節 広域避難の受入れ.....	411
第6編 災害復旧・復興対策計画	413
第1章 被災者の生活の安定化	415
第1節 罹災証明の発行.....	415
第2節 義援金品の募集及び配分.....	417
第3節 災害弔慰金等の支給及び災害援護資金等の貸付.....	420
第4節 租税及び公共料金等の特例措置.....	428
第5節 住宅建設の促進.....	431

第6節	被災者生活再建支援法の適用	433
第7節	茨城県被災者生活再建支援補助事業による支援金の支給	436
第2章	被災施設の復旧	439
第3章	激甚災害の指定	443
第4章	復興計画の作成	446
第5章	災害対応の検証	449
第7編	東海地震の警戒宣言発令	451
	に伴う対応措置計画	451
第1章	総則	453
第1節	計画作成の趣旨	453
第2節	計画作成の基本方針	453
第3節	町及び住民等の業務の大綱	454
第2章	東海地震注意情報から警戒宣言発令までの対応措置	455
第1節	東海地震注意情報等の伝達	455
第2節	警戒体制への準備	455
第3章	警戒警報発令時の対応措置	457
第1節	警戒宣言等の伝達	457
第2節	警戒体制の確立	457
第3節	地震防災応急対策の実施	457
第4節	住民等のとるべき措置	462

第 1 編 総 則

第1編 総則

第1章 計画の目標

第1節 計画の目的

利根町地域防災計画は、災害対策基本法（昭和36年法律223号）第42条及び利根町防災会議条例（昭和37年条例72号）第2条の規定に基づき、利根町防災会議が作成する計画であって、利根町の地域における防災対策を実施するにあたり、町、県、防災関係機関、公共的団体、事業者及び町民がその有する全機能を發揮して、災害予防、災害応急対策及び災害復旧対策に至る一連の防災活動の適切な実施により町民の生命、身体及び財産を災害から保護するための事項を定め、もって防災の万全を期すものである。

第2節 計画の基本方針

利根町地域防災計画は、利根町の地域に係る防災に関し、町の処理すべき事務又は業務を中心として、県、防災関係機関、公共的団体及び町民の処理分担すべき事務、業務又は任務までを含めた基本的かつ総合的な計画であり、以下の内容を基本方針とする。

- (1) 阪神・淡路大震災、東日本大震災の教訓を踏まえ、震度6弱以上の大規模地震も想定した防災対策の確立をはかる。
- (2) 地震による被害を最小限とするため、利根町の災害特性を踏まえ、災害の予防、発災時の応急対策及び復旧対策を含む総合的な計画とする。
- (3) 風水害、大規模事故等による被害を最小限とするため、利根町の災害特性を十分踏まえ、災害の予防、発災時の応急対策及び復旧対策を含む総合的な計画とする。
- (4) 各対策項目に関し、責任担当課、必要な措置を明示する。
- (5) 「自らの身の安全は自らが守る」との観点から、町民・事業所の役割も明示するとともに、自助、共助、公助の考え方を踏まえ、町民、町内各団体、事業所、ボランティア、行政の相互の協力方法を示す。

また、本計画は国の防災方針を定めた防災基本計画及び茨城県地域防災計画との整合性を有するものであるが、地域の特性に合わせた独自の計画である。

第3節 計画で扱う災害

利根町地域防災計画では、次の災害等についての対応を図る。

- ① 地震による災害と地震に伴う二次的な災害
- ② 風水害・土砂災害
- ③ その他大規模な災害・事故

第4節 計画の構成

第1 地域防災計画

利根町地域防災計画は、次のような構成とする。

第1編 総則

本計画の目的、策定の方針、構成のほか、町の防災上の特性、国等で公開されている被害想定を示し、これらを勘案した防災ビジョンと防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱を示す。

第2編 災害予防計画

災害予防計画は、通常時における災害を想定した対策を示す。内容は地震のほか、台風など風水害を対象とするが、避難訓練等においては、多様な災害を想定しており、どのような災害にも対応できる体制を整備していくことを目指している。

第3編 地震災害応急対策計画

地震災害応急対策計画は、実際の地震発生時を想定した応急対策を示す。総則の被害想定を基本に、第3部はそのうちの地震発生時の応急対策計画である。計画の目的である町民の生命、身体及び財産を災害から保護するための対策活動を、初動活動期、応急活動期、復旧活動期のそれぞれの時期に適した対応を項目ごとに記載する。

第4編 風水害応急対策計画

風水害応急対策計画は、実際に風水害発生時を想定した応急対策を示す。風水害対策については、初動活動期、応急活動期、復旧活動期に加え、台風接近時など発災直前の警戒活動期を加え、その対策を記載する。

第5編 大規模事故災害対策計画

森林火災、航空機事故など大規模災害については、町単独では対応が難しく、主に国・県との連携を中心にその予防対策及び応急対策計画を示す。

第6編 災害復旧・復興計画

応急対策が一応終了する時期を想定し、町民の生活再建、町経済の立て直し、町のランドデザイン等の作成等を示す。激甚災害法等の法的救済策等にもふれる。

第7編 東海地震の警戒宣言発令に伴う対応措置計画

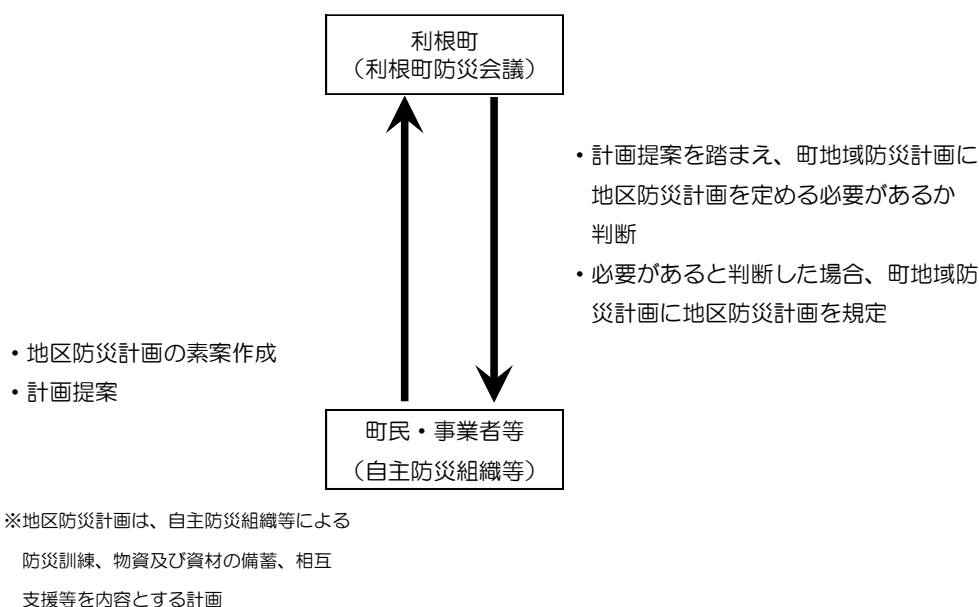
東海地震については、国の観測体制が整備されており、災害発生前の警戒宣言が発令した時の対処方法を示す。発災後の対応については、第3部に準ずる。

第2 地区防災計画

町民は、自分が住んでいる地域で起こりうる災害に関する正しい知識をもち、一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者（以下「自主防災組織等」と総称。）の活動を通じて災害に備えるため、地区ごとに具体的で実践的な計画づくりを行うことにより、コミュニティの持つ防災力が高まり、いざというときに大きな力となる。

国においては、「自助・共助」の精神に基づく自発的な防災活動の促進は、ボトムアップ型による地域防災力の向上の観点から極めて重要であると位置づけており、自主防災組織等は、町防災会議に対し、町地域防災計画に地区防災計画を定めることを提案することができるとされている。【災害対策基本法第42条及び第42条の2】

町防災会議は、自主防災組織等からこれらの提案を受けたときは、防災会議に諮り、必要があると認めるときは、町地域防災計画に当該地区防災計画を定めるものとする。



ボトムアップ型の地域防災力	平常時から地域に根ざす自治会や学校が連携し、形式的な発災以降の予行演習だけでなく、防災情報の共有や人材育成といった事前の防災対策を重視した活動を自主的に行うことで地域防災力の向上を目指すことである。なお、防災意識の高揚を狙ったマスメディアの積極的なバックアップや、防災対策を進める道具づくりが必要となる。
---------------	--

第5節 計画の修正

利根町地域防災計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、町の地域構造の変化及び災害応急対策の効果等を考えあわせ、毎年検討を加え、必要があると認めるときはこれを利根町防災会議において修正する。

第2章 利根町の防災上の特性

第1節 位置及び概況

本町は、東経 140 度 9 分、北緯 35 度 51 分に位置し、茨城県最南端の利根川流域にあって、東京の都心から 40km 圏内に該当する。町域は、東西間 8.3km、南北 5.2km で総面積は 24.86km² である。

本町の北は龍ヶ崎市、東は河内町、西は取手市に接し、南は利根川をはさんで千葉県我孫子市、印西市、栄町に隣接している。

町内の広域的な交通網としては主要地方道取手東線と主要地方道千葉竜ヶ崎線及び県道立崎羽根野線がある。このほか、利根川対岸の我孫子市布佐にある J R 成田線布佐駅が最寄りの鉄道駅となる。

現在の本町は、江戸期からの布川町と明治 22 年の市町村制により生まれた文村、文間村、東文間村の 1 町 3 村が昭和 30 年に合併してできた町であり、現在もこの 4 つの地区に大別されている。

本町は布川地区を中心に古くから利根川の船着場、宿場町として発展し、利根川の水運が衰えた後は農業地域として発展してきた。昭和 40 年代後半から始まった住宅団地の建設により飛躍的に人口が増加し、昭和 50 年から 55 年にかけての 5 年間では 50% を超す増加率で、首都圏のベッドタウンとして位置づけられた。現在は、超少子高齢化により人口減少が進んでいる。

第2節 自然環境

第1 地形・地質

本町の地形は北部の羽根野、早尾、文間及び南部の布川の台地部分とそれらを囲む低地部分に大別される。

台地のうち北部のものは利根川左岸に沿って分布する北相馬台地の一部であり、南部の布川台地は、元来は我孫子台地の東端部にあたるものが、利根川の改修工事によって切り離されたものである。羽根野～押戸の北部台地は標高 20～29m、南部の布川台地は、標高 15～21m で、北部及び南部の台地とも低地との間には傾斜 40 度以上の急崖が形成されている。台地上面は、昭和 40 年代以降、大規模住宅団地造成のため、切土や盛土などによる地形の改変が著しい。

台地部の地質は、新生代第四紀更新世の下総局群と呼ばれる海成堆積層と関東ロームと呼ばれる火山灰層からなっている。このうち下総層群は上部の見和層と下部の石崎層に区分されるが、見和層が比較的軟弱な層を含むのに対し、石崎層は浅海性の固い砂層で

あり基盤層を形成する。

低地部は、小貝川沿いの小貝川低地と利根川沿いの利根川下流低地に該当し、古くから河川の氾濫が繰り返されたため、多くの自然堤防があり微高地を形成している。この自然堤防の上には旧集落が帯状に分布している。低地部には、砂・粘土互層～海成粘土～砂層～砂・粘土互層のサイクルで堆積した沖積層が広く分布している。沖積層は、藤代層と呼ばれる縄文海進時に堆積した層で、上部に砂質層を有し、下部には極めて軟弱な粘土層が厚く堆積している。この軟弱な層は、深い所では30m以上あり、場所によっては下部や中間に砂層を有するところがある。沖積層の下には基盤層である石崎層が堆積している。

第2 気象

本町の気候は温暖で、2022年の龍ヶ崎市の年間の平均気温は14.8℃と東京(16.41℃)より1.6℃低く、水戸市(14.9℃)より0.1℃低い。年間降水量は1,125mmで冬季の積雪は少ない。風は夏季が南、冬季は西北西の風が強い。

龍ヶ崎市の2022年の気象状況(月ごとの値)

	降水量(mm)		気温(℃)			風向・風速(m/s)			日照時間(h)
	合計	日最大	日平均	日最高	日最低	平均風速	最大風速		
							風速	風向	
1月	22.5	13.0	2.6	13.9	-8.4	2.6	11.5	西北西	205.0
2月	67.0	21.5	3.1	15.8	-7.9	2.7	9.8	西北西	206.5
3月	92.0	38.5	9.1	25.1	-1.7	3.1	10.7	北東	188.1
4月	135.0	28.5	14.0	27.2	0.0	3.3	11.5	北東	171.0
5月	126.5	37.5	17.8	30.2	7.7	2.7	9.5	南南東	185.3
6月	72.0	29.5	21.9	35.9	13.2	2.9	10.0	北東	172.1
7月	97.5	34.0	26.4	36.6	20.0	2.6	10.0	南	193.0
8月	72.0	86.5	26.2	38.2	18.9	2.8	10.4	南	159.9
9月	97.5	56.5	23.2	32.5	14.8	3.0	8.1	北東	135.4
10月	105.0	47.0	15.8	28.6	2.5	2.5	8.0	北東	125.2
11月	84.5	37.0	12.3	23.8	2.9	2.1	8.6	北西	158.9
12月	42.0	13.5	4.9	15.3	-4.5	2.3	9.4	西北西	168.6
年間	1125.0	86.5	14.8	20.2	10.1	2.7	11.5	北東	2069.0

出典) 茨城県気象年報 2022年/水戸地方気象台

第3 自然災害等

本町は小貝川と利根川の氾濫域にあるため、自然災害はこれらの河川の氾濫による水害が主である。本町を流れる利根川、小貝川等の河川の流路は、17世紀に行われた小貝川、鬼怒川、利根川の付け替えや改修、新利根川の開削などにより形成されたが、小貝川・利根川合流地点付近では堤防決壊等が度々発生している。近年では、昭和56年8月に高須橋上流での小貝川堤防決壊により本町の広い範囲にわたって浸水被害を生じており、この時、町中央部を流れる新利根川の逆流による氾濫も記録されている。

また、北部と南部の台地沿いには急傾斜のがけが長く分布しており、がけに近接する民家の数も多く、民家等への災害のおそれのある場所については監視や斜面保護工事が実施されている。

地震については、これまで少数の家屋損傷事例があり、平成23年の東日本大震災では揺れや液状化による家屋の全壊22件、大規模半壊29件、半壊69件、一部損壊3,108件もの被害がでた。本町では、昭和40年代以降、北部や布川の台地部分及び布川地区の低地部には大規模な住宅団地開発が相次ぎ、このため洪水や地震災害等における被災対象の増加は著しく、台地部分における地形改変や軟弱な低地での盛土等を伴う開発により、災害発生の危険性もこれまでより大きくなっている可能性がある。

地震や風水害といった自然災害の影響により斜面やがけでは災害が発生する可能性があることから土砂災害警戒区域が設定されている。この土砂災害警戒区域は「土石流危険渓流、急傾斜地崩壊危険箇所、地すべり危険箇所」の3つに区分されており、本町においては急傾斜地崩壊危険箇所として12箇所が指定（平成23年茨城県告示第233号）されている。

土石流危険渓流	土石流発生の危険性があり、1戸以上の人家（人家がなくても官公署、学校、病院及び社会福祉施設等の災害弱者関連施設、駅、旅館、発電所等の公共施設のある場合を含みます）に被害を生ずるおそれがある渓流、および人家はないが今後新規の住宅立地等が見込まれる渓流
急傾斜地崩壊危険箇所	傾斜度30度以上、高さ5m以上の急傾斜地で、その斜面が崩れた場合に被害が出ると想定される区域内に、人家が1戸以上（人家がなくても官公署、学校、病院、駅、旅館等のある場合を含みます）ある箇所および人家はないが今後新規の住宅立地等が見込まれる箇所
地すべり危険箇所	地すべりを起こしている、あるいは起こすおそれのある区域で、河川、公共施設、人家等に損害を与えるおそれのある箇所

出典) 茨城県土木部河川課（茨城県土砂災害）のホームページ
(<https://www.pref.ibaraki.jp/doboku/kasen/dam/dosha/map/>) 土砂災害危険箇所マップ



出典) 茨城県 防災・危機管理部 防災・危機管理課 提供資料

■急傾斜地崩壊危険箇所

番号	箇所番号	箇所分類 I・II・III	斜面区分	箇所名	位置		延長 (崖長)	勾配 (傾斜)	高さ (崖高)	保全 人家戸数
					大字	小字				
1	564-I-001	I	自然斜面	羽根野	羽根野	羽根野台	910	48°	15	52
2	564-I-002	I	自然斜面	押戸	押戸	富士根	440	44°	20	9
3	564-I-003	I	自然斜面	南	押戸	南	330	44°	18	9
4	564-I-004	I	自然斜面	立木	立木	宮宿	500	54°	12	15
5	564-I-005	I	自然斜面	片町	立木	片町	440	55°	13	14
6	564-I-006	I	自然斜面	北郷	布川	北郷	480	45°	11	23
7	564-I-007	I	自然斜面	東	布川	東	420	45°	14	31
8	564-I-008	I	自然斜面	馬場-1	布川	馬場	220	60°	12	12
9	564-I-009	I	自然斜面	馬場-2	布川	馬場	120	50°	15	1
10	564-I-010	I	自然斜面	内宿	布川	内宿	250	41°	9	12
11	564-I-011	I	自然斜面	早尾	早尾	早尾台	250	32°	10	9
12	564-II-001	II	自然斜面	大平	大平	宮久保	240	52°	14	3

箇所区分I・II・IIIの分類は、傾斜度30°以上、高さ5m以上の急傾斜地(人工斜面を含むすべての急傾斜地)で被害想定区域内に人家5戸以上(5戸未満であっても官公署、学校、病院、駅、旅館等のほか社会福祉施設等の災害時要援護者関連施設のある場合を含む)ある場合は急傾斜地崩壊危険箇所Iとし、同区域内に人家が1~4戸の場合は急傾斜地崩壊危険箇所IIとし、さらに同区域内に人家がない場合でも急傾斜地崩壊危険箇所Iに準ずる斜面として延長が100mを超える斜面を急傾斜地崩壊危険箇所Iに準ずる斜面IIIとして調査した結果を表すものである。

出典) 茨城県地域防災計画(資料編) 「8-4 急傾斜地危険箇所」

第4 東日本大震災における利根町の災害対策の初動

東北から関東地方の太平洋側を襲った東日本大震災時における本町の初動状況は以下のとおりである。

平成23年3月11日 地震発生直後

14:46 地震発生

地震の名称：平成23年（2011）東北地方太平洋沖地震

地震の規模：マグニチュード9.0 最大震度7（宮城県栗原市）

津波の発生：地震発生後東日本沿岸部を巨大津波が襲う

○地震直後の利根町の状況（震度5弱を観測）

- 1) 町内全域停電，断水
- 2) 電話での通信が困難な状況
- 3) 多くの世帯で屋根瓦が被災したことが一目で確認できる状況
- 4) 利根ニュータウン地区の一部は，液状化による被害が一目で確認できる状況
- 5) 利根川堤防の法面崩壊が遠くからでも確認できる状況

14:55 災害対策本部設置

- 被害状況の把握のため4地区（文，布川，文間，東文間）に職員派遣
- 防災無線で消防団に担当地区の被害状況報告を要請
- 上水道については，水道課で被害状況把握及び復旧対策を開始
- 飲料水兼用耐震性貯水槽（100 m³）の使用開始を指示
- 避難所を旧利根中学校（現日本ウェルネススポーツ大学第1キャンパス）一校に決定，避難所での受け入れ準備開始
- 各学校で保護者への児童引き渡し開始

夕方～

- 飲料水兼用耐震性貯水槽の使用開始（利根中学校，旧布川小学校（現日本ウェルネススポーツ大学第2キャンパス南側グラウンド））
- 総務課，都市建設課，水道課及び一部職員が24時間体制（～22日まで）
- 旧利根中学校での避難者受け入れ開始（最高40名避難）
- 一人暮らし世帯等への飲料水配布

震災直後の主な復旧・支援活動

- ・ 学校での給水及び給水車による給水活動の継続（京都市からの支援隊と共に）
- ・ 老人世帯，福祉施設等へのペットボトルの配布
- ・ 民生委員による一人暮らし世帯への水供給及び安否確認
- ・ 道路，上水道復旧継続，被災公共施設の対策検討
- ・ 立木地内のストックヤードをがれき等の受け入れ場所に指定
- ・ 水道断水世帯に風呂の無料提供実施（保健福祉センター）
- ・ 断水地区の健康確認訪問（利根ニュータウン及び三番割地区）

- ・ 緊急避難者に対しての健康チェック及び「心のケア相談」の実施
- ・ 計画停電に関し東京電力に除外交渉
- ・ 避難者数が減ったため避難所を役場に移動（3/14～22）
- ・ 危険度判定開始（3/18 から利根ニュータウン地区ほか）
- ・ 「救急セット」を各区に配布（日赤茨城支部より 330 個）
- ・ 役場に被災者総合支援窓口を開設（4/4 から 4/28，罹災証明・災害見舞金支給等・被災者生活再建支援制度に関する相談受け付け）

施設・設備設置箇所と人員配置

（1）給水所（飲料水兼用耐震性貯水槽）

- 1) 場所：利根中学校，旧布川小学校（現 日本ウェルネススポーツ大学第2キャンパス南側グラウンド）の2カ所
- 2) 人員：1校あたり12名～20名

◆実給水期間 3/11（夕方）～3/14（夕方）

（2）給水車

- 1) 給水車両：・水道課タンク＋役場2tトラック1台

◆実給水期間 3/14～3/17

・京都市支援隊（11名）：2台（京都市上下水道局）

◆実給水期間 3/13～3/16

- 2) 場所：利根ニュータウンショッピングセンター，三番割

第3節 社会環境

第1 人口と世帯数

本町の人口と世帯数は、令和2年10月1日現在、15,797人、7,020世帯である。本町の人口は、昭和30年の利根町発足以降、減少傾向が続いていたが、昭和40年代の後半から相次いで住宅団地の開発が始まり、羽根野台（昭和45年造成着工）、八幡台、白鷺団地（昭和47年着工）、利根ニュータウン（昭和49年着工）、早尾台団地（昭和50年着工）、利根フレッシュタウン（昭和52年着工）の6つの住宅団地への入居が本格化する昭和53年以降には人口が急増し、昭和60年には人口約20,000人となった。

平成に入ると、もえぎ野台団地、四季の丘の住宅団地の開発が完了し、入居が進んだが、超少子高齢化等の影響により減少傾向がみられ、令和2年の人口は15,797人となった。地区別では、文地区4,105人、布川地区7,379人、文間地区1,311人、東文間地区1,291人、もえぎ野台1,711人となっている。

平成27年国勢調査から年齢構成をみると、年少人口が9.0%、生産年齢人口が51.7%、老年人口が39.3%となっており、平成22年調査と比べると、年少人口は、もえぎ野台団地、四季の丘等への入居等の影響から人口を維持しているのに対し、生産年齢の減少と、老年人口の増加が目立っている。特に高齢化率は39.3%に達している。

地区別人口の推移

	平成20年	平成25年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
文地区	5,063	4,573	4,302	4,259	4,188	4,105
布川地区	8,816	8,019	7,648	7,589	7,548	7,379
文間地区	1,693	1,566	1,440	1,394	1,352	1,311
東文間地区	1,684	1,554	1,410	1,371	1,318	1,291
もえぎ野台	798	1,695	1,737	1,743	1,721	1,711
合計	18,054	17,407	16,537	16,356	16,127	15,797

資料) 住民基本台帳各年10月1日現在

国勢調査による年齢構成別人口

	平成22年	平成27年	令和2年
年少人口	1,721 (9.9)	1,468 (9.0)	1,196 (7.8)
生産年齢人口	10,836 (62.0)	8,434 (51.7)	7,227 (47.2)
老年人口	4,915 (28.1)	6,41 (39.3)	6,903 (45.0)
合計	17,473	16,313	15,340

注) 資料は国勢調査10月1日現在、()内は構成比

第2 土地利用

江戸期に利根川水運の宿場町として発展した布川の利根川沿いや押戸・大房には、古い家屋の密集した集落が形成されている。北部と南西部の台地や台地下部には、大規模住宅団地が広がる。これら以外には、水田が広がるなかに古い農村集落が点在している。

昭和40年代前、までは古い集落と低地部の水田、台地部の山林で構成されていたが、昭和40年代後、以降に大規模住宅団地が造成され、宅地化が進んだ。

令和3年の町の土地利用比率は、水田が46.9%、畑が7.4%、宅地は13.3%となっている。また、山林、原野、雑種地、その他をあわせて32.4%である。近年、土地利用は宅地が増加し、畑、山林、原野が減少傾向にある。

地目別土地利用面積の構成比の推移（%）

年次	田	畑	宅地	山林	原野	雑種地	その他	合計
昭和62年	46.9	12.1	10.4	3.3	1.3	0.6	25.4	100.0
平成5年	47.4	11.1	11.2	3.4	1.1	1.3	24.5	100.0
平成15年	45.3	9.5	13.0	2.6	1.0	3.0	25.6	100.0
平成25年	46.4	7.6	13.4	2.6	0.9	3.3	25.8	100.0
令和3年	46.9	7.4	13.3	2.6	0.9	2.8	26.1	100.0

注) 固定資産課税台帳に登録された地積で非課税も含まれる。各年1月1日

第3 道路

道路は、広域幹線道路としては主要地方道千葉竜ヶ崎線、主要地方道取手東線、県道立崎羽根野線、主要地方道美浦栄線がある。このうち、主要地方道千葉竜ヶ崎線は、町内を縦断し、龍ヶ崎方面、千葉県方面へつながる最も重要な道路であり、主要地方道取手東線と県道立崎羽根野線は地域間を結ぶ重要な道路となっている。更に、首都圏中央連絡自動車道と千葉県を結ぶ千葉茨城道路の一つとして、県道美浦栄線バイパスの若草大橋が開通しており、新たな道路軸として整備が進められている。

また、主要地方道千葉竜ヶ崎線、主要地方道取手東線、主要地方道美浦栄線、若草大橋有料道路が県指定の緊急輸送道路に指定されています。町道112号線は、町指定の緊急輸送道路として整備が進められている。

集落内の道路は幅員の狭い場所が存在し、古い集落にはとくに幅員の狭い箇所がみられる。

第4 ライフライン

上水道の給水普及率は92%で、下水道の普及率は、88%である。大規模住宅団地の立地に伴う整備もあり、上下水道とも整備率は高い。

第5 公園

公園は、利根川河川敷の地区公園（利根緑地運動公園）をはじめ、近隣公園1箇所、街区公園24箇所、都市緑地2箇所、その他の公園3箇所がある。このうち近隣公園と街区公園は、すべて住宅団地建設に伴うものである。

第3章 地震災害の履歴と想定される災害

第1節 災害履歴

本町周辺地域では、これまでに地震による大きな被害の記録は極めて少ない。「新編日本被害地震総覧」(宇佐美 1987)等の資料によると、本町周辺で比較的強い揺れのあったと考えられる地震には、次のような事例がある。

① 安政江戸地震

1855年(安政2年)10月2日、M6.9、町における推定震度6
江戸付近を震源とする地震で、茨城県南部が広い範囲で震度5であり、布佐、布川では震度6となっている。この地震により、布川では「破損家あり」とされている。

② 霞ヶ浦付近の地震

1895年(明治28年)1月18日、M7.2、町における推定震度5
霞ヶ浦付近を震源とする地震で、推定震度は茨城県南東部で震度5である。局所的な被害はそれほど大きくはないが、被災範囲が広い。本町に関する被害記録はない。

③ 龍ヶ崎付近の地震

1921年(大正10年)12月8日、M7.0、町における推定震度4
龍ヶ崎付近を震源とする地震で、茨城県内はほとんどの地域が震度4であった。「龍ヶ崎では墓石多く倒れ、田畑、道路に亀裂」という記載があるが、本町の被害記録はない。

④ 関東大地震

1923年(大正12年)9月1日、M7.9、町における推定震度5
関東南部を震源とし、茨城県の推定震度は南部で震度5、北部で震度4である。茨城県の被害は、死傷者45人、家屋の全壊517棟、半壊681棟等が記録されている。本町付近でも木造建物の全壊率が1%に達している。また、取手や利根川対岸の木下では液状化もみられた。

⑤ 茨城県南部の地震

1983年(昭和58年)2月27日、M6.0、町における推定震度4
茨城県南部を震源とする震度4の地震で、この地震により藤代、取手、牛久などでガス管の破損等の被害や藤代で家屋の壁の亀裂、剥落の被害があった。

⑥ 東日本大震災

2011年（平成23年）3月11日，M9.0，町における震度5弱

東北地方太平洋沖地震とそれに伴って発生した津波，及びその後の余震によって引き起こされた大規模地震災害。

①人的被害：軽傷者2名

②家屋等被害件数

全壊	22件
大規模半壊	29件
半壊	69件
一部破損	3,108件
合計	3,228件

③被害を受けた公共施設：

役場等	11施設	役場庁舎，保健福祉センター，国保診療所，生涯学習センター，図書館，文化センター，柳田國男記念公苑，赤松宗旦旧居，布川地区コミュニティセンター，文間地区農村集落センター，利根東部農村集落センター，すこやか交流センター
学校	4施設	文小学校，布川小学校，文間小学校，利根中学校
消防分団機庫	15施設	2分団～20分団（5, 9, 10, 16, 17を除く。）
その他	3施設	旧布川小学校（現 日本ウェルネススポーツ大学第2キャンパス），旧東文間小学校，旧利根中学校（現 日本ウェルネススポーツ大学第1キャンパス）
合計	35施設	

④上水道被害状況

【町内配水，給水管被害】

配水管	9箇所
給水管	37箇所
仕切弁	5箇所
空気弁	6箇所
合計	57箇所

【浄水場内被害】

送水管	1箇所
急速濾過機	3機

⑤道路被害状況

陥没, 段差, クラック, 法面崩壊	120 箇所
側溝破損	21 箇所
その他	3 箇所
合計	144 箇所

なお、1995年1月17日の兵庫県南部地震（阪神・淡路大震災）は、淡路島を震源とするM7.2の活断層による直下型地震である。この時、活断層に沿って特に激しい揺れがみられ、この活断層にそって帯状に大きな被害を受けた。

本町周辺においては、これまでの調査・研究の範囲では活断層の存在は報告されていない。ただし、沖積層が厚く堆積して断層の確認は難しい地域であることから、活断層の存在が完全に否定されるものではない。

第2節 災害危険性の予測

第1 土砂災害の予測

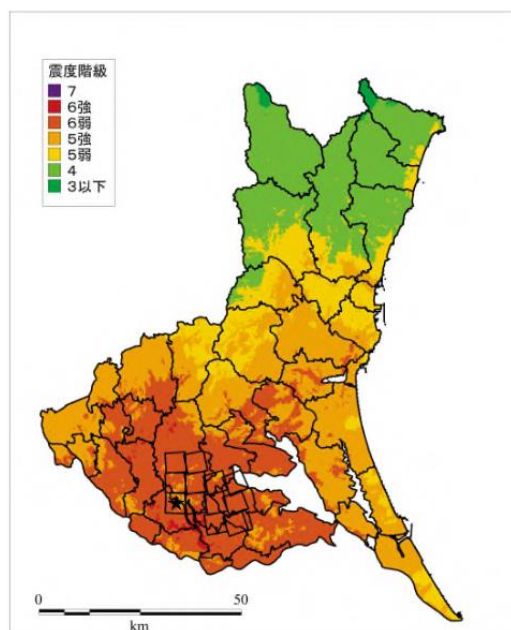
本町においては急傾斜地崩壊危険箇所として12箇所が指定（平成23年茨城県告示第233号）されている。これらは、町北西部及び町南西部の台地縁辺で、いずれも40°を超える急斜面である。これらの地域の地質は、表層は関東ロームを被り、常総粘土層、龍ヶ崎砂層を薄く乗せ、その下は下総層群の見和層が露出する。見和層は、半固結の砂層であるが、地表に表れて風化を受けると崩れやすい性質をもつため、指定された12箇所は全てが土砂災害特別警戒区域であり、地震による強い揺れにより崩壊等が発生することも予測される地域である。（指定箇所は9ページ参照）

第2 茨城県地震被害の想定

平成4年度から9年度にかけて、茨城県南西部を震源とする地震及び塩屋崎沖を震源とする地震に関し、県内全市町村の被害想定調査を実施。今後の地震の想定にあたり、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの巨大な地震を検討と、最新の科学的知見を取り入れて適宜見直すこと、そして地域ごとに地震波の想定を早急に検討すべきであることを提言として示した。最新の人口と建物分布やインフラの整備状況などを反映し、県内における被害想定について、国の被害想定と整合を図りながら実施し、平成30年12月に地震被害想定の見直しを行った。

町に大きな影響をあたえると想定される地震は次のとおりである。

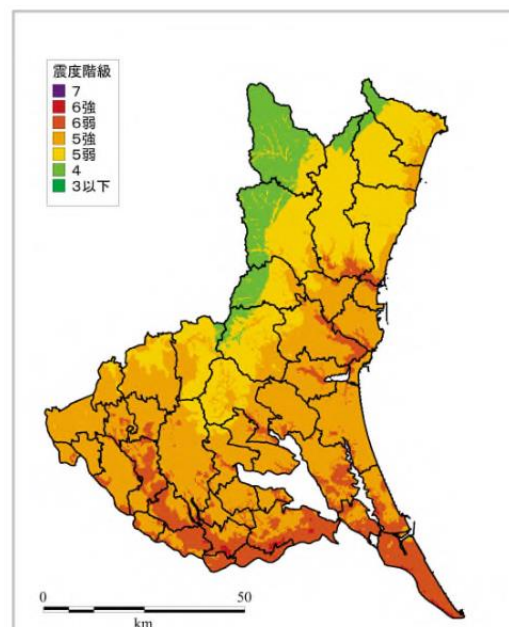
想定地震の震源の位置



茨城県南部の地震の地表震度分布

地震規模：マグニチュード7.3

最大震度：6弱



茨城県沖～房総半島沖の地震の地表震度分布

地震規模：マグニチュード8.4

最大震度：6強

茨城県地震被害想定調査結果の概要（利根町）

			① 茨城県南部	② 茨城県沖から房総半島沖
建物被害	全壊・焼失	冬深夜	50棟	70棟
		夏12時	50棟	70棟
		冬18時	50棟	70棟
	半壊	冬深夜	450棟	610棟
		夏12時	450棟	610棟
		冬18時	450棟	610棟
人的被害 ※ … わずか	死者	冬深夜	10人	10人
		夏12時	※	10人
		冬18時	※	10人
	負傷者	冬深夜	50人	70人
		夏12時	30人	40人
		冬18時	30人	50人
	重傷者	冬深夜	10人	10人
		夏12時	10人	10人
		冬18時	10人	10人

ライフライン被害 (被災直後) ※6	電力(停電率) ※1	0.88	0.90
	上水道(断水率) ※2	0.92	0.93
	下水道(機能支障率) ※3	0.88	0.90
	都市ガス(供給停止率) ※4	1.00	停止なし
	固定電話(不通回線率) ※5	0.88	0.90
避難者	当日	910人	990人
	1週間後	870人	970人
	1ヶ月後	430人	540人
災害廃棄物	災害廃棄物量	15,650 t	21,780 t

- ※1 停電率とは、電灯件数に対する停電件数の割合を指す。
 ※2 断水率とは、給水人口に対する断水人口の割合を指す。
 ※3 機能支障率とは、下水道の処理人口に対する機能支障人口の割合を指す。
 ※4 供給停止率とは、都市ガスの需要家数に対する供給停止戸数の割合を指す。
 ※5 不通回線率とは、固定電話の回線数に対する不通回線数の割合を指す。
 ※6 ライフライン被害(電力、上水道、下水道、都市ガス、通信(固定電話))
 について、被災直後の被害状況を示している。

注) ただし、冬の平日午後6時ごろに地震が発生した場合で、気象条件は以下のように仮定されている。天候：晴れ 風速：15~2m/s 風向：西~北 湿度：60%
 出典) 茨城県地震被害想定調査報告書(概要版)【平成30年12月】

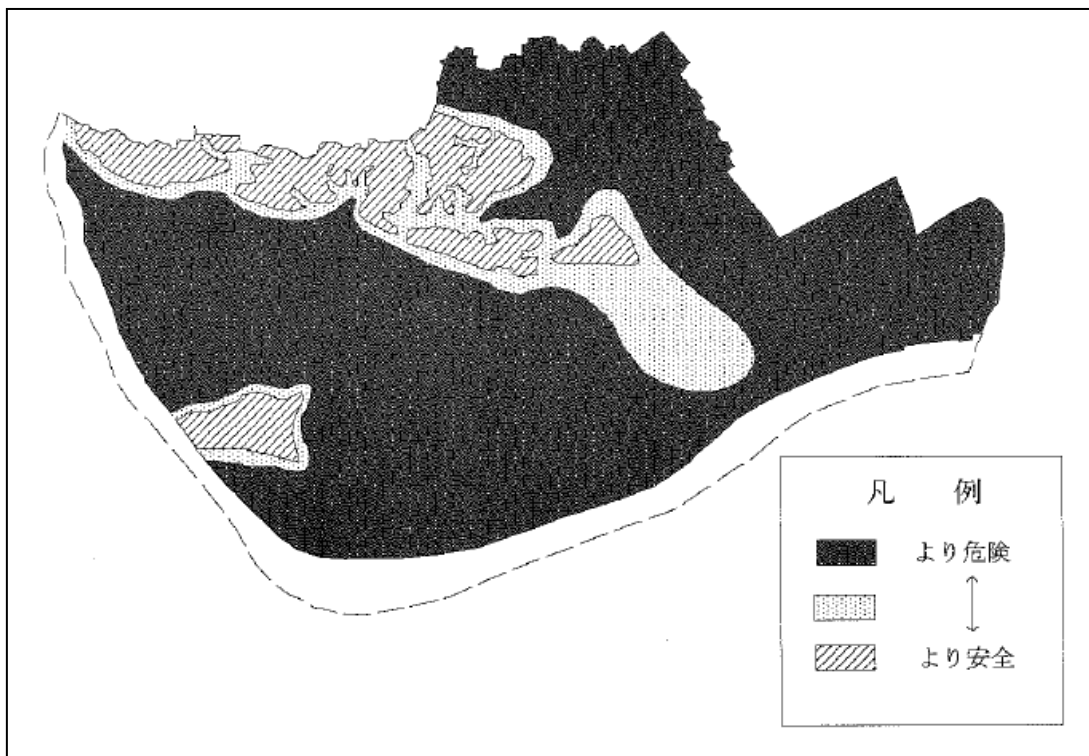
第3 利根町の地震災害危険性

本町は平成8年度に防災アセスメント調査を実施し、地震災害危険性の予測を行った。この調査では、茨城県の地震被害想定調査において利根町にもっとも大きな被害をもたらすと考えられる茨城県南西部内側の想定地震に対して、地区ごとの危険性について再検討を行っている。

調査の結果、沖積層が厚く堆積する氾濫平野で被害率が高く、被害の要因としては地盤の液状化によるものが大半をしめることが予測された。

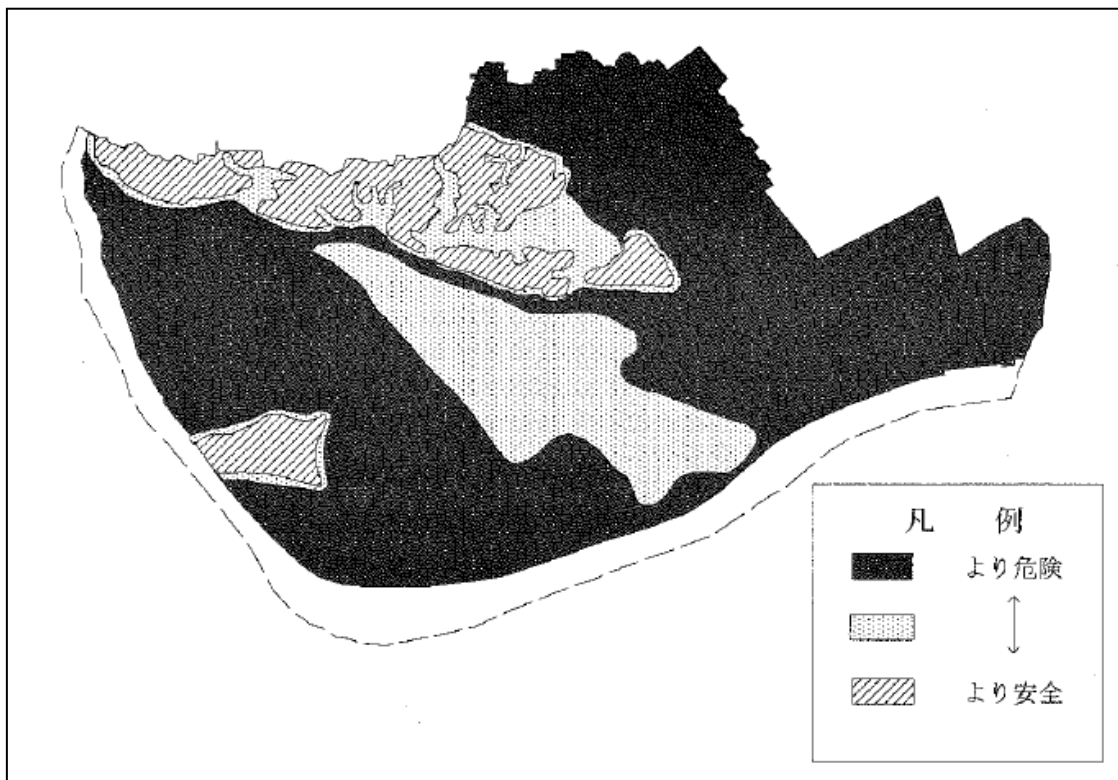
また、盛土による人工造成地で、地盤が不等沈下を生じる可能性があり、大きな被害率が予測されている。

地震動危険度判定図



出典) 利根町防災アセスメント業務 報告書 (平成9年3月) より作成

液状化危険度判定図



出典) 利根町防災アセスメント業務 報告書 (平成9年3月) より作成

地区別の建物被害予想棟数と被害率

地区名	建物被害棟数（棟）			合計	建物被害率
	木造建物		非木造建物		
	地震動	液状化	液状化		
文地区	42	223	15	238	8.8%
布川地区	126	877	44	900	22.5%
文間地区	14	246	24	272	18.5%
東文間地区	59	352	37	376	22.5%
合計	241	1,698	120	1,786	18.1%

注) 合計欄は重複分を調整した値

出典) 利根町防災アセスメント業務 報告書（平成9年3月）より作成

また、地震時の火災延焼に対して、押付本田や内宿・浜宿・中宿，上柳宿・下柳宿，押戸，大房では、大きな建物被害率が予測されていることに加え、建物密集度も高く、その危険性が高いことが示された。

地震による地区別の火災延焼危険度評価

地 区		総合評価ランク	地 区		総合評価ランク
文 地 区	早尾	C	布 川 地 区	谷原	B
	早尾台	C		三番割	C
	大平・もえぎ野台1・2	C		白鷺の街	B
	横須賀	B		ニュータウン	B
	羽根野	C		フレッシュタウン	B
	羽根野台	C	文 間 地 区	奥山・もえぎ野台3～5	C
	押付本田	A		押戸	A
	上曾根	C		大房	A
	下曾根・下井	B		立木	B
	押付新田	C	東 文 間 地 区	羽中	B
中田切	C	福木		C	
布 川 地 区	内宿・浜宿・中宿	A		中谷	C
	馬場	B		立崎	C
	布川台	C		惣新田	B
	八幡台	C	加納新田	B	
	上柳宿・下柳宿	A			

注) 危険度ランク A (危険) ←→ (安全) C

出典) 利根町防災アセスメント業務 報告書 (平成9年3月) より作成

地震時の人的被害は、建物被害の結果が県の地震被害想定調査(地震モデルB)とほぼ近い値を示したため、死者、負傷者、罹災者とも、県の結果(地震モデル)と同様の結果と予測される。

第4 茨城県に被害をもたらす可能性のある地震

首都圏での直下型の地震(マグニチュード7級)の発生については、大陸プレート、フィリピン海プレート及び太平洋プレートが互いに接し、複雑な応力集中が生じていることなどから、ある程度の切迫性を有していることが明らかにされており、茨城県に影響を及ぼす地震としては、茨城県南部地震(マグニチュード7.3)が中央防災会議により想定されている。

茨城県沖を含む三陸沖北部から房総沖の海溝寄りのプレート間地震(津波地震)については、茨城県及び福島県沖の海溝寄り部分では、複数の領域を震源域とした地震の発生可能性があるとしており、発生した場合は、マグニチュード8.6～9.0と地震調査研究推進本部により推定されている。

東海地震(震源地:駿河湾、マグニチュード8程度)が発生した場合、概ね県南部で震

度 5 弱, その他の地域は震度 4 以下と予想されており, 近い将来大規模な地震が発生すると考えられている。

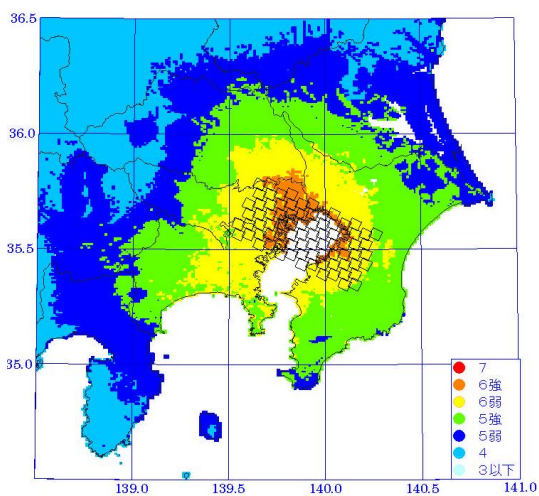
上記以外の地震についても, 過去には, 茨城県南部, 茨城県沖, 福島県沖で震度 5 を記録し被害が発生しており, 発生確率については算出されていないが, 太平洋プレート内部での周期の短い強震動の地震も想定されている。しかし, 地震発生 of 切迫性を判断することは困難であり, 今後の研究成果を待つ状況にある。

第5 中央防災会議による首都直下型地震災害の想定

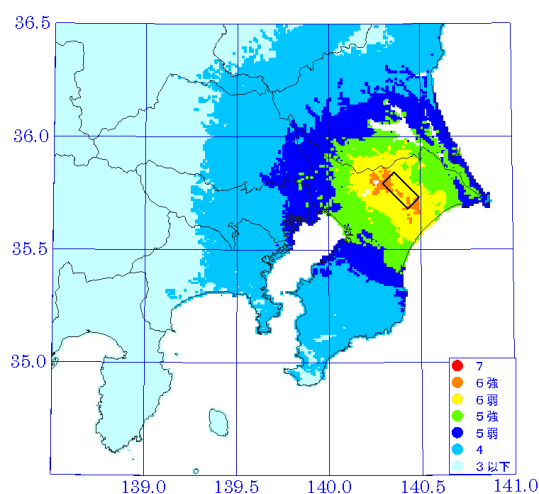
内閣府, 中央防災会議においては, 首都直下型地震について検討を進め, 震度分布や被害の想定が行われている。

本町に影響を与えると考えられるのは, 平成 16 (2004) 年の検討において東京湾北部地震 (M7.3) と成田直下地震 (M 6.9) である。震度分布をみると, 東京湾北部地震で震度 5 強から震度 6 弱, 成田直下地震で震度 6 弱が見込まれている。

東京湾北部地震 (M7.3) の震度分布



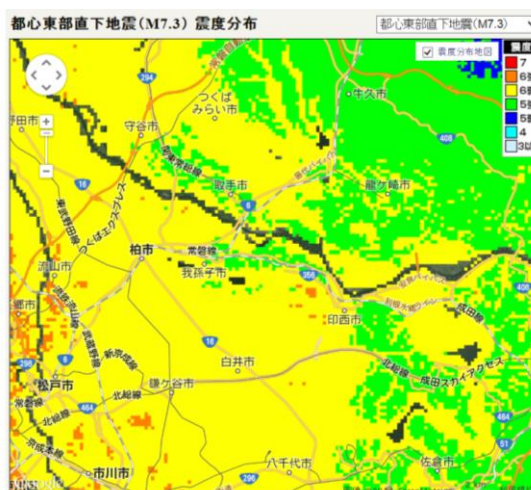
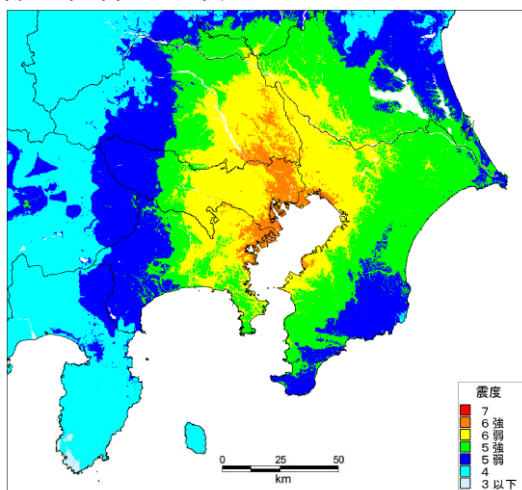
成田直下地震 M6.9 (地殻内の浅い地震) の震度分布



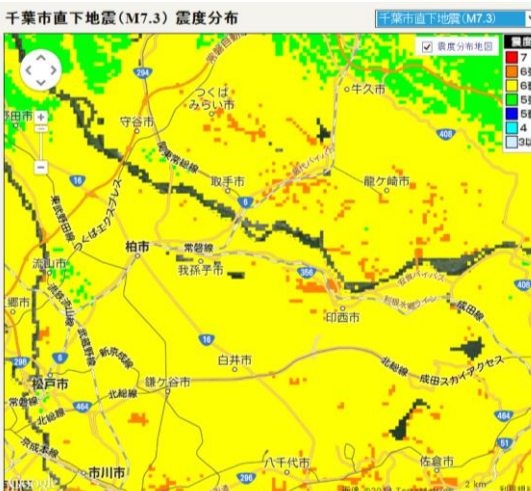
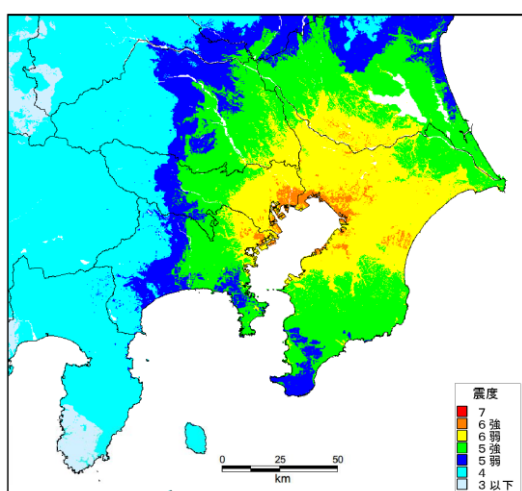
出典) 中央防災会議 首都直下型地震の被害想定 (平成 24 年 4 月)

平成 25 年 12 月の首都直下地震モデル検討会 (中央防災会議) において, 「首都直下の M7 クラスの地震及び相模トラフ沿いの M8 クラスの地震等の震源断層モデルと震度分布・津波高等に関する報告書」が公表された。報告書によると, 本町の想定震度は「震度 6 弱～震度 6 強」と見込まれる。

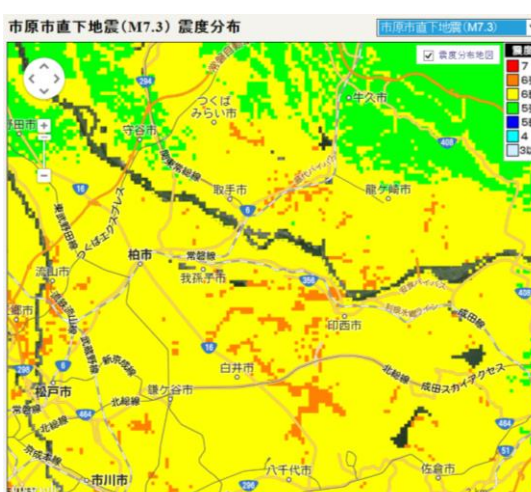
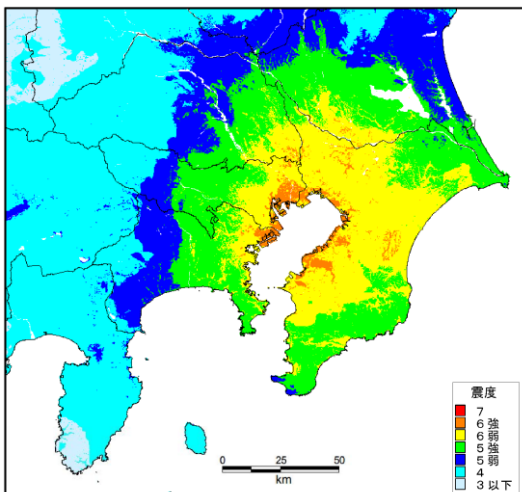
都心東部直下地震（プレート内）



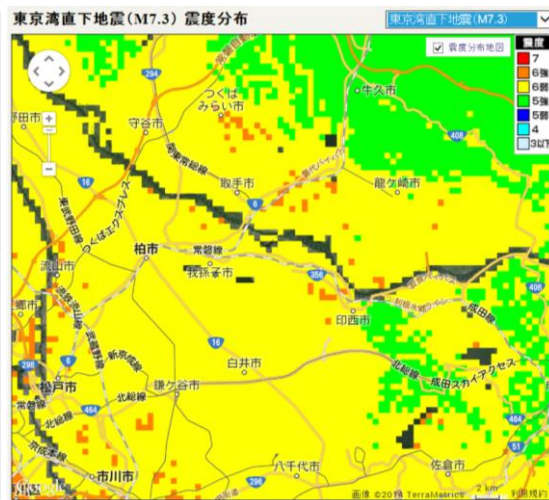
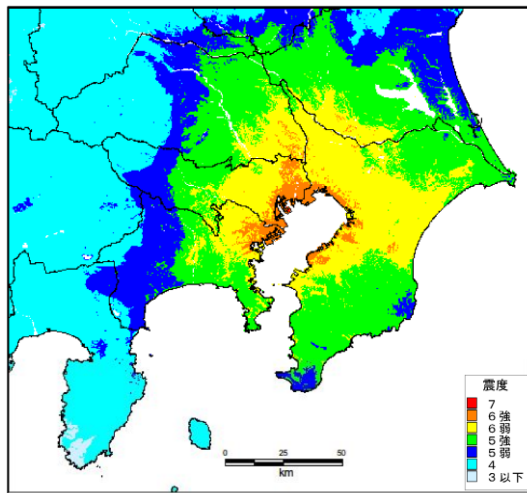
千葉市直下地震（プレート内）



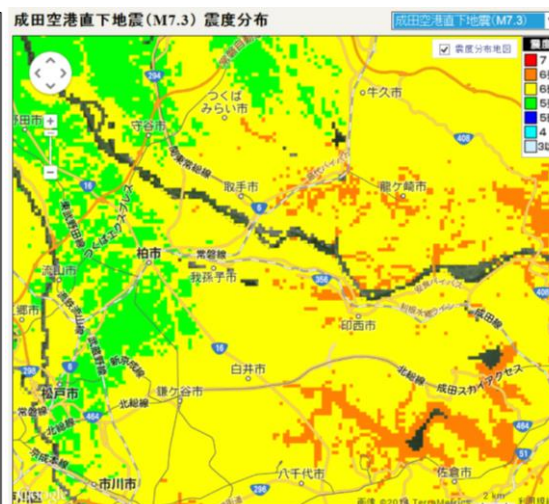
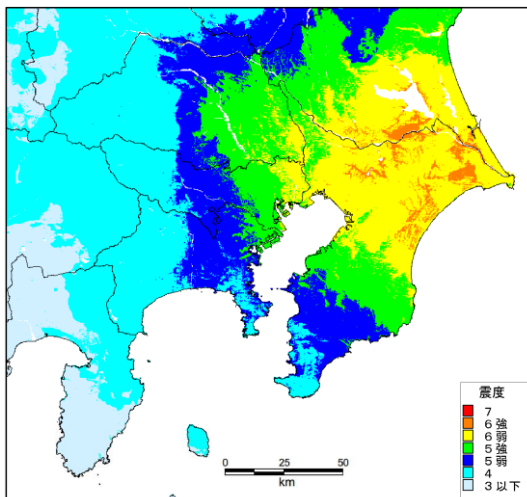
市原市直下地震（プレート内）



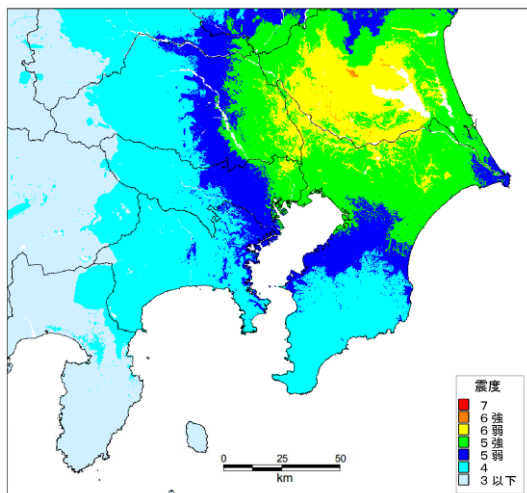
東京湾直下地震（プレート内）



成田空港直下地震（プレート内）



茨城県南部の地震（プレート境界）

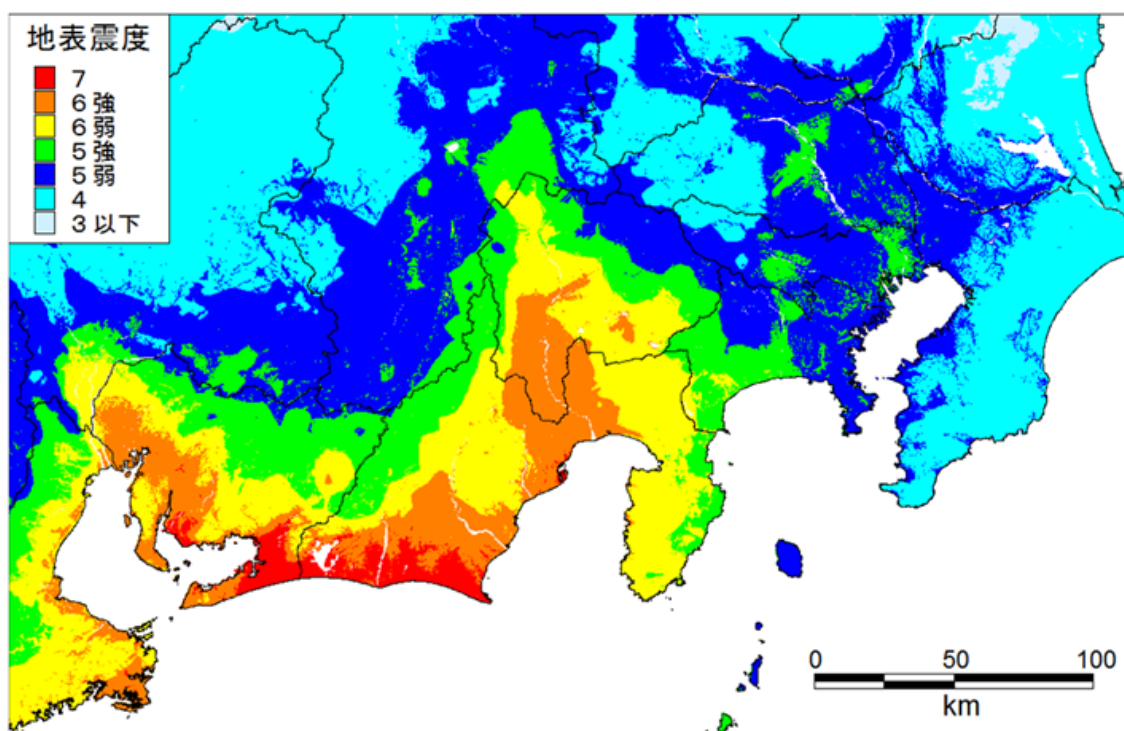


- 出典) 1. 中央防災会議 首都直下の M7 クラスの地震及び相模トラフ沿いの M8 クラスの地震等の震源断層モデルと震度分布・津波高等に関する報告書 図表集 (平成 25 年 12 月)
2. 朝日新聞のホームページ (<http://www.asahi.com/special/syutochoka/>) 首都直下地震の被害想定

第6 中央防災会議による南海トラフを震源とする震災害の想定

内閣府、中央防災会議においては、南海トラフを震源とする巨大地震について検討を進めてきたところであり、平成24年と25年の2年間で一次、二次の調査報告がなされている。

南海トラフを震源とする巨大地震については、東海地震、南海地震、東南海地震の連動性など巨大地震となることも想定され、被害も大きなものとなることが想定されるが、本町を含む茨城県への影響は、想定される「東側ケース」でみた場合、最大で震度5弱程度が想定されている。



出典) 中央防災会議 南海トラフを震源とする地震分布 (東側ケース) (平成24年8月)

第7 地震調査研究推進本部の想定

国（文部科学省）においては、「地震調査研究の推進について―地震に関する観測，測量，調査及び研究の推進についての総合的かつ基本的な施策―」を決定し，地震調査研究推進本部において陸域における国内の主要断層帯の長期評価及び海溝型・プレート型地震の研究を進めてきた。本町を含む茨城県南部の過去の地震は，関東地方の下に沈み込んだフィリピン海プレートや太平洋型プレートに関係した地震が多いことを指摘している。

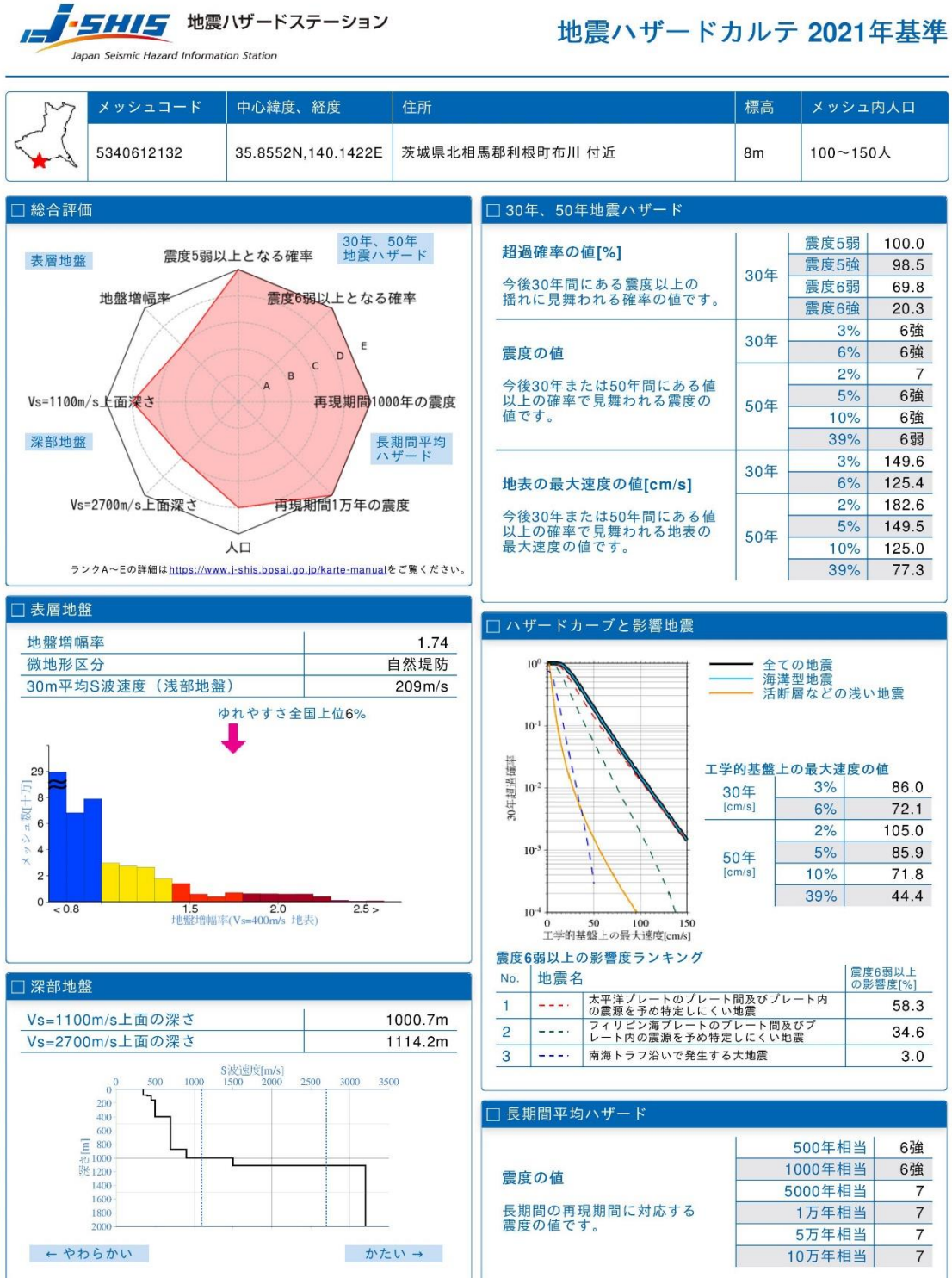
将来の地震の発生については，

- ① 茨城県沖で発生する海溝型地震
- ② 青森県東方沖から房総沖の海溝寄りの領域で発生する地震
- ③ 相模トラフ沿いで発生する地震

の可能性を示している。

防災科学技術研究所では，このほかに海溝型地震で震源断層を特定しにくい地震，活断層を震源とする地表から浅い場所の地震についても研究を進めており，全体としては，30年間で震度5強以上の地震の確率は98.5%と高い確率が予想されている。

図 防災科学技術研究所による地震予想



第4章 風水害の履歴と想定される災害

第1節 災害履歴

本町を含む龍ヶ崎地方では、17世紀中頃に鬼怒川及び小貝川の付け替えが実施され干拓事業が進んだが、これに比例して水害も多くなった。1654年に利根川の東遷事業が完成し、1665年に新利根川が開削されると、沿岸村落はさらに新たな水害にさらされるようになった。

龍ヶ崎地方の水害は、利根川の東遷事業完成後の1700年代から、利根川と小貝川の合流点付近に集中して発生している。これは合流点下流の布川・布佐に狭窄部があることに加え、当時の堤防の構造や規模に問題があったことによるものと考えられている。明治以降では、関宿閘門の閉鎖や利根川改修による上流流路の直線化、浚渫工事の中止等による利根川の河床上昇などを原因として、小貝川・利根川合流点付近で堤防決壊がたびたび発生している。

利根町においても洪水被害を何度も受けており、近年では、昭和56年8月に高須橋上流左岸地点で小貝川が決壊し、田畑の冠水面積900ha、農作物被害約5億円の被害が生じている。

また、平成3年には、10月10日～13日の台風21号により、道路1箇所で冠水被害が記録されている。

この反面、利根町北部及び布川の台地部では、急傾斜斜面が多く分布するが、がけ崩れ等の土砂災害の記録はない。

■水害履歴

災害発生年月	事項	被害の有無
寛保2年(1742年)7月	押付新田・川原代決壊	あり
天明1年(1781年)7月	布川徳満寺裏決壊	〃
天明6年(1786年)月	豊田・押付決壊	〃
文化1年(1804年)月	長沖決壊	〃
文政7年(1824年)月	〃	〃
弘化3年(1846年)6月	豊田・加納新田決壊	〃
安政5年(1858年)9月	羽根野・豊田決壊	〃
明治3年(1870年)7月	生板・大徳鍋子新田決壊	〃
明治4年(1871年)7月	金江津十三間戸決壊	〃
明治11年(1878年)8月	源清田猿島新田決壊	〃
明治18年(1885年)9月	十余島押砂決壊	〃
明治23年(1890年)9月	十余島清久決壊	〃
明治25年(1892年)9月	十余島四ツ谷決壊	〃
明治29年(1898年)9月	布川三番割・金江津決壊	〃
明治31年(1892年)9月	布川二番割決壊	〃
明治35年(1902年)9月	十余島四ツ谷決壊	〃

災害発生日月	事項	被害の有無
明治 39 年 (1906 年) 7 月	布川二番割決壊	〃
明治 40 年 (1907 年) 8 月	豊田十里決壊	〃
明治 43 年 (1910 年) 8 月	川原代花丸・豊田・三番割決壊	〃
昭和 10 年 (1935 年) 9 月	高須橋下決壊	〃
昭和 13 年 (1938 年) 6 月	牛久沼立羽決壊	〃
昭和 16 年 (1941 年) 6 月	川原代常盤線下花丸決壊	〃
昭和 25 年 (1950 年) 8 月	神の浦決壊	なし
昭和 56 年 (1981 年) 8 月	高須橋上流決壊	あり

■昭和56年8月洪水による水害

台風 15 号は、8 月 23 日 4 時過ぎに千葉県館山付近に上陸し、関東地方、東北地方を縦断して北海道沖に抜けたもので、上陸時の中心気圧は 965hPa であった。

関東地方では 22 日朝から 23 日昼頃まで、約 30 時間足らずの比較的短い時間に強い雨が降り、特に利根川と鬼怒川の上流山間部では総雨量が 300～500mm に達した。

利根川では警戒水位を大幅に超えたため洪水警報が発令されたが、増水した利根川の水は小貝川に逆流し、24 日午前 2 時頃に小貝川の高須橋上流左岸地点で堤防が決壊し、床上浸水約 700 棟、被害総面積約 3,300ha の大被害となった。

本町では、北部の奥山、押戸、大房地区をはじめ、中部の立木、立崎、中谷や東部の惣新田、加納新田まで洪水が達し、さらに新利根川の逆流により福木等でも浸水被害が生じた。浸水家屋は決壊地点に近い奥山、押戸、大房などの地区よりも、洪水先端部であった惣新田、加納新田で多くなっている。福木地区、中田切地区は、新利根川の逆流による氾濫で浸水したものと考えられる。

■浸水家屋数

地区名	床上浸水 (住家)	床下浸水 (住家)	非住家のみ 浸水	地区合計
奥山		1		1
押戸	1	5		6
大房		2	1	3
立木	1	1	2	4
惣新田	3	19	13	35
加納新田	3	11	36	52
立崎		1		1
中谷	1	5	3	9
福木		10	9	19
中田切		2	2	4
押付新田			5	5
押付		3	1	4
羽根野		1		1
合計	9	61	74	144

出典) 昭和 56 年 8 月洪水時の浸水状況 (町調べ)

第2節 災害危険性の予測

第1 水害危険性の想定

本町では、過去に何度か河川氾濫による水害に見舞われている。近年で規模の大きな氾濫は、昭和56年8月に小貝川の高須橋上流左岸の決壊であり、浸水区域は、町北東部に広がり、東文間地区の加納新田・惣新田等では家屋の浸水があった。

また、これに伴う新利根川の逆流により、新利根川沿いにも被害があった。

水害の危険性については、国土交通省が、平成27年に水防法改正による利根川及び小貝川の洪水氾濫シミュレーションを行い、利根川水系浸水想定区域図及び小貝川水系浸水想定区域図を作成している。


このシミュレーション結果をみると、本町は台地部を除き3～5mの水害(外水氾濫)の潜在的危険性があることがわかる。

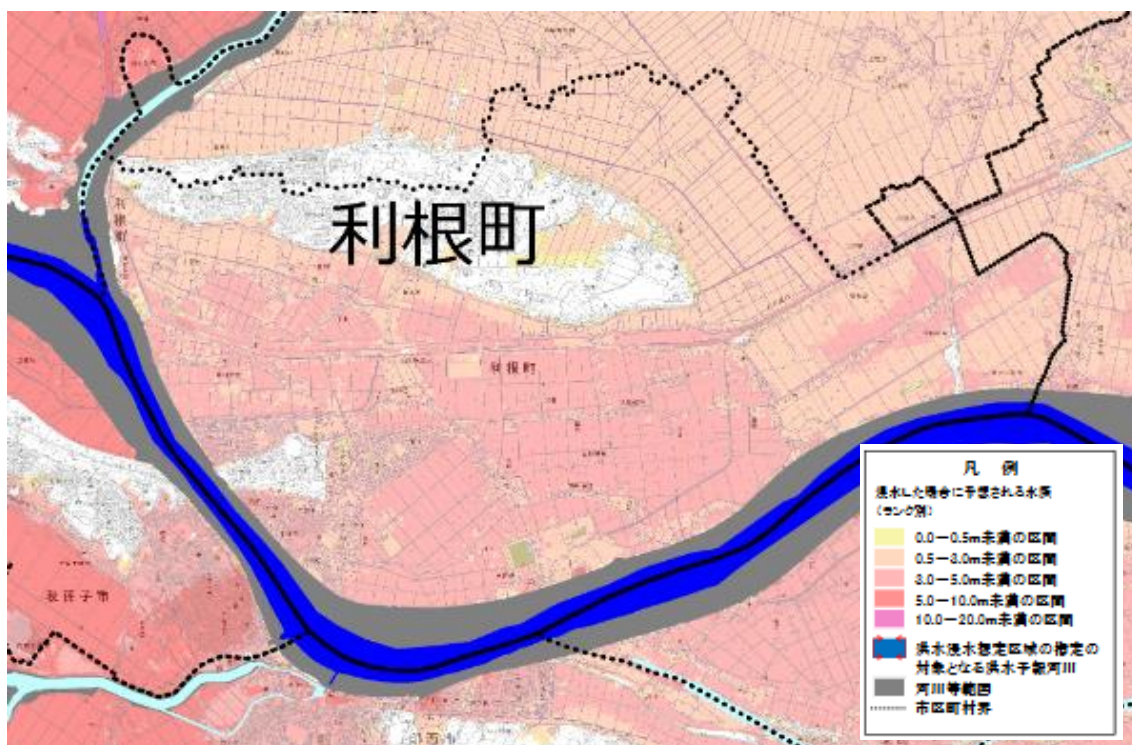
低地の水害危険性は、地表面の微妙な高低差(すなわち微地形)に左右され、相対的に低いところや、水の集まりやすい地形のところでは水害の危険性が高くなる。

本町では、布川台、八幡台、羽根野、早尾、大平、奥山、押戸等の台地は、水害の危険性はほとんどない。

また、立木、大房、下曾根、下井、羽中、立崎等の台地低位面や自然堤防上に立地する旧集落も比較的安全である。中谷地区～立崎地区の利根川本川沿いの旧河道、谷原～羽中の間にある後背湿地は地形的に水が集まりやすく、水害の危険性は相対的に高いと予想される。

■水害の危険性

危険性		微地形
危  安	険 全	旧河道、後背湿地
		氾濫平野、谷底平野、小規模な自然堤防、盛土地
		明瞭な自然堤防、台地低位面、高盛土
		台地下位面、台地上位面



【利根川水系浸水想定区域図（国土交通省利根川下流河川事務所）】

作成主体 国土交通省関東地方整備局利根川上流河川事務所
国土交通省関東地方整備局利根川下流河川事務所

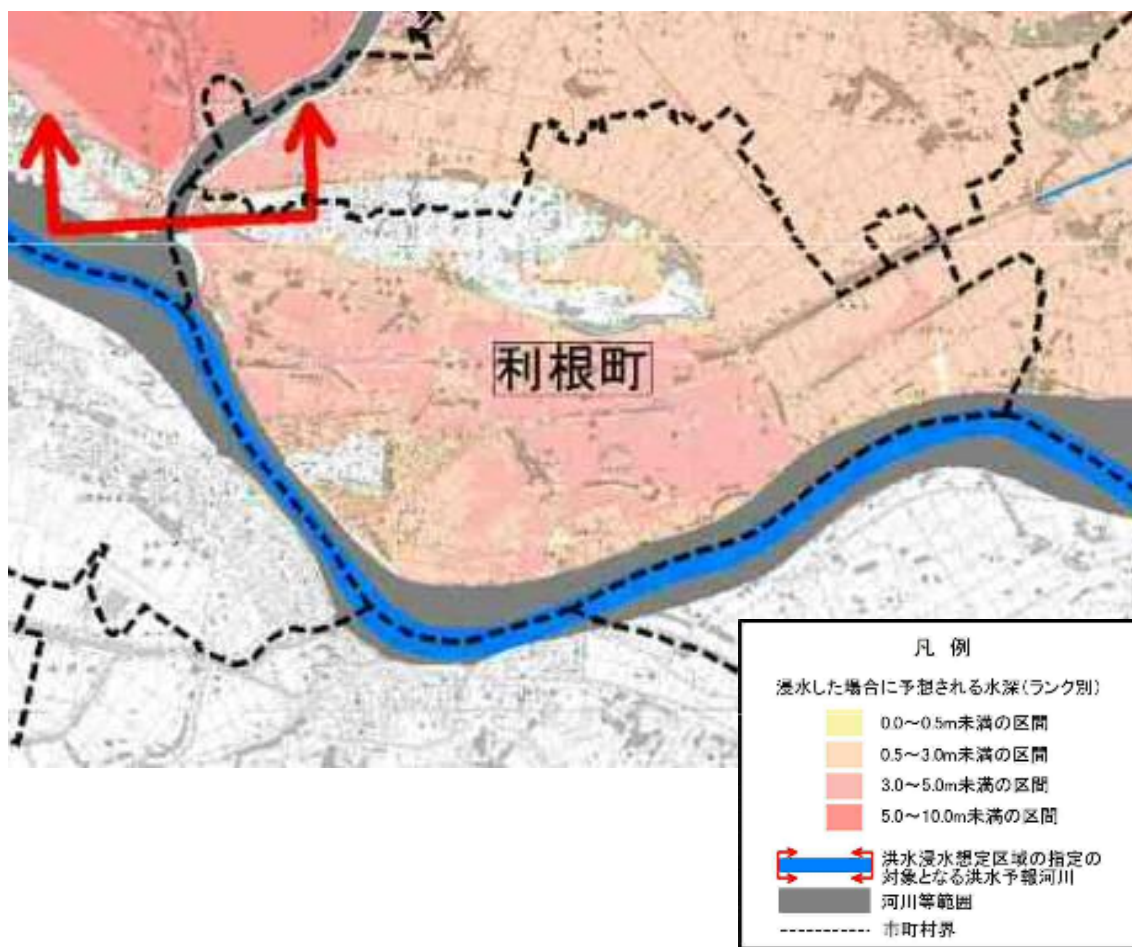
作成年月日 平成 29 年 7 月 20 日

指定の前提となる計画降雨 利根川流域，八斗島上流域 3 日間総雨量 491mm

「浸水想定区域図」は、平成 27 年に改正された水防法第 14 条第 1 項の規定並びに同条第 3 項の規定に基づくもので、洪水予報指定河川及び水位情報周知河川に指定された河川において計画規模の降雨による洪水が発生し、その洪水により万が一破堤した場合の浸水想定区域及び浸水深を示している。

国土交通省は、この「浸水想定区域図」を公表するとともに、関係する市町村長へ通知している。

今後、ソフト的な治水対策として、指定・公表された浸水想定区域図を基礎資料に、関係する市町村において洪水ハザードマップの作成が促進され、水災による被害が軽減されることが期待される。



※「この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の数値地図25000（地図画像）を複製したものである。（承認番号 平28情復、第1179号）」

【小貝川浸水想定区域図（国土交通省下館河川事務所）】

作成主体 国土交通省関東地方整備局 下館河川事務所

作成年月日 平成29年3月21日

指定の前提となる計画降雨 小貝川流域，黒子上流域3日間総雨量778mm

第2 土砂災害の予測

本町においては急傾斜地崩壊危険箇所として12箇所が指定（平成23年茨城県告示第233号）されている。これらは、町北西部及び町南西部の台地縁辺で、いずれも40°を超える急斜面である。これらの地域の地質は、表層は関東ロームを被り、常総粘土層、龍ヶ崎砂層を薄く乗せ、その下は下総層群の見和層が露出する。見和層は、半固結の砂層であるが、地表に表れて風化を受けると崩れやすい性質をもつため、指定された12箇所は全てが土砂災害特別警戒区域であり、降雨が続いたとき、あるいは豪雨時には崩壊等が発生する可能性が高い地域である。（指定箇所は9ページ参照）

第5章 防災ビジョン

第1節 計画の理念

本町の地域特性や今後の開発動向を踏まえた地域防災計画及びその運用の指針として、次の4点を計画理念とする。

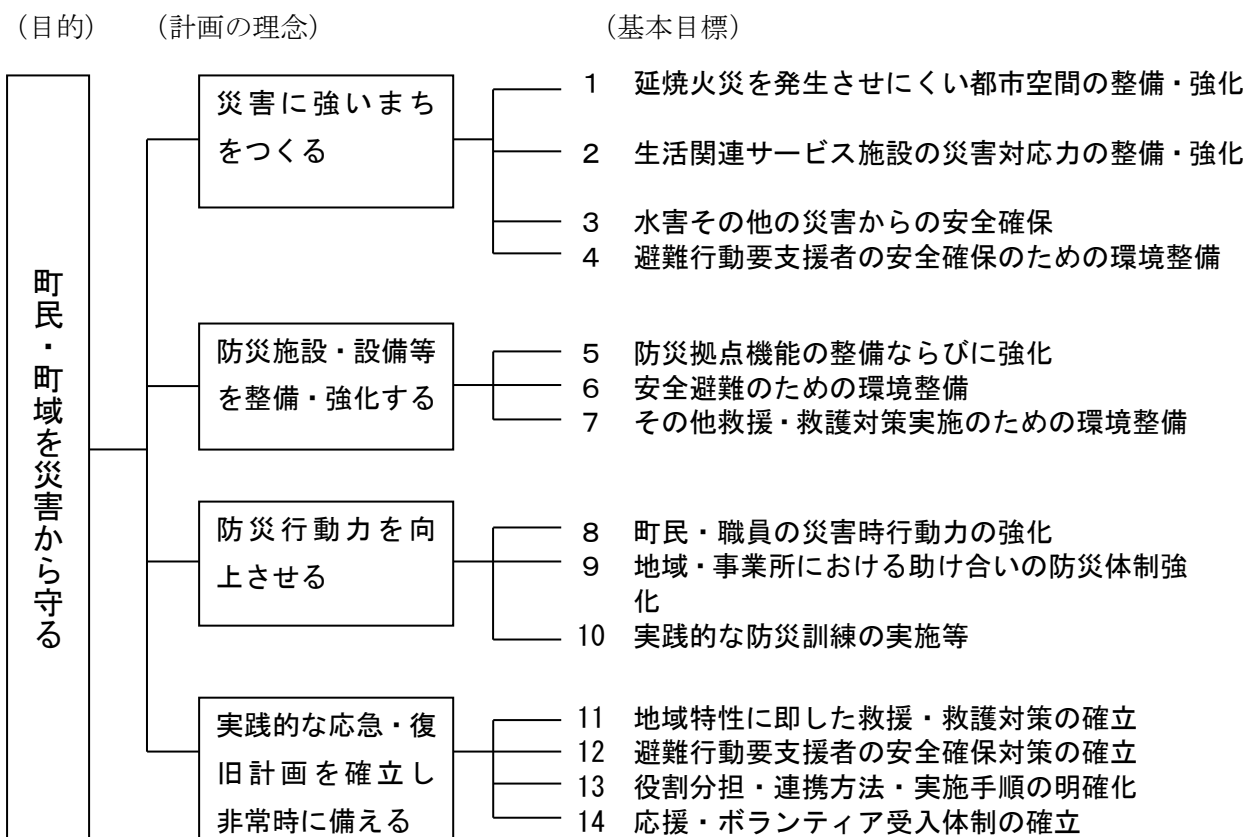
■地域防災計画の基本理念

- ① 災害に強いまちをつくる。
- ② 防災施設、設備等を整備強化する。
- ③ 防災行動力を向上させる。
- ④ 実践的な応急・復旧対策計画を確立し、非常時に備える。

第2節 基本目標

町民の生命及び財産を災害の危険から守るため、基本理念を実現する基本目標を14設定する。

■防災ビジョンの大綱



第3節 基本目標達成への施策

基本目標は、その達成に向けて町民と行政とが一体となって取り組むべき方向として位置づけるものである。いずれも科学的研究成果やさまざまな経験についての検討に基づき、達成状況の見直しを行いつつ実現をめざすものとする。

災害に強いまちをつくる

- (1) 延焼火災を発生させにくい都市空間の整備・強化
 - ◇阪神・淡路大震災及び東日本大震災の教訓を踏まえた、延焼火災の発生防止と二次災害の軽減化
 - ◇建築物の耐震性向上と不燃化
 - ◇延焼遮断機能の強化（防災ブロック化）、公園緑地整備
 - ◇耐震性の高い消防水利網の整備
- (2) 生活関連サービス施設の災害対応力の整備・強化
 - ◇上水道、電気、通信等の供給力確保
 - ・都市型災害発生の最小限化
 - ・消防活動、医療救護活動、応急対策活動の円滑化
- (3) 水害その他の災害危険からの安全確保
 - ◇河川施設の安全性向上
 - ◇雨水等流出抑制など総合治水対策
 - ◇建物付属物等の倒壊防止、転倒防止、落下防止策の実施
 - ◇がけ崩れや液状化への対応
- (4) 避難行動要支援者の安全確保のための環境整備
 - ◇高齢者、幼児、障がい者、日本語を理解しない外国人等に対する介助支援
 - ◇ノーマライゼーションと施設整備

防災施設・設備等を整備・強化する

- (5) 防災拠点機能の整備ならびに強化
 - ◇町役場庁舎——災害対策本部としての施設、機能の維持（集中防御）
 - ◇防災拠点整備——（分散防御）
- (6) 安全避難のための環境整備
 - ◇避難路の整備、適切な範囲内に避難場所の整備
 - ◇避難場所における資機材の備蓄
 - ◇避難介助体制、自主運営体制の確立
- (7) その他救援・救護対策実施のための環境整備
 - ◇町民、民間事業所、団体を含む総合協力体制
 - ◇他市町村、県、国等への応援要請実施体制

◇優先対応の順位を明確化した災害対策活動計画

- ・災害対策要員と資機材輸送
- ・人命救護等救急・救助体制
- ・災害時医療体制
- ・避難行動要支援者等の安全環境整備
- ・災害供給処理体制
- ・災害時住居対策，災害時教育体制
- ・備蓄体制

防災行動力を向上させる

(8) 町民・職員の災害時行動力の強化

◇自覚と認識，行動意欲の堅持

◇必要な技術と知識の習得，臨機応変に対処できる行動力の醸造

(9) 地域・事業所における助け合いの防災体制強化

◇地域と事業所の協力による助け合いの防災体制強化

◇企業町民としての地域への貢献，責任，役割分担

(10) 実践的な防災訓練の実施

実践的な応急・復旧対策計画を確立し非常時に備える

(11) 地域特性に即した救援・救護対策の確立

◇災害の非一様性を考慮した救護・救援体制

◇自然的地域特性，社会的地域特性に応じた対応と対策

(12) 避難行動要支援者の安全確保対策の確立

◇避難行動要支援者優先のための必要なルールの確立と対応方法

(13) 役割分担・連携方法・実施手順の明確化

◇任務分担の周知，相互の連携方法のとり決め

◇事態の維持に即した対策項目及び実施手順の具体化（必要に応じてマニュアル化）

(14) 応援・ボランティア受入体制の確立

◇国・県等への応援要請のルール化（ケース想定）

◇ボランティア受入れ・調整機能の確立

- ・町社会福祉協議会を中心に民間団体及びボランティアの主体的活動と町のバックアップ

第6章 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

災害対策基本法第3条から第7条までの規定に基づき、茨城県地域防災計画が定めるところにより、利根町ならびに利根町の区域に係る県、指定地方行政機関、指定公共機関等の防災関係機関及び防災計画の遂行上関係のある公共的団体その他重要な施設の管理者を掲げ、防災に関して処理すべき事務又は業務の大綱について示す。

あわせて、阪神・淡路大震災や東日本大震災の教訓を踏まえ、「自らの安全は自らが守る」との基本原則に立ち、町民、事業所のとるべき措置を示す。

第1節 利根町

- (1) 利根町防災会議及び利根町災害対策本部に関すること
- (2) 防災に関する施設、組織の整備と訓練に関すること
- (3) 防災まちづくりに関する事業の推進に関すること
- (4) 災害復旧資材の確保に関すること
- (5) 災害の防除と拡大の防止に関すること
- (6) 町内の公共的団体及び自主防災組織の育成、指導に関すること
- (7) 防災知識の普及と防災に関する教育及び訓練の実施に関すること
- (8) 防災に関する調査研究に関すること
- (9) 災害による被害の調査報告と情報の収集・伝達及び広報に関すること
- (10) 町民等への避難指示及び誘導に関すること
- (11) 町民の防災や被災に関する相談の実施に関すること
- (12) 救助、防疫等罹災者に対する救助救護及び保護に関すること
- (13) 災害時における交通、輸送の確保に関すること
- (14) 被災町営施設の応急対策に関すること
- (15) 被災施設の復旧に関すること
- (16) 管内の関係団体が実施する災害応急対策等の調整に関すること
- (17) 災害対策に関する隣接市町間の相互応援協力に関すること
- (18) 災害時における保健衛生、医療、給水対策に関すること
- (19) 災害時における文教対策に関すること
- (20) 災害対策要員の動員、雇用に関すること
- (21) 被災産業に対する融資等の対策に関すること
- (22) その他災害の防除又は拡大防止のための措置に関すること
- (23) 過去の災害から得られた教訓の伝承に関すること

第2節 一部事務組合

第1 稲敷地方広域市町村圏事務組合

- (1) 消防力等の整備に関すること
- (2) 防災のための調査に関すること
- (3) 防災教育訓練に関すること
- (4) 災害の予防・警戒及び防御に関すること
- (5) 災害時の避難・救助及び救急に関すること
- (6) 水防資機材の整備に関すること
- (7) 水防計画の策定及び水防訓練に関すること
- (8) 水防活動に関すること
- (9) その他災害対策に関すること

第2 龍ヶ崎地方衛生組合

- (1) それぞれの事務に応じた防災上必要な活動及び町の行う防災活動に対する協力に関すること

第3 龍ヶ崎地方塵芥処理組合

- (1) それぞれの事務に応じた防災上必要な活動及び町の行う防災活動に対する協力に関すること

第3節 茨城県

第1 県

- (1) 茨城県防災会議及び県災害対策本部に関すること
- (2) 防災に関する施設、組織の整備と訓練に関すること
- (3) 地震による被害の調査報告と情報の収集・伝達及び広報に関すること
- (4) 災害の防御と拡大の防止に関すること
- (5) 救助、防疫等罹災者の救助保護に関すること
- (6) 災害復旧資材の確保と物価の安定に関すること
- (7) 被災産業に対する融資等の対策に関すること
- (8) 被災県営施設の応急対策に関すること
- (9) 災害時における文教対策に関すること

- (10) 震災時における社会秩序の維持に関する事
- (11) 災害対策要員の動員に関する事
- (12) 震災時における交通、輸送の確保に関する事
- (13) 被災施設の復旧に関する事
- (14) 市町村が処理する事務、事業の指導、指示、あつせん等に関する事
- (15) 災害対策に関する隣接県間の相互応援協力に関する事

第2 取手警察署

- (1) 災害情報の収集及び伝達に関する事
- (2) 危険箇所の警戒に関する事
- (3) 被害実態の把握に関する事
- (4) 危険区域における住民の避難指示及び誘導に関する事
- (5) 交通規制及び交通秩序の確保に関する事
- (6) 被災者の救出及び負傷者の救護に関する事
- (7) 被災地及び避難場所の警戒に関する事
- (8) 犯罪の予防及び検挙に関する事
- (9) 広報活動に関する事
- (10) 遺体の検分、検視及び行方不明者の調査に関する事
- (11) 災害警備活動のための通信の確保に関する事
- (12) 関係機関の災害救助活動及び復旧活動に対する協力に関する事

第3 県南県民センター

- (1) 被災地域における災害予防、災害応急対策及び災害復旧の連絡調整に関する事
- (2) 災害救助法に関する事

第4 竜ヶ崎保健所

- (1) 医療救援及び助産活動に関する事
- (2) 感染症予防に関する事
- (3) 環境衛生に関する事
- (4) 水道等、飲料水に関する事
- (5) 毒物、劇物に関する事

第5 竜ヶ崎工事事務所

- (1) 県道及び県道橋りょうの保全に関する事
- (2) 県の所管する河川の保全に関する事
- (3) 水防に関する事

第6 県南農林事務所つくば地域農業改良普及センター

- (1) 農産物等に係る災害の予防及び災害応急対策の指導に関する事

第7 茨城県流域下水道事務所利根浄化センター

- (1) 防災上必要な応急活動、復旧活動及び町の行う防災対策への協力に関する事

第8 茨城県南水道企業団

- (1) 災害時の応急給水に関する事
- (2) 上水道施設の復旧整備に関する事

第4節 指定地方行政機関

第1 関東財務局

- (1) 災害復旧事業費の査定立会いに関する事
- (2) 災害つなぎ資金の融資（短期）に関する事
- (3) 災害復旧事業の融資（長期）に関する事
- (4) 国有財産の無償貸付業務に関する事
- (5) 金融上の措置に関する事

第2 茨城労働局

- (1) 工場、事業場における震災後の労働災害防止に関する事
- (2) 災害時における賃金の支払いの確保に関する事
- (3) 災害時における労働時間の延長、休日労働に関する事
- (4) 労災保険給付に関する事
- (5) 職業のあっせんや雇用保険の失業給付などの雇用対策に関する事

第3 関東農政局

- (1) 災害時における種もみ，その他営農資材の確保に関すること
- (2) 災害時における災害救助用米穀の供給に関すること
- (3) 災害時における生鮮食料品等の供給に関すること
- (4) 災害時における農産物，蚕，家畜等に係る管理指導及び病虫害の防除に関すること
- (5) 土地改良機械器具及び技術者等の把握並びに緊急貸出し及び動員に関すること
- (6) 災害による被害農林漁業者等に対する資金の融資に関すること

第4 関東地方整備局

【災害予防】

- (1) 防災上必要な教育及び訓練等に関すること
- (2) 通信施設等の整備に関すること
- (3) 公共施設等の整備に関すること
- (4) 災害危険区域等の関係機関への通知に関すること
- (5) 官庁施設の災害予防措置に関すること

【災害応急対策】

- (1) 災害に関する情報の収集，災害対策の助言・協力及び予警報の伝達に関すること
- (2) 水防活動，避難誘導活動等への支援に関すること
- (3) 建設機械の現況及び技術者の現況の把握に関すること
- (4) 災害時における復旧資材の確保に関すること
- (5) 災害発生が予測される又は災害時における応急工事等に関すること
- (6) 災害時のための応急復旧資機材の備蓄に関すること
- (7) 災害時相互協力に関する申合わせに基づく適切な緊急対応の実施に関すること

【災害復旧】

- (1) 災害発生後，できる限り速やかに現況調査を実施し，被災施設の重要度，被災状況を勘案のうえ，二次災害の防止に努めるとともに，迅速かつ適切な復旧を図るものとする

※TEC-FORCE（緊急災害派遣隊）は，大規模自然災害が発生し，又は発生するおそれがある場合において，被災地方公共団体等が行う災害応急対策に対する技術的な支援を円滑かつ迅速に実施することを目的としたものである。

国土交通省，国土技術政策総合研究所，国土地理院，地方支分部局，気象庁に設置され，先遣班，現地支援班，情報通信班，高度技術指導班，被災状況調査班，応急対策班，輸送支援班，地理情報支援班，気象・地象情報提供班より構成される。

大規模災害が発生したときには，被災地に TEC-FORCE を派遣し，被害状況の調査，被害の拡大防止，早期復旧に関する地方公共団体等の支援を行う。

第5 関東地方整備局 利根川下流河川事務所

- (1) 国土交通省の所管に係る河川管理施設の保全に関すること
- (2) 洪水予報, 水防警報その他水防に関すること

第6 関東運輸局

- (1) 災害時における自動車運送業者に対する運送の協力要請に関すること
- (2) 災害時における自動車及び被災者, 災害必要物資等の輸送力確保に関すること

第7 東京管区気象台

- (1) 気象, 地象, 水象の観測及びその成果の収集, 発表に関すること
- (2) 気象, 地象(地震にあつては地震動に限る), 水象の予報及び特別警報・警報・注意報並びに台風, 大雨, 竜巻等突風に関する情報等を適時・的確に防災機関に伝達するとともに, これらの機関や報道機関による住民への情報等の周知に関すること
- (3) 気象庁が発表する緊急地震速報(警報)についての周知・広報に関すること
- (4) 町長が行う避難指示等の判断・伝達マニュアルやハザードマップ等の作成に関する技術的な支援・協力に関すること
- (5) 災害の発生が予想されるときや, 災害発生時における県や市町村に対する気象状況の推移やその予想の解説等に関すること
- (6) 県や町, その他の防災関係機関と連携し, 防災気象情報の理解促進, 防災知識の普及啓発活動に関すること

第8 関東総合通信局

- (1) 電波及び有線電気通信の監理に関すること
- (2) 防災及び災害対策用無線局の開設, 整備についての指導に関すること
- (3) 災害時における非常通信の確保に関すること
- (4) 非常通信の計画及びその実施についての指導に関すること

第9 関東経済産業局

- (1) 生活必需品, 復旧資材など防災関係物資の円滑な供給の確保に関すること
- (2) 商工鉱業の事業者の業務の正常な運営の確保に関すること
- (3) 被災中小企業の振興に関すること

第5節 自衛隊

第1 陸上自衛隊 古河駐屯地

- (1) 防災関係資料の基礎調査に関する事
- (2) 自治体災害派遣計画の作成に関する事
- (3) 地域防災計画に合わせた防災に関する訓練の実施に関する事
- (4) 人命又は財産の保護のために緊急に行う必要のある応急救援又は応急復旧に関する事
- (5) 災害援助のため防衛省の管理に属する物品の無償貸与及び譲与に関する事

第6節 指定公共機関

第1 東日本電信電話株式会社

- (1) 電気通信施設の整備及び点検に関する事
- (2) 災害時における緊急通信の取扱いに関する事
- (3) 被災電気通信施設の応急対策及び災害復旧に関する事

第2 日本赤十字社

- (1) 災害時における救護班の編成ならびに医療及び助産等の救護の実施に関する事
- (2) 災害時における血液製剤の確保及び供給に関する事
- (3) 災害援助の協力、奉仕団の連絡調整に関する事
- (4) 義援金品の募集配布に関する事

第3 日本放送協会

- (1) 気象予報、警報等の周知徹底に関する事
- (2) 災害状況及び災害対策室の設置に関する事
- (3) 社会事業等による義援金品の募集、配布に関する事

第4 東京電力パワーグリッド株式会社

- (1) 災害時における電力供給に関する事
- (2) 被災電力施設の応急対策と災害復旧に関する事

第5 東京ガスネットワーク株式会社

- (1) ガス施設の安全、保全に関すること
- (2) 災害時におけるガス供給に関すること
- (3) 被災ガス供給施設の応急対策と災害復旧に関すること

第6 日本郵便株式会社

- (1) 被災者に対する郵便葉書等の無償交付に関すること
- (2) 被災者が差し出す郵便物の料金免除に関すること
- (3) 被災地あて救助用郵便物等の料金免除に関すること
- (4) 災害時における郵便局窓口業務の維持に関すること

第7 KDDI株式会社

- (1) 電気通信施設の整備及び点検に関すること
- (2) 被災電気通信施設の応急対策及び災害復旧に関すること

第8 株式会社NTTドコモ

- (1) 電気通信施設の整備及び点検に関すること
- (2) 被災電気通信施設の応急対策及び災害復旧に関すること

第9 日本通運株式会社

- (1) 救助物資及び避難所の輸送の協力に関すること

第7節 指定地方公共機関

第1 関東鉄道株式会社，一般社団法人茨城県トラック協会

- (1) 災害時における避難者，救助物資その他の輸送の協力に関すること

第2 茨城県土地改良事業団体連合会

- (1) 土地改良区の水門，水路等の施設の整備，防災管理及び災害復旧の促進ならびに連絡調整に関すること

第3 社会福祉法人茨城県社会福祉協議会

- (1) 災害時のボランティアの受入れに関する事
- (2) 生活福祉資金の貸付に関する事
- (3) ボランティアの育成に関する事

第4 一般社団法人茨城県医師会，公益社団法人茨城県歯科医師会，公益社団法人茨城県薬剤師会，公益社団法人茨城県看護協会

- (1) 災害時における応急医療活動及び助産活動に関する事
- (2) 町と医療機関との連絡調整に関する事

第5 一般社団法人茨城県高压ガス保安協会

- (1) 高压ガス事業所の緊急出動態勢の確立に関する事
- (2) 高压ガス施設の自主点検，調査，巡視に関する事
- (3) 高压ガスの供給に関する事
- (4) 行政機関，公共機関等が行う高压ガス災害対策の協力に関する事

第6 株式会社茨城放送，株式会社茨城新聞社

- (1) 町民（県民）に対する防災知識の普及と警報等の周知に関する事
- (2) 町民（県民）に対する災害応急対策等の周知に関する事
- (3) 行政機関，公共機関等が行う災害広報活動の協力に関する事

第7 水防管理団体

- (1) 水防施設資材の整備に関する事
- (2) 水防計画の樹立と水防訓練に関する事
- (3) 水防活動に関する事

第8節 公共的団体その他防災上重要な施設管理者

第1 利根町建設業協会

- (1) 仮設住宅、仮設トイレの建設の協力に関する事
- (2) 倒壊住宅等の撤去の協力に関する事
- (3) その他災害時における建設活動の協力に関する事

第2 利根町商工会

- (1) 災害時における救助物資、復旧用資材の供給、輸送等への協力に関する事
- (2) 県及び町が行う被害状況調査及び応急対策への協力に関する事
- (3) 災害時における物価安定についての協力に関する事

第3 大利根交通自動車株式会社

- (1) 災害時における避難者、救助物資その他の輸送の協力に関する事

第4 水郷つくば農業協同組合

- (1) 災害時における食料及び物資の供給、輸送等への協力に関する事
- (2) 県及び町が行う被害状況調査及び応急対策への協力に関する事
- (3) 農作物等災害応急対策の指導に関する事
- (4) 農業生産資材及び農家生活資材の確保・あっせんに関する事
- (5) 被災農家に対する融資及びあっせんに関する事

第5 取手地区交通安全協会利根支部

- (1) 住民の避難誘導に関する事
- (2) 被災地及び避難場所の警戒に関する事
- (3) 関係機関の災害救助活動及び復旧活動に対する協力に関する事

第6 利根町交通指導隊

- (1) 住民の避難誘導に関する事
- (2) 被災地及び避難場所の警戒に関する事
- (3) 関係機関の災害救助活動及び復旧活動に対する協力に関する事

第7 稲敷地方危険物安全協会龍ヶ崎支部協会, その他危険物等販売業者

- (1) 災害時における高圧ガス、石油等の貯蔵及び輸送の保全に関すること
- (2) 災害時における高圧ガス、石油等の供給に関すること
- (3) 被災施設の応急処理と復旧に関すること

第8 病院等開設者

- (1) 災害時における収容患者に対する医療の確保に関すること
- (2) 災害時における負傷者等の医療救護に関すること

第9 社会福祉施設管理者

- (1) 避難施設の整備と避難訓練の実施に関すること
- (2) 災害時における入所者の保護に関すること
- (3) 災害時における避難行動要支援者の一時収容の協力に関すること

第10 金融機関

- (1) 被災事業者等に対する資金の融資に関すること

第11 株式会社エネクル

- (1) ガス施設の安全、保全に関すること
- (2) 災害時におけるガス供給に関すること
- (3) 被災ガス供給施設の応急対策と災害復旧に関すること

第12 ソフトバンク株式会社

- (1) 電気通信施設の整備及び点検に関すること
- (2) 被災電気通信施設の応急対策及び災害復旧に関すること

第13 JCOM 株式会社

- (1) 電気通信施設の整備及び点検に関すること
- (2) 被災電気通信施設の応急対策及び災害復旧に関すること

第14 豊田新利根土地改良区

- (1) 土地改良区の水門、水路等の施設の整備、防災管理及び災害復旧の促進ならびに連絡調整に関すること

第9節 町民、事業所等の責務

第1 町民

- (1) 災害に強いまちづくり、災害に強いひとづくりのために、地域において相互に協力すること
- (2) 町長及び県知事が行う防災に関する事業ならびに非常時における救援・救助対策に協力し、住民全体の生命、身体及び財産の安全の確保に務めること

第2 自治会（自主防災組織）

- (1) 避難者との誘導及び救出救護の協力に関すること
- (2) 被災者に対する炊き出し、救援物資の配分及び避難所の運營業務等の協力に関すること
- (3) 被害状況調査、広報活動等災害対策業務全般についての協力に関すること
- (4) 自主防災活動の実施に関すること

第3 事業所

- (1) 事業活動にあたって、その企業町民としての責任を自覚し災害に強いまちづくり、災害に強いひとづくりのために最大の努力をほらうこと
- (2) 災害発生後においては、従業員・来訪者の安全確保に努めるとともに、その有する能力を活用し、地域住民全体の生命、身体及び財産の安全の確保に努めること
- (3) 町長及び県知事が行う防災に関する事業ならびに非常時における救援・救助対策に協力し、最大の努力をほらうこと

第2編 災害予防計画

第2編 災害予防計画

第1章 災害対策に携わる組織と情報ネットワークの整備

第1節 対策に携わる組織の整備

項 目	担 当
組織の整備	防災危機管理課
活動体制の整備	防災危機管理課，各課

第1 基本事項

1 趣旨

災害対策の総合的かつ円滑な実施を図るため、町及び県、防災関係機関は、防災体制を整備し、防災関係機関相互の連携を強化していくものとする。

2 留意点

(1) 職員への災害時の役割と体制の周知徹底

町及び県は、職員に対して、日常業務とは異なる災害時の担当業務やその実施体制等について、職員用災害初動マニュアルについて周知徹底を図っておくことが必要である。

(2) 関係部局間等の連携体制の強化

町の各課は、災害時に他課係とも連携が図れるよう、情報交換を緊密に行うとともに、研修や訓練を共同で行うなど日常より部局間の連携体制の強化を図っておく必要がある。また、震災時には十分な人員の確保ができない場合も想定されるため関係業界等との協力体制の強化を図っておくことが必要である。

(3) 大規模な災害時における迅速な初動体制の確保

町は、地震等大規模な災害を想定して、必要とされる物資や資機材等の備蓄を進めるほか、初動時の活動を迅速かつ効果的に実施するため、職員はもちろんのこと、関係機関、町民、事業所等との連携を深めながら体制の強化を図ることが必要である。

(4) 男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立

町及び防災関係機関は、男女双方の視点に配慮した防災を進めるため、防災に関

する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性の参画の拡大を積極的に図っていくことが必要である。

第2 対策

1 組織の整備【防災危機管理課】

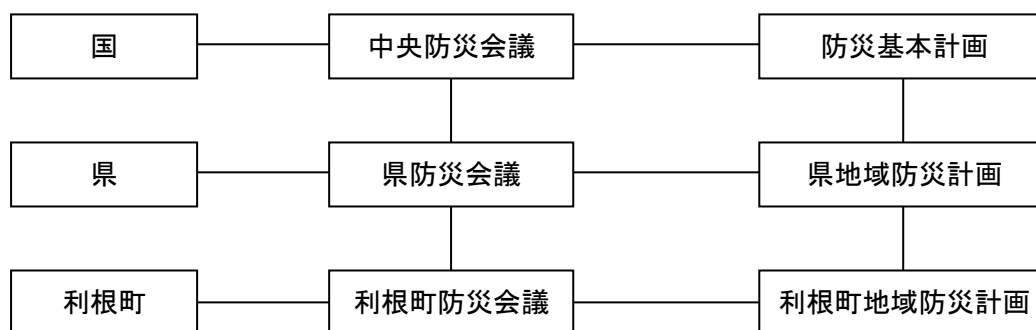
(1) 町防災会議

町は、災害対策基本法第16条に基づき利根町防災会議を設置し、地域の災害特性及び地域特性に対応した町地域防災計画を作成し、対策推進を行う。

防災会議は、町長を会長とし、防災関係機関の長又は町職員のうちから任命された委員をもって組織する。また、委員の属する機関の職員のうちから幹事を任命し、幹事は委員を補佐する。

防災会議は、年に1回又は必要に応じて開催し、防災対策に係る事項について協議する。

災害対策基本法によって定められている国、県及び市町村の防災会議と防災計画の体系は次のとおりである。



(2) 防災会議の役割

- ① 町地域防災計画を作成し、及びその実施を推進する
- ② 町長の諮問に応じて町の地域に係る防災に関する重要事項を審議する
- ③ 前号に規定する重要事項に関し、町長に意見を述べる
- ④ 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

■防災会議の構成

区別	委員職名
1号	関東農政局茨城支局地方参事官
	関東地方整備局利根川下流河川事務所長
2号	陸上自衛隊古河駐屯地第101施設器材隊長
3号	茨城県県南県民センター長
	茨城県竜ヶ崎保健所長
	茨城県竜ヶ崎工事事務所長
4号	茨城県警察取手警察署長
5号	総務課長
	福祉課長
	保険年金課長
	生活環境課長
	農業政策課長
	学校教育課長
	建設課長
6号	教育長
7号	消防団長
8号	稲敷広域消防本部消防長
9号	東京電力パワーグリッド株式会社竜ヶ崎支社長
	東日本電信電話株式会社茨城支店長
	東京ガスネットワーク株式会社常総支社長
	取手市医師会長
	関東鉄道株式会社竜ヶ崎営業所長
	豊田新利根土地改良区理事長
	利根町社会福祉協議会事務局長
10号	自主防災組織
11号	利根町議会議長
	利根町商工会長
	利根町区長会長
	利根町建設業協会会長
	大利根交通自動車株式会社代表取締役
	株式会社エネクル代表取締役
	茨城県南水道企業団事務所長

(3) 関連する町の防災組織

① 町災害対策本部

ア 設置の根拠

災害対策基本法第23条の2

イ 分掌事務

地域防災計画の定めによる町地域の災害予防及び災害応急対策の実施

② 町水防本部

ア 設置の根拠

水防法第3条

イ 分掌事務

町内各河川の洪水による水災の警戒と防御

(4) 防災関係機関の防災体制整備

町の地域を管轄し、又は町の地域内にある防災関係機関は、防災業務計画及び防災計画等の円滑な実施を図るため、自らの組織を整備するとともに、町、県等との連携を密にする。

2 活動体制の整備【防災危機管理課、各課】

(1) 町職員への災害時の役割と体制の周知徹底

町職員として、行政を進める中で、日頃より積極的に地震防災対策を推進し、かつ災害時において円滑に応急対策を実施するため、各課係において日常業務とは異なる災害時の担当業務やその実施体制さらには必要な知識や心構えなど、次の事項について、町は、研修会等を通じて周知徹底を図る。

- ① 災害時において各職員が果たすべき役割（防災業務の内容）
- ② 災害時における体制（動員体制等）
- ③ 町地域防災計画（地震災害・風水害応急対策計画）の内容
- ④ 国、県の地震被害想定調査の結果、ハザードマップの内容
- ⑤ 地震に関する基礎知識

(2) 地域防災計画災害応急対策計画に基づく活動要領（マニュアル）の作成

町は、災害時の応急対策活動を円滑に行えるよう、日頃より研修会等を通じ、職員に対し災害時の役割と体制の周知徹底を図るとともに、町地域防災計画に基づき震災応急対策に関する活動要領（マニュアル）等の整備を図っていくものとする。

また、町の各課等は、災害時に他の課係とも円滑に連携が図れるよう、情報交換を緊密に行うとともに、研修及び訓練等を共同で行うなど部局間の連携体制を整備しておくものとする。

なお、活動要領は組織の改編や人事異動、地震災害対策計画の見直し等の状況の

変化に対応し毎年検討を加え、必要があると認める場合は修正を行うものとする。

(3) 関係機関間の連携体制の整備

町の各課係等は、災害時に他の課係及び関連団体、事業所等とも円滑に連携が図れるよう、日常より情報交換を緊密に行うとともに、研修及び訓練を共同で行うなど連携体制を整備しておくものとする。また、(2)で作成した活動要領（マニュアル）の調整を図り、必要があれば修正等を行うものとする。

(4) 防災関係機関等の活動体制の整備

防災関係機関等は、災害時の災害応急対策活動を円滑に行えるよう、職員の動員・配備・任務等をあらかじめ明確に定めるなど、それぞれの責務を遂行するために必要な活動体制を整備するとともに、震災応急対策に関する活動要領（マニュアル）等の整備を図るものとする。

また、災害時に他の機関とも円滑に連携が図れるよう情報交換を緊密に行うとともに、研修及び訓練等を共同で行うなど、各機関間の連携体制を整備しておくものとする。

第2節 相互応援体制の整備

項 目	担 当
協定の締結と推進	防災危機管理課，関係課
応援の要請・受入体制の整備	防災危機管理課，関係課

第1 基本事項

1 趣旨

災害が発生した場合、町及び各防災関係機関は、あらかじめ定められた分掌事務及び業務に従って応急対策を実施するが、被害状況により、他の機関に協力を求め、災害対策を実施しなければならない場合も予想される。

このため、町では災害対策の総合的かつ円滑な実施を図るため、各機関と応援協定（例えば、被災者の生活支援や要配慮者の受入協定、相互応援協定等）の締結により、相互の連携を強化するとともに、応援の要請、受入が迅速かつ円滑に行われるように防災組織の万全を図るものとする。

2 留意点

(1) 他機関との連携体制の事前整備

他市町村並びに防災関係機関等との応援・協力体制について、協定の締結、マニュアルの整備、平常時における訓練・情報交換の実施等の具体的な方策に基づき、連携体制の強化を図っていくことが必要である。

(2) 広域的な相互応援体制の整備

大規模災害時（その後の復旧・復興対策を含む）には、被災地の地方公共団体だけですべての対策を実施することは困難であり、また隣接する地方公共団体は、同時に大きな被害を受ける可能性もあるため、近隣市町村のみならず、広域的な地方公共団体間の相互応援体制を確立しておくことが必要である。

(3) 応急対策を支援する民間業者等との連携体制の整備

大規模災害時に迅速かつ適切な応急対策を実施するためには、町だけでなく、関係する民間団体、民間事業者等の協力は不可欠であり、そのための協力関係の構築や協定の締結などの対策が必要である。

第2 対策

1 協定の締結と推進【防災危機管理課、関係課】

(1) 市町村等との相互応援体制に関する協定締結

災害による被害について適切な応急措置を実施するため、大規模災害時の応援要請を想定し、災害対策基本法第67条の規定等に基づき県外の市町村との応援協定の締結を推進する。既に締結された協定については、より具体的、実践的なものとするよう常に見直しを図っていくものとする。

(2) 公共的団体等との協定締結

町は、その区域内又は分掌事務に関係する公共的団体等に対して災害時において応急対策等に対しその積極的協力が得られるよう協力体制を整えておく。

このため、公共的団体等の防災に関する組織の充実を図るよう指導し、相互の連絡を密にして災害時に協力体制が十分発揮できるよう体制の整備を図る。

(3) 民間事業者との協定締結

応急対策を迅速かつ円滑に行うために、関係課は平常時より、分掌事務に関係する町内及び町周辺の流通業者、建設業協会、運送業者、福祉施設等の民間事業者との協定の締結推進を図る。

(4) 社会福祉施設等の事業者との協定締結

避難所生活で配慮を必要とする避難者が、避難所での生活において特別な配慮が受けられるなど、配慮を要する避難者の状態に応じて安心して生活ができる体制を整備した福祉避難所を整備しておくことが望ましいため、発災時に施設等の一部を福祉避難所として利用することについてあらかじめ当該施設等を有する事業者との協定締結を図る。

■協定締結状況

利根町災害時応援協定締結状況一覧

協定の名称	締結先	締結日
広域消防相互応援協定	龍ヶ崎市	S42. 8. 1
消防相互応援協定	我孫子市	S57. 1. 1
災害時等の相互応援協定	茨城県内市町村	H6. 4. 1
消防相互応援協定の一部を改正する協定	我孫子市	H18. 11. 15
災害時における業務協定	利根町建設業協会	H19. 2. 9
災害時における物資輸送協定	社団法人茨城県トラック協会県南支部	H23. 2. 4
災害時の情報交換に関する協定	国土交通省 関東地方整備局	H23. 2. 15
災害時における燃料の優先供給先等に関する協定	茨城県石油業協同組合取手支部	H24. 3. 30
災害時における物資供給に関する協定	NPO 法人コメリ災害対策センター	H24. 8. 6
避難所施設利用に関する協定	日本ウェルネススポーツ大学	H24. 8. 1
災害時等の相互応援協定	茨城県内町村	H25. 1. 30
消防相互応援協定	取手市	H25. 11. 12
災害時における仮設トイレの設置に関する協定	(株)ティーアップ	H26. 1. 29
災害時における仮設トイレの設置に関する協定	日野興業(株)茨城営業所	H26. 1. 29
災害時における飲料水の提供に関する協定	(株)伊藤園	H26. 7. 29
災害救助に必要な物資の調達に関する協定	いばらきコープ生活協同組合	H27. 1. 28
災害時における生活必需物資の供給協力等に関する協定	生活協同組合パルシステム茨城	H27. 1. 28
災害時の歯科医療救護についての協定	利根町歯科医師会 一般社団法人茨城県南歯科医師会	H27. 10. 1
災害時における物資の供給協力等に関する協定	株式会社ランドロームジャパン	H28. 2. 4
災害時における物資の調達等に関する協定	株式会社セブン-イレブン・ジャパン	H28. 2. 10
災害時の医療救護についての協定書	公益社団法人取手医師会	H28. 6. 1
稲敷地方広域市町村圏内市町村間における災害時相互応援に関する協定書	稲敷広域市町村圏事務組合内市町村	H29. 1. 27
災害時における福祉避難所施設利用に関する協定	介護老人保健施設「もえぎ野」	H29. 3. 17
災害時における福祉避難所施設利用に関する協定	グループホーム「響」	H29. 3. 17
災害時における福祉避難所施設利用に関する協定	グループホーム「あおば」	H29. 3. 17
災害時における福祉避難所施設利用に関する協定	ショートステイ「やまなみ園」	H29. 3. 17
災害時における福祉避難所施設利用に関する協定	グループホーム「ソラスト利根」	H29. 4. 1
利根町と郵便局との包括連携協定	龍ヶ崎郵便局・東文間郵便局	H29. 5. 22
原子力災害時いわき市民の広域避難協定書	いわき市長	H30. 1. 29
災害時における支援協力に関する協定書	茨城県行政書士会	H30. 3. 19
原子力災害におけるひたちなか市民の県内広域避難にかんする協定書	ひたちなか市長	H30. 3. 29
大規模水害時の広域避難に関する協定書 (鬼怒川・小貝川下流域減災対策協議会)	古河市, 結城市, 龍ヶ崎市, 下妻市, 常総市, 取手市, つくば市, 守谷市, 筑西市, 坂東市, つくばみらい市, 八千代町, 利根町	R1. 5. 30
災害時における放送等に関する協定	土浦ケーブルテレビ株式会社	R1. 8. 29
災害に係る情報発信等に関する協定	ヤフー株式会社	R2. 2. 28
大規模災害時の町有施設使用の覚書	稲敷地方広域市町村圏事務組合 利根消防署長	R2. 12. 8

協定の名称	締結先	締結日
災害時における施設使用に関する協定	茨城県取手警察署長	R3. 2. 10
大規模水害時における広域避難に関する覚書	牛久市長	R3. 2. 18
災害時における物資の供給協力に関する協定	株式会社カスミ	R3. 2. 19
災害時における物資の供給協力に関する協定	株式会社マツモトキヨシ 利根町店	R3. 10. 22
災害時における物資の供給協力に関する協定	株式会社サンドラッグ	R3. 11. 22
災害時における停電復旧の連携等に関する基本協定	東京電力パワーグリッド株式会社	R3. 11. 29
災害時等におけるレンタル機材の提供に関する協定	株式会社アクティオ	R4. 11. 2
災害時における無人航空機の運用による支援活動に関する協定	ドローン産業株式会社	R5. 1. 16

2 応援の要請・受入体制の整備【防災危機管理課、関係課】

町は、災害時における応急・復旧業務を円滑に進めるため、関係機関等に協力を依頼する。

(1) 応援要請体制の整備

災害時の応援要請が迅速かつ円滑に行えるよう、応援要請手続、情報伝達方法等についてマニュアルを整備するとともに、職員への周知徹底を図る。また、平常時から協定を締結した他市町村との間で、訓練、情報交換等を実施する。

(2) 応援受入体制の整備

応援要請後、他都道府県からの応援部隊が効率的に応援活動を実施できるよう、受入窓口や指揮連絡系統の明確化及びマニュアルを整備するとともに、職員への周知徹底を図る。また、平常時から協定を締結した他市町村との間で、訓練、情報交換等を実施する。

(3) 国等の機関に対する職員派遣の要請及びあっせん

災害時の国等の機関に対する給水支援、道路や河川の構造物の緊急点検支援、現況把握調査支援等における職員派遣の要請及びあっせんが迅速かつ円滑に行えるよう、応援要請手続、情報伝達方法等についてマニュアルを整備するとともに、職員への周知徹底を図る。

(4) 公共的団体等との協力体制の確立

町内又は分掌事務に係る公共的団体及び民間事業所等に対し、災害時における応急対策等に対しその積極的協力が得られるよう協力体制を整える。

(5) 原子力災害時の広域避難者の受入れ体制の確立

原子力災害による、広域避難者の受入れを円滑に進めるため、避難元となる市町村との調整を行い、避難収容活動体制の確立を図る。

第3節 防災組織等の活動体制の整備

項 目	担 当
自主防災組織の育成・連携	防災危機管理課，福祉課，消防署，消防団
事業所防災体制の強化	消防本部
ボランティア組織の育成・連携	町社会福祉協議会，福祉課
企業防災の促進	防災危機管理課，まち未来創造課

第1 基本事項

1 趣旨

大規模な災害が発生した場合には、災害の防止又は軽減を図るため、行政や防災関係機関のみならず、町民や事業所が自主的に防災活動に参加し、地域で助け合っていくことが重要である。このため、災害時に幅広い知識や技能をもって対応できるボランティアの養成及び登録を行うとともに、円滑な救援活動が行えるよう平常時からボランティア団体間のネットワーク化を促進していくものとする。また、自主防災組織についても活動環境の整備を積極的に行っていくものとする。

その際、男女双方の視点に配慮した防災を進めるため、防災の現場における女性の参画の拡大、男女共同参加の視点を取り入れた防災体制の確立に努めるものとする。

2 留意点

(1) 地域性を考慮した自主防災組織の編成

自主防災組織の編成にあたっては、地域における昼夜間人口の構成や年齢構成等を十分考慮することが必要である。

(2) 自主防災組織への支援

自主防災組織が、災害時に活動できるよう自主防災組織の行う訓練等への支援を行い、リーダーの養成やパンフレットの作成など活動支援が必要である。

(3) ボランティアの自主性、自発性の尊重

ボランティアの自主性、自発性を損ねない範囲で、防災ボランティアの活動環境の整備に努めることが必要である。

(4) ボランティア意識の醸成

ボランティア活動の普及・振興を図るためには、家庭、学校、地域において、幼少時からボランティア活動への理解、関心を育むことが必要である。

(5) 既存のボランティア組織の活用

既存のボランティア制度がある場合は、できるだけこの組織を防災体制に組み入れ、活用を図っていく必要がある。

第2 対策

1 自主防災組織の育成・連携【防災危機管理課，福祉課，消防団】

(1) 自主防災組織の編成

町民が「自分の住む地域は自分で守る」との考えにたち、自主的に防災活動に参加し、地域で助け合うことを目的として自主防災組織の結成を促進する。また、広報紙やパンフレットの作成等を通じ、町民に自主防災組織の活動の重要性や役割を啓発する。

■自主防災組織の編成方法

- ① 自主防災組織は、地域コミュニティである地区自治等を活用し結成する。
- ② 地域内の事業所と協議の上、地域内の事業所の防災組織を自主防災組織として位置付けて連携を図る。
- ③ 地域における昼夜間人口の構成を考慮し、昼夜間及び休日・平日等においても支障のないよう組織を構成する。

(2) 自主防災組織の活動内容

[平常時]

- ① 避難行動要支援者を含めた地域住民のコミュニティの醸成
- ② 日ごろの備え及び災害時の的確な行動等に関する防災知識の普及や、地域の危険箇所の点検・把握等
- ③ 情報収集・伝達，初期消火，避難及び救出・救護等の防災訓練の実施
- ④ 消火用資機材及び応急手当用医薬品等の防災用資機材の整備・点検等

[発災時]

- ① 初期消火の実施
- ② 情報の収集・伝達
- ③ 救出・救護の実施及び協力
- ④ 集団避難の実施
- ⑤ 炊き出し及び給水，救助物資の分配に対する協力
- ⑥ 避難行動要支援者の把握及び安全確保等

(3) 協力体制の整備

町は、自主防災組織間の協力体制の整備を目的として、連絡協議会を設置し、組織間の情報交換等を行うなど連携体制を強化する。

(4) 自主防災組織への活動支援

町は、自主防災組織に対し、研修会等を実施しリーダーの養成を図る。また、防災訓練の実施や資機材の整備等について支援を行う。

(5) リーダー・防災士等の養成

町及び県は、自主防災組織のリーダーを養成するための教育、研修等を実施し自主防災組織の活動の活性化を図る。

町は、防災士の資格取得のための助成制度を整備する。自主防災組織からの推薦者に対し助成を行い、地域の防災活動への積極的な参加を図る。

2 事業所防災体制の強化【消防本部】

(1) 防火管理体制の強化

学校・病院・スーパー等多数の人が出入りする施設について、施設管理者は消防法第8条の規定により防火管理者を選任し、消防計画の作成、各種訓練の実施、消防用設備の点検及び整備等を行うことになっていることから、消防機関は出火の防止、初期消火体制の強化等を指導するものとする。

また、複数の用途が存在し、管理権限が分かれている建物の防災体制については、共同防火管理体制が確立されるよう指導するとともに、発災時には事業所の共同防火管理協議会が中心となった防災体制がとれるよう指導するものとする。

(2) 危険物等施設等の防災体制の強化

危険物等施設は、災害が発生した場合周囲に及ぼす影響が大きいことから、事業所の自主防災体制の強化及び相互間の応援体制を確立するよう指導する。

また、高圧ガスには爆発性、毒性等の性質があり、地震によって高圧ガス取扱施設等に被害が生じた場合には防災機関のみでは十分な対応が図れないことが考えられる。

このため、消防機関は危険物等施設管理者に対し自主防災体制の確立を図るよう指導する。また、高圧ガス関係事業者が地域的な防災組織を設立し、相互に効果的な応援活動を行う事ができる体制の確立を図る必要があることから、県は高圧ガス関係保安団体に対し、防災活動に関する技術の向上、防災訓練の実施等に関し指導助言を与え、その育成強化を図るものとする。

3 ボランティア組織の育成・連携【町社会福祉協議会】

(1) 防災ボランティアの定義

防災ボランティアは、一般ボランティアと県が編成する専門ボランティア（医療・防疫，語学，アマチュア無線）とに区分される。（「第3部 地震災害応急対策計画 第5章 被災者生活支援 第3節 ボランティア活動の支援」参照）

■防災ボランティアの種類

区分		活動内容	受入窓口
一般		<ul style="list-style-type: none"> ・炊き出し ・食事の配布 ・水くみ ・清掃 ・救援物資の仕分け・配布 ・情報の収集・提供 ・介助，手話等 	県社会福祉協議会 町社会福祉協議会
専門	医療・防疫	<ul style="list-style-type: none"> ・医療活動（医師，看護師，臨床検査技師，診療放射線技師，理学療法士，作業療法士） ・調剤業務，医薬品の仕分け ・管理，消毒等の防疫指導（薬剤師） ・健康管理・栄養指導（保健師，助産師，栄養士） ・歯科診療（歯科医師，歯科衛生士，歯科技工士） ・メンタルケア（精神保健福祉士，臨床心理士） ・医業類似行為業務の提供（あん摩マッサージ指圧師，はり師，きゅう師） 	県医師会 県歯科医師会 県薬剤師会 県看護協会 県助産師会 県臨床検査技師会 県診療放射線技師会 県理学療法士会 県作業療法士会 県栄養士会 県歯科技工士会 県精神保健福祉士会 県臨床心理士会 県鍼灸師会 県鍼灸マッサージ師会
	語学	外国語通訳・翻訳	県国際交流協会
	アマチュア無線	非常通信	県（防災・危機管理部）

(2) 一般ボランティアの担当窓口の設置

災害発生時におけるボランティア活動を支援するため、町社会福祉協議会は一般ボランティアの担当窓口を設置し、災害発生時には、その活動が円滑に行われるようあらかじめその機能を整備する。

町及び町社会福祉協議会は、広報やホームページに「ボランティアの受入窓口」を掲載するなど、広く町民に周知する。

(3) 「受入窓口」の整備と応援体制の確立

ボランティアの受入れを円滑に進めるため、県社会福祉協議会や町社会福祉協議会間における相互応援協定を締結するなど、災害時の協力体制強化を図るものとする。

(4) ボランティア活動の普及・啓発

災害時におけるボランティアの十分な協力と円滑な活動に結びつけるため、町民・企業等に対するボランティア活動の普及・啓発を行うとともに、学校教育においてもボランティア活動の普及に努める。

(5) ボランティアの育成

町社会福祉協議会が中心となり、町内ボランティア団体等の把握、ボランティアリーダー、ボランティアコーディネーター等の育成、応急対策における連携等を実施する。

(6) 一般ボランティアの活動拠点等の整備

災害時におけるボランティア活動が円滑に行えるよう、平常時から活動拠点の整備に併せて、ボランティアの活動拠点の確保に努めるとともに、情報通信手段となる非常時用電話、ファクシミリ、パソコン等通信機器等の資機材の整備を進める。

(7) ボランティア保険への加入促進

ボランティア活動を支援するため、ボランティア保険への加入促進を図るとともに、ボランティア保険への加入者に対する助成に努める。

4 企業防災の促進【防災危機管理課，まち未来創造課】

町内に事業所を置く各企業は、災害時の企業の果たす役割（生命の安全確保，二次災害の防止，事業の継続，地域貢献，地域との共生）を十分に認識し，各企業において災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定・運用するように努めるとともに，防災体制の整備，防災訓練の実施，事業所の耐震化，予想被害からの復旧計画策定，各計画の点検・見直し，燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応，取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組みを継続的に実施するなど防災活動の推進に努める。

このため，町は国，県との協力により，こうした取組みに資する情報提供等を進めるとともに，企業防災分野の進展に伴って増大することになる事業継続計画（BCP）策定支援等の高度なニーズにも的確に応えられる市場の健全な発展に向けた条件整備に努める。さらに，企業のトップから一般職員に至る職員の防災意識の高揚を図るとともに，優良企業表彰，企業の防災に係る取組みの積極的評価等により企業の防災力向上の促進に努める。

また，企業等においては，災害発生時に従業員等を一定期間事業所等内に留めておくことができるよう，従業員に対する安否確認方法の周知や必要な物資等の備蓄など，帰宅困難者対策に努めるものとする。

さらに，町は，企業を地域コミュニティの一員としてとらえ，地域の防災訓練等への積極的参加を呼びかけるなど，自主防災組織や消防団などと積極的な連携を図るとともに，防災に関するアドバイスを行う。

第4節 情報通信ネットワークの整備

項 目	担 当
情報通信施設の整備	防災危機管理課，政策企画課，財政課
非常・緊急通話用電話番号の指定	防災危機管理課，財政課
その他通信手段の確保	防災危機管理課，財政課
情報通信設備の耐震化	防災危機管理課，財政課
通信機器等の使用方法の習熟	防災危機管理課，総務課，政策企画課

第1 基本事項

1 趣旨

災害発生時には、国、県、町、防災関係機関の間で緊密な情報連絡をとることが、すべての対策の基本となる。そのため、平常時より、ソフト・ハード両面で情報通信ネットワークの強化を図るものとする。

2 留意点

(1) 多様なネットワークの構築

災害時の通信の基本は防災行政無線等の無線通信であるが、災害時にとりかわされる多種多様な情報を扱うためには、様々なレベルの情報通信ネットワークが必要である。

例えば、携帯電話（衛星携帯電話、災害時優先電話を含む）、アマチュア無線、インターネットメール、エリアメール、インターネット等マルチメディアの活用など、それぞれの利点欠点を考慮して使用していくとともに、継続的に平常時から管理・点検しておく必要がある。

(2) マルチメディア化

近年の情報通信技術の急速な発展により、音声の他、文字、映像等多様なメディアでの通信が可能となってきた。これらの技術を取り入れ、より容易な状況把握が可能となるよう整備に努める。

(3) 業務継続性の強化

町は、情報システムの耐災性の向上とバックアップの強化を図り、各種重要データの消失を防止するとともに、それを扱う情報システムを継続的に維持・稼働させる必要がある。

第2 対策

1 情報通信設備の整備【総務課，防災危機管理課，政策企画課，財政課】

(1) 防災行政無線の整備

本町では，防災行政無線の固定系設備と地域系設備を整備している。市街地の拡大等にあわせて良好な聴取が可能となるように計画的に固定系の子局を整備する。

■防災行政無線の概要

固定系設備：役場に設置した親局から町内 55 箇所（親局含む）に設置した屋外子局スピーカーにより情報を伝達するシステム

移動系設備：役場統制局と消防署の半固定型無線機，公用車の車載兼可搬型無線機，可搬型無線機等との間で相互に情報を伝達するシステム

(2) 消防無線

消防無線には周波数別に①市町村波（活動波 1～3），②救急波（活動波 4），③県内共通波（主運用波），④全国共通波（統制波 1～3）がある。消防本部は，特に，広域応援体制による消火活動を円滑に実施するため，デジタル化の整備を完了している。

(3) 情報通信設備の耐震化

町及び関係防災機関は，情報通信設備の災害時の機能を確保するため保守点検の実施と的確な操作の徹底に努めるとともに，次の事項に留意し，その耐震化対策を十分に行うものとする。

① バックアップ化

通信回線の多ルート化，制御装置の二重化等に努め，中枢機器や通信幹線が被災した場合でも通信が確保できるようにする。

② 非常用電源の確保

地震時の停電に備え，バッテリー，無停電電源装置，自家発電設備等の整備に努めるとともに発電機等の燃料の確保を図る。

③ 耐震化，免震化

通信設備全体に関して，強い地震動に耐えられるような耐震措置を行うとともに，特に重要な設備に対しては免震措置を施すものとする。

④ 再生可能エネルギーの活用

太陽光パネルや蓄電池による再生可能エネルギーを活用し，災害業務を統括する災害対策本部に，照明・通信・情報収集等の機能を維持するための必要最低限の電力を確保し，災害対策本部としての機能の充実を図る。

(4) サーバの負荷分散

災害時の機器の損傷や電力の枯渇によるサーバの停止，災害発生後のホームページ用サーバにアクセスが集中し，情報が閲覧しにくい状況が生じる場合においても，情報発信を継続できるよう，ミラーリング（代替）サーバの確保など，サーバ

の負荷を分散する手段についてインターネットサービスプロバイダ等と調整を図っておくものとする。

(5) インターネット

町は、利根町ホームページの充実を図り、防災情報や災害発生時の避難情報など、町民への情報提供体制を強化する。

(6) 携帯メール（一斉配信サービス）

① 登録制メール

町は、利根町情報メール一斉配信サービスによる情報提供を図ることとし、町民に対し、広報活動等を通じて「災害緊急情報」のカテゴリーへの登録を推奨する。

■配信の基準

ア 災害警戒本部が設置され、警戒配備をとった場合で、特に災害のおそれのある場合に災害警戒情報を配信する。

イ 災害対策本部が設置された場合の災害対策情報として、大雨、暴風、洪水、地震による災害の発生情報、災害対策情報を配信する。

ウ 避難情報（避難所準備、高齢者等避難・避難指示）

② エリアメール

町は、災害関連の緊急情報を町域にいる者に対して①の内容と同様のメール配信を行う。

2 非常・緊急通話用電話番号の指定【防災危機管理課，財政課】

あらかじめ東日本電信電話土浦支店長に対し、非常・緊急通話用電話番号を指定し、承認を受けかつ一覧表を作成する。

また、指定を受けた番号の電話機にステッカーを貼るなど、非常時の使用に混乱のないようにしておく。さらに、指定を受けた電話番号は、極力発信専用となるように公表をひかえる。

3 その他通信手段の確保【防災危機管理課，財政課】

(1) その他の専用通信施設の利用

災害地における各防災関係機関の通信は、通常使用している通信手段によるほか、公衆電気通信施設の利用又は他機関の有線、無線通信施設の使用（災害対策基本法第57条、79条）、非常無線通信及び自衛隊の通信支援等の施設を有効に活用できるよう協力体制を整備する。

■利用可能な通信施設

- ① 消防無線施設
- ② 警察電話（有線，無線）施設
- ③ 東京電力パワーグリッド株式会社無線施設
- ④ 国土交通省無線施設

⑤ その他防災関係機関の専用通信施設

(2) アマチュア無線の活用

災害発生時における火災の発生や救出情報等を迅速に行うため、町内のアマチュア無線資格者をリストアップし、災害時の情報収集方法等協力体制を検討する。

(3) 携帯電話（スマートフォン）等の利用

災害時にも一般の電話より途絶・ふくそうしにくい携帯電話（スマートフォン）等を活用したシステムの構築について検討を進める。

(4) 特設公衆電話の利用

災害時の避難施設等での早期通信手段確保及び帰宅困難者の連絡手段確保のため、無料で利用できる特設公衆電話を整備していることから、避難施設の管理者は災害発生時に、即時に通信を確保できるよう努める。

4 情報通信設備の耐震化【防災危機管理課，財政課】

災害時の通信機能を確保するために、非常電源の確保，通信機器の固定等の耐震化を推進する。

5 通信機器等の使用方法の習熟【防災危機管理課，総務課，政策企画課】

災害時に通信及び広報を担当する職員は、平常時から防災行政無線（固定系・移動系），茨城県防災情報ネットワークシステム（防災電話），エリアメール，登録制メール等の使用方法の習熟を図る。

第2章 地震や風水害に強いまちづくり

第1節 防災まちづくりの推進

項目	担当
防災まちづくりの方針の策定	建設課，まち未来創造課，生活環境課，防災危機管理課
防災拠点の整備	防災危機管理課，財政課
河川防災ステーションの整備	建設課，防災危機管理課
市街地の整備	まち未来創造課
避難施設の整備	関係課

第1 基本事項

1 趣旨

まちづくりの基本は安全であり、「生活者重視の原点は安全と安心」ということを基本に捉えて、震災など災害による被害を最小限にするために、災害に強いまちづくりを進めることが重要である。

地震や風水害などの災害に強いまちづくりを進めるにあたっては、延焼遮断空間等の防災空間の確保、防災拠点の整備、面的整備による木造密集市街地等の防災上危険な地域の解消、避難場所、避難路ネットワークの整備等の各種防災対策を、計画的かつ総合的に推進する。

2 留意点

(1) 計画的な対策の推進

財政的・時間的な制約のもとで災害に強いまちづくりを着実に推進していくためには、災害に強いまちづくりを計画的に推進することが必要である。このため、町は、災害に強いまちづくりの総点検を行い、防災まちづくりの方針を策定し、災害危険度の高い地域に係る施設整備など、緊急性・重要性の高いものから重点的・集中的に実施し、都市全体の安全性の水準を段階的に引き上げていくことが必要である。

(2) 都市計画的な観点からの対策の展開

建築物や各インフラの防災対策をそれぞれ個別に推進するのではなく、各対策を

都市計画的な観点から総合化し、都市構造を耐震強化し、その機能の信頼性を向上させるように、計画的かつ積極的に防災まちづくりを行っていくことが必要である。

(3) 災害に強い都市構造の構築

被害の発生及び発生した被害を最小限に抑えることが可能な都市構造を構築することが重要である。このことから、都市構造が防災上、不完全な状態で地震被害に遭遇することも想定し、震災後の避難のための施設や、応急対策活動のための拠点整備等の施策が必要である。

(4) 施設の整備と災害時の活用方法等の効果的な連携

町及び民間の施設整備にあたっては、災害時の利用を想定して、浸水時の避難対策や物資や資機材の備蓄、飲料水兼用耐震性貯水槽、ヘリポート等の整備、応急対策のための拠点整備、避難所として使用する場合の居住性の確保などを考慮して整備する。

(5) 施設の整備におけるライフライン機関との協力体制の整備

都市構造を構成しているインフラには、ライフライン施設等、民間企業の管理するものが多く、また、公共施設についても、その設計や施工等の多くは民間企業により実施されている。

防災まちづくりを円滑に実施するためには、これらの関係する民間企業等との連携が不可欠であり、その協力体制の整備が必要である。

(6) 町民との合意、協力に基づく防災まちづくりの推進

防災まちづくりでは、個人の所有物の耐震化や不燃化、又は、住宅建設や塀などの工作物については、隣地との距離や道路幅員の適正な確保など建築基準法を遵守するほか、インフラ整備にあたっての用地取得等、町民の協力や合意無しでは、円滑な実施はできない。

よって、町は、防災教育やまちづくり教育の機会において、町民に対し、普及啓発を行い、町民の気運を高めるような措置を講じることが必要である。

インフラ	インフラストラクチャーの略称で、生活及び産業活動を支えるための基礎的な公共的施設で、道路、港湾、上下水道など多岐にわたる。
------	---

第2 対策

1 防災まちづくり方針の策定【建設課，まち未来創造課，生活環境課，防災危機管理課】

災害に強いまちづくりを計画的に推進するために，以下の基本方針に基づいた都市計画を進めていく。

■防災まちづくりの基本方針

① 災害への備え

- ・利根町は，利根川，小貝川及び新利根川等の豊かな河川環境に恵まれていると同時に，水害の心配を常に抱えている地域でもある。過去に堤防の決壊を経験しており，利根川と小貝川の洪水被害を最小限に食い止めるため国土交通省が進める押付地区河川防災ステーションの整備を促進し，流域住民の生命と財産の保護に努める。
- ・また，都市化の進展とともに保水遊水機能が減少しており，河川への雨水流出量が大きく増加している。受入れ能力の限界を見せ始めた新利根川の改良や農業用排水路の改良を促進し，雨水の排水機能の拡充を図る。

② 水利の充実

- ・消防水利については，防火水槽や消火栓等を新たに必要としている地区について，地域防災計画に沿って整備する。また，新利根川の水質浄化のための導水量の増加分についても，火災時には積極的に活用できるように準備をしておく。

③ 避難経路の確保

- ・災害時の安全な避難経路を確保するとともに，幅員の狭い道路に対しては積極的に拡幅を進める。

④ 防犯対策

- ・主要な道路に街灯を設置して，夜間の安全性を高める。

2 防災拠点の整備【防災危機管理課，財政課】

災害応急活動の中核拠点として，建物，設備の耐震強化，無線施設の整備等，町役場の防災機能を強化する。

3 河川防災ステーションの整備【建設課，防災危機管理課】

町は，国土交通省事業である河川防災ステーションの整備を推進する。

河川防災ステーションは，水防活動を行う上で必要な土砂などの緊急用資材を事前に備蓄しておくほか，資材の搬出入やヘリコプターの離着陸などに必要な作業面積を確保するものである。洪水時には市町村が行う水防活動を支援し，災害が発生した場合には緊急復旧などを迅速に行う基地となる。

4 市街地の整備【まち未来創造課】

新しく開発する住宅団地等については、開発行為に関わる要綱等に基づき、適正な指導を行い、災害に強い良好な市街地の形成に努める。

5 避難施設の整備【関係課】

延焼火災，がけ崩れ，浸水等から避難者の生命を保護することを目的とし，夜間，昼間の人口の分布及び道路や避難所等として活用可能な公共施設の整備状況を把握し，避難施設の整備に努める。

第2節 建築物の不燃化・耐震化等の推進

項 目	担 当
建築物の耐震化の推進	まち未来創造課
ブロック塀の倒壊防止対策の推進	まち未来創造課
建築物の不燃化の推進	まち未来創造課
建築物の液状化対策の推進	まち未来創造課

第1 基本事項

1 趣旨

地震による建築物の損壊、焼失を軽減するため、耐震化、不燃化を推進する。特に、既存建築物の耐震改修、応急対策実施上の重要建築物の耐震性の強化を推進する。

2 留意点

(1) 耐震診断・耐震改修と町民への普及・啓発

既存建築物の耐震診断・耐震改修の促進を効率的に実施していくためには、耐震診断を行う建築技術者を養成しつつ、一般町民、特に建築物の所有者等への理解を求めるため普及啓発を行う必要がある。

また、公共施設については耐震改修プログラム等を策定し、計画的な耐震化に取り組む必要がある。

(2) 地形・地質・地盤等の地域特性と建築物被害との対応を考慮した対策

町内においても地域によって地形地質及び地盤等の自然条件が大きく異なり、地域ごとに建築物の受ける被害の要因や内容が異なってくる。したがって地域の地形地質及び地盤等の自然条件に対応した対策を実施していくことが重要となる。

また、延焼危険性は木造住宅が密集している地域が高く、不燃化対策はこのような地域を中心に進めていく必要がある。

(3) 防災上重要な建築物の耐震化を優先

地震発生後の避難救護その他応急対策活動の拠点となる防災上重要な建築物の耐震化は、震災対策全体に対して果たす役割が大きく、重点的に推進していくことが必要である。

また、地震時の停電に備え、応急対策活動に必要な非常用電源の確保に努めていく必要がある。

(4) 被災建築物等に係る危険度判定制度の充実

県においては、地震により被災した建築物の危険度判定（以下「応急危険度判定」という。）を行う茨城県震災建築物応急危険度判定士（以下「判定士」という。）及び大規模災害(地震等)により被災した宅地の危険度判定（以下「被災宅地危険度判定」という。）を行う茨城県被災宅地危険度判定士（以下「被災宅地判定士」という。）を計画的に養成しており、町としても県との連携による応急危険度判定制度の迅速な活用が求められる。

第2 対策

1 建築物の耐震化の推進【まち未来創造課】

(1) 既存建築物の耐震診断・耐震改修の促進

既存建築物の耐震診断を行い、その結果を基に耐震改修が促進されるように、町民等に対して耐震診断・耐震改修の啓発を行う。

■耐震診断等の啓発

- ① 広報活動 広報紙、パンフレット等を通じ、建築物の耐震化に関する意識の啓発を行う。
- ② 相談窓口の設置 町民等の耐震診断等に関する相談窓口を開設する。
- ③ 所有者等への指導 定期報告対象建築物（主に不特定多数の者が利用する建築物）の所有者等を対象とし、耐震診断・耐震改修の実施を積極的に促進する。

2 ブロック塀の倒壊防止対策の推進【まち未来創造課】

地震によるブロック塀（石塀を含む）の倒壊を防止するため、次の施策を推進する。

■ブロック塀の倒壊防止対策

- ① ブロック塀の安全点検及び耐震性の確保は、所有者の責任において管理することが基本となることから、広報誌等を活用し啓発を図るとともに、危険なブロック塀に対しては、造り替えや生け垣化を推奨する。
- ② ブロック塀を新設又は改修しようとする町民に対して、ブロック塀は所有者の責任において管理することが基本となることを広報誌等で啓発し、ブロック塀の耐震化（構造・耐久性・転倒防止対策）を推進する。

3 建築物の不燃化の推進【まち未来創造課】

建築物の新築や増改築の際に建築基準法に基づき防火の指導を行うとともに、既存建築物については、特に大規模建築物や不特定多数の人が使用する建築物を中心に、建築基準法及び防火基準適合表示制度等に基づき、防火上・避難対策上の各種改善指導を行う。

4 建築物の液状化対策の推進【まち未来創造課】

町内の低地は、液状化の危険性が高く、地盤の不動沈下、陥没等による建物の沈下、傾斜のおそれがある。これらのことから、町はハザードマップ等（ゆれやすさマップ・液状化マップ）により町民等に地盤リスクを周知し、そのような土地に建築物等を建てる場合には、所有者等が必要な地盤改良や基礎杭打設等の液状化対策を講じるよう普及・防災への意識啓発に努める。

第3節 土木施設の耐震化等の推進

項 目	担 当
道路施設の耐震化の推進と要請	建設課
河川施設の耐震化の推進と要請	建設課
農業施設の耐震化の要請	農業政策課

第1 基本事項

1 趣旨

道路等の公共施設は、住民の日常生活及び社会、経済活動上欠くことのできないものであり、また、地震等災害発生後の災害復旧の根幹となるべき使命を担っている。したがって、これら公共施設について、事前の予防措置を講じることは重要である。このため、町が管理する施設ごとに耐震性を備えるよう設計指針を考慮し、被害を最小限にとどめるための耐震性の強化及び被害軽減のための諸施策を実施する。

2 留意点

(1) 地盤等災害特性を考慮した対策の対応

町内においても、地域によって地形、地質及び地盤等の自然条件が大きく異なり、地域ごとに建築物の受ける被害の要因や内容が異なってくる。このため、地域の地形、地質及び地盤等の自然条件に対応した対策を実施していくことが必要である。

(2) 県管理施設の整備促進

町内の基幹道路の多くは県道、主要地方道等であることから、県に対し、適切な防災対策を進めるよう要請し、整備を進めることが必要である。

(3) 耐震性劣化に対する対策の必要性

橋りょう、道路等の土木施設の老朽化や、地盤沈下等による道路等への影響を考慮し、土木施設の耐震性劣化の状況を正確に把握し、対策を行っていくことが必要である。

第2 対策

1 道路施設の耐震化の推進と要請【建設課】

町管理の道路については、定期的に点検パトロールを実施し、次のような対策を推進する。

橋りょう部について、落橋防止構造の設置、橋脚補強等を必要に応じ実施する。

道路を始めとして公共施設の老朽化が進むなか、国、県と協力して施設の安全性等を点検し、必要に応じて施設の更新を進める。

また、県管理の道路については、耐震化の点検や耐震化対策の実施を県に要請する。

2 河川施設の耐震化の要請【建設課】

堤防、水門等の施設は、耐震性の点検や耐震化対策の実施を施設管理者に要請する。

3 農業施設の耐震化の要請【農業政策課】

農業用水路等の施設は、耐震性の点検や耐震化対策の実施を施設管理者に要請する。

第4節 ライフライン施設の耐震化の推進

項 目	担 当
水道施設の災害対策	茨城県南水道企業団
下水道施設の災害対策	生活環境課
電力施設の災害対策	東京電力パワーグリッド株式会社
電話施設の災害対策	東日本電信電話株式会社, その他通信事業者
都市ガス施設の災害対策	東京ガスネットワーク株式会社, ガス小 売事業者

第1 基本事項

1 趣旨

電力、電話、ガス、上下水道等のライフライン施設は、地震発生時の応急対策活動において重要な役割を果たすものである。これらの施設について、発災後直ちに機能回復を図ることはもちろん、事前の予防措置を講ずることはより重要かつ有効である。

電力、電話、ガス施設の災害対策は、それぞれの事業者が実施することとなっている。町では水道、下水道について、各施設ごとに耐震性を考慮した設計指針に基づき、耐震性の強化及び代替性の確保、系統多重化等被害軽減のための諸施策を実施して、被害を最小限に止めるよう万全の予防措置を講じていくものとする。

特に、医療機関等の人命に関わる重要施設への供給ラインの重点的な耐震化を促進する。

2 留意点

(1) 被害想定結果の対策への反映

被害想定調査を行うことにより、それぞれの地域における各ライフライン施設の被害状況が把握できる。このことから、この被害想定結果を活用し、各地域特性に応じた耐震性の確保や資機材の配備等の対策を実施していくことが必要である。

(2) 都市機能確保のための事前対策の重要性

大規模な地震によってライフライン施設が被害を被り、その復旧に長期間を要することは、震災後の応急対策活動や町民生活に大きな影響を与えることとなる。このため、事前に各施設の耐震化を図ることが必要である。

第2 対策

1 水道施設の災害対策【茨城県南水道企業団】

茨城県南水道企業団は、水道施設の耐震化、液状化対策について目標を定め、計画的に事業を推進する。

(1) 配水池、貯水池の緊急補強又は更新

配水池等の重要施設のうち耐震性に問題があるものについては、二次災害を回避するため緊急に補強又は更新を図る。

(2) 受水槽の耐震化

利用者の理解と協力を求め受水槽の耐震化を進めるよう指導する。特に、避難場所や病院等の防災上重要な施設について優先する。

(3) 緊急時給水能力の強化

緊急時の給水量を貯留できるよう配水池容量を拡大するとともに、浄水施設や配水池等の耐震診断を実施し、耐震補強を推進するほか、非常用発電設備を設置するなど緊急時に備えた施設整備を図る。

2 下水道施設の災害対策【生活環境課】

(1) 既存施設の耐震化

被災した場合の影響度を考慮して、ポンプ場・幹線管渠等の根幹的施設については、より高い耐震性能が保持できるよう配慮する。

(2) 新設施設の耐震化

施設の計画、調査、設計及び施工の各段階において耐震化対策を講ずる。

3 電力施設の災害対策【東京電力パワーグリッド株式会社】

東京電力パワーグリッド株式会社は、次のような災害対策を実施する。

(1) 電力施設の現況

1) 変電設備

機器の耐震は、変電施設の重要性、その地域で予想される地震動などを勘案するほか、電気技術指針「変電所等における電気設備の耐震対策指針」に基づいて設計を行っている。建物については、建築基準法による耐震設計を行っている。

2) 送電設備

① 架空電線路

電気設備の技術基準に規定されている風圧荷重が地震動による荷重を上回るため、同基準に基づき設計を行う。

② 地中電線路

終端接続箱、給油装置については、電気技術基準である「変電所等における電気設備の耐震設計指針」に基づき設計を行う。洞道は「トンネル標準示方書（土

木学会)」等に基づき設計を行う。また、地盤条件に応じて可とう性のある継手や管路を採用するなど耐震性を配慮した設計とする。

3) 配電設備

地震力の影響は、氷雪、風圧及び不平均張力による荷重に比べ小さいので、これにより設計する。

① 架空電線路

電気設備の技術基準に規定されている風圧荷重が地震動による荷重を上回るため、同基準に基づき設計を行う。

② 地中電線路

地盤条件に応じて可とう性のある継手や管路を設計するなど耐震性を配慮した設計とする。

4) 通信設備

屋内設置装置については、構造物の設置階を考慮した設計とする。

(2) 耐震化の方針

電気施設は、過去の地震災害の記録を基に、実際に震動波形を与えた実証試験等、各設備ごとに科学的な分析に基づいた耐震設計方針を定め施工を行う。

(3) 事業計画

全体計画及び実施計画は、「電気施設の現況」に準じ実施するよう努める。

4 電話施設の災害対策【東日本電信電話株式会社、その他通信事業者】

東日本電信電話株式会社及びその他通信事業者は、次のような災害対策を実施する。

(1) 電気通信設備等の高信頼化

災害の発生を未然に防止するため、次のとおり電気通信設備及びその付帯設備（建物を含む。以下「電気通信設備等」という。）の防災設計を実施している。

地震等に備えて、主要な電気通信設備等について耐震対策及び耐火構造化を行う。

- ① 豪雨、洪水等のおそれがある地域にある電気通信設備等について、耐水構造化を行う。
- ② 暴風又は豪雪のおそれのある地域にある電気通信設備等について、耐風又は耐雪構造化を行う。
- ③ 地震又は火災に備えて、主要な電気通信設備等について耐震及び耐火構造化を行う。

(2) 電気通信システムの高信頼化

災害が発生した場合において、通信を確保するため、次により通信網の整備を行っている。

- 1) 主要な伝送路を多ルート構成あるいはループ構成とする。
- 2) 主要な中継交換機を分散設置とする。
- 3) 大都市等において、とう道（共同溝を含む。）網を構築する。

- 4) 通信ケーブルの地中化を推進する。
- 5) 主要な電気通信設備について、必要な予備電源を設置する。
- 6) 重要加入者については、当該加入者との協議により加入者系伝送路の信頼性を確保するため、2ルート化を推進する。

(3) 電気通信処理システムに関するデータベース等の防災化

電気通信設備の設備記録等重要書類並びに通信処理システム及び通信システム等のファイル類について災害時における滅失或いは損壊を防止するため、保管場所の分散、耐火構造容器への保管等の措置を行う。

(4) 災害時措置計画

災害時等において、重要通信の確保を図るため、伝送措置、交換措置及び網措置に関する措置計画表を作成し現行化を行う。

5 都市ガス施設の災害対策【東京ガスネットワーク株式会社、ガス小売事業者】

東京ガスネットワーク株式会社とその他のガス小売事業者は、次のような災害対策を実施する。

(1) 施設の現況

1) ガス製造施設

- ① ガス製造施設の設計は、ガス事業法、高圧ガス保安法、消防法及び建築基準法等の諸法規並びに各学会制定の設計基準に準拠しているほか、社内技術基準に基づいている。
- ② 危険物貯蔵設備、ガス製造設備等は、緊急遮断又は緊急停止等の安全装置、危険物の流出防止施設、消防設備等の安全設備を配慮している。

2) ガス供給施設

① ガスホルダー

- ア ガスホルダーは、製造設備と同様にガス事業法等の諸法規並びに基準に基づいて設計しているほか、安全装置、遮断装置及び離隔距離等を考慮している。
- イ 球形ガスホルダーは、地震力を考慮した耐震構造となっている。

② ガス導管

- ア ガス導管は、ガス事業法、道路法等の諸法規に準拠して設計、施工している。
- イ 導管の材料としては、鋼管、鋳鉄管及びポリエチレン管を使用している。
- ウ 鋼管の接合方法は、大口径のものはアーク溶接とし、小口径のものは古くはねじ接合であったが、現在は可とう性に富んだ機械的接合としている。
- エ 鋳鉄管の接合部は、印ろう型、ガス型であったが、その後、可とう性に富む機械的接合に移行している。
- オ ポリエチレン管の接合は、溶接接合と同等の性質を有する融着接合としている。
- カ ガス導管には、緊急遮断のため又は供給操作上の必要により遮断弁を設置して

いる。設置場所は、製造所及び整圧所の送出導管、高・中圧導管の分岐箇所、大規模な工事現場のガス導管及び供給上必要な箇所などである。

キ 需要家には、地震時等にガスを遮断するマイコンメーターの取り付けを推進している。

ク ガス供給施設及びガス供給上の事故に対処するため、処理要員及び緊急車両を待機させ、事故の処理及び消防・警察関係機関への連絡体制を整えている。

3) 通信施設

無線局には固定局と移動局があり、固定局の鉄塔類は地震力より大きな風圧力に耐えるように設計・建設されているので、かなりの耐震性を有している。

4) 巡視・点検

ガス製造施設及び供給施設の点検は、ガス事業法の規定に基づいた定期検査及び保安規定による自主検査を実施し、設備の機能を定期的に確認するほか、地震発生時には必要に応じて特別点検を実施している。

(2) 予防計画

県の被害想定結果及び各方面の研究機関で解析が行われている地下埋設導管の地震時の被害に関する研究等を参考とし、ガスの漏えいによる二次災害の発生を防止し、ガスの安全な供給を確保することを目的として、以下の計画に基づいて耐震性の強化等の対策を実施する。

ガス施設の耐震性の強化及び被害の軽減のための諸施策を実施すると共に、総合防災システムを確立することにより災害の防止に努める。

- 1) 地震の強さを知り、緊急時の判断材料とするため各事業所に地震計を設置する。
- 2) 導管材料として、耐震性に優れたポリエチレン管の使用を拡大する。
- 3) 導管網は、供給停止地区の極少化を図るため、事前にバルブ等により適切な規模の緊急措置ブロックに分割する。
- 4) 整圧所等の緊急遮断装置及び緊急放散装置等の保安設備を整備・増強する。
- 5) 主要整圧器に感震器を設置し、地震の規模の把握と圧力情報等の遠隔監視化を推進する。
- 6) 通信施設の整備・増強を推進する。

第5節 災害防止対策の推進

項 目	担 当
斜面崩壊防止対策の推進	建設課，防災危機管理課
造成地災害防止対策の推進	まち未来創造課
液状化防止対策の推進	まち未来創造課
水害防止対策の推進	建設課，防災危機管理課，農業政策課

第1 基本事項

1 趣旨

災害による被害を未然に防止するには、その土地の地盤、地形といった自然環境と災害の履歴などを十分に理解し、その土地に適した土地利用を行う必要がある。また、災害危険度の高い場所については、災害防除のための対策を実施して、住民の生命、財産の保全に努めるものとする。

2 留意点

(1) 災害の基礎となる自然環境、災害危険性等の情報の収集

地盤災害の防止のためには、その土地の性状を知ることが重要である。地盤、地質、地形等に関する調査は様々な機関により実施されており、これらのデータの一元化を進め、各種の行政施策へ反映させていくことが必要である。

(2) 警戒体制の確立

土砂災害は被災後時間をおいて発生することもあり、災害発生後は危険度の高い斜面を中心に、危険な徴候がないか警戒することが重要であり、そのための体制、通信手段等を平常時から確立しておく必要がある。

第2 対策

1 斜面崩壊防止対策の推進【建設課，防災危機管理課，県】

(1) 危険箇所 の把握及び監視

がけ崩れを未然に防止し、災害発生時には被害を最小限に食い止めるため、町内のがけ地について調査し危険予想箇所を把握する。

また、危険予想箇所は、地形、地質、地下水、立木、擁壁の状態等とがけ崩れ発生時の家屋に対する影響等を調査する。危険予想箇所は定期的に点検を行うとともに、豪雨

時には、防災パトロールを強化する。

(2) 急傾斜地崩壊危険区域の指定

県に対して危険予想箇所について「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」による危険区域の指定を行うように要請する。

(3) 災害防止工事の促進

危険予想箇所については、県と連携し所有者、管理者、占有者に対して、擁壁、排水施設その他必要な災害防止工事を施すように働きかける。

(4) 警戒避難体制の確立

危険予想箇所については、がけ崩れ発生のおそれがある場合に、住民に対し避難指示等の伝達ができるように情報の伝達や避難体制を確立する。

(5) 危険予想箇所の周知

危険予想箇所に標識を設置、防災マップ等に掲載し住民へ配布する等、危険予想箇所の周知及び土砂災害に対する意識の高揚に努める。

(6) 斜面判定土の利用

また、地震が発生すると地盤の緩みが生じ、その後の降雨等による二次災害の発生が懸念されることから、現在、国が制度を創設し、全国的に実施しようとしている「斜面判定土」制度の活用について、県と連携をとりながら積極的な活用を図る。

2 造成地災害防止対策の推進【まち未来創造課】

開発を行う事業者に対し、都市計画法及び建築基準法に基づく利根町開発指導要綱により宅地造成開発許可、建築確認等の審査ならびに当該工事の施工に対する指導、監督を通じて、災害防止対策をとるよう指導する。

また、造成後は巡視等による違法開発行為の取り締まり、梅雨期や台風期の巡視強化及び注意の呼びかけを実施する。

■災害防止に関する指導基準

① 災害危険度の高い区域

地すべり防止区域、急傾斜崩壊危険区域内の土地については都市計画法に基づき原則として開発計画を認めない。

② 人工がけ面の安全措置

宅地造成により生ずる人工がけ面は、その高さ、勾配及び土質に応じ、擁壁の設置等の安全措置を講ずる。

③ 軟弱地盤の改良

宅地造成をしようとする土地の地盤が軟弱である場合は、地盤改良を行う。

3 液状化防止対策の推進【まち未来創造課】

液状化による被害を軽減するため、国・県・町及び公共・公益施設の管理者は、埋め立て地や旧河道敷等の液状化のおそれのある箇所等の地盤データの収集とデータベース化

の充実に努めるとともに、締固め、置換、固結等の有効な地盤改良等により液状化防止対策に努める。

4 水害防止対策の推進【建設課、防災危機管理課】

(1) 総合治水対策の促進

利根川及び小貝川は、管理者の国土交通省が河川改修を実施している。今後もこれらの河川による水害を防止するために、国、県と連携して総合的な治水対策を促進するように要請する。

(2) 水防倉庫・資機材の整備

水防活動を円滑に行うために水防倉庫及び水防資機材の備蓄を推進する。

(3) 水防訓練の実施

水害を未然に防止し、あるいは被害を最小限に食い止めるために、国、県及び水防管理者である稲敷地方広域市町村圏事務組合と連携して、水防訓練を実施する。

第6節 危険物等施設の安全確保

項 目	担 当
石油類等危険物施設の予防対策	県，消防本部，危険物施設の管理者
高圧ガス施設の予防対策	県，消防本部，高圧ガス施設の管理者

第1 基本事項

1 趣旨

地震による火災及び死傷者を最小限にとどめるためには、阪神・淡路大震災及び東日本大震災の教訓を踏まえ、危険物等（石油類等、高圧ガス、火薬類、毒劇物及び放射性物質をいう。以下同じ）の取扱施設の現況を把握し、消防法令等関係法令に基づく安全確保対策を推進するため、今後とも法令遵守の徹底を図る必要がある。

そのためには、各危険物等取扱事業所等への災害に対するマニュアル（災害時に対する応急措置・連絡系統の確保等）作成指導の徹底のほか、各消防本部等関係機関の施設立入検査の徹底を図り、法令に基づく危険物等施設の安全確保を推進する。

また、施設全体の耐震性能向上の確立を図る。

2 留意点

（1）地震等災害時の被害の予測と対策の推進

危険物等の貯蔵等については各種法令の規制及び消防機関をはじめとする各機関の調査・指導が平常時より行われており、その管理状況は比較的良好であるが、地震等の災害時には各種ライフライン途絶や、液状化現象等のために通常では考えにくい被害が起こる可能性がある。それらに備えて、地震等の災害時の状況を予測し、各種安全装置の点検等を実施し、より耐震性を高めていく必要がある。

（2）危険物施設の安全性の確保

危険物等の取扱者は取扱う危険物等の管理・責任体制を明確にし、それらの流出による被害を未然に防止するため、管理にかかるマニュアル等を整備することが必要である。

さらに、地震等災害時の危険物等施設の被害・機能障害を想定し、応急措置が速やかに実施されるよう、訓練・従業員啓発・自衛消防隊育成の推進を図り、体制面の強化を進めていく必要がある。

（3）新たな危険物への対応

先端技術産業で使用される新たな危険物等の出現、流通形態等の変遷及び施設の大規模化・多様化に備えた安全対策マニュアルの整備も必要である。

第2 対策

1 石油类等危険物施設の予防対策【県、消防本部、危険物施設の管理者】

危険物施設は消防法及び関係法令により細部にわたり規制基準が示されており、町は、消防本部と連携して、これらの法令に基づき規制の強化、事業所に対する指導の強化を行う。

(1) 施設の保全及び耐震化

危険物施設の管理者等は、消防法第12条（施設の基準維持義務）及び同法第14条の3の2（定期点検義務）等の規定を遵守し、危険物施設の保全に努めるとともに、設置地盤の状況を調査し、耐震化に努める。

(2) その他施設の耐震化

消防法等で規定されている規模以下の貯蔵タンク等の施設についても不等沈下、移動、配管の切断、亀裂等の事故防止のため、タンクの設置される箇所の地盤調査、工法等技術上の基準について配慮するよう指導する。また、既設タンクについては、事業所に対し常時沈下測定を行い基礎修正及び各種試験による自主検査体制の確立について指導を行う。

また、万一の漏えいに備えた、防油堤、各種の安全装置等の整備に努める。

(3) 保安確保の指導

県及び消防本部は、危険物施設の位置・構造・設備の状況及び危険物の貯蔵・取扱いの方法が、危険物関係法令に適合しているか否かについて立入検査を実施し、必要がある場合は、事業所の管理者等に対し、災害防止上必要な助言又は指導を行う。

(4) 自主防災体制の確立

危険物施設の管理者は、消防法第14条の2の規定に基づく予防規程の内容を常に見直し、操業実態に合ったものとするよう努めるとともに、従業員等に対する保安教育や防災訓練を実施し、自主防災体制の確立に努める。

また、隣接する事業所間の自衛消防隊の相互協力体制の強化を図るとともに、消火薬剤、流出油処理剤等の防災資機材の備蓄に努める。

2 高圧ガス施設の予防対策【県、消防本部、高圧ガス施設の管理者】

県は、高圧ガス設備及び液化石油ガス消費設備等の保安の確保を促進するため、次の対策を推進する。

なお、円滑かつ効果的に予防対策を推進するため、一般社団法人茨城県高圧ガス保安協会等関係団体と密接に連携し、事業者に対して周知徹底を図るとともに事業者の一層の自主保安を促進する。

■ 高圧ガス施設への指導

① 防災マニュアルの整備

事業所の高圧ガス設備ならびに液化石油ガスの販売施設及び一般家庭用消費設備の耐震化対策や地震時の行動基準等に関するマニュアルを策定するとともに、関係者に周知徹底を図る

② 高圧ガス設備等の耐震化の促進

法令により耐震基準が適用される高圧ガス設備については、その遵守を徹底させるとともに、それ以外の設備についても、必要に応じ耐震化の促進を図る。さらに、一般家庭用液化石油ガス消費設備等についても耐震化の促進を図る。

③ 事業者間の相互応援体制の検討、整備

地震等災害時に高圧ガス又は液化石油ガスによる災害が発生し、又はそのおそれがあるとき、その被害等の状況を速やかに把握しつつ、被害の発生又はその拡大を防止するため、高圧ガス取扱事業者間又は液化石油ガス販売事業者間の相互応援体制の整備を検討する。

④ 地震対策用安全器具の普及

液化石油ガス消費設備については、地震等災害時に一般家庭の液化石油ガスによる災害を防止するため、地震対策用安全器具の普及促進を図る。

⑤ LPガス集中監視システムの普及

液化石油ガス販売事業者が地震等災害時に液化石油ガス消費設備の発災状況等の情報収集や緊急措置を行う上で有効な、電話回線を利用した集中監視システムの普及促進を図る。

第3章 災害被害軽減への備え

第1節 緊急輸送への備え

項目	担当
町の緊急輸送道路の指定	防災危機管理課，建設課
ヘリポートの指定	防災危機管理課
緊急輸送資機材，車両等の調達体制の整備	建設課，防災危機管理課，財政課
緊急通行車両の事前の届出	防災危機管理課，車両を使用する所管課
緊急輸送路ネットワークの構築	防災危機管理課，建設課
緊急輸送に伴う交通規制	防災危機管理課，建設課，警察署

第1 基本事項

1 趣旨

災害による被害を最小限にとどめるためには、災害発生後の消防や人命救助、応急復旧や救援のための物資輸送等の効果的な実施が必要である。そのためには、緊急通行車両の調達と、その交通経路（緊急交通経路）の確保のための道路啓開等を、地震等の災害発生後、迅速に行うことが望まれ、その事前対策として、緊急輸送道路を指定・整備し、道路啓開資機材、車両の調達体制及び緊急通行車両、船舶等の調達体制を整備していくものとする。

2 留意点

(1) 陸上及び空の交通手段を用いた総合的なネットワークの構築

県で実施する応急対策活動の拠点間を効率的に結ぶ緊急輸送道路ネットワークの整備にあわせて、町内の交通ネットワークを整備するとともに、災害時の物流拠点となる施設については、こうした陸上及び空の各輸送手段の連結性を考慮し、県、関係機関、関連企業との協力体制の中で、整備を進めることが必要である。

(2) 地域の特性と対策との対応

地域の社会特性（人口、交通及び防災拠点施設等の整備状況及び交通利便性等）や想定される被害特性（地域の孤立可能性等）を基に、緊急輸送道路の指定、整備を行

うことが必要である。

(3) 民間企業等との効果的な連携体制の整備

実際の道路啓開の作業等は、建設会社等の協力により行われるため、関連業界団体を通じて、建設会社等との地震発生後などの災害時における効果的な連携が講じられるよう、平常時より、防災訓練等や協定締結等による体制を整備しておくことが必要である。

また、町等による緊急通行車両等が不足した場合においては、民間からの車両等の調達の必要があり、これについても、関連業界団体を通じて、平常時より、協定等の締結による車両等の調達体制を整備しておくことが必要である。

(4) 災害発生後の情報連絡手段の整備

地震等の災害発生後に、整備した民間企業等との連携体制を効果的に活用し、迅速に道路啓開や緊急輸送に着手するためには、災害発生後に有効に機能する関係者間の情報連絡手段の確保が必要である。

また、電気通信設備に被害が発生した場合においても、確実に情報連絡がとれるような環境を整備することが必要である。

第2 対策

1 町の緊急輸送道路の指定【防災危機管理課、建設課】

県では、隣接県の主要道路と、県内の防災拠点及び緊急輸送拠点とそれらを結ぶ緊急輸送道路を選定し、「第1次緊急輸送道路」、「第2次緊急輸送道路」及び「第3次緊急輸送道路」を指定している。

これらの道路と町役場及び避難場所となる施設を結ぶ道路を、町の緊急輸送道路として指定する。

■町指定緊急輸送道路

町指定緊急輸送道路の指定図は、220頁に示すとおりである。

■県指定緊急輸送道路

① 第1次緊急輸送道路ネットワーク

県庁所在地、地方中心都市及び重要港湾、空港等を連絡する道路

② 第2次緊急輸送道路ネットワーク

第1次緊急輸送道路と市区町村役場、主要な防災拠点（行政機関、公共機関、主要駅、港湾、ヘリポート、災害医療拠点、自衛隊等）を連絡する道路

③ 第3次緊急輸送道路ネットワーク

その他の道路

2 ヘリポートの指定【防災危機管理課】

緊急輸送の中継基地となる臨時ヘリポートを指定する。指定後は、これらの場所が災害

時に有効に利用し得るよう、関係機関及び住民に対し周知徹底を図るなど、所要の措置を講ずるものとする。

3 緊急輸送資機材、車両等の調達体制の整備【建設課、防災危機管理課、財政課】

(1) 啓開用資機材、車両の調達体制の整備

町は、建設業協会等と協定等を締結し、道路の啓開作業に必要な資機材及び車両等を調達できるように協力体制を整備する。

(2) 緊急輸送車両等の調達体制の整備

町有車両等を把握するとともに、災害発生時の物資の輸送等をするために運送業者や燃料業者等と協定を締結する等災害時の車両、燃料の調達体制を整備する。

(3) 緊急通行車両の事前の届出

災害後の応急対策活動を迅速に実施するため、応急対策に使用する車両を「緊急通行車両の事前届出・確認手続要領」に基づいて、茨城県公安委員会に届出しておく。

4 緊急通行車両の事前の届出【防災危機管理課、車両を使用する所管課】

(1) 事前届出の対象車両

町が保有している車両又は町との契約により、常時町の活動のために専用に使用している車両ならびに災害時に町が関係団体等から調達する車両のうち、次に掲げる災害応急対策等を実施する計画のある車両を対象とする。

■事前届出の対象車両

ア 災害対策基本法に規定する災害応急対策

- (ア) 警戒の発令及び伝達ならびに避難指示等に関する事項（広報車等）
- (イ) 消防、水防その他の応急措置に関する事項（消防車等）
- (ウ) 被災者の救難、救助その他保護に関する事項（救急車、自衛隊用自動車等）
- (エ) 災害を受けた児童及び生徒の応急の教育に関する事項（学用品等の輸送車両等）
- (オ) 施設及び設備の応急の復旧に関する事項（特殊車両、建機等搬送車両等）
- (カ) 清掃、防疫その他の保健衛生に関する事項（汚物収集車等）
- (キ) 犯罪の予防、交通の規制その他災害地における社会秩序の維持に関する事項（警察用自動車）
- (ク) 緊急輸送の確保に関する事項（緊急物資等輸送車両）
- (ケ) その他災害の発生の防御又は拡大の防止のための措置に関する事項

イ 大規模地震対策特別措置法に規定する地震防災応急対策

- (ア) 地震の予知情報の伝達及び避難指示等に関する事項（広報車等）
- (イ) 消防、水防その他の応急措置に関する事項（消防車等）
- (ウ) 応急の救護を要すると認められる者の救護その他保護に関する事項（救急車等）
- (エ) 施設及び設備の整備及び点検に関する事項（特殊車両、建機等搬送車両等）
- (オ) 犯罪の予防、交通の規制、その他大規模な地震により災害を受けるおそれのあ

る地域における社会秩序の維持に関する事項（警察用自動車）

- (カ) 緊急輸送の確保に関する事項（緊急物資等輸送車両）
- (キ) 地震災害が発生した場合における食料、医薬品その他の物資の確保、清掃、防疫その他の保健衛生に関する措置その他応急措置を実施するため必要な体制の整備に関する事項（食料、医薬品等搬送車両、汚物収集車等）
- (ク) その他地震災害の発生の防止又は軽減を図るための措置に関する事項

(2) 事前届出の申請手続

「緊急通行車両の事前届出・確認手続要領」による事前届出の申請手続は、次により行う。

① 申請者

- (ア) 町が所有する車両：町長（防災危機管理課長が申請する。）
- (イ) 町との契約により常時町の活動に専用で使用される車両所管課長（所管課長が申請し、防災危機管理課へ報告する）
- (ウ) 災害時に関係団体から調達する予定の車両：所管課長（所管課長が申請し、防災危機管理課へ報告する）

② 申請先

取手警察署又は茨城県警察本部交通規制課

③ 申請書類

- (ア) 緊急通行車両等事前届出書2通
- (イ) 輸送協定書等の当該車両を使用して行う業務の内容を証明する書類（輸送協定書等がない場合は、上記(1)に掲げる災害応急対策等を実施する計画がある旨の理由書等を添付する。）

※事前届出書は、取手警察署及び茨城県警察本部交通規制課に備え付けてあるので必要部数を申し出て入手する。届出書は2通必要であるが、1部を作成し、そのコピーを付けて2通とする。

④ 届出済証の交付

届出済証は、茨城県警察本部交通規制課において申請書類を審査の上作成し、取手警察署に送付した後、取手警察署から担当者に連絡される。その後、担当者が受取る。

⑤ 届出済証の再交付及び変更届出

(ア) 再交付

届出済証を亡失し、滅失し、汚損し又は破損したような場合は、取手警察署又は茨城県警察本部交通規制課に再交付の申請を行う。再交付は、届出書に「再交付」と書き加えるとともに、備考欄に再交付の理由を記載して、2部（1部はコピー）提出する。

再交付の場合は、輸送協定書等の当該車両を使用して行う業務の内容を証明する書類は省略することができる。

(イ) 変更届出

届出済証の交付を受けた車両が廃車等により緊急通行車両等として使用しない車両となった等の理由により、車両の変更が生じたときは、変更届出の申請を行う。

変更届出は、届出書に「変更」と書き加えるとともに、備考欄に変更の理由を記載して、2部（1部はコピー）提出する。

変更届出の場合についても、輸送協定書等の当該車両を使用して行う業務の内容を証明する書類は省略することができる。

⑥ 届出済証の返還

届出済証の交付を受けた車両が緊急、通行車両等として使用される車両に該当しなくなったとき、当該車両が廃車となったとき、その他緊急通行車両としての必要性がなくなったときは、取手警察署又は茨城県警察本部交通規制課に速やかに届出済証を返還する。

5 緊急輸送路ネットワークの構築【防災危機管理課，建設課】

県地域防災計画において指定されている緊急交通路との整合を図りながら、緊急物資等搬送のため、町内の主要防災拠点（庁舎、拠点施設等）を結ぶ緊急輸送路ネットワークの指定を推進する。

また、広域的な災害応急対策を実施するために、主要な幹線道路を円滑かつ効率的に運用できるよう以下の点に留意してネットワークの整備に努める。

■緊急輸送ネットワークの構築（220頁参照）

- ① 指定された緊急輸送路の沿線地域の不燃化及び耐震化を都市計画として推進する。
- ② 主要幹線道路の管理者及び近隣市町村と広域的連携活動を実施するための連絡体制の整備。
- ③ 広域輸送基地の指定及び近隣市町村との相互使用協定の締結。

6 緊急輸送に伴う交通規制【防災危機管理課，建設課，警察署】

災害時には、まず、救助、救急及び災害の拡大防止等のために交通規制が実施される。そのため、警察署と連携して救助、救急等のために確保された緊急輸送路と調整を図りつつ物資の輸送等に必要な輸送道路を確保する体制を整える。

第2節 消火活動，救助・救急活動への備え

項 目	担 当
出火予防	消防本部
火災の予防	消防本部
消防力の強化	消防本部，防災危機管理課
救助力の強化	消防本部
救急力の強化	消防本部
地域の初期消火・救出・応急手当能力の向上	消防本部，防災危機管理課

第1 基本事項

1 趣旨

地震等による災害時の火災や大火及び死傷者を最小限にとどめるため，消防力の充実強化，救助，救急体制の整備など，消防対応力・救急対応力の強化を図る。

また，特に初期段階で重要となる地域住民，自主防災組織による初期消火，救出，応急手当能力の向上を図る。

2 留意点

(1) 地震時の出火要因（火災発生の特徴，通電火災等）への対処

過去の地震等の事例を中心に火災に結びつく要因を把握し，それらを予防する対策を実施していく。

特に通電火災等の新たな出火要因に対する対策を十分に検討しておくことが重要である。

(2) 広域応援体制の確立

県内の他の消防本部との相互応援体制の確立を図る。

また，応援隊との連携体制，資機材・通信設備の共同利用，ヘリコプターによる広域搬送等を重点的に訓練しておく必要がある。

(3) 地域の初期消火，救出，応急手当能力の強化

災害の規模が大きい場合，消防機関等の防災関係機関のみでは十分な消火活動，救助活動は不可能である。

地域の住民は自主防災組織等を結成し，自らの地域は自らで守るという気概のもと，初期消火・救出・応急手当能力の強化に努めることが必要である。

(4) ヘリコプターの有効活用の検討

地震等災害時の消防活動需要に適切に対応するため，ヘリコプター等を利用した消

防活動の有効性について検討しておく必要がある。

第2 対策

1 出火予防【消防本部】

(1) 一般火気器具からの出火の予防

町は、消防本部と連携して、次の出火予防対策を推進する。

- ① 地震時における出火要因として最も大きいものがガスコンロや灯油ストーブ等の一般火気器具である。とりわけ最も危険性が高いのは油鍋等を使用している場合である。

町は消防本部と協力して、住民に対し、地震を感じたら身体の安全を図るとともに、すばやく火を消すこと、定期的な清掃と点検、火気周辺に可燃物を置かないことなどを普及啓発する。

- ② 地震時における一般火気器具からの出火を防止するためには、ガス供給を遮断し燃焼を停止することが極めて効果的である。町は、マイコンメーターの設置促進を東京ガスネットワーク株式会社へ要請し、一層の普及を図る。

また、灯油ストーブには対震自動消火装置が備えられているが、管理不良のためタールの付着や異物の混入等により装置が作動しない場合があるため、消防本部と協力して管理の徹底を指導する。

- ③ 町は、消防本部と協力して、住民に対し地震を感じたら安全が確認できるまで、電気器具のコンセントを抜き、特に避難する場合はブレーカを遮断することなどの初期対策を普及啓発する。

(2) 化学薬品からの出火の予防

地震時における出火要因として一般火気器具に次いで多いものが化学薬品である。化学薬品は学校や研究機関等で薬品保管庫や戸棚に収納されているが、これらが地震により棚から落下したり、棚が転倒することにより容器が破損し、混合混触発火、自然発火等の形で出火する危険性がある。そのため混合混触による出火の危険性のある化学薬品は、分離して保管するなど適切な管理が必要である。町は、消防本部と協力して、引火性の化学薬品は出火源となる火気器具等から離れた場所に保管し、化学薬品の容器や棚の転倒防止装置の徹底を図るよう指導する。

(3) その他の出火防止

一般火気器具、化学薬品以外の出火要因として、危険物施設や電気関係等が考えられる。危険物施設は各種の安全規制が強化されていることから、地震時における出火件数はそれほど多くない。しかし、出火した場合には付近に与える影響が極めて大きくなる。

また、電気施設からの出火も過去の震災時に発生している。この種の電気による火災を防止するため、東京電力パワーグリッド株式会社と緊密な連携を図りつつ、一般家庭や事業所等の屋内配線の状況及び使用電気器具等の状況を確認した後、電気復旧を行

うなど施設の管理の徹底に努めるものとする。

2 消防力の強化【消防本部、防災危機管理課】

(1) 消防団の育成・強化

災害時の消火・救助・救急等の初動活動が速やかに実施できるように、消防車両、各種装備、資機材の整備を行うとともに、震災時活動マニュアル等を整備し、参集基準の明確化に努める。

また、団員の募集、訓練の充実、処遇の改善等により消防団の資質の向上を行う。消防本部とは連携の強化を図り、効率的な組織運営に努める。

(2) 消防水利の確保

地震時には水道施設の被害や水圧の低下等により消火栓の使用が困難になることが予想される。そこで、火災延焼の危険性の高い地域や消防活動が困難な地域を中心に、防火水槽の設置及び耐震化を促進する。

また、河川等の自然水利の利用、プールの利用など水利の多様化を図る。

(3) 消防車両・資機材の充実

通常の消防力の強化に加え、災害時の活用が期待される可搬式ポンプ、水槽車等の整備を推進する。

また、停電による通信機能不能に備え、発電機や消防団無線の充実を図るとともに、消防本部においては燃料の確保対策や自家発電設備の整備を推進する。

(4) 広域消防応援協定

大規模震災時に相互に応援活動を行うため、消防本部は広域消防応援協定を締結する。また、複数の消防本部合同での消火、救助訓練を実施し、いざという場合の対応力の強化を図る。

また、応援する立場、応援を受け入れる立場のそれぞれの対応計画を具体的に立案しておくものとする。その際には、情報の共有化、通信手段、指揮系統、資機材の共同利用等について明確化しておくことが重要である。

3 救助力の強化【消防本部】

(1) 救助活動体制の強化

災害現場から要救助者を安全な場所へ救出するため、救助隊の設置を進めるとともに、救助工作車・救助用資機材等の計画的な整備を促進し、救助活動体制の整備を図る。

(2) 救助隊員に対する教育訓練の実施

大規模かつ広域的な災害に対応するため、救助隊員に対する教育訓練を充実強化し、適切な状況判断能力と救助技術の向上を図る。

4 救急力の強化【消防本部】

(1) 救急体制の整備

広域的又は局地的に多数発生することが予想される救助事象に対処するため、消防本部と協力して、迅速かつ確かな人命救助体制の充実を図る。

また、大規模災害時に予想される交通の途絶等に対応するため、関係機関との連携強化を図り救急搬送体制を確立する。

(2) 応急救護体制の整備

普遍的又は集中的に発生することが予想される救急救護事象に対応するため、消防本部と協力して、応急救護体制の整備を図るとともに、救急資機材の備蓄と開発を進め、医療機関との連携のもとに、一貫性のある応急救護体制の確立を図る。

(3) 町民指導の推進

町民の自主救護能力を向上させるために、消防本部と協力して、講習会の開催やパンフレットの配布を行い応急救護知識、技術の普及活動の推進を図る。また、高齢者や障がい者等の避難行動要支援者に対する人命の安全確保を図るため、隣保共助による救護体制の充実を図る。

5 地域の初期消火・救出・応急手当能力の向上【消防本部、防災危機管理課】

(1) 初期消火力の向上

① 地震時における初期消火は、家庭や事業所等地域住民の自主的な活動に期待するところが大きい。地震時は同時多発火災が予想され、消防機関が担う役割が増大し、十分に対処できないことが考えられることから、地域の自主防災体制を充実し、地震時に有効的に機能するよう組織と活動力の一層の向上を図り、町民による初期消火を高め、消防本部及び消防団等と一体となった地震火災防止のための活動体制を確立するように努める。

② 震災時には事業所独自で行動できるよう事業所の自主防災対策の強化を図るとともに、職場では従業員及び周辺住民の安全確保のために、平素から地震時における初期消火等について具体的な対策を作成するものとする。

③ 計画的かつ効果的に防災教育、防災訓練を行い、町民の防災行動力を一層高めていくとともに、家庭、自主防災組織及び事業所等の協力・連携を促進し、地域における総合防災体制を充実強化していくものとする。

また、自主防災組織等に対し、消火器、バケツ等の消火資器材の設置の支援に努める。

(2) 救出・応急手当能力の向上

① 救出资機材の備蓄

自主防災組織等は、家屋の倒壊現場からの救出などに役立つ、ジャッキ、ボール、のこぎり、角材、鉄パイプなどの救出资機材の備蓄や、地域内の建築業者等からの調達を推進する。

また、町はこうした地域の取り組みを支援する。

② 救助訓練

自主防災組織を中心として家屋の倒壊現場からの救助を想定した救助訓練を行う。町及び消防本部はその指導助言にあたるとともに訓練上の安全の確保について十分な配慮をするものとする。

救急隊到着前の地域での応急手当は救命のため極めて重要であることから、町は住民に対する応急手当方法の普及啓発を図る。

第3節 医療救護活動への備え

項 目	担 当
医療救護施設の安全性の確保	各施設管理者
後方医療施設の整備	県
医薬品等の確保	県, 国保診療所
医療機関間情報網の整備	県, 国保診療所, 保健福祉センター
医療関係者に対する訓練等の実施	国保診療所, 保健福祉センター
医療関係団体との協力体制の強化	県, 防災危機管理課, 保健福祉センター, 国保診療所

第1 基本事項

1 趣旨

地震災害や風水害においては、広域あるいは局地的に、多数の傷病者が発生することが予想され、情報の混乱と医療機関自体の被災などがあいまって、被災地域内では十分な医療が提供されないおそれがある。

これら医療救護需要に対し迅速かつ的確に対応するため、平常時より、町及び県、医療機関等は医療救護活動への備えを図る。

2 留意点

(1) 情報伝達体制の確立

大災害発生時には公衆回線の途絶、ふくそう等が十分予想される。そのために、平常時から無線等災害時医療に係る情報連絡体制を確立しておくことが必要である。

(2) 災害医療専門家の養成

災害時において、限られた医療資源が十分に活用されるためには、災害医療の知識と経験の豊富な専門家の養成を図るとともに、病院レベルでの災害対策の強化が必要である。

第2 対策

1 医療救護施設の安全性の確保【各施設管理者】

(1) 医療救護施設の安全性の確保

災害時に救護所の設置が予想される保健福祉センター、文化センター、学校等の施設について、地震などの災害時に安全が確保されるよう整備を図る。

(2) 応急医療体制の確立

災害発生時に迅速に救護所に医療救護チームが出動し、応急医療救護が行われるように、利根町国保診療所、取手市医師会と事前の連絡調整に努める。

また、医薬品・医療用資器材等の供給についても、県薬剤師会竜ヶ崎支部等と事前に連絡調整に努める。

(2) ライフライン施設の代替設備の確保

① 自家発電装置の整備

病院は、ライフラインが寸断された場合でも、診療能力を維持するため、3日分程度の電気供給が可能な自家発電装置の整備を図る。

② 災害用井戸等の整備

病院は、ライフラインが寸断された場合、診療能力を維持するための水を確保するため、病院においては、自家用の井戸を確保する必要がある。また、受水槽（貯水槽）の耐震性の強化等により、貯水されている水の漏洩防止対策を図るとともに、容量拡充を図る。

2 後方医療施設の整備【県】

(1) 災害拠点病院の整備

県は、被災地の医療の確保、被災した地域の医療支援等を行うための災害拠点病院として、基幹災害医療センターを2か所、地域災害医療センターを16ヶ所指定している。

災害拠点病院としては次の支援機能を有することとしている。

- ・多発外傷、挫滅症候群、広範囲熱症等の災害時に多発する重篤救急患者の救命医療を行うための診療機能
- ・患者等の受入れ及び搬出を行う広域搬送への対応
- ・自己完結型の医療救護チームの派遣機能
- ・地域の医療機関への応急用資器材の貸出機能。
- ・研修機能（基幹災害医療センターのみ）

災害拠点病院の整備基準に基づき、救急診療に必要な診療棟の耐震構造、患者の多発時に対応可能なスペース及び簡易ベッド等の収納スペース、電気等のライフラインの維持機能、ヘリポートなどの施設整備及び救命医療を行うために必要な診療設備、広域災害・救急医療情報システムの整備、自己完結型の医療救護に対応できる携行用

の応急医療資器材等の設備整備を促進することとなっている。

(指定状況)

区分	医療圏	医療機関名
基幹	全県	水戸赤十字病院 水戸医療センター
地域	取手・龍ヶ崎	J Aとりで総合医療センター つくばセントラル病院 牛久愛和総合病院

(2) 災害派遣医療チーム（以下「DMAT」という。）指定医療機関の指定

県は、地震等による大規模な災害の急性期（概ね48時間）における被災地で救助・治療を行うDMATを派遣するDMAT指定医療機関を指定し、大規模災害への対応を図ることとなっている。

医療機関名

- ・ J Aとりで総合医療センター
- ・ 取手北相馬保健医療センター医師会病院
- ・ 総合病院土浦協同病院
- ・ 筑波メディカルセンター病院
- ・ 国立大学法人筑波大学附属病院
- ・ つくばセントラル病院
- ・ 牛久愛和総合病院

3 医薬品等の確保【県、国保診療所】

(1) 医薬品等の備蓄

県は、茨城県医薬品卸業組合との委託契約の締結により、想定される負傷者や被災者に当面必要な医療用医薬品等を流通備蓄により確保するとともに、緊急時における医薬品供給のための連絡体制について医療機関等への周知を図り、震災時における救急医療への対応に備えることとしている。

(2) 輸血用血液製剤の確保

県及び茨城県赤十字血液センターは、震災時における医療機関からの緊急な要請に対応できるよう輸血用血液製剤の確保に努めるとともに、連絡、協力体制を図っておくこととしている。

(3) 医療用ガスの確保

県は、日本産業・医療ガス協会本部の協力を得て、協定書に定めるところにより、災害救助に必要な生命確保に関与する医療用ガスの確保を行うとともに、緊急時における連絡体制の整備に努めることとしている。

(4) 医療機器の確保

県は、茨城県医療機器販売業協会の協力を得て、協定書に定めるところにより、災害救助に必要な生命確保に関与する医療機器の確保を行うとともに、緊急時における連絡体制の整備に努めることとしている。

4 医療機関間情報網の整備【県、国保診療所、保健福祉センター】

(1) 広域災害医療情報ネットワークの充実

県は、広域災害・救急医療情報システム（EMIS）等を活用し、平常時における応需状況のほか、災害時には県域を越えて広域的に医療機関の稼働状況、医師・看護師等医療スタッフの状況、ライフラインの確保及び医薬品の備蓄状況等災害医療に係わる情報の収集、提供を行うこととしている。

病院は、電力・通信が寸断された場合でも、EMISが入力出来るよう、データ通信機器（衛星電話等）の整備促進に努める。

5 医療関係者に対する訓練等の実施【国保診療所、保健福祉センター】

(1) 病院防災マニュアルの作成

病院防災にあたっては、災害により病院が陥る様々な場合分けに応じて、適切な対応が行われる必要がある。

町は、病院に対し、防災体制、災害時の応急対策、自病院内の入院患者への対応策、医薬品、食料・水・物資・燃料等の備蓄及び確保等について留意した病院防災マニュアルの作成を推奨するとともに、災害時に重要業務を継続するため、事業継続計画（BCP）の策定を促す。

(2) 防災訓練の実施

防災は、日常からの心構えが重要であり、訓練を通じて、病院防災マニュアルの職員への徹底が必要であることから、病院は、年2回の防火訓練に加え、年1回以上の防災訓練の実施に努める。

防災訓練の実施にあたっては、夜間時の発災を想定した訓練も交えて実施するとともに、地域の防災関係機関や地域住民との共同による訓練実施にも努める。

また、医療関係団体は、病院、町及び県が実施する防災訓練に積極的に参加する。

6 医療関係団体との協力体制の強化【県、防災危機管理課、保健福祉センター、国保診療所】

町は、災害時における医師や看護師等の派遣をはじめとした医療救護活動について、医療関係団体との協定の締結を進めることにより協力体制の強化を図る。

医療関係団体は、町が実施する防災訓練に積極的に参加するものとする。

さらに、協議会の設置又は会議等を通じ、平時より相互の連携を図る。

第4節 被災者支援のための備え

項 目	担 当
避難所の整備	防災危機管理課，施設管理者
指定避難所・指定緊急避難場所の指定	防災危機管理課
避難場所の周知	防災危機管理課
避難誘導體制の確立	防災危機管理課，保健福祉センター，国保診療所，学校教育課，生涯学習課，福祉課
食料，生活必需品の供給体制の整備	防災危機管理課
応急給水・応急復旧体制の整備	県南水道企業団
ごみ処理・し尿処理体制の整備	生活環境課

第1 基本事項

1 趣旨

発災後、避難所に避難した被災者のうち、住居等を喪失するなど引き続き救助を必要とする者に対しては、収容保護を目的とした施設の提供が必要である。このため、避難所としての施設の指定及びや整備を積極的に行っていくものとする。

また、住宅の被災等による各家庭での食料、飲料水、生活必需品の喪失、流通機能の一時的な停止や低下等が起こった場合には、被災者への生活救援物資の迅速な供給が必要である。このため、災害発生直後から被災者に対し円滑に食料、生活必需品及び飲料水の供給が行えるよう物資の備蓄ならびに調達体制の整備を行っていくものとする。

2 留意点

(1) 協力体制の整備

直下型地震など被害が一部の地域に限られる災害が発生した場合には、避難所の開設並びに生活救援物資の供給について、相互利用及び相互応援ができることが。このため、災害時に近隣市町村やその他関係機関と連携が図れるよう協力体制を整備しておくことが必要である。

また、県内全域が被災するような大規模な災害が発生した場合には、近隣市町村やその他関係機関と連携が機能しないという認識に立って遠方の市町村等との広域連携体制を整備して望ましいおく必要がある。

- (2) 最大規模の被害を想定した対策の対応
備蓄・調達数量の目標値は、町内での被害が最大となる地震を想定して設定することが必要である。
- (3) ライフライン施設の被害に対応した備蓄品目の確保
電気、水道、ガス等町民生活に必要不可欠なライフライン施設の供給停止等に対応した食料、飲料水及び毛布等生活必需品を確保することが必要である。
- (4) 発災時の確実かつ迅速な対応及びリスクの分散
災害時に確実かつ迅速な対応を図るため、集中備蓄を行うとともに、広域的な分散備蓄を行い、災害時のリスクを分散させる必要がある。
- (5) ニーズに応じた調達・確保
被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意するとともに、夏期には扇風機等、冬期には暖房器具、燃料等を含めるなど被災地の実状を考慮した物資の調達・確保を行う必要がある。
- (6) 避難行動要支援者に配慮した備蓄・調達
高齢者、乳幼児等避難行動要支援者に配慮した備蓄品目を選定し、必要量を確保することが必要である。

第2 対策

1 避難所の整備【防災危機管理課、施設管理者】

- (1) 避難所の指定
町は、町に関連する地震や河川氾濫等の被害想定の結果に基づき、避難場所に避難した被災者のうち居住場所を確保出来なくなった者に対するの収容保護を目的として避難所を指定するとともに、効率的な運営を行うための避難所運営マニュアルを整備する。
避難所の設置場所は、物資の運搬、集積、炊事、宿泊等の利便性を考慮し、学校、体育館、文化センター等の公共建築物とする。
- (2) 避難所の耐震性の確保
災害時に避難所となる学校施設の耐震性を確保するために、昭和56年以前の旧耐震基準によって建築された建物(構造体)の耐震診断を実施し、耐震補強が完了している。東日本大震災時には、壁や天井など落下被害が発生しているため非構造部材(壁や天井など)及び建築設備の耐震診断の必要性があり、町の学校施設においては構造体以外の耐震診断を実施し、必要に応じて補強・改修を計画的に実施する。
なお、大規模な地震が発生した場合には、指定されている避難所が被災することも想定されることから、事前に代替施設を選定しておくものとする。
- (3) 避難所の備蓄物資及び設備の整備
町は、避難所又はその近傍において地域完結型の備蓄施設を確保し、必要な食料等

を確保するとともに、通信途絶や停電等を想定し、通信機材や非常用発電設備等設備の整備に努めるものとする。主なものは次に示す通りである。

- ① 食料、飲料水（断水を想定した井戸水の活用を含む）
- ② 生活必需品
- ③ ラジオ、テレビ
- ④ 通信機材（衛星携帯電話、特設公衆電話、市町村防災行政無線を含む）
- ⑤ 放送設備
- ⑥ 照明設備（非常用発電機、太陽光発電等再生可能エネルギーを活用したものを
含む）
- ⑦ 炊き出しに必要な機材及び燃料
- ⑧ 給水用機材
- ⑨ 救護所及び医療資機材（常備薬含む）
- ⑩ 物資の集積所（備蓄倉庫等）
- ⑪ 仮設の小屋又はテント、仮設のトイレ
- ⑫ 工具類

（4）避難所設備の整備

避難所の設備の整備については、出入口の段差の解消や表示の外国語併記のほか、空調、洋式トイレなど高齢者や障がい者等の避難行動要支援者への配慮や専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置など乳児や女性への配慮を積極的に行っていくものとする。特に、福祉避難所には、医療機器を必要とする要配慮者が避難してくることから、停電時でも医療機器の電源を確保するために非常用自家発電設備を整備する。

（5）被災者情報システムの整備

避難者の状況を迅速かつ的確に把握するため、県と協力して、避難者の氏名、自宅住所、性別、年齢等についての被災者情報システム等を整備するものとする。

2 指定避難所・指定緊急避難場所の指定【防災危機管理課】

（1）指定緊急避難場所

町は、地震、風水害、がけ崩れ、大規模火災などそれぞれの異常な現象ごとに、当該災害の危険から緊急に逃れるための避難場所を指定する。

（2）指定避難所

災害発生時に、被災者の避難及び救援を円滑に実施するために、避難所の中から適切な施設を指定し、国・県に対し、支援物資の受入れや広域避難が必要な場合の受入れ協議が可能な場所を指定する。

（3）福祉避難所

避難所生活で配慮を必要とする避難者が、避難所での生活において特別な配慮が受けられるなど、配慮を要する避難者の状態に応じて安心して生活ができる体制を整備した福祉避難所を指定する。公共施設で上記体制が整った施設がない場合は、発災時に

施設等の一部を福祉避難所として利用することについてあらかじめ当該施設等を有する事業者との協定締結を図る。

避難施設の設置基準

避難施設	設置基準（災害対策基本法施行令より）
指定緊急 避難場所	<p>第二十条の三 法第四十九条の四第一項の政令で定める基準は、次のとおりとする。</p> <p>一 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において居住者、滞在者その他の者（次号ロ及び第二十条の六第一号において「居住者等」という。）に開放されることその他その管理の方法が内閣府令で定める基準に適合するものであること。</p> <p>二 次条に規定する種類の異常な現象（地震を除く。）が発生した場合において人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがないと認められる土地の区域（第二十条の五において「安全区域」という。）内にあるものであること。ただし、次に掲げる基準に適合する施設については、この限りでない。</p> <p>イ 当該異常な現象に対して安全な構造のものとして内閣府令で定める技術的基準に適合するものであること。</p> <p>ロ 洪水、高潮、津波その他これらに類する異常な現象の種類で次条第七号の内閣府令で定めるもの（以下このロにおいて「洪水等」という。）が発生し、又は発生するおそれがある場合に使用する施設にあつては、想定される洪水等の水位以上の高さに居住者等の受入れの用に供すべき屋上その他の部分（以下このロ及び第二十条の五において「居住者等受入用部分」という。）が配置され、かつ、当該居住者等受入用部分までの避難上有効な階段その他の経路があること。</p> <p>三 地震が発生し、又は発生するおそれがある場合に使用する施設又は場所にあつては、次に掲げる基準のいずれかに適合するものであること。</p> <p>イ 当該施設が地震に対して安全な構造のものとして内閣府令で定める技術的基準に適合するものであること。</p> <p>ロ 当該場所又はその周辺に地震が発生した場合において人の生命又は身体に危険を及ぼすおそれのある建築物、工作物その他の物がないこと。</p>
指定避難所	<p>第二十条の六 法第四十九条の七第一項の政令で定める基準は、次のとおりとする。</p> <p>一 避難のための立退きを行つた居住者等又は被災者（次号及び次条において「被災者等」という。）を滞在させるために必要かつ適切な規模のものであること。</p> <p>二 速やかに、被災者等を受け入れ、又は生活関連物資を被災者等に配布することが可能な構造又は設備を有するものであること。</p> <p>三 想定される災害による影響が比較的少ない場所にあるものであること。</p> <p>四 車両その他の運搬手段による輸送が比較的容易な場所にあるものであること。</p> <p>五 主として高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者（以下この号において「要配慮者」という。）を滞在させることが想定されるものにあつては、要配慮者の円滑な利用の確保、要配慮者が相談し、又は助言その他の支援を受けることができる体制の整備その他の要配慮者の良好な生活環境の確保に資する事項について内閣府令で定める基準に適合するものであること。</p>

避難施設	設置基準（避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針（内閣府）より）
福祉避難所	<p>災害救助法が適用された場合において、都道府県又はその委任を受けた市町村が福祉避難所を設置した場合、おおむね10人の要配慮者に1人の生活相談職員（要配慮者に対して生活支援・心のケア・相談等を行う上で専門的な知識を有する者）等の配置、要配慮者に配慮したポータブルトイレ、手すり、仮設スロープ、情報伝達機器等の器物、日常生活上の支援を行うために必要な紙おむつ、ストーマ用器具等の消耗機材の費用について国庫負担を受けることができる。</p> <p>① 福祉避難所の指定</p> <p>ア 福祉避難所を指定する場合は、耐震性、耐火性の確保に加え、天井等の非構造部材の耐震対策を図られ、バリアフリー化された施設を指定することが適切であること。また、生活相談職員等の確保という観点から老人福祉センター、障害福祉施設及び特別支援学校等の施設（以下、「社会福祉施設等」という。）を活用することが適切であること。</p> <p>イ 一般の避難所では生活することが困難な要配慮者が、避難所での生活において特別な配慮が受けられるなど、要配慮者の状態に応じて安心して生活ができる体制を整備した福祉避難所を上記アのとおり、整備しておくことが適切であること。そのため、発災時に施設等の一部を福祉避難所として利用することについて、あらかじめ当該施設等を有する事業者と協定を結ぶことが望ましいこと。</p> <p>ウ 平成12年度より入所施設附設の防災拠点型地域交流スペース整備事業が実施されたところであり、本事業を活用して入所施設を福祉避難所として積極的に整備することが適切であること。さらに、今後、南海トラフ巨大地震を念頭に置いて、在宅障害者向けの避難スペースの整備が社会福祉施設等施設費補助金の対象とされたので、その活用も検討すること。</p> <p>② 福祉避難所の量的確保</p> <p>ア 障害等の特性に配慮し、福祉避難所が必要数確保されることが適切であること。</p> <p>イ 都道府県の施設であっても、直ちに指定対象から除外して考えるのではなく、都道府県と適切に連携すること。</p> <p>ウ あらかじめ指定した福祉避難所のみでは量的に不足すると見込まれる場合は、社会福祉施設等における設置や公的宿泊施設、旅館、ホテル等と協定を締結し借り上げるなど事前に対応すること。</p>

3 避難場所の周知【防災危機管理課】

(1) 広報活動

広報紙、ホームページ、防災マップ、行政アプリ、各種の広報手段を活用し、町民、学校、事業所等に対し、避難場所及び避難時の留意事項等について定期又は必要な時期に周知する。

(2) 避難場所標識の設置

避難場所を明示し、避難誘導が円滑に行われるよう、案内標識、誘導標識を設置する。避難場所を明示するにあたり、常設することが困難な場合は、その都度明示する。

4 避難誘導體制の確立【防災危機管理課、保健福祉センター、国保診療所、学校教育課、生涯学習課、福祉課】

(1) 町民の避難誘導體制

消防団、自主防災組織、自治会等が中心となって、避難指示の伝達方法、誘導方法、

避難経路などを定め、災害発生時に安全に避難できる体制を確立する。

(2) 避難行動要支援者情報の把握

各自治会において災害時に避難行動要支援者となり得る高齢者や障がい者、外国人、妊産婦等を把握し、避難行動要支援者名簿の整備を進め、地域において避難行動要支援者情報の共有を図ることにより、避難時の支援対策に配慮するようにする。

(3) 施設の避難誘導體制

学校、社会教育施設、社会福祉施設等の利用者、入所者等が安全に避難できるように、施設の管理者が中心となって、避難指示の伝達方法、避難誘導方法、避難経路、避難所等を定め、災害時に安全に避難できるような体制を確立する。

5 食料、生活必需品の供給体制の整備【防災危機管理課】

(1) 食料供給体制の整備

想定される罹災人口の概ね3日分を目標として食料の公的備蓄に努める。その際、避難所に指定されている施設及び町役場等を備蓄場所として整備に努める。

また、災害時において被災者に対する食料の供給が必要となった場合、米穀・乾パンの買い受けを円滑に行えるよう、県南県民センター、農林水産省生産局との連絡・協力体制の整備を図る。

このほか、生活協同組合、農業協同組合、その他販売業者と物資調達に関する協定の締結等により流通備蓄の確保に努める。

なお、備蓄・調達品目の設定においては、高齢者等の要配慮者へも配慮する。

■公的備蓄の目標量

防災アセスメントの罹災者予測数（約 1,200 人）の3日分を目標とする。

① 飲料水（1日1人3リットル）	10,800 リットル分
② アルファ米	10,800 食分
③ その他保存食品（缶詰・乾パン等）	10,800 食分

■流通備蓄で調達する品目

① ビスケット、クッキー	② 即席めん
③ 缶詰	④ 粉ミルク
⑤ 梅干、漬物	⑥ みそ、しょうゆ、塩、砂糖等の調味料
⑦ 飲料水（ペットボトル）	⑧ ソフト食（おかゆ等）

(2) 生活必需品の供給体制の整備

想定される罹災人口を目標として、避難所生活等において必要不可欠な毛布等の公的備蓄に努める。その際、避難所に指定されている施設及び町役場等を備蓄場所として整備に努める。

また、備蓄・調達品目の設定においては、高齢者等の要配慮者へも配慮する。

さらに、避難所生活等において必要となる各種の生活必需品について、販売業者と物資調達に関する協定の締結に努める。

また、避難所等における仮設トイレの設置や、し尿処理が円滑に行えるよう、あらかじめ各事業者との協定を締結するなど、協力体制を整備しておくものとする。

■公的備蓄の目標量

防災アセスメントの罹災者予測数（約1,200人）を目標とする。

- ① 毛布 1,200枚
- ② ビニールシート 1,200人/3.6人（世帯人口）340枚（罹災世帯分）
- ③ 簡易トイレ（仮設トイレ設置まで） 1,200人×概ね5日分
- ④ 間仕切り

■流通備蓄で調達する品目

- ① 寝具（毛布等）
- ② 日用品雑貨（石鹸、タオル、歯ブラシ、歯磨き粉、トイレトペーパー、ゴミ袋、軍手、バケツ、洗剤、洗濯ロープ、洗濯バサミ、蚊取線香、携帯ラジオ、老眼鏡、雨具、ポリタンク、生理用品、ティッシュペーパー、ウェットティッシュ、紙おむつ、食品用ラップフィルム、アルミホイル等）
- ③ 衣料品（作業着、下着（上下）、靴下、運動靴等）
- ④ 炊事用具（鍋、釜、やかん、包丁、缶切り等）
- ⑤ 食器（箸、スプーン、皿、茶碗、紙コップ、ほ乳ビン等）
- ⑥ 光熱材料（ローソク、マッチ、懐中電灯、乾電池、LPガス容器一式、コンロ等付属器具、卓上ガスコンロ等）
- ⑦ その他（ビニールシート等）

(3) 事業所、町民等の備蓄

災害時におけるライフライン施設や食料等の流通が途絶えることを考慮し、事業所や町民が非常食料・飲料水・生活必需品を備蓄するよう広報紙やパンフレット等を通じて周知する。食料・飲料水の備蓄は、概ね3日分に相当する量を目標とする。

■家庭で備蓄する品目

- ① 食料（乾パン、缶詰、カップ麺、レトルト食品）
- ② 飲料水（ペットボトル等）
- ③ 食器類（携帯用の食器、箸、スプーン、缶切り、栓抜き）
- ④ 日用品（ちり紙、マスク、軍手、タオル、ヘルメット）
- ⑤ 衣料品（下着、上着、靴下）
- ⑥ 携帯ラジオ、懐中電灯
- ⑦ 医薬品（絆創膏、傷薬、包帯、常備薬）
- ⑧ 生活水（トイレ用としてポリタンク(20ℓ)2本程度くみおきする）

(4) 物資供給事業者等との協定等の整備

町は、災害時の食料・物資等の供給を円滑に実施するため、町内の民間事業者との協定の締結を図り、物資の供給体制の強化を図る。

6 応急給水、応急復旧体制の整備【茨城県南水道企業団】

(1) 行動指針の作成

災害発生時に備えて、あらかじめ応急給水・応急復旧の行動指針を定める。

なお、行動指針は職員に周知徹底しておくとともに、水道施設の耐震化の進展等、状況の変化に応じ見直すものとする。

■行動指針で定める事項

- ① 緊急時の指揮命令系統、給水拠点及び水道施設ならびに道路の凶面の保管場所（同一凶面の複数の場所への保管場所を含む。）、指揮命令者等との連絡に必要な手順等を定めること。
- ② 県及び他の都道府県域から支援者、厚生省、自衛隊等の他の機関に対する支援要請を行う場合の手順を定めること。
- ③ 外部の支援者に期待する役割とその受入体制を定めること。
 - 集結場所、駐車場所、居留場所
 - 職員と支援者の役割分担と連絡手段
- ④ 住民に理解と協力を呼びかけるために広報する内容等を定めること。
 - 緊急時給水拠点の位置等の情報について広報や給水拠点の表示の徹底
 - 災害規模に応じた断水時期の目処
 - 住民に求める飲料水の備蓄の量及びその水の水質保持の方法
- ⑤他の水道事業者等の応急対策を支援する場合の留意事項を定めること。
 - 指揮命令系統の整った支援班の編成
 - 自らの食事、宿泊用具、工事用資材の携行

(2) 応急給水資機材の備蓄ならびに調達体制の整備

災害により水道施設が損壊し、供給が不能となった場合、施設の早期復旧を図るとともに、速やかに応急給水活動が行えるよう、応急給水資機材の備蓄・更新ならびに調達体制の整備を行う。

■応急給水用資機材

- ① 給水タンク車
- ② 給水タンク
- ③ 浄水器
- ④ ポリ容器
- ⑤ ポリ袋等

■給水資機材等

- 飲料水兼用耐震性貯水槽 2基 整備済み

(3) 検水体制の整備

井戸、プール、防水水槽、沈澱池、河川など比較的汚染の少ない水源を浄水処理した水について、飲用の適否を調べるため、茨城県企業局水質管理センターの協力を得て、事前及び災害時に水質検査が行える検水体制を整備する。

(4) 民間井戸の把握

町は、断水時に井戸所有者に対して井戸の使用を要請できるように、民間井戸の把握

と協力体制の確立に努める。

7 ごみ処理・し尿処理体制の整備【生活環境課】

(1) ごみ処理体制の整備

龍ヶ崎地方塵芥処理組合又は産業廃棄物処理業許可業者と連携して、災害時のごみ、災害廃棄物等の収集、処理が適切に実施できるように検討を行う。

■ ごみ処理体制の整備事項

- ① ごみの一時集積場所の確保
- ② 施設の耐震化
- ③ 民間業者との協力体制の確立
- ④ 他市町村等との広域的な協力体制の確立

(2) し尿処理体制の整備

し尿処理許可業者等と連携して、災害時のし尿処理体制の整備を図る。

■ し尿処理体制の整備事項

- ① 仮設トイレの調達方法の確立
- ② 携帯トイレの確保（備蓄）
- ③ し尿収集業者との協力体制の確立
- ④ 他市町村等との広域的な協力体制の確立

【資料】指定避難所一覧

番号	施設名	所在地	地区名
1	利根町民すこやか交流センター (旧保健センター)	布川 2968	内宿, 浜宿, 中宿, 馬場
2	布川地区コミュニティセンター	布川 2958-1	内宿, 浜宿, 中宿, 馬場
3	柳田國男記念公苑	布川 1787-1	中田切, 馬場, 四季の丘
4	日本ウェルネススポーツ大学 第2キャンパス	布川 1649	布川台, 八幡台, 上柳宿, 下柳宿, 白鷺の街
5	日本ウェルネススポーツ大学 第1キャンパス	布川 1377	布川台, 八幡台, 利根フレッシュタウン
6	利根中学校	横須賀 1277	大平, もえぎ野台, 横須賀, 奥山, 立木
7	旧文間小学校	大房 228	大房, 立木
8	利根小学校 (旧布川小学校)	布川 4230	谷原, 三番割, 利根ニュータウン, 羽中, 四季の丘
9	旧文小学校	下曾根 254	早尾, 早尾台, 羽根野, 羽根野台, 押付本田, 上曾根, 下曾根, 下井
10	旧東文間小学校	立崎 425	立崎
11	利根町文化センター	下曾根 187	下曾根, 下井, 押付新田
12	利根町保健福祉センター(旧福祉センター) 【福祉避難所】	下曾根 221-1	町内要配慮者
13	利根町生涯学習センター	中谷 967	福木, 中谷
14	文間地区農村集落センター	大房 488-2	押戸
15	利根東部農村集落センター	加納新田 2736	惣新田, 加納新田, 東奥山新田

【資料】指定緊急避難場所一覧

番号	施設名	所在地
1	羽根野台中央公園	羽根野 850-150
2	旧文小学校	下曾根 254
3	利根中学校	横須賀 1277
4	旧文間小学校	大房 228
5	とねっ子公園	布川 618-1
6	日本ウェルネススポーツ大学 第1キャンパス	布川 1377
7	日本ウェルネススポーツ大学 第2キャンパス	布川 1709
8	風の公園	布川 2100-18
9	利根小学校（旧布川小学校）	布川 4230
10	八幡台児童公園	八幡台 2-15
11	早尾台第1公園	早尾 500-235
12	羽根野台東公園	羽根野 900-49
13	もえぎ野台自然公園	もえぎ野台 2-4-7
14	もえぎ野台中央公園	もえぎ野台 3-16-4
15	上曾根運動公園	上曾根 472-2
16	四季の丘第2公園	四季の丘 1-14-3
17	旧東文間小学校	立崎 425
18	生涯学習センター	中谷 967
19	すこやか交流センター	布川 2968
20	布川地区コミュニティセンター	布川 2958-1

第5節 避難行動要支援者の安全確保のための備え

項 目	担 当
社会福祉施設等の安全体制の確保	福祉課，保健福祉センター，社会福祉施設管理者
避難行動要支援者の救護体制の確保	福祉課，保健福祉センター，町社会福祉協議会
外国人に対する防災体制の充実	住民課，防災危機管理課，教育委員会

第1 基本事項

1 趣旨

近年の災害では、避難行動要支援者（自力で避難することが困難な高齢者、乳幼児、障がい者及び日本語での災害情報が理解できにくい外国人など）と呼ばれる方々の犠牲が多くなっている。

このため、町及び避難行動要支援者を入所させる社会福祉施設等の管理者（以下「施設等管理者」という。）等は、災害から避難行動要支援者を守るため、安全対策の一層の充実を図り、平常時から地域において避難行動要支援者を支援する体制を整備するよう努めていくものとする。

また、路面の平坦性や有効幅員を確保した避難路の整備、車いすにも支障のない出入口のある避難所の整備、明るく大きめの文字を用いた防災標識の設置等、避難行動要支援者に配慮した防災基盤整備を促進していくものとする。

2 留意点

(1) 避難行動要支援者の状況把握

災害時に迅速な救助活動を実施するためには、平常時から避難行動要支援者の所在等の状況について把握しておくことが必要である。

(2) 夜間、休日等の安全確保

地震発生時期は、事前には特定できないため、夜間、休日等考えうる最悪の場合にも対応できるよう、避難行動要支援者の安全確保体制の整備を行うことが必要である。

(3) 行政と地域住民及びボランティア等との協力体制の整備

広域にわたって被害をもたらす地震等の災害に対しては、行政とともに地域の住民やボランティア等が協力しあい、一体となって避難行動要支援者の安全確保に取り組んでいくことが必要である。このため町は、町社会福祉協議会と連携を図り、あらかじめ各福祉施設管理者、民生委員、近隣住民、自主防災組織等との協力体制やボラン

ティア組織（町社会福祉協議会，茨城県防災ボランティアネットワーク）等とのネットワークを整備しておくことが必要である。

第2 対策

1 社会福祉施設等の安全体制の確保【福祉課，保健福祉センター，社会福祉施設管理者】

(1) 防災組織体制の整備

町管理の社会福祉施設において，地震等の災害時に備えあらかじめ防災組織を整え，職員の職務分担，動員計画及び避難誘導体制等の整備を図るとともに，災害防災応急計画を作成する。また，施設入所者の情報（緊急連絡先，家族構成，日常生活自立度等）について整理・保管する。

町は，町内の社会福祉施設等に対しては，防災組織体制の整備を促進し，災害防災応急計画作成についての指導・助言を行う。

(2) 緊急応援連絡体制の整備

町管理の社会福祉施設には，非常用通報装置の設置など，災害時における通信手段等の整備を図る。また，他の介護保健施設や障がい者施設，児童施設等の社会福祉施設との連携，近隣住民（自主防災組織），ボランティア組織等との連携等施設入所者等の安全確保についての協力体制を整備する。

町は，県及び福祉関係団体と避難行動要支援者の支援に係る協力体制の強化を図るとともに，施設相互間及び施設と近隣住民（自主防災組織），ボランティア組織等の連携の確保について必要な助言を行う。

(3) 社会福祉施設等の耐震性の確保

町は民間の社会福祉施設についても，震災時における建築物の倒壊等を未然に防止するため，耐震診断の実施や耐震補強工事に努めるよう促す。

(4) 防災資機材の整備，食料等の備蓄

社会福祉施設等管理者は，非常用自家発電機等防災資機材を整備するとともに，食料，飲料水，医薬品等の備蓄に努める。

町は，避難行動要支援者の避難所ともなる社会福祉施設等に対し，防災資機材等の整備や食料等の備蓄を促進する。

(5) 防災教育，防災訓練の実施

施設等管理者は，消防本部と連携して，施設職員等に対し，防災知識や災害時における行動等についての教育を行うとともに，夜間又は休日における防災訓練や防災関係機関，近隣住民（自主防災組織），ボランティア組織等と連携した合同防災訓練に参加し，指導する。

町は，施設等管理者に対し，防災知識及び意識の普及，啓発を図るとともに，防災関係機関，近隣住民（自主防災組織），ボランティア組織等を含めた総合的な地域防災訓練への参加を促進する。

2 避難行動要支援者の救護体制の確保【福祉課，保健福祉センター，町社会福祉協議会】

(1) 避難行動要支援者状況把握

町は，在宅サービスや民生委員活動及び見守り活動，並びに避難行動要支援者名簿の作成等の実施により把握した避難行動要支援者名簿及び避難行動要支援者避難支援プラン個別計画（避難行動要支援者の所在，家族構成，緊急連絡先，日常生活自立度，かかりつけ医，避難手段，避難所までの避難ルート等の情報）の整理・保管等を行うことにより，避難行動要支援者の所在や介護体制の有無等の把握に努める。また，町は平常時から，民生委員・児童委員と協力して避難行動要支援者名簿の作成の目的・内容，手続き方法等の周知を図り，登録の推進に努める。

(2) 避難行動要支援者名簿

避難行動要支援者名簿は，地域防災計画において定める事項であり，避難行動要支援者について避難の支援，安否の確認，その他の避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するための基礎とする名簿であり，町が作成しなければならない（災害対策基本法第49条の10～13）。

また，消防機関，警察機関，民生委員，消防団，町社会福祉協議会，自主防災組織，自治会などと連携を図り，個人情報取り扱いに十分留意しつつ避難行動要支援者に係る情報の共有化に努める。

① 避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲

- ・65歳以上のひとり暮らし高齢者（避難行動要支援者名簿に掲載を希望する者）
- ・要介護認定3～5を受けている者
- ・身体障害者手帳1・2級（総合等級）を所持する身体障害者
- ・療育手帳を所持する知的障害者
- ・精神保健福祉手帳を所持する障害者
- ・その他，支援を必要とする者

② 避難支援等関係者への名簿情報の提供

避難行動要支援者名簿の情報の提供に関しては，消防機関，警察機関，民生委員，消防団，町社会福祉協議会，自主防災組織，自治会などとし，平常時から情報提供する場合は，本人の同意を得なければならない。

③ 避難行動要支援者名簿の更新と情報の共有

避難行動要支援者の状況は常に変化しうることから，町は避難行動要支援者の把握に努め，避難行動要支援者名簿を更新する機関や仕組みを構築し，名簿情報を最新の状態に保つよう努める。

④ 名簿情報の提供に際し情報漏えいを防止するために町が講ずる措置

避難行動要支援者名簿の提供に際しては，避難支援等関係者が適正な情報管理を図るよう，町において適切な措置を講ずるよう努める。

⑤ 避難支援等関係者の安全確保

町は、避難支援等関係者本人又はその家族等の生命及び身体の安全を守ることが大前提であるため、避難支援等関係者が可能な範囲で避難支援を行えるよう避難支援等関係者の安全確保に十分に配慮するよう努める。

⑥ 避難行動要支援者の個別避難計画の作成

避難行動要支援者名簿に掲載している者又は、支援を必要とする者を対象とし、「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針（令和3年5月改訂）」に基づき、避難行動要支援者ごとに避難支援を行う者や避難先等の情報を記載した個別避難計画の作成に努める。

なお、作成に際しては、ハザードマップで危険な区域に住む、独居または高齢夫婦二人暮らしの者、障がいのある者など、優先度が高いと判断される者から作成することが望ましい。

(3) 緊急通報システムの整備

災害時における的確かつ迅速な救助活動を行うため、聴覚障がい者など情報入手が困難な障がい者に対して、障がい者団体との連携により情報伝達体制の確立に努める。

町は、避難行動要支援者が迅速に避難できるよう、防災担当部局と福祉担当部局との連携の下、防災関係機関及び福祉関係者と協力して、避難に関する情報の伝達マニュアルの策定をするとともに、情報伝達体制の整備に努める。

また、町は県と協力して、地震等の災害時における的確かつ迅速な救助活動を行うため、避難行動要支援者に対する緊急通報システムの整備を図る。

(4) 相互協力体制の整備

町は、民生委員を中心として、避難行動要支援者の近隣住民（自主防災組織や地域防災協力員）、避難行動要支援者を対象とする地域ケアシステムの在宅ケアチームやボランティア組織などとの連携により、避難行動要支援者の安全確保に係る相互協力体制の整備に努める。

町は、避難行動要支援者が迅速に避難できるよう、防災担当課と福祉担当課との連携の下、防災関係機関及び福祉関係者と協力して、関係機関への避難行動要支援者名簿の事前配布等避難支援体制の整備に努める。

(5) 防災知識の普及・啓発，防災訓練の実施

近隣住民（自主防災組織）、地域ケアシステムの在宅ケアチームやボランティア組織などの協力により、避難行動要支援者やその家族を含めた防災訓練の実施に努め、防災知識の普及・啓発を図る。

(6) 防災関係マニュアル等の普及・啓発

自主防災組織や福祉関係団体等が中心となって避難行動要支援者の防災行動マニュアルを策定し、避難行動要支援者に十分配慮した防災関係マニュアル等の普及・啓発を図る。

3 外国人に対する防災対策の充実【住民課、防災危機管理課、教育委員会】

(1) 外国人の所在の把握

町は、災害時における外国人の安否確認等を迅速に行い、円滑な支援ができるように、日常時における外国人登録の推進を図り、外国人の人数や所在の把握に努める。

(2) 外国人を含めた防災訓練の実施

町は、平常時から外国人の防災への行動認識を高めるため、外国人を含めた防災訓練への参加を促進する。

(3) 防災知識の普及・啓発

町は、日本語を理解できない外国人のために、外国語による防災に関するパンフレットを作成し、外国人との交流会や外国人雇用事業所等様々な交流機会や受入れ機関などを通じて配布を行い、防災知識の普及・啓発に努める。

(4) 災害時マニュアルの携行促進

町は、外国人が被災した場合の確認、連絡や医療活動等を円滑に行うため、様々な機会を捉え、氏名や住所、連絡先、言語、血液型などを記載する災害時マニュアルを配布し、携行の促進に努める。

(5) 外国人が安心して生活できる環境の整備

① 外国人への防災支援体制

町は、外国人雇用企業や留学生が通う学校等に対し、防災教育等の実施を働きかけるとともに、各種団体を活用した地域住民との交流の場を設け、外国人と地域住民とのネットワーク形成を図り、災害時の外国人相談窓口開設など関係団体やボランティア等との協働による外国人支援体制を充実させる。

② 外国人にやさしいまちづくりの促進

町は、避難場所や避難路等の避難施設の案内板について、外国語の併記も含め、その表示とデザインの統一を図るなど、外国人にもわかりやすいものを設置するように努める。

また、町及び県は、案内板の表示とデザインの統一化について検討を進めるものとする。

③ 外国人への行政情報の提供

町は、生活情報や防災情報などの日常生活に係わる行政情報を外国人に周知するため、広報誌やガイドブック、ラジオ、インターネット通信等、各種の広報媒体を利用して外国語による情報提供を行う。

第6節 燃料不足への備え

項 目	担 当
燃料の調達，供給体制の整備	財政課
重要施設・災害応急対策車両等の指定	財政課，防災危機管理課
災害応急対策車両専用・優先給油所の指定	財政課
平常時の心構え	財政課

第1 基本事項

1 趣旨

災害の発生に伴い、本町への燃料供給が滞る事態が発生した場合に備え、茨城県石油業協同組合取手支部等と連携し、災害応急対策車両の優先・専用給油所や優先的に燃料を供給すべき施設及び車両を予め指定しておくなど、燃料の優先供給体制を整備し、町民の生命の維持及びライフラインの迅速な復旧等を図る。

2 留意点

(1) 連絡体制の整備

大規模地震が発生した場合には、電話のふくそう等による通信の断絶が危惧されるため、予め、町，県，茨城県石油業協同組合取手支部等の間で連絡方法を複数用意するとともに、日頃から確認しておく必要がある。

(2) 燃料の優先供給を行うべき重要施設の指定

災害時において、優先的に燃料を供給すべき町庁舎や病院・福祉施設等の重要な施設を予め指定し、自家発電用燃料の供給方法を定めておくことが必要である。

(3) 応急復旧等を実施する車両の指定

災害時において、応急復旧や町民の生活を維持するために優先的に燃料を供給すべき車両を予め指定するとともに、優先供給するための給油所も指定しておくことが必要である。

(4) 町民への普及啓発

応急対策や町民生活の維持のために必要な施設や車両への燃料供給の制度について、町民への理解を促進するとともに、災害に備え、町民や事業者に対し、燃料の備蓄等自らできる備えについての啓発を行う必要がある。

第2 対策

1 燃料の調達、供給体制の整備【財政課】

町は、災害発生時において可能な限り早期に生活基盤の復旧を図るため、予め、茨城県石油業協同組合取手支部と必要な協定等を締結するなどして、災害応急対策に必要な車両に対し、優先的に給油を受ける給油所を指定しておく。

2 重要施設・災害応急対策車両等の指定【財政課、防災危機管理課】

(1) 重要施設の指定

町及び防災関係機関等は、大規模災害時に緊急給油が必要な重要施設を以下に示す定義に基づき、予め指定しておく。

大規模災害時に緊急給油が必要な重要施設の定義	
①	災害拠点病院及び人工呼吸器等生命維持装置や人工透析装置を継続して稼働させる医療機関並びに茨城県赤十字血液センターの施設
②	電気、ガス、通信、上下水道等継続して通電する必要があるライフライン施設
③	災害応急対策を行うために必要な県、町（又は一部事務組合）及び指定（地方）公共機関の庁舎等（警察、消防機関の庁舎を含む）
④	その他、県が、石油業協同組合と協議の上、災害応急対策上必要と認める施設

(2) 災害応急対策車両等の指定

町及び防災関係機関等は、災害応急対策や医療の提供を行うため災害応急対策車両を以下に示す定義に基づき、予め指定しておく。

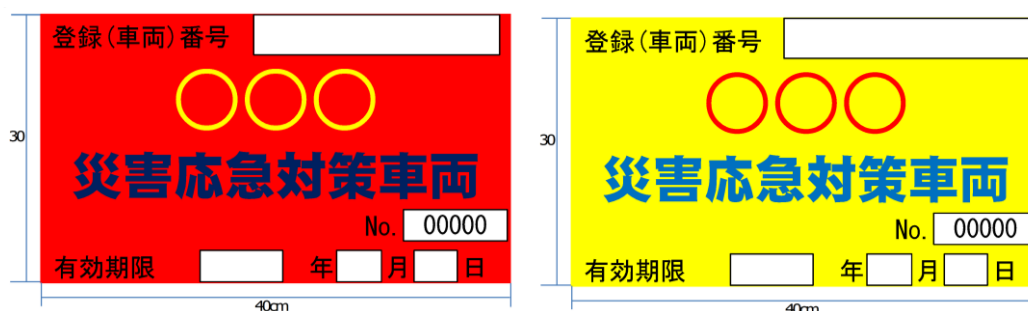
なお、優先給油順位は、左欄に示すとおりとする。

優先給油順位	災害応急対策車両の定義
【第1順位】 発災直後から	① 道路、河川等の応急復旧を行うために必要な車両 ② パトカー、救急車両等赤色灯付車両（ステッカーの貼付不要） ③ 電気、ガス、通信、上下水道等のライフラインの応急復旧を行うために必要な車両 ④ 医療機関の車両（車両に当該医療機関名の表示があるものに限る） ⑤ 県及び町（又は一部事務組合）が災害応急対策を行うために必要な公用車（給水車、ごみ収集車等を含む） ⑥ その他、支援物資等の運搬等災害応急対策を行う車両（行政機関の依頼に基づくものに限る）
【第2順位】 概ね4日目以降から	① 訪問看護、訪問介護、訪問薬剤指導を実施するための車両 ② 薬剤を医療機関へ運搬するための車両

また、指定車両に表示するため、次のステッカー等を作成し備えておく。

【第1順位のステッカー】

【第2順位のステッカー】



大規模災害発生時の緊急給油の考え方（茨城県，茨城県石油業協同組合）より

（3）重要施設・災害応急対策車両管理者等の責務

重要施設の管理者は、災害に伴う停電が発生した場合においても、最低限3日間継続して電力を賄うことができるよう、自家発電設備を備えるとともに、必要な燃料の備蓄を行う。

災害応急対策車両に指定された車両の所有者又は使用者は、日頃から燃料を満量近く給油しておくことを心がける。

上記の対策を含め、重要施設及び災害応急対策車両の管理者は、災害発生時にも必要最低限の業務が継続できるよう、業務継続計画を策定するよう努めるとともに、指定された施設及び車両に変更等が生じた場合には速やかに県に報告する。

3 災害応急対策車両専用・優先給油所の指定【財政課】

町は、協定などに基づき、災害発生時において災害応急対策車両が専用又は優先により給油を受けるべき給油所を予め指定しておくとともに、災害対応力の強化に努める。

町から指定のあった災害応急対策車両専用・優先給油所は、町と協力して日頃からその旨を明示し、災害時に混乱が生じないよう周知を図る。

4 平常時の心構え【財政課】

町は、災害発生時の燃料の供給不足に伴う混乱を防止するため、日頃から町民及び事業者等に対し、車両の燃料を日頃から半分以上としておくよう心掛けるなど、災害発生時に備えた燃料管理などの普及啓発を行う。j

住民、事業所等は、日常生活や事業活動において、車両が必要不可欠な住民及び事業所は、車両の燃料を日頃から半分以上としておくよう心掛けるなど、自助努力に努める。

■町民への普及啓発内容の例

広報内容例
<ul style="list-style-type: none">・災害時に応急復旧等を迅速に進めるために、災害応急対策車両及び重要施設に優先的に燃料を供給することにご理解をお願い致します。・災害時には、車による外出を控えるなどして、給油所に殺到することのないよう、ご協力をお願い致します。・災害時にも、車両を使用する必要がある方は、普段からできる限り車両の燃料を半分以上にしておくよう、ご協力をお願い致します。

第4章 防災教育・訓練

第1節 防災教育

項 目	担 当
一般町民向けの防災教育	防災危機管理課
児童生徒等に対する防災教育	学校教育課，指導課
防災対策要員に対する防災教育	防災危機管理課

第1 基本事項

1 趣旨

災害による被害を最小限にとどめるためには、町民の一人一人が日頃から災害に対する認識を深め、災害から自らを守り、お互いに助け合うという意識と行動が必要である。

また、行政による「公助」、個々人の自覚に根ざした「自助」、地域コミュニティ等による「共助」が連携して減災のための社会をつくる町民運動の展開が必要である。このため、町、防災関係機関は防災教育活動を推進するものとする。その際、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める。

また、防災対策要員は、町民の先頭に立って対策を推進していく必要があり、災害とその対策に関する知識と高い意識を身につけられるよう防災教育活動を推進するものとする。

2 留意点

(1) 体験重視の教育

テキスト中心の教育では十分な教育効果が得られにくいため、できるだけ体験・参加型の教育が必要である。

(2) あらゆる機会を通じた幅広い層に対する教育

防災はすべての人々に関連のあるテーマであるため、学校教育、社会教育のあらゆる機会を通じて幅広い層に対する教育を実施していく必要がある。特に災害時の地域活動の中心となる自主防災組織、事業所を通じた教育が必要である。

第2 対策

1 一般町民向けの防災教育【防災危機管理課】

町民の一人ひとりが平常時より災害に対する備えを心がけるとともに、発災時には自らの身の安全を守るよう行動することが重要であり、また、災害時には、初期消火、近隣の負傷者を救助するなどの、防災への寄与に努めることが求められるため、町及び県、防災関係機関は、自主防災思想の普及、徹底を図るものとする。

(1) 普及啓発すべき内容

町、防災関係機関は、町民に対し、地震等の災害時のシミュレーション結果などを示しながらその危険性を周知させるとともに、以下の事項について普及・啓発を図るものとする。j

1) 「自助」「共助」の推進

- ① 概ね3日分に相当する量の食料及び飲料水等の備蓄
非常持出や定期的な点検、玄関や寝室への配置などについても推進する。
- ② 家具・ブロック塀等の転倒防止対策
寝室等における家具の配置などについても、見直しを推進する。
- ③ 災害時の家族内の連絡体制の確保
発災当初の安否確認等によるふくそうを回避するため、災害用伝言板や災害用伝言ダイヤル、ソーシャル・ネットワーキング・システム等の利用及び複数の手段の確保を促進する。
- ④ 地域で実施する防災訓練への積極的参加
初期消火など初歩的な技術の習得や地域内での顔の見える関係の構築を促進する。

2) 緊急地震速報

地震による大きな揺れの到達に先立ち、気象庁から発表される「緊急地震速報」について、水戸地方気象台は、講習会等を利用してその特性と限界、具体的内容、発表時に利用者がとるべき行動等について広報を行うとともに、資料を積極的に配布して、十分な周知を行う。

○ 緊急地震速報（警報）の実施及び実施基準等

気象庁は、地震動により重大な災害が起こるおそれのある場合は、強い揺れが予想される地域に対し、緊急地震速報（警報）を発表する。また、これを報道機関等の協力を求めて住民等へ周知する。

（注）緊急地震速報（警報）は、地震発生直後に震源に近い観測点で観測された地震波を解析することにより、地震の強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来ることを知らせる警報である。ただし、震源付近では強い揺れの到達に間に合わない場合がある。

3) 地震保険の活用

地震保険は、地震等による被災者の生活安定に寄与することを目的とした公的保険制度であり、被災者の住宅再建にとって有効な手段の一つであることから、町及び県等は、その制度の普及促進に努めるものとする。

4) 防災関連設備等の準備

- ① 非常用持出袋
- ② 消火器等消火資機材
- ③ 住宅用火災警報器
- ④ その他防災関連設備等

(2) 普及啓発手段

1) 広報誌、パンフレットの配布

町、防災関係機関は、広報紙、パンフレット等を作成し、広く町民に配布することにより、災害・防災に関する知識の普及、防災意識の高揚を図る。

2) 講習会等の開催

町、防災関係機関は、防災をテーマとした講演会、講習会、シンポジウム、座談会等を催し、広く参加を呼びかけ、知識の普及、意識の高揚を図る。町は、自主防災組織の要望があった場合に防災をテーマとした出前講座を実施する。

3) その他メディアの活用

- ① テレビ・ラジオ局、CATV局の番組の活用
 - ② DVDの製作、貸出
 - ③ 文字放送の活用
 - ④ インターネット（ホームページ、メール、ソーシャル・ネットワーキング・サービス等）の活用
- ① 地震体験車等の教育設備の貸出

2 児童生徒等に対する防災教育【学校教育課、指導課】

(1) 児童生徒等に対する防災教育

- ① 小学校、中学校においては、児童生徒の発達段階に応じた防災教育を行い、防災に関する知識の普及啓発、防災意識の高揚を図る。

指導内容としては、災害時の身体的安全確保の方法、災害時の助け合いの重要性、災害のしくみ、防災対策の現状などがあげられ、これらの教育にあたっては起震車・防災指導車の活用をはじめとする体験的学習を重視することとする。

また、災害が発生した場合でも適切な行動がとれるよう、避難訓練の充実に努める。

- ② 災害時に一人ひとりがどのように行動すべきかなどを自ら考え、学ばせる「自立的に行動するための防災教育」や、学校等を核とした地域での避難訓練や避難所運営などを行う「地域活動と連携した実践的な防災教育」の視点による指導を行う。

実施にあたっては、登下校時など学校外も含めたあらゆる場面を想定し、授業等

による指導や避難訓練等の体験的学習の充実に努める。

(2) 指導者に対する防災教育

指導のための手引書等の作成・配布及び避難・救助等に関する研修会を通して、指導者への防災教育を行い、資質向上を図る。

3 防災対策要員に対する防災教育【防災危機管理課】

応急対策を実施する防災対策要員は災害に関する豊富な知識と適切な判断力が要求されるため、以下の様な防災教育・研修に努める。

(1) 応急対策活動の習熟

被災者救護活動、情報収集活動、応急復旧活動等の現場活動に従事するすべての防災対策要員に対して、初任者研修や職員研修等の機会に、「利根町地域防災計画」の概要、各課における活動体制について、現場での活動を示した応急計画（マニュアル）や各種資料により対策の周知徹底を図る。

また、災害用伝言板や災害用伝言ダイヤル等安否確認手段の使用方法や家具転倒防止対策など、災害予防に関する基礎的な知識について、日頃から住民へ普及啓発できるように周知徹底を図る。

(2) 研修会及び講演会の開催

災害に関する学識経験者、防災機関の担当者、災害を被った自治体の担当者等を講師として招き、研修会、講演会を開催するとともに、災害用伝言板や災害用伝言ダイヤルを実際に体験してもらうなどの体験型の項目を組み込んでいくよう努める。

また、防災関係の講演会、シンポジウム等に職員を派遣し、防災知識、技術、技能等を習得させる。

第2節 防災訓練

項 目	担 当
防災訓練	防災危機管理課
学校施設等の防災訓練	防災危機管理課，学校教育課，指導課，各施設管理者，消防本部
事業所，自主防災組織及び住民等の訓練	防災危機管理課，消防本部

第1 基本事項

1 趣旨

災害時の迅速かつ的確な行動のためには，日常からの訓練が重要である。関係機関相互の連携のもと地震発生時の対応行動の習熟が図れるよう，緊急地震速報を活用するなど災害時の状況を想定した具体的かつ効果的な訓練を定期的，継続的に実施する。また，訓練の実施に当たっては，被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める。

2 留意点

(1) 実践的な訓練の実施

訓練実施の際にはリアリティーが大切である。安全性の確保は前提であるが，その範囲内で実践的な訓練環境を作り出し，体験することにより，災害対応力の強化を図る必要がある。

(2) 図上訓練による対策検証

具体的な状況想定に基づく図上での対策シミュレーションの実施は，防災要員の計画内容の習熟に効果的であるばかりでなく，計画自体の検証，関係機関間での役割の明確化等の副次的な効果が高い。

(3) 地域の実状に即した訓練の実施

災害による被害は，災害の種類や地域によりその様相が大きく異なる。そこで地盤，土地利用，建築物状況，道路状況，人口流動及び防災施設状況等の地域の特性を踏まえた訓練計画を作成していく必要がある。

第2 対策

1 防災訓練【防災危機管理課】

(1) 総合防災訓練

大地震の発生を想定し、防災関係機関、町、町民が一体となった総合防災訓練を原則として年1回実施するとともに、他市町村との相互応援や避難者受入れ等の訓練の実施に努めるものとする。

訓練にあたっては、展示・体験スペースを設置し、住民が災害用伝言ダイヤルや災害用伝言板、救急法等を体験できる機会を積極的に設けるよう努める。

■総合防災訓練の内容（例）

① 訓練の参加範囲

- 利根町
- ライフライン管理者
- 消防機関
- 警察
- 防災関係機関
- 小中学校・保育所・幼稚園・認定こども園
- 町民
- 事業所
- 自主防災組織
- ボランティア組織

② 訓練の内容

- 災害対策本部設置，運営
- 交通規制及び交通整理
- 避難準備及び避難誘導，避難所の設置・運営
- 救出・救助，救護・応急医療
- ライフライン復旧
- 各種火災消火
- 道路復旧，障害物排除
- 緊急物資輸送・配布
- 無線による被害情報収集伝達
- 避難行動要支援者の支援（避難所への避難等）
- 炊き出し
- 応急給水活動

(2) 非常参集・初動訓練

災害発生時刻を勤務時間外に想定するなど、様々な状況に応じた非常参集訓練を実施し、災害時の迅速な職員参集の強化を図る。また、これに合わせて、災害対策本部の設置及び各対策部の初動訓練を行い、災害時の迅速な対応方法の確立を図る。

(3) 各対策部訓練

災害発生時に迅速な対応が出来るよう、災害対策本部が設置された場合を想定し、各対策部の訓練を行う。

(4) 職員・消防団・自主防災組織の連携訓練

職員は、地域の防災リーダーとなる消防団や自主防災組織と連携を図り、緊急時の状況予測・判断能力を高めるため、救助訓練や災害時を想定した図上シミュレーション訓練、DIG（Disaster(災害)Imagination(想像)Game(ゲーム))訓練を実施する。

(5) 通信訓練

県及び町は、地震の発生を想定した被害状況の把握及び伝達が迅速かつ適切に行えるよう茨城県防災情報ネットワークシステム（防災電話）等による定期的な通信訓練を実施するとともに、非常用電源設備を活用しての通信訓練も実施する。

(6) 水防訓練

消防団（水防団）を中心として、国土交通省、水防管理者である稲敷地方広域市町村圏事務組合の実施する水防訓練に参加する。

2 学校施設等の防災訓練【防災危機管理課、学校教育課、指導課、各施設管理者、消防本部】

(1) 学校の防災訓練

各学校長は、町及び稲敷広域消防本部の指導のもと、定期的に防災訓練を実施する。訓練の内容は避難訓練を中心とし、災害に対して沈着・冷静・敏速に行動することの必要性を理解させ、身の安全を守る動作と方法を身につける。また、消防本部協力のもと中学生を対象とした救命技能講習等の実施を図る。

(2) 病院及び社会福祉施設の防災訓練

傷病者、身体障がい者及び老人等の避難行動要支援者を収容している施設の管理者は、定期的に避難訓練を実施して、災害時の避難誘導の円滑化に努めるとともに、訓練時に不都合があった問題（段差、廊下等の障害物、担架等の不足等）の解消を図る。

(3) 学校と地域が連携した訓練の実施

町は学校と連携し、児童・生徒を含めた地域住民の参加により、学校における避難所運営や炊き出し等の実践的な訓練を行うよう努める。

3 事業所、自主防災組織及び住民等の訓練【防災危機管理課、消防本部】

(1) 事業所（防火管理者）における訓練

学校、病院、工場、事業所、スーパー及びその他消防法で定められた防火管理者は、その定める消防計画に基づき避難訓練を定期的実施するものとする。

また、地域の一員として、町、稲敷広域消防本部及び地域の防災組織の行う防災訓練にも積極的に参加し、事業所の特性に応じた防災対策行動により地域に貢献するよう努めるものとする。

(2) 自主防災組織等における訓練

各自主防災組織等は、地域住民の防災行動力の強化、防災意識の向上、組織活動の習熟及び関連防災機関との連携を図るため、町及び消防本部の指導のもと、地域の事業所

とともに年1回以上、組織的な訓練を実施する。

訓練種目は、初期消火訓練、応急救護訓練、避難訓練及び避難行動要支援者等の安全確保訓練等を主として行う。

また、自主防災組織等からの指導協力の要請を受けた場合、町及び消防本部は、関連する諸機関との連携を取り、積極的に自主防災組織等の活動を支援する。

(3) 一般町民の訓練

町民一人ひとりの災害時の行動の重要性にかんがみ、町及び防災関係機関は、防災訓練に際して、広く避難行動要支援者も含めた町民の参加を求め、住民の防災知識の普及啓発、防災意識の高揚及び防災行動力の強化に努めるものとする。

また、町民は、防災対策の重要性を理解し、各種の防災訓練への積極的・主体的な参加、防災教育施設での体験訓練、家庭での防災会議の実施等の防災行動を継続的に実施するよう努めるものとする。

第3節 災害に関する調査研究

項 目	担 当
基礎的調査研究	防災危機管理課
防災アセスメントの実施	防災危機管理課
被害想定調査の活用	防災危機管理課
災害対策に関する調査研究	防災危機管理課

第1 基本事項

1 趣旨

地震災害は、建物の倒壊や火災の延焼、ライフライン施設の破壊等災害事象が広範でかつ複雑である。

また、利根川、小貝川等による水害は、町全域に被害を及ぼすおそれがある。このため、災害及び防災に関する調査研究機関との連携を図りながら、地域の自然特性、社会特性等を正確に把握し、災害対策を総合的、効果的に推進していくものとする。

2 留意点

(1) 調査研究に用いるデータの更新及び手法の研究

実際の災害対策に資することを目的として行う調査研究であるため、できる限り最新のデータを用い、現実に即した成果が得られるよう努めるとともに、時間の経過に対応し、データを更新していくことが必要である。

また、調査研究に用いる手法としては、科学技術等の進歩に対応し、その時点で最も有効な手法を活用していくよう努めることが必要である。

(2) 既存の調査研究成果の収集・活用

県内の各市町村、あるいはその他の機関及び県外の地方公共団体あるいはその他の機関が行った既存の調査研究の成果に関する情報を、県に集約することによって、情報の一元化を図り、それらを有効に活用できるようにしていくことが必要である。

(3) 対策に資するための計画的な調査研究の実施

災害予防計画の一環として行う調査研究は、最終的には災害対策に資することを目的としており、そのために必要な基礎的調査や被害想定調査を行うものである。このため、解決すべき問題の優先順位を明確化し、計画的な調査研究を実施していくことが必要である。

第2 対策

1 基礎的調査研究【防災危機管理課】

町の自然条件ならびに社会条件の把握は、震災に関する調査研究の基礎となるものであり、ハード、ソフト両面でデータを調査、収集し、データベース化して情報の利用を図る。

また、災害及び地震防災に関する観測、調査、研究を実施している官民の各研究機関との連携、観測データ及び研究成果の流通ならびに情報の一元化等を行い、総合的な視点から調査研究が行える体制を強化する。

■災害対策の基礎となるデータ

① 自然条件

- 地盤及び地質（ボーリング柱状図、表層地質図等）
- 活断層の状況（活断層の分布及び活動状況等）
- 地震観測結果

② 社会条件

- ハード面
 - ・建築物の用途、規模、構造等の現況
 - ・道路、橋りょう、ライフライン施設等公共土木施設の現況
 - ・ガソリンスタンド等危険物施設の現況
 - ・飲料水兼用耐震性貯水槽等消防水利の現況等
- ソフト面
 - ・昼夜間人口、避難行動要支援者等の人口分布
 - ・防災意識等

③ 震災事例

国内外において発生した地震の被害及びその後の社会的混乱、復旧・復興対策等過去の震災事例に対する調査研究を行い、対策立案に資する。

2 防災アセスメントの実施【防災危機管理課】

市街地の拡大等災害環境の変化や災害に関する研究の進展に応じて、町域の危険度評価等を行う防災アセスメントを実施し、町の防災計画等の検討の基礎資料とする。

3 被害想定調査の活用【防災危機管理課】

震災に関する総合的な被害想定調査は、震災対策を具体化するための目標を設定するために有効であり、県、町、防災関係機関で協力し、実施していくものとする。このため、特に、予め震源の特定が困難である直下の地震については、県及び町の中核機能に与える影響の想定を行う必要があり、県においては、県下全域を対象とした想定調査を推進することとなっている。

被害想定の手法及び結果については、社会状況の変化等に応じるため、原則として10年ごとに見直しを図るものとする。

町は、この結果を用いて、町の防災計画等の検討の基礎資料とする。

4 災害対策に関する調査研究【防災危機管理課】

災害の発生に地域性、時代性があることは過去の地震災害の実例から明らかである。したがって過去の地震災害の経験を基礎として、災害の拡大原因となるものは何か、被害を最小限に食い止める方法は何かを常に調査研究して災害の防止策の向上に努めるものとする。

震災対策に関する調査研究テーマとしては、以下のものがあげられる。

■震災対策に関する調査研究テーマ

- ① 災害に強いまちづくりのための調査研究
- ② 地震被害軽減のための調査研究
- ③ 防災教育・訓練のための調査研究
- ④ 応援・派遣に関する調査研究
- ⑤ 災害情報の収集・伝達に関する調査研究
- ⑥ 被災者生活救援のための調査研究
- ⑦ 応急復旧・事後処理のための調査研究
- ⑧ 震災復興のための調査研究

第5章 その他の災害予防対策

第1節 文教計画

項 目	担 当
防災上必要な教育の実施	学校教育課，指導課
防災上必要な訓練の実施	学校教育課，指導課
消防・避難及び救助のための施設・設備等の整備	学校教育課
学校等施設・設備の災害予防措置	学校教育課
文化財保護	生涯学習課

第1 基本事項

1 趣旨

町教育委員会は、学校及びその他の教育機関（以下「学校等」という。）における幼児・児童・生徒等（以下「児童生徒等」という。）及び教職員の安全を図り、教育活動の実施を確保するため、災害を予防する措置を講ずるものとする。

2 留意点

(1) 児童・生徒の安全確保

学校施設においては、児童・生徒の安全を第一として施設整備のほか、保護者への引き渡し方法の検討や避難対策の充実を図る必要がある。

(2) 避難所としての活用

学校施設は、災害時に避難所として使用されるため、教職員の対応訓練や物資等の確保も課題である。

第2 対策

1 防災上必要な教育の実施【学校教育課，指導課】

(1) 学校等の長（以下「校長等」という。）は、児童生徒等の安全を図るため、防災計画を作成し、安全教育が適切に行われるよう努める。

- (2) 教育委員会は、防災対策資料の作成・配布及び研修を実施し、関係教職員の災害及び防災に関する専門的知識の養育及び技能の向上に努める。
- (3) 教育委員会は、文化センター等社会教育施設における諸活動並びに社会教育等団体の諸活動を通じ、防災思想の普及を図る。

2 防災上必要な訓練の実施【学校教育課、指導課】

- (1) 校長等は、児童生徒等の安全を図るため、学校避難マニュアル等を作成するなど、地域の実情に応じた避難等の防災上必要な訓練を定期的実施する。
- (2) 校長等は、関係教職員に対し、地域の実情に応じ、災害の状況を想定した警報の伝達、初期消火等の防災上必要な訓練を定期的実施する。
- (3) 学校等は、地域社会で実施する合同訓練には、積極的に参加するよう努める。

3 消防・避難及び救助のための施設・設備等の整備【学校教育課】

災害発生の場合、迅速かつ適切な消火・避難及び救助が実施できるよう消防、避難及び救助に関する施設、設備等の整備及び救急医療用資材等の備蓄に努める。

4 学校等施設・設備の災害予防措置【学校教育課】

災害による学校等施設・設備の被害を予防し、児童生徒等の安全と教育活動の実施を確保するため、次の計画について実施する。

- (1) 学校等施設・設備を火災及び台風等の災害から防護するため、建物の建築にあたっては、鉄筋コンクリート造、鉄骨造等による不燃堅牢構造化を促進するほか、耐震化を図る。
- (2) 校地等の選定・造成をする場合は、がけ崩れ・台風等の災害に対する適切な予防措置を講ずる。
- (3) 学校等施設・設備を災害から防護するため、定期的に安全点検を行い、危険箇所、補修箇所等の補強補修等を実施し、特に電気工作物、電気用品、ガス設備、その他の危険物がある施設では、適切な管理に努める。
- (4) 学校施設は、災害時の避難所ともなるため、学校管理者は、町及び教育委員会と協力して避難生活を支える資機材や物資の備蓄を図る。

5 文化財保護【生涯学習課】

町は、県と協力して防災施設・設備（収蔵庫・火災報知器・消火栓・貯水槽・避雷針）の整備の促進を図る。

なお、文化財の所在の明確化及び見学者に対しての防災のための標識等の設置を図る。

第2節 農地農業計画

項 目	担 当
農地・農業用施設対策	農業政策課
農業対策	農業政策課

第1 基本事項

1 趣旨

農地や農業用施設などの災害予防対策は、県、農業協同組合等の関係団体と連携して対策を実施する。

2 留意点

被害想定において最も可能性の高い利根川、小貝川の越流を想定し、農地災害の防止策を検討する。

第2 対策

1 農地・農業用施設対策【農業政策課】

農地や農業用施設への災害を未然に防ぐため、農地等に冠水被害が発生している地域の排水改良等を目的とした以下の対策を実施する。

(1) 湛水防除事業

既存の農業用排水施設の耐用年数が経過する以前において、立地条件の変化により、湛水被害を生ずるおそれのある地域（原則としてかつて応急の湛水排除事業が実施された地域）で、これを防止するために排水機、排水樋門、排水路等の新設又は改修を実施するよう国・県に要請する。

(2) 水質障害対策事業

農業用用水路・排水路の水質汚濁による農作物等への被害を解消するため、用排水路の新設、改修又は水質浄化施設の整備を行う。

(3) 地盤沈下対策事業

地盤の沈下を防止するため、地下水の採取が法令等により規制されている地域において、地盤の沈下に起因して生じた農用地及び農業用施設の効用の低下を従前の状態に回復するために農業用排水施設の新設又は改修を行う。

2 農業対策【農業政策課】

(1) 災害の未然防止対策

1) 気象情報等の情報の伝達体制の確立

災害からの農作物被害を防ぐため、気象注意等の情報の伝達体制を確立し、農家等の事前対策に供する。

2) 農業共済加入率の向上

農作物被害による損失に備えて、農業共済加入を促進する。

(2) 資材の確保

1) 防除器具の整備

町有の病虫害防除器具並びに災害防護器具を整備し、円滑に使用できるようにする。

2) 薬剤等

災害の発生が予測される場合は薬剤等が迅速に確保されるよう全農いばらき等を通じて必要量を確保する。

第3編 地震災害応急対策計画

第3編 地震災害応急対策計画

第1章 初動対応

第1節 職員の参集・動員

項目	初動活動期	応急活動期	復旧活動期
	発災から24時間まで	概ね2日目から7日目まで	概ね8日目以降
職員の参集・動員	1 配備基準 (各対策部) 2 動員・参集 (各対策部)		

利根町地域防災計画は、災害対策基本法（昭和36年法律223号）第42条及び利根町防災会議条例（昭和37年条例72号）第2条の規定に基づき、利根町防災会議が作成する計画であって、利根町の地域における防災対策を実施するにあたり、町、県、防災関係機関、公共的団体、事業者及び町民がその有する全機能を発揮して、災害予防、災害応急対策及び災害復旧対策に至る一連の防災活動の適切な実施により町民の生命、身体及び財産を災害から保護するための事項を定め、もって防災の万全を期すものである。

第1 基本事項

1 趣旨

町は、茨城県南部において地震災害が発生した場合、災害応急対策を迅速かつ的確に進めるために職員の参集・動員など初動体制を直ちに整える必要がある。地震発生直後、職員は、職員用災害初動マニュアルに基づき勤務時間内、時間外を問わず速やかに参集し、所定の業務に当たるものとする。

2 留意点

(1) 参集基準の明確化及び周知徹底

災害が夜間・休日などとなる場合、地震により情報連絡機能が低下した場合等を考慮し、あらかじめ職員の参集基準をわかり易い形で明確化し、その内容を周知徹底させることにより、災害発生時の参集の遅れや混乱が生じないようにすることが

必要となる。

(2) 道路の通行支障を考慮した参集手段

大規模地震が発生した場合、道路、橋りょう等の被害や渋滞の発生などにより、自動車による参集ができないことが予想される。したがって、自転車や徒歩等を原則として、その際のルートや携行品についてあらかじめ検討しておくことが必要である。

(3) 動員のための情報連絡手段の確保

地震発生直後の職員の参集・動員を確実なものにするためにも、一般加入電話・携帯電話等の災害時の情報連絡手段を確保しておくことが必要である。

第2 対策

1 配備基準【各対策部】

災害時の参集配備は、地震の規模、災害の状況等により、次の配備基準に基づくものとする。

配備・設置基準

配備体制	配備基準・設置基準	動員方法	統括者	参集職員
警戒配備	1 利根町において震度4の地震が発生したとき	自動参集	防災危機管理課長	<ul style="list-style-type: none"> ・防災危機管理課，総務課，建設課，財政課，子育て支援課，保健福祉センター，生活環境課，国保診療所，農業政策課，まち未来創造課，学校教育課，生涯学習課の各課等の長 ・上記の各課等の長にあらかじめ指定された職員
	2 その他町長が必要と認めたとき	連絡動員		
災害対策本部	1 利根町において震度5弱以上の地震が発生したとき	自動参集	町長	全職員
	2 東海地震予知情報（警戒宣言）が発令されたとき	連絡動員		
	その他町長が必要と認めたとき	連絡動員		

2 動員・参集【各対策部】

(1) 警戒配備（震度4の地震時）

① 勤務時間内の参集

警戒配備欄に記載の各課等の長は、防災危機管理課に参集し、あらかじめ指定された参集職員は、所属課または所属施設に自動参集する。各課等の長は、必要に応じ参集職員以外の職員を動員する。

② 勤務時間外の参集

警戒配備体制欄に記載の各課等の長は、防災危機管理課に参集し、あらかじめ指定された参集職員は、所属課または所属施設に自動参集する。参集職員のうち速やかに参集できない職員は、その旨を所属課長に連絡し、所属課長は必要に応じ人員を補充するための連絡動員を行う。

(2) 災害対策本部（震度5弱以上の地震時）

① 勤務時間内の参集

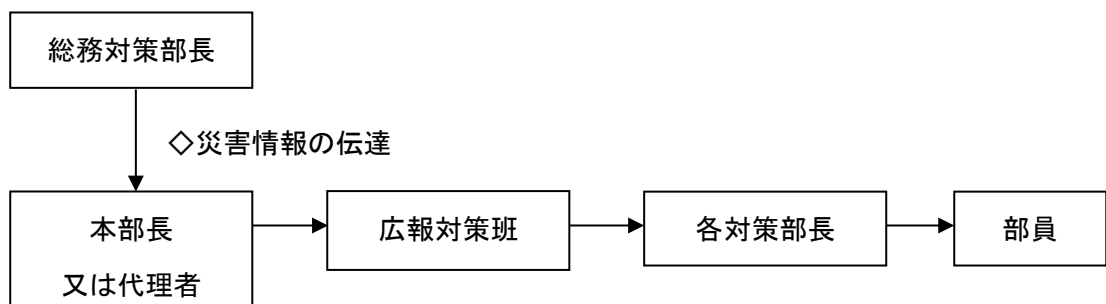
全職員は自分が所属する対策部長の所属する課に自動参集する。併せて、総務対策部（広報対策班）は、必要に応じ庁内に対しては庁内放送（又は庁内電話）、出先機関に対しては一般加入電話により動員を伝達する。

② 勤務時間外の参集

参集職員は自動参集する。併せて、必要に応じ登録制メールにより動員を伝達する。参集職員のうち速やかに参集できない職員は、その旨を所属する対策部長に連絡する

職員の連絡動員は、次の系統、手段によって行う。

■連絡動員の伝達系統・手段



伝達手段：勤務時間内・・・庁内放送，庁内電話，班員の使送

勤務時間外・・・一般加入電話，携帯電話

(3) 配備の決定

本部長（町長）は、被害の状況等により高次の配備体制が必要な場合は、配備体制を変更する。

本部長が不在の場合の配備決定の順位は、次の通りとする。

■配備の決定権者

- ① 町長 ② 副町長 ③ 総務課長 ④ 教育長 ⑤ 政策企画課長
⑥ 財政課長

(4) 参集場所

参集場所は、町役場又は所属先とする。災害の状況により勤務場所への参集が不可能な場合は、最寄りの町施設に参集し、各施設の責任者の指示に基づき、災害対策に従事する。

(5) 参集時の措置

参集手段は原則として、自転車、オートバイ、徒歩とする。

参集時には、身分証明書、食料・飲料水（3日分程度）、その他応急対策に必要な物資を携行する。

なお、病気その他やむをえない状態によりいずれの施設にも参集が不可能な場合は、なんらかの手段を持ってその旨を所属の長もしくは最寄りの施設の責任者へ連絡する。

(6) 参集報告

参集した職員は、所属単位に参集状況を記録し、その累計を所属部門・部ごとにまとめて、総務対策部長（総務対策班）に報告する。総務対策部長（総務対策班）は、所定の様式により職員の参集状況をとりまとめ、本部長（町長）に報告する。報告の時期については、本部長が特に指示した場合を除き60分ごととする。

(7) 職員の服務

すべての職員は、配備体制がとられた場合、もしくは「配備の時期」該当の災害が発生したときには、次の事項を遵守する。

なお、病弱者、身体不自由等で応急活動を実施することが困難である者及びその他本部長が認める者は動員から除外することができる。

[資料編] 町様式 職員参集記録票

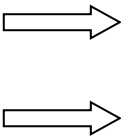
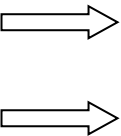
■主に勤務時間内における遵守事項

- ① 配備についてない場合も、常に災害に関する情報、本部関係の指示に注意すること。
② 勤務場所を離れる場合には、所属の長と連絡をとり、常に所在を明確にしておくこと。
③ 不急の行事、会議、出張等は、中止すること。
④ 正規の勤務時間が終了した場合でも、所属の長の指示があるまで退庁せず待機すること。
⑤ 災害現場に出動した場合は、ベストを着用し、また自動車には災害応急対策車

両表示をすること。

- ⑥ 自らの言動によって町民に不安や誤解を与えないよう、発言には細心の注意をすること。

第2節 災害対策本部

項目	初動活動期	応急活動期	復旧活動期
	発災から24時間まで	概ね2日目から 7日目まで	概ね8日目以降
災害対策本部等の設置・運営	1 警戒配備 (防災危機管理課, 総務課, 建設課, 財政課, 子育て支援課, 保健福祉センター, 生活環境課, 国保診療所, 農業政策課, まち未来創造課, 学校教育課, 生涯学習課) 2 災害対策本部 (各対策部) 3 本部の運営 (各対策部)		 4 本部の廃止 (総務対策部, 各対策部)

第1 基本事項

1 趣旨

町は、茨城県南部において地震災害が発生した場合、民間団体、住民等も含め一致協力して災害の拡大防止と被災者の救援救護に努め、被害の発生を最小限にとどめる必要がある。このため、町は、防災対策の中核機関として、災害対策本部等を速やかに設置し、防災業務の遂行にあたるものとする。

2 留意点

(1) 町長との情報連絡手段の確保

休日・夜間あるいは町長の外出・出張中等において地震が発生した場合であっても、災害対策本部は、原則として町長が必要と認めた場合に、その決定に基づき設置されるものであることから、町長との迅速な情報連絡体制が必要である。

(2) 意思決定者不在の場合への対応

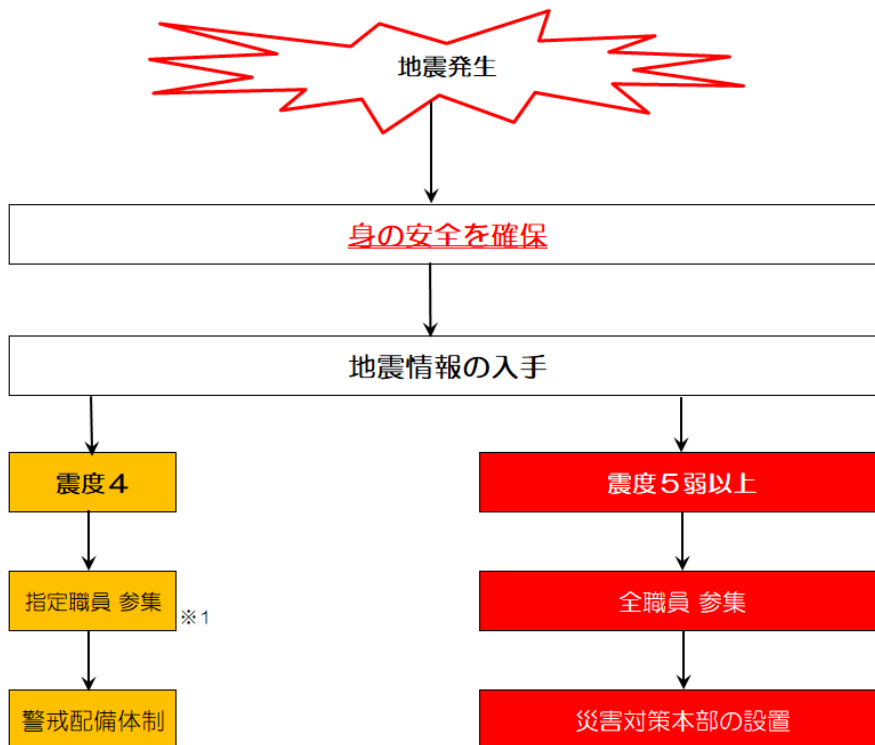
交通や通信の途絶により、意志決定者に連絡不能状態になるといった最悪のケースも想定される。その場合、副町長、総務課長、教育長、政策企画課長、財政課長順で指揮を代行することとする。

また、各対策部においても、参集者のなかで最上位者が意志決定の代行者となるように定め、迅速な意志決定ができるようにする。

(3) 設置基準の明確化

地震発生から災害対策本部設置までの対応を迅速かつ適切に行うため、あらかじめ災害対策本部の設置基準をわかり易い形で明確化しておき、町長の承認がなくとも、災害対策本部の活動ができるようにしておくことが必要である。

第2 対策



※1 (防災危機管理課、総務課、建設課、財政課、子育て支援課、保健福祉センター、生活環境課、国保診療所、農業政策課、まち未来創造課、学校教育課、生涯学習課の各課等の長)

(上記の各課等の長にあらかじめ指定された職員)

【参集配備体制のながれ】

1 警戒配備【防災危機管理課、総務課、建設課、財政課、子育て支援課、保健福祉センター、生活環境課、国保診療所、農業政策課、まち未来創造課、学校教育課、生涯学習課】

(1) 設置基準

防災危機管理課長は、警戒活動をする必要があると認められる場合、警戒配備体制をとる。

■警戒配備の配備基準

- ① 利根町において震度4の地震が発生したとき（自動配備）
- ② その他町長が必要と認めたとき（動員配備）

(2) 参集職員

参集職員は、配備基準（第3編第1章第1節「職員の参集・動員」参照）のとおりとする。

(3) 指揮

警戒配備の指揮は、防災危機管理課長がとる。

(4) 活動内容

警戒配備の活動は、概ね次のとおりである。

■警戒配備の活動

課名	活動内容	体制の移行
防災 危機管理課	<ul style="list-style-type: none"> ・情報収集 ・関係機関への報告 	<ul style="list-style-type: none"> ・余震, 気象条件, その他地震予測等により警戒配備以上の被害が予想される場合: 町長への報告及び災害警戒本部の設置, 職員動員検討
総務課	<ul style="list-style-type: none"> ・電話対応 ・防災危機管理課への報告 	
建設課	<ul style="list-style-type: none"> ・情報収集 ・被害状況の把握 ・電話対応 ・防災危機管理課への報告 	
財政課, 子育て支援課, 保健福祉センター, 生活環境課, 国保診療所, 農業政策課, まち未来創造課, 学校教育課, 生涯学習課	<ul style="list-style-type: none"> ・各施設の被害状況の把握 ・防災危機管理課への報告 	

(5) 警戒配備の解除

防災危機管理課長は, 災害のおそれが解消した場合, 警戒配備を解除する。

また, 災害が拡大したとき, もしくは拡大のおそれがある場合は, 防災危機管理課長は, 警戒配備から災害警戒本部の設置を町長に具申する。

2 災害対策本部【各対策部】

(1) 設置基準

町長は、次の設置基準により災害対策本部を設置する。

また、町域に震度5弱以上の地震が発生した場合は自動設置とし、全職員が参集する。

■災害対策本部の設置基準

- ① 利根町において震度5弱以上の地震が発生したとき (自動配備)
- ② 東海地震予知情報(警戒宣言)が発令されたとき (自動配備)
- ③ その他町長が必要と認めたとき (動員配備)

(2) 本部設置

本部は町役場内に置く。本部室は町長公室、作業場所は3-A会議室に設置する。町役場が被災した場合は、代替本部を設置する。

本部を設置したときは、町役場正面玄関及び本部室前に「利根町災害対策本部」等の標識を掲示する。

■本部の設置場所

災害対策本部：利根町役場

- 代替本部
- ：第1位 利根町図書館
 - 第2位 布川地区コミュニティセンター
 - 第3位 利根町文化センター

(3) 現地災害対策本部

被災地において応急活動拠点を設置する必要があるときは、被災地の近くに現地災害対策本部を設置する。

■現地災害対策本部の概要

設置場所	被災地に近い公共施設等
現地災害対策本部長	本部長が指名した者
活動内容	① 被災現場での指揮 ② 関係機関との連絡調整

(4) 本部設置の通知

本部を設置したときは、総務対策部長(総務対策班)は各部長、本部連絡員、防災関係機関等にその旨を通知する。

■本部設置の通知先

報告・通知・公表先	連絡担当者	報告・通知・公表の方法
役場内	防災危機管理課長	庁内放送・庁内電話・口頭
各出先機関・協力団体	各主管課・担当課長	防災行政無線，ファクシミリ，電話，口頭
消防本部・消防団長	防災危機管理課長	防災行政無線，ファクシミリ，電話，口頭
町民	防災危機管理課長	防災行政無線，広報車，報道機関・口頭
知事 取手警察署長 その他町防災会議委員	防災危機管理課長	茨城県防災情報ネットワークシステム（防災電話），ファクシミリ，電話
近隣市町村長	防災危機管理課長	茨城県防災情報ネットワークシステム（防災電話），ファクシミリ，電話
報道機関	防災危機管理課長	ファクシミリ，電話

3 本部の運営【各対策部】

(1) 組織

本部の組織及び役割は、次のとおりである。

■災害対策本部の組織

本部長	町長	本部の事務を総轄し，所属の職員を指揮監督する。
副本部長	副町長 総務課長 教育長	本部長を補佐し，本部長に事故あるときは，その職務を代理する。
本部事務局長	防災危機管理課長	本部長の指示のもと対策本部全般を総括する。
本部員	各課長等，消防団長	本部会議を構成し，災害対策の方針等を決定し，部の事務に従事する。
部に属すべき職員	本部長が定める	上司の命を受け，災害対策事務に従事する。

(2) 指揮

本部の設置及び指揮は、町長の権限により行われるが、町長の判断を仰ぐことができない場合は、次の順によりその権限を委任したものとする。

■災害対策本部の権限の委任

- 第1位 副本部長（副町長）
- 第2位 副本部長（総務課長）
- 第3位 副本部長（教育長）
- 第4位 本部員（政策企画課長）
- 第5位 本部員（財政課長）

(3) 本部室の設置

総務対策部は、本部の事務を行うために、町長公室に次の資機材を設置する。

■本部員会議室開設に必要な資機材等の準備

- ① 災害対策地図（各種被害想定図を含む）の設置
- ② モニター，プロジェクター，被害状況図板・ホワイトボード等の設置
- ③ 住宅地図等，その他地図類の確保
- ④ 携帯ラジオ・テレビの確保
- ⑤ コピー機等の複写装置の確保
- ⑥ ビデオ，レコーダ，カメラ等の記録装置の確保
- ⑦ 防災関係機関，協力団体等の電話番号・担当者等の氏名一覧表（壁に掲示）
- ⑧ 住民組織（自主防災組織）代表者名簿，その他名簿類の確保
- ⑨ 被害状況連絡票，その他の書式類の確保
- ⑩ 懐中電灯，その他必要資器材の確保

■通信手段の確保

次の通信手段の機能と所在を確認

- ① 茨城県防災情報ネットワークシステム（防災電話）
- ② 防災行政無線（固定系・移動系）
- ③ 携帯電話
- ④ 臨時電話
- ⑤ ファクシミリ

(4) 本部会議

本部長は、本部会議を開催し、災害応急対策の基本方針や各部の調整・連絡を行う。本部会議構成員は、会議の招集の必要がある場合は、総務対策部長に要請する。

■本部会議の概要

構成	本部長，副本部長，本部員及び本部長が指名する職員
協議事項	① 本部の非常配備体制の設定，切替及び廃止 ② 災害情報，被害情報の分析と対策活動の基本方針の決定 ③ 避難指示等，警戒区域の設定 ④ 自衛隊，県，他市町村への応援要請 ⑤ 災害救助法，激甚法の指定に関する事 ⑥ 災害対策に関する予算，資金に関する事 ⑦ 国・県への要望，陳情に関する事 ⑧ その他災害対策に関する重要事項
開催場所	町長公室

(5) 本部連絡員

本部長が指定する班は、本部連絡員を本部室に派遣する。本部連絡員は、本部室に常駐し、情報の収集・伝達、資料の収集等を行う。

(6) 防災関係機関連絡室

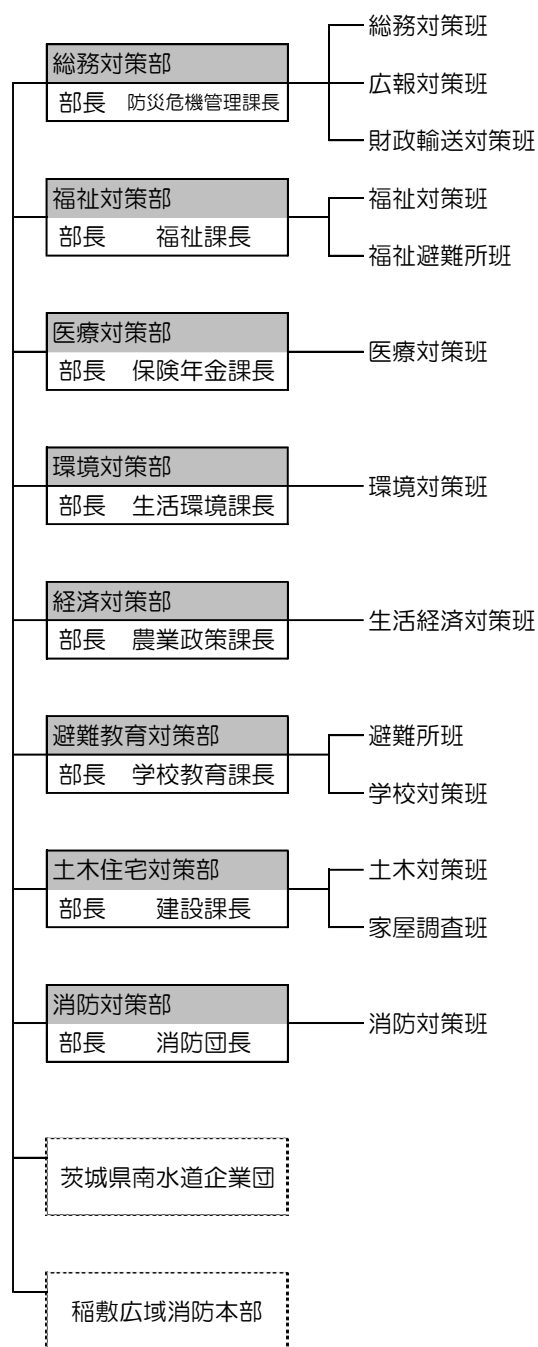
本部と防災関係機関との連携を図るため、3-A会議室に防災関係機関連絡室を設置する。防災関係機関からは、連絡員を派遣するよう要請する。

4 本部の廃止【総務対策部，各対策部】

本部長は、災害の危険が解消したと認めたとき、もしくは災害発生後における応急措置が完了したと認めたときは、本部を廃止し、その旨を防災関係機関に通知する。

■災害対策本部の組織図

本部長	町長
副本部長	副町長 総務課長 教育長
本部事務局長	防災危機管理課長
本部員	政策企画課長 財政課長 税務課長 住民課長 福祉課長 子育て支援課長 生活環境課長 保険年金課長 国保診療所事務長 農業政策課長 まち未来創造課長 建設課長 会計課長 学校教育課長 生涯学習課長 議会事務局長 保健福祉センター長 指導課長 消防団長 利根消防署長
副本部員	災害に応じ本部長が 指名する者
連絡員	部長の指名する職員 (※町社会福祉協議 会事務局長など) 防災関係機関派遣職員



■災害対策本部の分掌事務

部名・部長		分 掌 事 務
班 名		
班 長	課 名 等	
総務対策部		◎防災危機管理課長
総務対策班		1 本部会議の庶務に関する事 2 防災会議委員その他防災関係機関との連絡調整に関する事 3 避難指示等その他本部長命令の伝達及び総合調整に関する事 4 関連情報の收受及び情報収集活動全般の統括に関する事 5 防災行政衛星無線の統制活用に関する事 6 国、自衛隊、県への要請、他自治体等との相互協力、応援ならびに民間協力団体等への協力要請に関する事 7 臨時ヘリポートの開設に関する事 8 自主防災組織との調整に関する事 9 町議会議員との連絡に関する事 10 災害派遣職員の受入れに関する事 11 前各号に掲げるもののほか、災害対策の連絡調整に関する事 12 災害教訓の伝承に関する事 13 消防対策班との連携に関する事 14 他の部の所管に属さないこと 15 部内、他の部への応援に関する事
防災危機管理課長補佐	防災危機管理課	
政策企画課長	政策企画課	
議会事務局	議会事務局	
広報対策班		
総務課長補佐	総務課	1 災害時における広報業務に関する事 2 報道機関との連絡調整に関する事 3 被害状況等の撮影及び災害対応記録に関する事 4 本部職員等の動員及び服務に関する事 5 災害対策従事職員等の給与、食事、宿泊、健康管理その他のバックアップ業務に関する事 6 被災者総合支援センターの開設、運営に関する事 7 部内、他の部への応援に関する事
	まち未来創造課（シテイプロモーション係）	
財政輸送対策班		1 財政に関する事 2 車両その他輸送手段の確保、配車計画及び緊急輸送の実施に関する事 3 災害時救援物資輸送ネットワークの計画に関する事 4 災害対策に係る物品の調達及び工事の契約に関する事 5 災害に係る諸経費の支払いに関する事 6 庁舎その他町建築物の修理に関する事 7 燃料の確保に関する事 8 部内、他の部への応援に関する事
財政課長	財政課	

第3編 地震災害応急対策計画
第1章 初動対応

部名・部長		分掌事務	
班名			
班長	課名等		
福祉対策部 ◎福祉課長			
福祉対策班		1 町社会福祉協議会との連絡調整に関すること 2 高齢者，障がい者，乳幼児その他避難行動要支援者に対する救助・救援に関すること 3 応急保育の実施に関すること 4 災害救助法適用の申請に関すること 5 義援金の受領・配分の計画に関すること 6 災害弔慰金支給，災害援護資金等貸付に関すること 7 遺体の埋葬に関すること 8 避難住民の受入状況の把握及び国・県への報告に関すること 9 被災者生活再建支援法に関すること 10 ボランティアに関すること 11 部内，他の部への応援に関すること	
福祉課長補佐	福祉課		
	子育て支援課		
	住民課		
	町社会福祉協議会		
福祉避難所班			1 福祉避難所の開設，運営，相談に関すること。 2 被災者（一般避難所を含む）の健康管理及び相談に関すること 3 部内，他の部への応援に関すること
保健福祉センター長	保健福祉センター，福祉課，子育て支援課		
医療対策部 ◎保険年金課長			
医療対策班			1 医療救護所の設営に関すること 2 医師会等との連絡調整に関すること 3 医療資器材，薬品等の調達に関すること 4 その他医療，助産，救護に関すること 5 要捜索者名簿の作成に関すること 6 遺体の検案に関すること 7 被災地等における食品衛生に関すること 8 避難教育対策部の応援及び避難者のこころのケアに関すること 9 他の部への応援に関すること
保険年金課長補佐	保険年金課 保健福祉センター		
国保診療所長	国保診療所		
環境対策部 ◎生活環境課長			
環境対策班		1 ごみの収集及び処理（がれきを含む）に関すること 2 し尿の収集及び処理に関すること 3 仮設トイレの設置及び管理に関すること 4 給水車による給水活動に関すること 5 防疫活動に関すること 6 死亡・放浪動物の対応に関すること 7 愛玩動物の保護に関すること 8 災害時の環境保全に関すること 9 県南水道企業団との連携に関すること 10 他の部への応援に関すること	
生活環境課長補佐（環境衛生係・廃棄物対策係担当）	生活環境課（環境衛生・廃棄物対策係）		

部名・部長		分掌事務
班名		
班長	課名等	
経済対策部 ◎農業政策課長		
生活経済対策班		1 食品、日用品その他救助救援物資の確保、調達、受入れならびに配布に関する事 2 飲料水兼用耐震性貯水槽からの応急給水活動に関する事 3 農畜産物及び農業用施設の調査及び復旧に関する事 4 商工業の災害調査に関する事 5 農協、商工会等関係団体との連絡調整に関する事 6 その他農業、中小企業の災害対策に関する事 7 被災者への職業のあっせんに関する事 8 他の部への応援に関する事
農業政策課 長補佐	農業政策課	
	農業委員会 事務局	
まち未来創 造課長補佐 (商工観光 係担当)	まち未来創 造課(商工 観光係)	
避難教育対策部 ◎学校教育課長		
避難所班		1 避難所及び避難所敷地内での誘導及び収容に関する事 2 避難所(福祉避難所を除く)の開設・運営に関する事 3 現地連絡所の開設、運営に関する事 4 飲料水兼用耐震性貯水槽からの応急給水活動の協力に関する事 5 所管施設における災害時物資集積場所の開設への協力に関する事 6 仮設住宅建設用地の確保のための協力に関する事 7 炊き出しに関する事 8 部内、他の部への応援に関する事
学校教育課長 補佐	学校教育課 生涯学習課 会計課 指導課 生涯学習セ ンター 文化センタ ー 図書館 教職員	
学校対策班		1 被災児童・生徒の避難、救護に関する事 2 災害時における応急教育の実施に関する事 3 被災児童、生徒に対する学用品の支給に関する事 4 学校施設等及び文化財等の調査及び復旧に関する事 5 部内、他の部への応援に関する事
指導課長	指導課 学校教育課	
土木住宅対策部 ◎建設課長		
土木対策班		1 危険建物・区域等に関する安全確保に関する事 2 堤防、道路、橋りょう、河川等に関する災害予防、応急対策ならびに復旧に関する事 3 緊急輸送道路の確保に関する事 4 災害時の交通規制実施への協力に関する事
建設課長補 佐	建設課	

第3編 地震災害応急対策計画

第1章 初動対応

まち未来創造課長	まち未来創造課 (都市整備係)	5 被災建物危険度判定に関する事 6 公共施設又は公共の場に影響を及ぼす倒壊建築物の解体、がれき処理の協力に関する事 7 災害時における仮設住宅基準に関する事 8 災害復興に係る都市計画に関する事
生活環境課長 補佐(下水道係担当)	生活環境課 (下水道係)	9 下水道施設の点検、整備及び復旧に関する事 10 部内、他の部への応援に関する事

部名・部長		分掌事務
班名		
班長	課名等	
家屋調査班		1 被害状況の調査、その他災害情報の収集に関する事 2 家屋等の被害調査に関する事 3 公共施設の被害状況調査に関する事 4 がれき解体に伴う建物被害の資料提供に関する事 5 罹災・被災証明書の発行に関する事 6 被災者の税の減免等に関する事 7 部内、他の部への応援に関する事
税務課長	税務課	
消防対策部 ◎消防団長		
消防対策班		1 消防、水防その他防災活動に関する事 2 河川その他危険区域における応急措置に関する事 3 避難者の誘導に関する事 4 被災者の救出、救急、救護に関する事 5 初期災害情報の収集及び伝達に関する事 6 災害による行方不明者の捜索に関する事 7 倒壊建物生理め被災者の救出に関する事 8 火災、水害等の被害状況の調査に関する協力に関する事 9 防犯対策への協力に関する事
消防団長	第1分団 } 第20分団	

※各班に重複する課にあつては、主対策班及び通常業務の関連性を考慮し、あらかじめ部長が各課長と協議し人員を割り当てておくこと。

第2章 災害情報の収集・伝達

第1節 通信手段の確保

項目	初動活動期	応急活動期	復旧活動期
	発災から24時間まで	概ね2日目から 7日目まで	概ね8日目以降
通信手段の確保	1 通信機能の確保 (総務対策部)	⇒	
	2 代替通信施設の確保 (総務対策部)	⇒	⇒

第1 基本事項

1 趣旨

地震災害発生後における迅速な応急対策を実施するため、災害の状況、被害の状況を的確に把握するための通信手段を確保する。

2 留意点

(1) 優先度の高い情報の伝達

被災の中心では、無線通信を含め通信手段の確保が困難な場合も発生すると考えられる。その様な場合は関係機関間の協力を密にし、確保できた設備を用いて優先度の高い情報を伝達することが重要である。

(2) 情報通信手段の機能確認

町及び防災関係機関は、災害発生後直ちに情報通信手段の機能確認を行うとともに支障が生じた施設の復旧を行うこととする。

(3) 緊急情報連絡用の回線設定

町及び県、電気通信事業者は、携帯電話、衛星通信等の移動通信回線の活用による緊急情報連絡用の回線設定に努める。

第2 対策

1 通信機能の確保【総務対策部】

(1) 通信機能の確保

総務対策部は、地震発生後、防災行政無線、電話等の通信施設の機能確認を行う。
停電、機器の破損等の支障が生じている場合は、自家発電装置の運転、修理等の措置をとる。

(2) 通信の統制

総務対策部は、無線機の貸出し等の管理及び通信の統制を行う。

■通信の統制（原則）

- ① 重要通信の優先の原則
- ② 簡潔通話の実施の原則
- ③ 専任通信担当者の設置

(3) 窓口の統一

総務対策部は、防災関係機関等外部との連絡に使用するために、災害時優先電話を指定電話として定め、窓口の統一を図る。指定電話には通信事務従事者を配置し、通信連絡事務に専従させる。

2 代替通信機能の確保【総務対策部】

総務対策部は、町が所有する通信機能が低下し、応急対策に著しい支障が生じる場合は、次の代替通信手段を確保する。

(1) NTTの非常・緊急通話の利用

大規模な災害時においては加入電話がかかりにくい場合で応急対策等のため必要があるときは、電気通信事業法第8条の規定による非常・緊急通話又は電報を利用する。

なお、非常・緊急通話（電報）の内容及び利用し得る機関の範囲は、資料編「非常・緊急通話及び電報の内容等」のとおりとする。

1) 非常・緊急通話用電話の指定

防災関係機関は、既設の電話番号を「災害時優先電話」として、NTT東日本茨城支店長に申請し、承認を受け登録しておくものとする。（事前対策）

2) 非常・緊急電報の利用

- ① 非常・緊急電報を利用する場合は、市外局番なしの「115番」にダイヤルし、次の事項をオペレーターに告げ申込みこととする。

(※22時以降～翌朝8時までは、0120-000115で受付)

- ・非常扱い電報又は緊急扱い電報の申込みであること
- ・発信電話番号と機関名称等
- ・電報の宛先住所と機関名称等

・通信文と発信人名

なお、電報が著しくふくそうするときは、受付けを制限する場合がある。

- ② 非常・緊急電報の内容及び利用し得る機関の範囲は、県地域防災計画資料編6-6「非常・緊急電報の内容等」のとおりである。

(2) 非常通信の利用

本部長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、有線通信が利用できないか、又はこれを利用することが著しく困難であるときに、災害応急対策等のため必要と認めるときは、電波法第52条第4項の規定による茨城地区非常通信協議会の非常通信を利用する。

なお、非常通信は、無線局の免許人が自ら発受するほか、防災関係機関からの依頼に応じて発受する。この場合あらかじめ関東地方非常通信協議会に対し非常の際の協力を依頼しておくものとする。また、無線局の免許人は、防災関係機関以外の者から人命の救助に関するもの、及び急迫の危険又は緊急措置に関する通報の依頼を受けた場合は、非常通信を実施すべきか否かを判断のうえ行う。

1) 通信の内容

非常通信における通報（以下「非常通報」という。）の内容は、次に掲げるもの、又はこれに準ずるものとする。

- ① 人命の救助に関するもの
- ② 天災の予報（主要河川の水位を含む。）及び天災その他の災害の状況に関するもの
- ③ 緊急を要する気象、地震、火山等の観測資料
- ④ 電波法第74条実施の指令及びその他の指令
- ⑤ 非常事態に際しての実態の收拾、復旧、交通制限その他秩序の維持又は非常事態に伴う緊急措置に関するもの
- ⑥ 暴動に関する情報連絡及びその緊急措置に関するもの
- ⑦ 非常災害時における緊急措置を要する犯罪に関するもの
- ⑧ 遭難者救護に関するもの
- ⑨ 道路、電力施設、電信電話回線の破壊又は障害の状況及びその修理復旧のための資材の手配及び運搬、要因の確保、その他緊急措置に関するもの
- ⑩ 中央防災会議、同事務局、非常災害対策本部、地方防災会議及び災害対策本部相互間に発受する災害救援その他緊急措置に要する労務、施設、設備、物質及び資金の調達、配分、輸送等に関するもの
- ⑪ 災害救助法第7条及び災害対策基本法第71条第1項の規定に基づき、都道府県知事から医療、土木、建築工事又は輸送関係者に対して発する従事命令に関するもの

2) 取扱い無線局

官公庁、会社、船舶等の総ての無線局は、非常通信を行う場合には、許可業務

以外の通信を取り扱うことができることとなっている。

ただし、無線局の機能及び通信可能範囲はさまざまなので、各防災関係機関は非常災害時に利用できる無線局の機能（通信範囲）を十分把握しておくものとする。

なお、機関名は、県地域防災計画資料編6-3「非常無線通信を取り扱う無線局を有する主な機関」のとおりである。

3) 頼信の手続

非常通信を依頼する場合は、通信文を次の順序で電報頼信紙（なければどんな用紙でもよい。）に電文形式（カタカナ）又は平文ではっきり書いて、無線局に依頼する。

- ① あて先の住所・氏名（職名）及びわかれば電話番号。
- ② 本文はできる限り簡潔に記載し、字数は200字以内（平文の場合はカタカナ換算）にする。
- ③ 本文中の濁点、半濁点は字数に数えない。したがって次のマスをあけない。
- ④ 応援要請を内容とする場合は、その具体的な項目を記入する。
- ⑤ 用紙の余白の冒頭に「非常」と朱書きし、末尾に発信人の住所、氏名（職名）及び電話番号を記入する。

(3) 他機関の通信設備の利用

本部長は、予警報の伝達等に際して緊急通信のため特別の必要があるときは、次の者が設置する有線電機通信設備もしくは無線設備を使用することができる。（災害対策基本法第55～57条）

また、災害発生時における応急措置の実施上緊急かつ特別の必要があるときは、次の者が設置する有線電機通信設備もしくは無線設備を使用することができる。（災害対策基本法第79条）

1) 使用又は利用できる通信設備

- ① 警察通信設備
- ② 消防通信設備
- ③ 電力通信設備
- ④ 水防通信設備
- ⑤ 気象通信設備
- ⑥ 自衛隊通信設備

2) 事前協議の必要

- ① 町長は、災害対策基本法第57条に基づく他機関の通信設備の使用については、あらかじめ当該機関と使用協定を締結する等の措置を講じておくものとする。（事前対策）
- ② 災害対策基本法第79条に基づく、災害が発生した場合の優先使用については

この限りではない。

3) 警察通信設備の使用

町が警察通信設備を使用する場合は、県地域防災計画資料編6-7「警察通信設備の使用手続き」に示す手順によって行う。

(4) 放送機能の利用

町長は、緊急を要する場合で、他の有線電気通信設備又は無線設備による通信ができない場合、又は、著しく困難な場合においては、あらかじめ協議して定めた手続により、災害に関する通知、要請、伝達、予警報等の放送をNHK水戸放送局及び（株）茨城放送に要請する。

なお、町長の放送要請は知事を通じて行うものとする。

具体的な要請手続については、県地域防災計画資料編2-7及び2-8を参照のこと。

(5) アマチュア無線の活用

総務対策部は、アマチュア無線ボランティア等に町域内での通信を確保するため、協力を要請する。アマチュア無線ボランティアの活動内容は、次のとおりである。

■アマチュア無線ボランティアの活動内容

- ① 災害情報の収集
- ② 情報の伝達（本部～避難所～被災現場）

第2節 災害情報の収集・伝達・報告

項目	初動活動期	応急活動期	復旧活動期
	発災から24時間まで	概ね2日目から 7日目まで	概ね8日目以降
地震情報の 収集・伝達	1 地震情報の収集・伝達 (総務対策部)	⇒	
被害情報の 調査・報告	2 災害情報等の収集・整理 (総務対策部)	3 被害調査 (総務対策部, 各対策部)	⇒
	4 県等への被害報告 (総務対策部, 各対策部)	⇒	⇒

第1 基本事項

1 趣旨

地震発生後の的確な応急対策を実施していくためには、地震情報を迅速に伝達することと、町域の被害状況を迅速かつ正確に把握することが重要である。そのために、地震に関する情報や被害情報等を防災関係機関相互の連携のもと、迅速かつ的確に収集・伝達する。

2 留意点

(1) 被害の全体像の把握

被害に関する細かい数値は初動段階では不要である。むしろ、災害全体の規模(被害概数)を知ることが重要であり、応援を含めた体制の確保に遅れが生じないようにする必要がある。

(2) 被災地の収集能力の支援

被害が甚大であればあるほど、被災地からの情報収集は困難となる。そのため現地から情報があがってくるのを待つのではなく、災害対策本部からの調査員の派遣や、住民組織、アマチュア無線等を活用し、あらゆる方面から積極的な情報収集を行う必要がある。

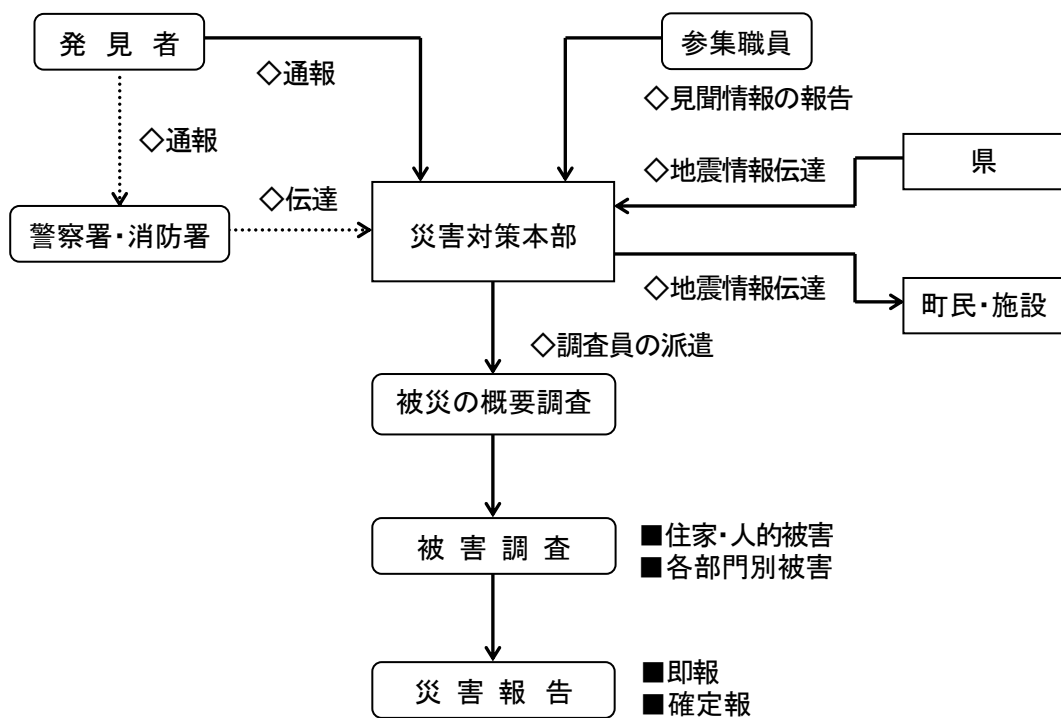
(3) 情報の優先度

収集すべき情報は、災害の経過とともに変化する。特に、地震発生直後は、人命救助と二次災害の防止のために、生き埋め者の情報、火災の情報等を優先して収集、伝達する。

(4) 収集した情報の処理

収集した情報を各種の応急対策活動を活かすため、関係する防災関係機関間での密接な連携により、情報の共有化を図ることが必要である。

第2 対策



【情報の収集・伝達・報告のながれ】

1 地震情報の収集・伝達【総務対策部】

気象庁から発せられた地震情報を町、防災関係機関は収集・伝達し、最終的に住民に伝える。

(1) 地震情報の収集

県及び関係機関は、茨城県震度情報ネットワークシステム及び気象庁から得られる震度情報を迅速に入手・伝達し、町は必要な防災体制を早期にとる。

< 県及び関係機関から提供される情報 >

地震情報の種類	発表基準	内容
震度速報	震度3以上	地震発生後1分半後に、震度3以上を観測した地域名（全国を約188地域に区分）と地震の揺れの発現時刻を速報
震源に関する情報	震度3以上	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表
震源・震度に関する情報	以下の何れかを満たした場合 ・震度3以上 ・緊急地震速報（警報）を発表した場合	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度3以上の地域名と市町村名を発表 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合には、その市町村名を発表
各地の震度に関する情報	震度1以上	震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表 震度5以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合には、その地点名を発表
その他の情報	顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合など	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表
推計震度分布図	震度5弱以上	観測した各地の震度データをもとに、1km四方ごとに推計した震度（震度4以上）を図情報として発表

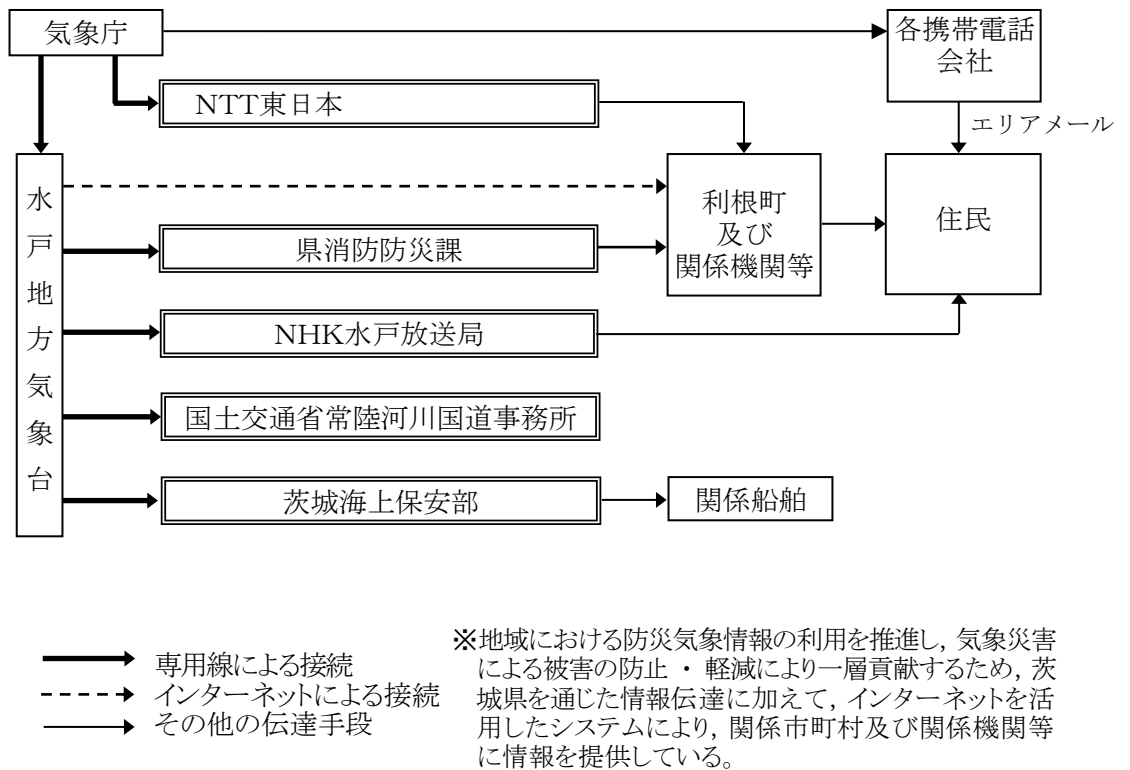
(2) 地震情報の伝達

総務対策部は、地震情報の伝達を受けたときは、防災行政無線、広報車等を用いて町民に伝達する。

また、各課係は、所管する公共施設及び公共的団体等に有線電話等を用いて伝達する。

通信系統及び方法 地震情報の伝達系統及び方法は、次のとおりである。

■地震情報伝達系統図



(3) 地震解説資料の収集

地震発生後、約1～2時間経過した後、現に発生している地震現象への理解を深め、今後の対応に役立てるとともに過度の不安を取り除くための情報として水戸地方気象台から地震解説資料が発表される。この情報は、県内で震度4以上の地震が観測されたとき、それまで地震活動が見られなかった地域など小規模な地震が頻発し、特に必要があるとされたときに発表されるものである。関係機関は本情報を必要な機関に伝達するものとする。

2 災害情報等の収集・整理【総務対策部】

(1) 異常現象発見者等の通報

地震による被害、異常現象、火災の発生、要救出者を発見した者、又は通報を受けた警察官等は、直ちに本部に伝達する。

町長は、水戸地方気象台、県（防災・危機管理部防災・危機管理課）、その他の関係機関に通報する。

(2) 被害の概要把握

地震が発生した場合は、土木住宅対策部は町域を調査し被害の概要を把握する。

夜間・休日に地震が発生した場合は、参集職員は居住地域周辺及び参集途上の被害状況を調査し、総務対策部に伝達する。

地震発生直後に把握すべき情報

- ① 火災の状況
- ② 建築物の被災状況（建物やブロック塀の倒壊状況）
- ③ 要救出者
- ④ 道路・橋りょうの被害，渋滞の状況
- ⑤ 住民の状況
- ⑥ その他応急活動上の問題点となる事項

[資料編] 町様式 2 災害概況報告

(3) 被害情報の整理

土木住宅対策部は、通報を受けた情報、職員の収集した情報を集約し整理する。

(4) 関係機関への通報

総務対策部は、必要に応じて災害情報を警察署，消防本部，県（防災・危機管理課）に通報する

■初動活動期に収集すべき情報

- ① 町民等の安否に関する情報
 - 各地区における町民の状況
 - 各地区における避難行動要支援者の状況
 - 施設の入所者，児童・生徒等の状況
- ② 施設の被害に関する情報
 - 役場，各出先機関
 - 病院，診療所，保健福祉センター
 - 避難所施設
 - 福祉施設
 - 学校，保育所，幼稚園，認定こども園
- ③ ライフラインの状況
 - 停止区域
 - 供給施設
 - 電柱，水道管等
- ④ 災害危険箇所の状況
 - 堤防，排水施設
 - がけ，擁壁
- ⑤ 交通施設
 - 道路，橋りょう，信号機
- ⑥ 建物被害の状況

3 被害調査【総務対策部、各対策部】

(1) 被害の調査

各担当部は、住家・人的被害及び所管施設等の被害調査を行う。各担当部及び調査対象は、次のとおりである。

なお、被害調査は、「被害の判定基準」（県地域防災計画資料編）による。

■部門別調査の担当及び対象

担当部	調査対象
福祉対策部	社会福祉施設被害
医療対策部	病院被害，火葬場被害（町で利用できる施設の把握）
環境対策部	廃棄物処理施設被害（一部事務組合施設の把握）
経済対策部	農作物，農業施設被害，林業被害，商業被害，工業被害
避難教育対策部	教育施設被害，社会教育施設被害
土木住宅対策部	住家（集会所等を含む）， 河川，道路，橋りょう被害，がけ崩れ，下水道施設被害
総務対策部	人的被害（消防署より入手）

(2) 被害のとりまとめ

各対策部は、調査した結果をまとめ、総務対策部に提出し、総務対策部が災害報告をとりまとめる。

4 県等への被害報告【総務対策部、各対策部】

(1) 県への報告

町は自地域内に次に掲げる事項のいずれかに該当する事態が発生した場合は、直ちに被害の状況及び応急対策の実施状況に関する情報を収集し、「火災・災害等即報要領に基づき、県の災害対策本部，その他必要とする機関に対して茨城県防災情報ネットワークシステム（防災電話）等を利用して報告する。ただし、緊急を要する場合は電話等により行い、事後速やかに報告するものとする。

また、被害の把握ができない状況にあっても、迅速に当該情報の報告に努めるものとする。

なお、確定した被害及びこれに対してとられた措置の概要については、被害状況報告を用い災害応急対策完了後10日以内に行うものとする。

- ① 町災害対策本部が設置されたとき
- ② 災害救助法の適用基準に該当する程度の災害が発生したとき
- ③ 災害による被害が当初は軽微であっても、以後拡大発展するおそれがあるとき

- ④ 地震が発生し、震度4以上を記録したとき
- ⑤ 災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて報告する必要があると認められるとき併せて、「火災・災害等即報要領」に基づく直接即報基準該当事案については、消防庁に対しても、原則として覚知後30分以内で可能な限り早く報告するものとする。

なお、報告すべき内容の主なものは、次のとおりである。

- 1) 災害概況即報
- 2) 人的被害状況
- 3) 災害対策本部設置状況
- 4) 事務所状況報告
- 5) 避難所状況
- 6) 避難指示・警戒区域設定状況
- 7) 道路規制情報
- 8) 被害状況報告

(2) 被害情報・措置情報の種類

1) 被害情報

死者、行方不明者、負傷者、要救出者、建物損壊、火災、道路、公共施設等の被害

- ①被害発生時刻
- ②被害地域（場所）
- ③被害様相（程度）
- ④被害の原因

2) 措置情報

- ① 災害対策本部の設置状況
- ② 主な応急措置（実施、実施予定）
- ③ 応急措置実施上の措置
- ④ 応援の必要性の有無
- ⑤ 災害救助法適用の必要性

(3) 県に報告することが出来ない場合

- ① 県に報告することが出来ない場合には、国（消防庁）に対して直接報告するものとし、報告後速やかにその内容について連絡するものとする。
- ② 災害規模が大きく、町の情報収集能力が著しく低下した場合は、その旨を県その他の防災関係機関に伝達し、被害情報の収集活動に対して応援を要請するものとする。
- ③ 地域住民等から119番への通報が殺到している状況下にあつては、直ちに県及び国（消防庁）へ同時に報告するものとする。

■県の報告先

防災・危機管理課	電 話 029-301-2879 ファクシミリ 029-301-2898 茨城県防災情報ネットワークシステム（防災電話）8-100-8440 （ファクシミリ）9-100-8450
県南県民センター （災害救助法関係）	電 話 029-822-7010 ファクシミリ 029-822-9040 茨城県防災情報ネットワークシステム（防災電話）8-103-8403 （ファクシミリ）8-103-8453

■総務省消防庁の連絡先

消防庁連絡先		N T T 電話	地域衛星通信ネットワーク
勤務時間内	応急対策室	03-5253-7527 ファクシミリ 03-5253-7537	TN 048-500-90-49013 ファクシミリ TN 048-500-90-49033
休日 夜間	宿直室	03-5253-7777 ファクシミリ 03-5253-7553	TN 048-500-90-49102 ファクシミリ TN 048-500-90-49036

（4）報告の区分

県に対する報告すべき情報は、町の被害に関する「即報，確定報，部門別被害額総括報告」である。

なお，消防本部に119番の通報状況を確認し，殺到している場合は，県，国（消防庁）に報告する。

(5) 被害の判定基準

被害の判定基準は、以下のとおりである。(平成29年3月 県地域防災計画資料編による)

報告要領

1 報告の方法

- (1) 被害状況等の報告は、無線又は有線による電話若しくはファクシミリ等のうち、最も迅速確実な手段を使うものとする。
- (2) 有線がと絶した場合は、茨城県防災情報ネットワークシステム(防災電話)、茨城県非常無線通信協議会構成員所属無線局又はその他の無線局を利用し県に対し報告又は連絡するものとする。
- (3) 通信施設が不通の場合は、通信可能な地域まで伝令を派遣し、報告する等、あらゆる手段をつくして報告するようつとめるものとする。

2 報告の種類

法令等の定めに従い、それぞれ所要の報告を行うものとする。

3 被害の分類認定基準

人及び住家その他被害程度の認定は次の基準によるものとする。

- (1) 人的被害については、次により区分して掲げるが、重軽傷者の別が把握できない場合はとりあえず負傷者として報告すること。

ア「死者」とは、当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの又は死体は確認できないが、死亡したことが確実な者とする。

イ「行方不明者」とは、当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑のある者とする。

ウ「重傷者」とは、当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1ヵ月以上の治療を要する見込みのものとする。

エ「軽傷者」とは、当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1ヵ月未満で治療できる見込みのものとする。

(2) 住家被害

ア「住家」とは、現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。

イ「全壊」とは、住家が滅失したもので、具体的には住家の損壊、もしくは流失した部分の床面積が、その住家の延べ面積の70%以上に達したもの又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。

ウ「半壊」とは、住家の損壊が甚しいが、補修すれば元通りに使用できるもので、具体的には損壊部分が、その住家の延べ面積の20%以上70%未満のもの又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。

エ「一部破損」とは、全壊及び半壊にいたらない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のものとする。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。

オ「床上浸水」とは、住家の床より上に浸水したもの及び全壊・半壊には該当しないが、土砂竹木のたい積により一時的に居住することができないものとする。

カ「床下浸水」とは、床上浸水にいたらない程度に浸水したものとする。

(3) 非住家被害

ア「非住家」とは、住家以外の建物でこの報告中他の被害箇所項目に属さないものとする。これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。

イ「公共建物」とは、例えば役場庁舎、文化センター、公立保育所等の公用又は公共の用に供する建物とする。

ウ「その他」とは、公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。

エ非住家被害は、全壊又は半壊の被害を受けたもののみを記入するものとする。

(4) その他

ア「田の流失、埋没」とは、田の耕土が流失し、また砂利等のたい積のため、耕作が不能になったものとする。

イ「田の冠水」とは、稲の先端が見えなくなる程度に水につかったものとする。

ウ「畑の流失、埋没」及び「畑の冠水」については、田の例に準じて取り扱うものとする。

エ「文教施設」とは、小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、盲学校、聾学校、養護学校、及び幼稚園における教育の用に供する施設とする。

オ「道路」とは、道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項に規定する道路のうち、橋りょうを除いたものとする。

カ「橋りょう」とは、道路を連絡するために河川、運河等の上に架設された橋とする。

キ「河川」とは、河川法が適用（昭和39年法律第167号）され、もしくは準用される河川もしくはその他の河川又はこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸、水利、床止その他の施設もしくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸とする。

ク「砂防」とは、砂防法（明治30年法律第29号）第1条に規定する砂防施設、同法第3条の規定によって同法が準用される砂防のための施設又は同法第3条の2の規定によって同法が準用される天然の河岸となる。

ケ「がけくずれ」とは、自然がけ及び宅地造成に伴う人造がけの崩落、崩壊等により人及び建物に被害を及ぼし、又は道路、交通等に支障を及ぼしたものをいう。

ただし、被害を与えなくても、その崩落、崩壊が50立方mを超えられるものは報告するものとする。

コ「清掃施設」とは、ごみ処理及びし尿処理施設とする。

サ「被害船舶」とは、ろかいのみをもって運転する舟以外の舟で、船体が没し、航行

不能になったもの及び流失し、所在が不明になったもの、ならびに修理しなければ航行できない程度の被害を受けたものとする。

シ「電話」とは、災害により通話不能となった電信電話の回線数とする。

ス「電気」とは、災害により停電した戸数のうち最も多く停電した時点における戸数とする。

セ「水道」とは、上水道又は簡易水道で断水している戸数のうち最も多く断水した時点における戸数とする。

ソ「ガス」とは、一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっている戸数のうち最も多く供給停止となった時点における戸数とする。

タ「ブロック塀」とは、倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数とする。

チ「罹災世帯」とは、災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。

例えば寄宿舎、下宿その他これに類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいるものについては、これを一世帯として扱い、また同一家族の親子、夫婦であっても、生活が別であれば分けて扱うものとする。

ツ「罹災者」とは、罹災世帯の構成員とする。

テ「火災発生」については、地震又は火山噴火の場合のみ報告するものとする。

(5) 被害金額

ア「公立文教施設」とは、公立の文教施設とする。

イ「農林水産業施設」とは、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和5年法律第169号）により補助対象となる施設をいい、具体的には、農地、農業用施設、林業用施設、漁港施設及び共同利用施設とする。

ウ「公共土木施設」とは、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年法律第97号）による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には、河川、海岸、砂防施設、林地荒廃防止施設、道路、港湾及び漁港とする。

エ「その他の公共施設」とは、公立文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設をいい、例えば庁舎、公民館、児童館、都市施設等の公用又は公共の用に供する施設とする。

オ「公共施設被害市町村」とは、公立文教施設、農林水産業施設、公共土木施設及びその他の公共施設の被害を受けた市町村とする。

カ「農産被害」とは、農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えばビニールハウス、農作物等の被害とする。

キ「林産被害」とは、農林水産業施設以外の林産被害をいい、例えば立木、苗木等の被害とする。

ク「畜産被害」とは、農林水産業施設以外の畜産被害をいい、例えば家畜、畜舎等の被害とする。

ケ「商工被害」とは、建物以外の商工被害で、たとえば工業原材料、商品、生産機械

器具等とする。

(6) その他

参考になる事項

第3節 災害情報の広報

項目	初動活動期	応急活動期	復旧活動期
	発災から24時間まで	概ね2日目から7日まで	概ね8日目以降
災害広報活動	1 広報活動 (総務対策部)	➡	➡
		2 被災地及び避難所 における広報 (避難教育対策部)	➡
報道機関への対応		3 報道機関への対応 (総務対策部)	➡

第1 基本事項

1 趣旨

災害時は、余震の発生や間違った情報によって、被災者の精神的負担が大きくなるおそれがある。

また、情報の欠如は被災者を一層不安に陥れる。そのため、町は防災関係機関と連携し、流言・飛語等による社会的混乱を防止し、民心の安定を図る。さらに、被災地の町民等の適切な判断と行動を助けるため、正確な情報の速やかな公表と伝達、広報活動を実施する。

2 留意点

(1) 情報の空白期間の解消

流言・飛語等の間違った情報を防止するため、防災行政無線や避難所の掲示板等の広報手段を用いて、町の収集した情報を公表、伝達し、情報の空白期間を解消することが必要である。特に、地震発生直後には、把握したすべての情報を提供し、情報の遅れを防止することが必要である。

(2) 報道機関との連携

町は県、報道機関と連携を密にし、特に被災住民への情報提供媒体として活躍してもらえるよう必要な情報の提供を行う必要がある。

また、全国に向けた救援要請の発信手段としても重要である。

第2 対策

1 広報活動【総務対策部】

(1) 災害発生直後の広報活動

総務対策部は、防災行政無線，登録制メール，エリアメール，Lアラート，利根町公式ホームページ，利根町行政アプリ，広報車にて避難等の広報を行う。消防対策部は，広報車及び現場による指示にて避難等の広報を行う。

(2) 応急活動期の広報

応急活動期における広報は，防災行政無線，登録制メール，エリアメール，Lアラート，利根町公式ホームページ，利根町行政アプリ，広報車，テレビ，ラジオ，災害広報紙等にて行う。総務対策部（広報対策班）は，各部からの広報依頼を受け，報道機関への要請及び災害広報紙等を作成する。

広報の手段と内容

時期	手段	内容
災害発生直後	防災行政無線 (固定系) 登録制メール エリアメール Lアラート 利根町公式ホームページ 利根町行政アプリ 広報車 現場による指示	<ul style="list-style-type: none"> ① 地震に関する情報 ② 出火防止及び初期消火の呼びかけ ③ パニック防止, デマ情報への注意の呼びかけ ④ 避難指示等 ⑤ 避難行動要支援者の保護, 人命救助の呼びかけ ⑥ 町内の被害の状況 <ul style="list-style-type: none"> ○ 火災発生状況 ○ 建物倒壊の状況 ○ 道路破損, がけ崩れ等の発生状況 ⑦ 町の活動状況 <ul style="list-style-type: none"> ○ 災害対策本部の設置 ○ 避難所・救護所の設置 ⑧ 町民のとるべき措置 ⑨ 自主防災活動の要請
応急活動期	防災行政無線 (固定系) 登録制メール エリアメール Lアラート 利根町公式ホームページ 広報車 テレビ・ラジオ 災害広報紙・チラシ	<ul style="list-style-type: none"> ① 地震に関する情報(各地の被害状況, 余震等の情報) ② 交通状況ライフライン施設の被害状況 <ul style="list-style-type: none"> ○ 交通規制箇所, 迂回路等 ○ バス, JRの運転状況 ○ ライフラインの停止状況 ③ 応急対策の概況, 復旧の見通し <ul style="list-style-type: none"> ○ 救護所, 避難所の設置状況 ○ ライフライン施設の復旧の見通し ○ 災害相談窓口の設置 ○ 仮設住宅等の申し込み ○ ごみ, がれき等の処理 ④ 町民の取るべき防災対策 ⑤ 食料・飲料水の供給等に関する情報 <ul style="list-style-type: none"> ○ 給水拠点の設置, 給水実施予定 ○ 食料, 必需品の供給方法 ○ 食中毒への警戒, 衛生指導 ⑥ 医療機関の活動状況 ⑦ 安心情報 ⑧ その他必要な事項

(3) 広報資器材の確保

総務対策部(広報対策班)は, 広報活動に使用可能な町保有の拡声器付車両の状況について把握するとともに, 各部から紙・インクその他印刷機・コピー機使用のために必要な消耗品を確保する。

町が保有する資器材では対応が困難な場合は, 町内の団体・業者等から調達する。

(4) 広報要員の確保

総務対策部（広報対策班）は、町民及び町社会福祉協議会を通じて災害広報紙等の編集作業ボランティアの派遣を呼びかける。

また、バイクその他による広報活動用資料の配布要員、外国語・手話通訳要員についても派遣を要請するとともに、町民に対してボランティアへの参加を呼びかける。

2 被災地及び避難所における広報【避難教育対策部】

避難教育対策部は、避難所にて避難者への広報を行う。広報にあたっては、避難所運営委員会、ボランティア等との連携を保ち、情報の混乱が生じないようにする。

なお、福祉避難所等に避難した避難行動要支援者等情報の入手が困難な避難者に十分配慮する。また、障害特性により福祉避難所に避難できず、自宅待機や自家用車で待機している障害者等を把握する態勢整備をして、十分な広報活動を行う。

■避難所における広報

- ① 火災防止の呼びかけ（通電火災の防止、ガスもれの警戒、放火警戒等）
- ② 避難指示等が出されている地域、指示の内容
- ③ 流言、飛語の防止の呼びかけ
- ④ 治安状況、犯罪防止の呼びかけ
- ⑤ 近隣の助け合いの呼びかけ
- ⑥ 公的な避難所、救護所の開設状況
- ⑦ 電気・電話・ガス・上下水道の被害状況、復旧状況
- ⑧ バスの被害状況、運行状況
- ⑨ 救援物資、食料、水の配布等の状況
- ⑩ し尿処理、衛生に関する情報
- ⑪ 被災者への相談サービスの開設状況
- ⑫ 死体の安置場所、死亡手続き等の情報
- ⑬ 臨時休校等の情報
- ⑭ ボランティア組織からの連絡
- ⑮ 全般的な被害状況
- ⑯ 防災関係機関が実施している対策の状況

3 報道機関への対応【総務対策部】

（1）報道活動への協力

町は、報道機関の独自の記事、番組制作にあたっての資料提供依頼について、可能な範囲で提供するものとする。

（2）放送要請

総務対策部（広報対策班）は、災害のため、電気通信設備、有線電気通信設備、無線通信設備等により通信ができない場合、又は通信が著しく困難な場合において

は、災害対策基本法第57条の規定による通知、要請、伝達又は警告のため「災害時における放送要請に関する協定」に基づき、県を通じて報道機関（NHK水戸放送局、茨城放送）に放送を要請する。

(3) 取材自粛の要請

総務対策部（広報対策班）は、避難所等においてプライバシーを侵害する取材等の自粛を要請する。

■報道機関への要請 放送要請の要請先

県防災・危機管理課	茨城県防災情報ネットワークシステム（防災電話）	8-100-8440
	（ファクシミリ）	9-100-8450
	電 話	029-301-2879
	（ファクシミリ）	029-301-2898
NHK水戸放送局	電 話	029-232-9830
	（ファクシミリ）	029-232-9833
	災害応急復旧用無線防災電話	029-855-8400
茨城放送	電 話	029-244-3991
	（ファクシミリ）	029-241-8919
	防災電話	873-8400

(4) 記者発表

総務対策部（広報対策班）は、記者会見場を設置し、記者会見を定時に開いて必要な情報を報道機関へ提供する。

また、記者会見場の設置にあたって必要な設備を準備する。

なお、発表内容は、本部会議に諮る。

■記者発表の方法

発表場所	役場1階ロビー
発表内容	① 被害の状況 ② 町が実施する応急対策の内容 ③ 町民その他への要請

第3章 応援・派遣

第1節 自衛隊派遣要請・受入体制の確保

項目	初動活動期	応急活動期	復旧活動期
	発災から24時間まで	概ね2日目から 7日目まで	概ね8日目以降
自衛隊の災害派遣	1 自衛隊に対する災害派遣要請 (総務対策部) 2 自衛隊の判断による災害派遣 (自衛隊)	⇒	
自衛隊の受入れ	3 自衛隊受入体制の確立 (総務対策部, 避難教育対策部)	⇒	⇒ 4 災害派遣部隊の撤収要請 (総務対策部)

第1 基本事項

1 趣旨

町長は、地震により災害が発生し、人命又は財産の保護のため必要があると認めた場合は、県知事に対し自衛隊の災害派遣要請を依頼する。ただし、緊急の場合は、直接、自衛隊に通知する。

2 留意点

(1) 被害状況の早期把握

町長は、自衛隊の災害派遣を必要とする被害があるか否かを、地震発生後できるだけ早期に判断しなければならない。そのためには被害の概要を地震後できるだけ短時間で把握する必要がある。

(2) 自衛隊との情報伝達路の確保

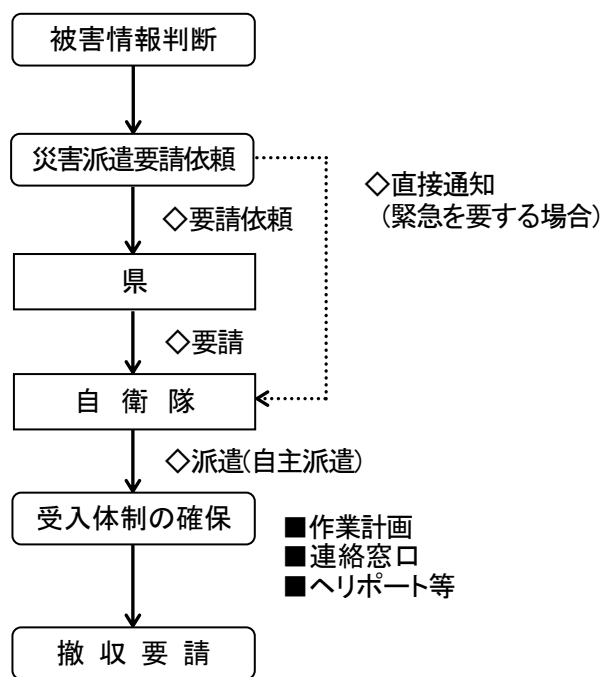
自衛隊は独自の情報網により、被害状況を把握するとともに、独自の判断による派遣もできることとなっているが、その場合であっても、受入れ側である町との連

携は不可欠である。そのため、自衛隊との情報伝達路の確保に双方が積極的に努める必要がある。

(3) 自衛隊の受入体制の確保

自衛隊が的確な活動をするためには、現場への案内や部隊の指揮者との連絡調整など、町の受入体制を確保する必要がある。

第2 対策



【自衛隊の応援派遣のながれ】

1 自衛隊に対する災害派遣要請【総務対策部】

(1) 派遣要請依頼の手続き

本部長は、自衛隊の災害派遣の必要があると認められるときは、知事に対して「自衛隊に対する災害派遣要請依頼書」をもって依頼する。ただし、緊急を要する場合は、電話、無線で直接依頼し、後日文書を送付する。

また、緊急避難、人命救助が急迫し、知事に依頼するいとまがないと認められるとき、もしくは通信の途絶等で知事に依頼できないときは、その旨及び当該地域の災害の状況を、直接最寄りの部隊に通知し、速やかに知事に対して通知する。

総務対策部は、これらの災害派遣要請依頼の手続きを行う。

■災害派遣要件の範囲（基本的に下記の3要件を満たす場合に派遣対象となる。）

- ① 公共性：公共の秩序を維持するため、人命又は財産を社会的に保護しなければならない必要があること
- ② 緊急性：差し迫った必要があること
- ③ 非代替性：自衛隊の部隊が派遣される以外に他の適当な手段がないこと

■災害派遣要請依頼手続き

提出（連絡）先	県防災・危機管理部 防災・危機管理課	電話 029-301-2879 (ファクシミリ) 029-301-2898 茨城県防災情報ネットワークシステム（防災電話） 8-100-8440 (ファクシミリ) 9-100-8450
連絡方法	文書（緊急を要する場合は、電話、無線で行い、事後文書送付）	
要請事項	① 災害の情况及び派遣を要請する事由 ② 派遣を希望する期間 ③ 派遣を希望する区域及び活動内容 ④ 派遣部隊との連絡方法、その他参考となる事項	

■最寄りの自衛隊連絡先

部隊名（駐屯地等名）		連絡責任者		電話番号
		課業時間内	課業時間外	
陸上自衛隊	武器学校長 (土浦駐屯地司令)	警備科長	駐屯地当直司令	0298(87)1171 内線 時間中 226 時間外 300,302
	関東補給処長 (霞ヶ浦駐屯地司令)	警備課長	駐屯地当直司令	0298(42)1211 内線 時間中 2410 時間外 2302

■災害派遣担当部隊

部隊名（駐屯地等名）		連絡責任者		電話番号
		課業時間内	課業時間外	
陸上自衛隊	第1施設団 (古河駐屯地司令)	第101施設 機材隊長	駐屯地当直司令	0280(32)4141 内線 時間中 606 時間外 606

(2) 災害派遣の活動範囲

自衛隊が災害派遣時に実施する救援活動の内容は、災害の状況、他の救援機関等

の活動状況，要請内容，現地における部隊等の人員，装備等によって異なるが，通常，次のとおりである。

■自衛隊の活動内容

項目	内容
1 被害状況の把握	車両，航空機等状況に適した手段によって情報収集活動を行なって被害状況を把握する。
2 避難の援助	避難の命令等が発令され，避難，立退き等が行なわれる場合で必要があるときは，避難者の誘導，輸送等を行い，避難を援助する。
3 避難者の捜索・救助	行方不明者，負傷者等が発生した場合は，通常他の救援活動に優先して捜索活動を行う。
4 水防活動	堤防，護岸等の決壊に際しては，土のう作成，運搬，積込み等の水防活動を行う。
5 消防活動	火災に際しては，利用可能な消防車その他の防火用具（空中消火が必要な場合は航空機）をもって，消防機関に協力して消火にあたるが，消火薬剤等は，通常関係機関の提供するものを使用するものとする。
6 道路又は水路の啓開	道路若しくは水路が損壊し又は障害物がある場合は，それらの啓開又は除去にあたる。
7 応急医療，救護及び防疫	被災者に対し，応急医療，及び防疫を行うが，薬剤等は通常関係機関の提供するものを使用するものとする。
8 人員及び物資の緊急輸送	緊急患者，医師その他救援活動に必要な人員及び援助物資の緊急輸送を実施する。この場合において航空機による輸送は，特に緊急を要すると認められるものについて行う。
9 炊飯及び給水	被災者に対し，炊飯及び給水を実施する。
10 救援物資の無償貸与又は譲与	「防衛庁の管理に属する物品の無償貸与及び譲与等に関する総理府令」（S. 33. 総理府令第1号）に基づき，被災者に対し救援物資を無償貸付けし又は譲与する。
11 危険物の保安及び除去	能力上可能なものについて火薬類，爆発物等危険物の保安措置及び除去を実施する。
12 通信支援	通信機器を用いて情報の収集及び伝達を行う。
13 広報活動	航空機，車両等を用いて，町民に対する広報を行う。
14 その他	その他臨機の必要に対し，自衛隊の能力で対処可能なものについては，所要の措置をとる。

※1～6：当初緊急的に派遣された部隊（約30名）の活動範囲

※7～14：派遣規模の増強により可能となる活動範囲

2 自衛隊の判断による災害派遣【自衛隊】

自衛隊は、地震災害が発生又は発生のおそれがある場合で、災害派遣要請を受けた場合は、要請の内容及び自ら収集した情報に基づいて部隊等の派遣の必要性の有無を判断し、部隊等を派遣する。

ただし、災害に際し、その事態に照らし特に緊急を要し、要請を待ついとまがないと認められるときは、要請を待たないで部隊等を派遣する。

なお、要請を待たないで災害派遣を行う場合、その判断の基準とすべき事項については、次に掲げるとおりである。

■自衛隊自主派遣の判断基準

- ① 災害に際し、関係機関に対して災害情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められる場合。
- ② 災害に際し、知事等が自衛隊の災害派遣の要請を行うことができないと認められ、直ちに救援の措置をとる必要があると認められる場合。
- ③ 災害に際し、自衛隊が実施すべき救援活動が明確で、その救援活動が人命救助に関する場合。
- ④ その他、上記に準じ、特に緊急を要し、知事等からの要請を待ついとまがないと認められる場合。

3 自衛隊受入体制の確立【総務対策部、避難教育対策部】

(1) 自衛隊の受入体制

総務対策部は、自衛隊の災害派遣要請の依頼をした場合、作業計画を作成し、次のような対応を行う。応援を受ける各部は、自衛隊部隊を作業現地に案内するなど派遣された自衛隊の活動を支援する。

また、作業部隊が到着後は、県に作業概要等を報告する。

■自衛隊の受入体制

項 目		内 容
部隊到着前	作業計画の作成	① 作業箇所及び作業内容 ② 作業箇所別必要人員及び必要機材 ③ 部隊との連絡責任者，連絡方法及び連絡場所
	資機材の準備	必要な資機材の確保に努める。
	連絡窓口	① 連絡職員の指名。 ② 自衛隊からの連絡員の派遣を要請する。
	宿営地の準備	宿営地は，利根中学校第二グラウンドとし，設備等の準備をする。（事務所，宿舎，炊事場，駐車場，臨時ヘリポート）
到着後	打ち合わせ	作業が他応援機関と重複しないよう派遣部隊指揮官と効率的な方法について協議する。
	現場への案内	各担当部が応援現場へ案内する。

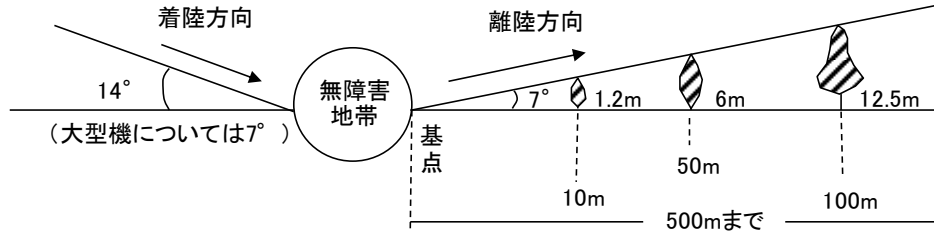
(2) ヘリコプターの受入れ

総務対策部は，あらかじめ選定してあるヘリポート予定地に，ヘリポートを開設する。

なお，ヘリポートの開設方法は，次のとおりである。

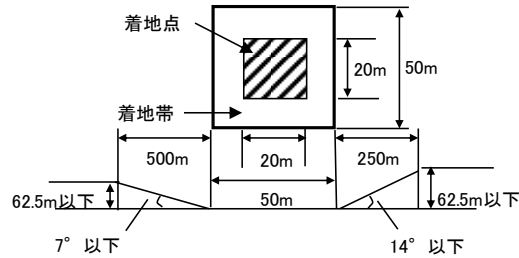
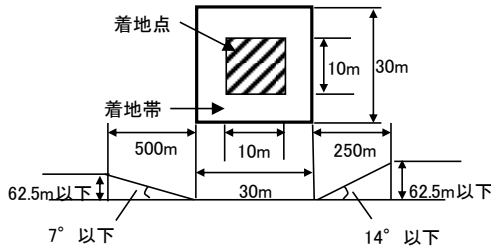
■ヘリポートの設置方法

1) 下記内容を参考としたヘリポートを確保する。この際、土地の所有者又は管理者との調整を確実に実施する。

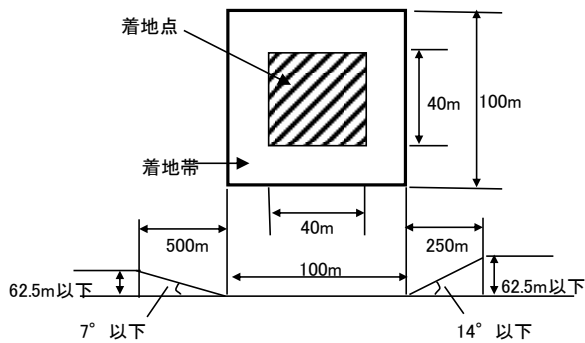


① 離着地点及び無障害地帯の基準

- ・小型機（OH-6）の場合
- ・中型機（UH-1(1J), UH-60JA）の場合



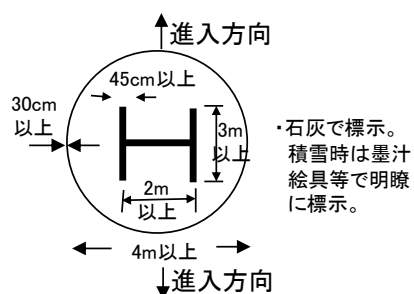
- ・大型機（CH-47）の場合



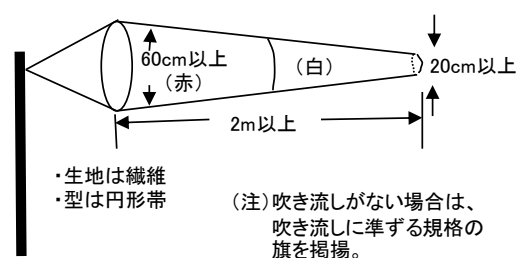
② 離着地点の地盤は堅固で平坦地であること。

2) 着陸地点には、下記基準のH記号を風と平行方向に向けて標示するとともに、ヘリポートの近くに上空から風向、風速の判定ができる吹き流しを掲揚する。なお、夜間使用時には、着陸に必要な灯火施設を設置する。

① 記号の基準



② 吹き流しの基準



3) 危害予防の措置

① 離着陸地帯への立入禁止

離着陸地帯及びその近傍において運行上の障害となるおそれのある範囲には、立ち入らせない。

② 防塵措置

表土が砂塵の発生しやすいところでは、航空機の進入方向に留意して散水等の措置を講ずるものとする。

(3) 経費の負担区分

自衛隊の救護活動に要した経費は、原則として町が負担するものとし、2市町村以上の地域にわたって活動した場合の負担割合は、関係市町村と協議して定める。

■経費の負担範囲

- ① 派遣部隊が救援活動を実施するため必要な資器材（自衛隊装備に係るものを除く）等の購入費、借上料金及び修繕費
- ② 派遣部隊の宿営に必要な土地、建物等の使用料及び借上げ料
- ③ 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱水費、電話料等
- ④ 派遣部隊の救援活動の実施に際し生じた損害（自衛隊装備に係るものを除く。）の補償
- ⑤ その他救援活動の実施に要する経費で負担区分に疑義のある場合は、町は自衛隊と協議する。

4 災害派遣部隊の撤収要請【総務対策部】

災害派遣の目的が達成されたとき、又はその必要がなくなったときは、本部長は、知事及び派遣部隊の長と協議の上、派遣部隊の撤収要請依頼を行う。

[資料へリポート予定地]

名 称	所在地	発着場面積 m×m	適 否			備考
			OH-6	UH-1	CH-47	
緑地運動公園	布川三番割 (利根川河川敷地)	110×70	○	○		
利根浄化センター 一野球場	布川一番割 (利根川沿い)	110×90	○	○		

v-107 を削除

第2節 応援要請・受入体制の確保

項目	初動活動期	応急活動期	復旧活動期
	発災から24時間まで	概ね2日目から7日目まで	概ね8日目以降
県・国・市町村等への応援要請		1 県への要請 (総務対策部) 2 国の機関への要請 (総務対策部) 3 他市町村への要請 (総務対策部) 4 団体・業者等への要請 (各対策部) 5 応援受入体制の確保 (総務対策部)	→
消防機関への応援要請	6 消防広域応援要請 (消防本部)		

第1 基本事項

1 趣旨

町は、町域において地震による災害が発生し、自力による応急対策等が困難な場合、あらかじめ締結した相互応援協定に基づき、迅速・的確な応援要請の手続きを行うとともに、受入体制の確保を図る。

2 留意点

(1) 広域的な相互応援の実施

大規模な地震が発生した場合、町だけですべての対策を行うことは困難であり、また隣接する市町も、同時に大きな被害を受ける可能性もある。このため、隣接する千葉県、市町村のみならず、防災関係機関及び広域的な地方公共団体間の相互応援を実施することが必要である。

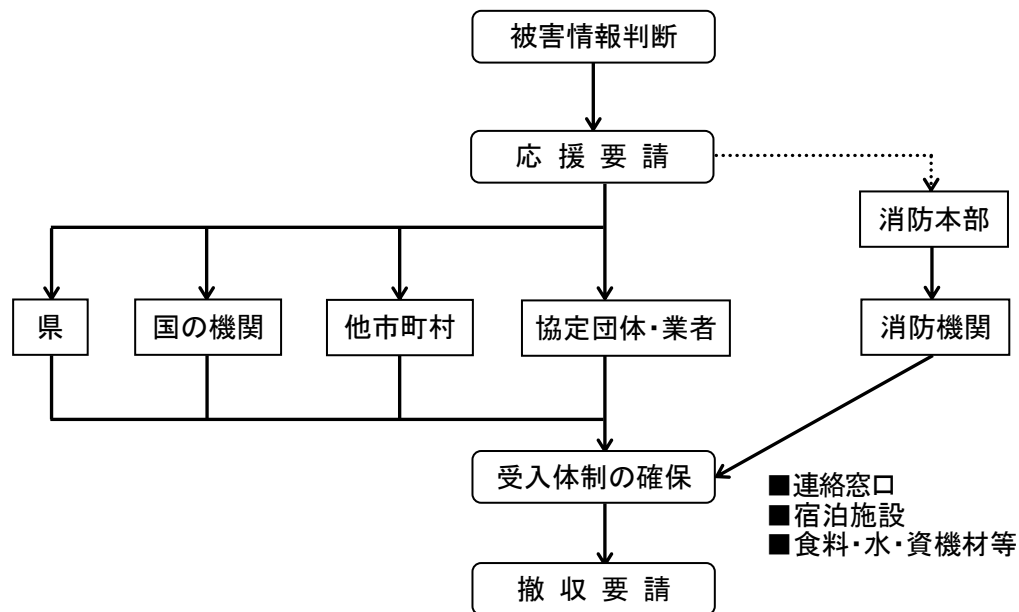
(2) 密接な情報交換

大規模な地震発生時の相互応援を効果的に実施するために、町は、平常時より県や他市町村等と応援要請・受入体制等についての情報交換を密接に行うことが必要である。

(3) 応援手続きの迅速化

応援要請実施の判断等を迅速に行うためには、町は地震被害の的確な把握を速やかに行う必要がある。そのため、被害情報の収集・伝達体制の整備が必要となる。

第2 対策



【市町村等の応援派遣のながれ】

1 県への要請【総務対策部】

本部長は、応急対策を実施するために必要があると認めるときは、知事に対し、次の事項を記載した文書をもって、応援の要請又は職員派遣・あっせんの要請を行う。

ただし、緊急を要し、文書をもってすることができないときは、口頭又は電話等により要請し、事後速やかに文書を送付するものとする。

■ 県への応援要請手続き

要請先	県 防災・危機管理部 防災・危機管理課	電話 029-301-2879 (ファクシミリ) 029-301-2898 茨城県防災情報ネットワークシステム (防災電話) 8-100-8440 (ファクシミリ) 9-100-8450
連絡方法	文書 (緊急を要する場合は、電話、無線で行い、事後文書送付)	
応援の要求	① 災害の状況 ② 応援 (応急措置の実施) を要請する理由 ③ 応援を希望する物資、資材、機械、器具等の品名、数量 ④ 応援 (応急措置の実施) を必要とする場所 ⑤ 応援を必要とする活動内容 (必要とする応急措置内容) ⑥ その他必要な事項	災害対策基本法第 68 条
職員派遣・あっせん要請	① 派遣のあっせんを求める理由 ② 派遣のあっせんを求める職員の職種別人員 ③ 派遣を必要とする期間 ④ その他職員の派遣のあっせんについて必要な事項	派遣：災害対策基本法第 29 条 あっせん： 災害対策基本法第 30 条 地方自治法 252 条の 17

2 国の機関への要請【総務対策部】

本部長は、応急対策を実施するために必要があると認めるときは、指定地方行政機関の長に対し、次の事項を記載した文書をもって当該機関の職員の派遣を要請する。手続きは、県に対する職員派遣と同様とする。

■国の機関への応援要請手続き

要請先	関東財務局 (水戸財務事務所)	電話 029-221-3188 (代表) ファクシミリ 029-231-6454
連絡方法	文書(緊急を要する場合は、電話、無線で行い、事後文書送付)	
応援の要求	① 災害の状況 ② 応援(応急措置の実施)を要請する理由 ③ 災害復旧事業費の査定立会い ④ 災害つなぎ資金の融資(短期) ⑤ 災害復旧事業の融資(長期) ⑥ 国有財産の無償貸付業務 ⑦ 金融上の措置	災害対策基本法第68条
職員派遣要請・あっせん要請	① 派遣の要請・あっせんを求める理由 ② 職員の職種別人員数 ③ 派遣を必要とする期間 ④ その他職員の派遣について必要な事項	派遣： 災害対策基本法第29条 あっせん： 災害対策基本法第30条 地方自治法252条の17

要請先	茨城労働局 (龍ヶ崎労働基準監督署)	電話 0297-62-3331 (代表) ファクシミリ 0297-62-3332
連絡方法	文書(緊急を要する場合は、電話、無線で行い、事後文書送付)	
応援の要求	① 災害の状況 ② 応援(応急措置の実施)を要請する理由 ③ 工場、事業場における労働災害防止 ④ 賃金の支払いの確保 ⑤ 労働時間の延長、休日労働 ⑥ 労災保険給付 ⑦ 職業のあっせんや雇用保険の失業給付などの雇用対策	災害対策基本法第68条
職員派遣要請・あっせん要請	① 派遣の要請・あっせんを求める理由 ② 職員の職種別人員数 ③ 派遣を必要とする期間 ④ その他職員の派遣について必要な事項	派遣： 災害対策基本法第29条 あっせん： 災害対策基本法第30条 地方自治法252条の17

第3編 地震災害応急対策計画

第3章 応援・派遣

要請先	関東農政局（茨城県拠点）	電話 029-221-2184（代表） ファクシミリ 029-225-6253
連絡方法	文書（緊急を要する場合は，電話，無線で行い，事後文書送付）	
応援の要求	<ul style="list-style-type: none"> ① 災害の状況 ② 応援（応急措置の実施）を要請する理由 ② 種もみ，営農資材 ④ 災害救助用米穀の供給（269頁参照） ⑤ 生鮮食料等の供給 ⑥ 農産物，蚕，家畜等に係る管理指導及び病虫害の防除 ⑦ 土地改良機械器具及び技術者等の貸出し及び動員 ⑧ 被害農林漁業者等に対する資金の融資 	災害対策基本法第68条
職員派遣要請・あつせん要請	<ul style="list-style-type: none"> ① 派遣の要請・あつせんを求める理由 ② 職員の職種別人員数 ③ 派遣を必要とする期間 ④ その他職員の派遣について必要な事項 	派遣： 災害対策基本法第29条 あつせん： 災害対策基本法第30条 地方自治法252条の17

要請先	関東地方整備局	電話 048-600-1333（統括防災グループ） ファクシミリ 048-600-1376
連絡方法	文書（緊急を要する場合は，電話，無線で行い，事後文書送付）	
応援の要求	<ul style="list-style-type: none"> ① 災害の状況 ② 応援（応急措置の実施）を要請する理由 ③ 災害に関する情報の収集，災害対策の助言・協力 ④ 水防活動，避難誘導活動等への支援 ⑤ 復旧資材 ⑥ 応急工事等 	災害対策基本法第68条
職員派遣要請・あつせん要請	<ul style="list-style-type: none"> ① 派遣の要請・あつせんを求める理由 ② 職員の職種別人員数 ③ 派遣を必要とする期間 ④ その他職員の派遣について必要な事項 	派遣： 災害対策基本法第29条 あつせん： 災害対策基本法第30条 地方自治法252条の17

要請先	関東地方整備局 (利根川下流河川事務所)	電話 0478-52-6361 (代表) ファクシミリ 0478-52-9720
連絡方法	文書(緊急を要する場合は、電話、無線で行い、事後文書送付)	
応援の要求	① 災害の状況 ② 応援(応急措置の実施)を要請する理由 ③ 河川管理施設の保全 ④ 水防	災害対策基本法第68条
職員派遣要請・ あつせん要請	① 派遣の要請・あつせんを求める理由 ② 職員の職種別人員数 ③ 派遣を必要とする期間 ④ その他職員の派遣について必要な事項	派遣： 災害対策基本法第29条 あつせん： 災害対策基本法第30条 地方自治法252条の17

要請先	関東運輸局 (茨城運輸支局)	電話 029-247-5244 (輸送監査担当) ファクシミリ 029-248-4773
連絡方法	文書(緊急を要する場合は、電話、無線で行い、事後文書送付)	
応援の要求	① 災害の状況 ② 応援(応急措置の実施)を要請する理由 ③ 自動車運送業者に対する運送の協力要請 ④ 自動車及び被災者、災害必要物資等の輸送力確保	災害対策基本法第68条
職員派遣要請・ あつせん要請	① 派遣の要請・あつせんを求める理由 ② 職員の職種別人員数 ③ 派遣を必要とする期間 ④ その他職員の派遣について必要な事項	派遣： 災害対策基本法第29条 あつせん： 災害対策基本法第30条 地方自治法252条の17

要請先	東京管区気象台 (水戸地方気象台)	電話 029-224-1106 (防災業務課) ファクシミリ 029-227-5230
連絡方法	文書 (緊急を要する場合は, 電話, 無線で行い, 事後文書送付)	
応援の要求	① 災害の状況 ② 応援 (応急措置の実施) を要請する理由 ③ 気象状況の推移やその予想の解説等	災害対策基本法第 68 条
職員派遣要請・ あっせん要請	① 派遣の要請・あっせんに求める理由 ② 職員の職種別人員数 ③ 派遣を必要とする期間 ④ その他職員の派遣について必要な事項	派遣： 災害対策基本法第 29 条 あっせん： 災害対策基本法第 30 条 地方自治法 252 条の 17

要請先	関東総合通信局	電話 03-3243-8668 (無線通信部私設第一課) ファクシミリ 03-6238-1629
連絡方法	文書 (緊急を要する場合は, 電話, 無線で行い, 事後文書送付)	
応援の要求	① 災害の状況 ② 応援 (応急措置の実施) を要請する理由 ③ 電波及び有線電気通信の監理 ④ 非常通信の確保	災害対策基本法第 68 条
職員派遣要請・ あっせん要請	① 派遣の要請・あっせんに求める理由 ② 職員の職種別人員数 ③ 派遣を必要とする期間 ④ その他職員の派遣について必要な事項	派遣： 災害対策基本法第 29 条 あっせん： 災害対策基本法第 30 条 地方自治法 252 条の 17

要請先	関東経済産業局	電話 048-600-0213（総務課） ファクシミリ 048-601-1310
連絡方法	文書（緊急を要する場合は、電話、無線で行い、事後文書送付）	
応援の要求	① 災害の状況 ② 応援（応急措置の実施）を要請する理由 ③ 生活必需品、復旧資材などの供給 ④ 商工鉱業の事業者の業務の正常な運営の確保 ⑤ 被災中小企業の振興	災害対策基本法第68条
職員派遣要請・あっせん要請	① 派遣の要請・あっせんに求める理由 ② 職員の職種別人員数 ③ 派遣を必要とする期間 ④ その他職員の派遣について必要な事項	派遣： 災害対策基本法第29条 あっせん： 災害対策基本法第30条 地方自治法252条の17

3 他市町村への要請【総務対策部】

本部長は、応急対策を実施するために必要があると認めるときは、県内他市町村との間で締結した「災害時等の相互応援に関する協定」に基づいて応援要請を行う。応援の要請にあたっては、把握できた範囲で次の事項を明らかにして電話、無線等により行い、事後速やかに文書を提出する。

■ 県内他市町村への要請事項

- ① 被害及び被害が予想される状況
- ② 必要とする物資等の品名、数量等
- ③ 必要とする職種別人員
- ④ 応援の場所及び応援場所への経路
- ⑤ 応援の期間
- ⑥ その他必要な事項

■ 県内市町村の応援の内容

- ① 食料、飲料水及び生活必需物資ならびにその供給に必要な資機材の提供
- ② 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供
- ③ 救援及び救助活動に必要な車両、舟艇等の提供
- ④ 救助及び応急復旧に必要な医療職、技術職、技能職等の職員の派遣
- ⑤ 被災者の一時収容のための施設の提供
- ⑥ その他特に要請のあった事項

4 団体・業者等への要請【各対策部】

各対策部は、応急対策実施に必要な団体、業者等に応援を要請する。要請を依頼する業務は概ね次のとおりである。

■民間団体、業者に応援を依頼する事項

- ① 異常現象，災害危険箇所を発見した場合の町又は防災関係機関への通報
- ② 災害に関する予警報，その他の情報の地域内住民への伝達
- ③ 災害時における広報活動への協力
- ④ 震災時における出火の防止及び初期消火活動への協力
- ⑤ 避難誘導，負傷者の救出，搬送等被災した町民に対する救助・救護活動への協力
- ⑥ 被災者に対する炊き出し，救助物資の配分及び輸送等の業務への協力
- ⑦ 被害状況調査への協力
- ⑧ 交通規制・被災地域内の秩序維持への協力
- ⑨ 道路啓開活動，公共施設等の応急復旧作業活動への協力
- ⑩ 応急仮設住宅の建設等への協力
- ⑪ 生活必需品の調達等への協力
- ⑫ 物資等の輸送
- ⑬ その他町が行う災害応急対策業務への協力

5 応援受入体制の確保【総務対策部】

(1) 受入体制

総務対策部は、県，国の機関，県内市町村等を受入れるために、次の体制を確保する。

また、防災ボランティア等の人的応援についてもあらかじめ受入施設を定めておくものとする。

■受入体制の確保

連絡窓口	連絡職員の指名
受入れ施設	派遣職員の宿泊施設（役場），物資受入れ施設（役場）の確保

(2) 経費の負担

応援に要した費用は、原則として町の負担とする。

- 1) 職員等の応援に要した交通費，諸手当，食料費
- 2) 応援のために提供した資機材等物品の費用及び輸送費等

その他の経費負担については、各計画に定めるもののほかは、その都度定めたもの、あるいは事前に相互に協議して定めた方法に従うものとする。

6 消防広域応援要請【消防本部】

(1) 消防広域応援要請

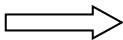
消防本部又は本部長は、独自の消防力では十分な活動が困難である場合、「茨城県広域消防相互応援協定」に基づき県下の消防機関に応援を要請する。

また、緊急を要する場合は、「消防相互応援協定」に基づき、県内外の隣接市町村の消防機関に応援を要請する。

(2) 応援受入体制の確保

消防本部は、受入れ窓口の明確化、受入れ施設の整備、応援隊との連携等を行い、効率的な消防活動ができるようにする。

第3節 他市町村被災時の応援

項目	初動活動期	応急活動期	復旧活動期
	発災から24時間まで	概ね2日目から7日まで	概ね8日目以降
他市町村被災時の応援		1 他市町村への応援・派遣 (総務対策部, 各対策部)	

第1 基本事項

1 趣旨

町は、他市町村で発生した地震において、自力による応急対策等が困難な場合には、相互応援協定等に基づき、物的・人的応援を迅速・的確に実施する。

2 留意点

(1) 密接な情報交換

震災時の他市町村への応援を効果的に実施するために、平常時より他市町村と応援についての情報交換を密接に行うことが必要である。

(2) 被害情報の収集・伝達体制の整備

応援実施の判断等を迅速に行うためには、他市町村との被害情報の収集・伝達体制の整備が必要である。

(3) 職員派遣の際の自己完結型体制の整備

被災地に職員を派遣する際、派遣先から援助をうけることのないよう、食料、衣料から情報伝達手段に至るまで各自で賄うことができる自己完結型の体制であることが必要である。

第2 対策

1 他市町村への応援・派遣【総務対策部、各対策部】

町は、他市町村において地震災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で自力による応急対策が困難のため応援要請がされた場合は、災害対策基本法及び災害時相互応援協定に基づき、他市町村に対し応援を実施するものとする。

ただし、緊急を要し要請を待ついとまがないと認められる場合は、自主的に他市町村に応援をすることができるものとする。

(1) 支援対策本部の設置

町は、他市町村において地震等による大規模な災害が発生した場合には、関係課から構成する支援対策本部を速やかに設置し、被災市町村への物資の供給や職員の派遣等の指示及び調整を行うものとする。

(2) 被害情報の収集

支援対策本部は、応援を迅速かつ的確に行うため被災市町村へ職員を派遣するなどし、被害情報の収集を速やかに行うものとする。

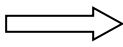
(3) 応援の実施

支援対策本部は、収集した被害情報等に基づき応援の決定を行い、被災市町村への職員の派遣、物資の供給等の応援を実施する。その際、職員は派遣先において援助を受けることのないよう、食料、衣料から情報伝達手段に至るまで各自で賄うことができる自己完結型の体制とする。

(4) 被災者受入れ施設の提供等

支援対策本部は、被災市町村の被災者を一時受入れするための公的住宅、医療機関並びに避難行動要支援者を受入れるための社会福祉施設等の提供もしくはあっせんを行うものとする。

第4節 国による応援・代行

項目	初動活動期	応急活動期	復旧活動期
		発災から24時間まで	概ね2日目から7日まで
国による応援・代行		1 国及び関係機関との調整 (総務対策部, 各対策部)	

第1 基本事項

1 趣旨

大規模災害時に、従来の地方公共団体間の応援のみでは十分な対応ができない事態が想定されるため、これに対し国が県の災害応急対策を応援する制度を創出。

2 留意点

国においては特に急を要する対策を想定していることから、情報交換を密接に行うことにより、自衛隊、県、近隣市町村等との支援と組み合わせに留意する必要がある。

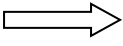
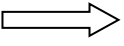
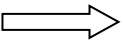
第2 対策

1 国及び関係機関との調整【総務対策部, 各対策部】

町は、大規模災害で町における自力による災害応急対策が困難と判断されるときは、国及び関係機関との間で、応援・代行業務について調整を図ることとする。

第4章 被害軽減対策

第1節 警備対策

項目	初動活動期	応急活動期	復旧活動期
	発災から24時間まで	概ね2日目から 7日目まで	概ね8日目以降
災害警備活動	1 警察の警備活動 (警察署)	 2 防犯活動 (消防対策部, 総務対策部)	 

第1 基本事項

1 趣旨

大規模地震災害が発生した場合には、関係機関による震災応急対策及び復旧・復興対策を迅速・的確に推進し、地震災害から町民の生命、身体、財産を保護することが極めて重要である。

このため県警察は、茨城県警察大震災警備計画に基づき早期に警備体制を確立し、関係機関との緊密な連携のもとに被害実態の把握、救出救助、避難誘導、交通の規制等所要の災害警備活動を行う。

また、町は避難所や避難後の住宅地等の警備を、町民、警察等と協力して行う。

2 留意点

- (1) 初期的段階においては、被害実態を早期に把握するとともに、人命の保護を第一とし、避難誘導、負傷者等の救出救助及び必要な交通規制を行う。
- (2) 初期的段階以降は、交通の秩序回復、犯罪の予防等各種地域安全活動、人心の安心を図るための広報及び情報活動に当たる。
- (3) 関係機関の行う救援復旧活動及び防災活動に対しては、必要により所要の警備要員又は部隊を派遣して協力支援する。
- (4) 行政と地域の連携

避難所や無人の住宅地では、盗難や放火等の犯罪が発生することも予測される。これらの犯罪を未然に防止するために、警察署、町、避難者、地域住民等が連携して警備を行う必要がある。

第2 対策

1 警察の警備活動【警察署】

(1) 警備体制

県警本部及び警察署は、災害警備計画に基づき警備体制を確立し、防災関係機関と連携して次の警備活動を行う。

■警察の災害警備活動

- ① 情報の収集・伝達
- ② 被害事態の把握
- ③ 警戒区域の設定
- ④ 被災者の救出救護
- ⑤ 行方不明者の捜索
- ⑥ 遺体の検視・検分
- ⑦ 危険物、危険物施設等の保安対策
- ⑧ 被災地、危険箇所等の警戒
- ⑨ 町民等に対する避難指示及び誘導
- ⑩ 不法事案等の予防及び取締り
- ⑪ 避難路及び緊急輸送道路の確保
- ⑫ 交通の混乱防止及び交通秩序の確保
- ⑬ 民心の安定に必要な広報活動
- ⑭ 関係機関の応急対策等に対する協力

(2) 警戒警備の強化

被災地域及びその周辺における警戒活動を強化して一般防犯活動に努めるとともに、避難場所、食料、救援物資、復旧資材その他生活必需物資の集積所等に対する重点的な警戒活動を行う。

(3) 警察安全相談所の開設

必要により警察安全相談所を開設し、避難行動要支援者に対する便宜供与、死傷者の確認、その他の相談活動を行う。

2 防犯活動【消防対策部，総務対策部】

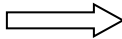
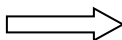
(1) 防犯パトロールの実施

消防対策部は，警察署と連携し，被災地及び避難所における犯罪防止のため，防犯パトロールを行う。総務対策部は，協力団体，自治会，自主防災組織等に対して，警備，防犯への注意，協力要請を広報する。

(2) 施設等の警備

総務対策部は，避難所，役場，物資拠点等，人の出入りが多い施設において，盗難，不審者の侵入その他の犯罪を防止するために，警備会社等に協力を要請し，これら施設の警備を行う。

第2節 避難指示・誘導

項目	初動活動期	応急活動期	復旧活動期
	発災から24時間まで	概ね2日目から 7日目まで	概ね8日目以降
避難活動	1 避難指示等に係る助言 (国・県・総務対策部) 2 避難指示・準備情報 (総務対策部, 消防対策部, 消防本部, 警察署) 3 警戒区域の設定 (総務対策部, 消防本部, 警察署)) 4 避難の誘導 (消防対策部, 消防本部, 警察署, 各施設管理者, 町民) 5 広域避難への対応 (各施設管理者) 6 安否確認 (総務対策部, 福祉対策部)	 	

第1 基本事項

1 趣旨

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、町民の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため、町長等は関係機関の協力を得て、町民の避難に関する避難指示等の情報（一般住民に対して避難準備を呼びかけるとともに、避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する者に対して、早めの段階で避難行動を開始することを求める情報をいう。）等の提供を行い、また安全に誘導して未然に被害をくい止めるものとする。

2 留意点

(1) 迅速かつ的確な情報収集

避難の指示等の決定に際して必要な情報を、迅速かつ的確に収集する。災害時にはこれらの情報は町以外にも消防や警察に集まりやすいため、これらの関係機関の連携を密にして情報の遺漏がないようにする必要がある。

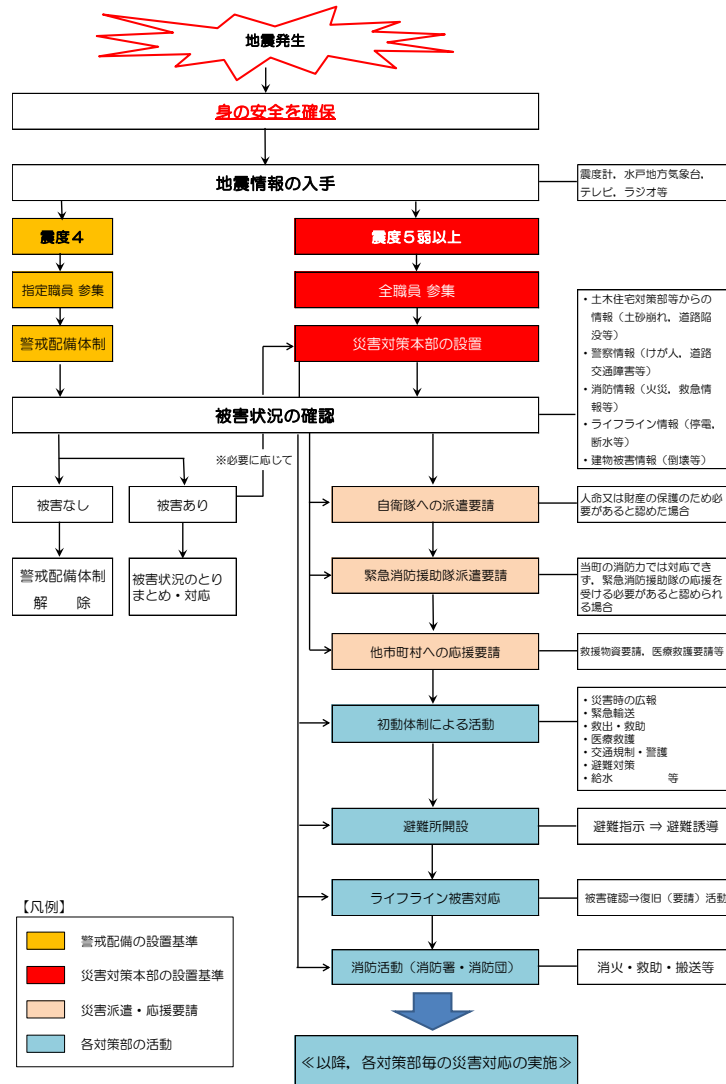
(2) 関係機関の協力

混乱なく速やかに避難を実施するためには、町、消防、警察、その他機関の足なみが揃っている必要があり、情報の共有化の徹底を図ることが必要である。

(3) 避難行動要支援者に配慮した避難誘導

避難は、近隣住民（自主防災組織）、ボランティアなどの協力を得て、地域の全員が安全に行うことが重要である。そのためには、高齢者、病弱者、乳幼児、障がい者、外国人等の避難行動要支援者への配慮が必要である。

第2 対策



【対応のながれ】

1 避難指示に係る助言【国、県、総務対策部】報告

国・県においては、市町村が適時適切な避難指示等を発令できるよう、市町村の求めに応じて、避難指示等に係る必要な助言（災害対策基本法第61条の2）をすることになっている。

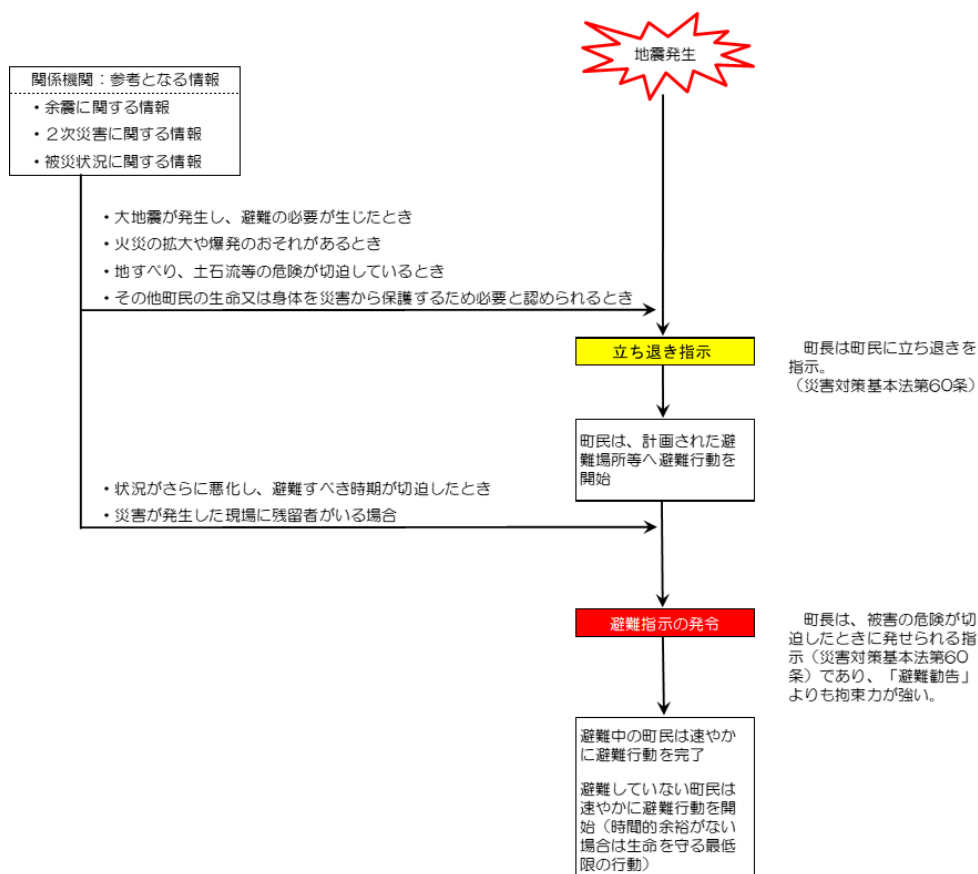
町は、指定行政機関（国土交通省、気象庁等）及び指定地方行政機関（関東地方整備局、東京管区气象台等）、県（防災・危機管理課、竜ヶ崎工事事務所、警察等）などとの連絡体制をあらかじめ構築しておき、災害が発生又は発生するおそれがある場合には必要に応じ避難指示等に係る助言を求め、これに基づき、避難指示を発令する。

2 避難指示情報発令【総務対策部、消防対策部、消防本部、警察署】

(1) 避難が必要となる災害

地震発生後、被害の拡大要因となる災害としては次のようなものがある。これらについては十分な警戒を行い、積極的な情報収集に努め、適切な避難指示を行う。

また、必要に応じ、避難情報を適切に出すように努める。



【避難指示等の流れ】

■避難指示等をする場合のめやす

- ① 余震による建物倒壊のおそれがあるとき
- ② 延焼火災が拡大又は拡大のおそれがあるとき
- ③ 爆発のおそれがあるとき
- ④ ガス等の危険物の漏出により周辺の町民に危険が及ぶおそれがあるとき
- ⑤ がけ崩れ等により周辺地域の町民に対して危険が及ぶおそれがあるとき
- ⑥ 建物が大きな被害を受け、居住を継続することが危険なとき、又は建物の倒壊により周囲に影響を及ぼすとき
- ⑦ 堤防等の被害により浸水のおそれがあるとき
- ⑧ その他町民の生命・身体を保護するため必要なとき

(2) 避難指示等

【町及び水防管理者】(災害対策基本法 第60条)

町長及び水防管理者(稲敷地方広域市町村圏事務組合管理者)は、火災、がけ崩れ、洪水等の事態が発生し、又は発生するおそれがあり、町民の生命、身体に危険を及ぼすと認めるときは、危険地域の町民に対し、速やかに立ち退きの指示を行うものとする。

また、町長は、必要に応じ、立ち退きの指示の前の段階で、町民に立ち退きの準備又は立ち退きに時間を要する者に対して立ち退きを適切に促すよう努める。

【警察官】(警察官職務執行法 第4条)

警察官は、地震に伴う災害の発生により、町民の生命、身体に危険を及ぼすおそれがある場合において、町長が指示できないと認めるとき、又は町長から要求があったとき、もしくは町民の生命、身体に危険が切迫していると自ら認めるときは、直ちに当該地域住民に対し立ち退きを指示するものとする。

【自衛官】(自衛隊法 第94条)

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、災害により危険な事態が生じた場合で、警察官がその場にいないときは、危険な場所にいる町民に避難の指示をするものとする。

【知事又はその委任を受けた職員】(地すべり等防止法 第25条)

- 1) 知事は、災害の発生により町がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、危険地域の町民に対し、速やかに立ち退きの指示を行うものとする。
- 2) 知事又はその委任を受けた職員は、地震に伴う地すべりにより著しく危険が切迫していると認められるときは、危険な区域の町民に対して立ち退きを指示するものとする。

■避難等の発令判断基準

(3) 避難指示等情報の内容

避難の指示及び情報は、次の内容を明示して実施するものとする。

- 1) 要避難（準備）対象地域
- 2) 避難先及び避難経路
- 3) 避難指示の理由
- 4) その他必要な事項

(4) 避難措置の周知

避難指示を実施した者及び避難情報を出した者は、当該地域の町民に対してその内容を周知させるとともに、速やかに関係機関に対して連絡する。

1) 避難指示の伝達

消防対策部、消防本部は、避難指示及び避難情報を町民に伝達する。

また、避難の必要がなくなった場合も、速やかに周知する。この場合、文書（点字版を含む）や掲示板による周知を行うこととし、視聴覚障がい者への周知徹底を期するとともに、情報の混乱を防止する。

- ① 直接的な周知として、防災行政無線、広報車、拡声器等を活用する。また、これによる避難呼びかけの際には、町民の避難行動を促すため、緊迫感を持たせるような工夫をほどこした呼びかけを行うものとする。
- ② 報道機関等の協力を得て、間接的に町民に広報する。

また、町は、自主防災組織等の地域コミュニティとの協力・連携を図り、避難行動要支援者を含めた町民への周知漏れを防ぐ。

■避難時の伝達事項

- ① 避難を要する事由
- ② 避難指示の対象区域（町名、施設名等）
- ③ 避難情報等
- ④ 避難先（避難所の名称）
- ⑤ 避難経路（安全な方向、道路名、通行できない箇所）
- ⑥ 避難時の服装、携行品等
- ⑦ 避難行動における注意事項（避難行動要支援者の介助等）

2) 関係機関相互の連絡

避難指示、及び解除を行った者は、その旨を関係機関に連絡し、現場での情報混乱を未然に防止する。

(5) 屋内での待機等の安全確保措置の指示

町は、既に河川が氾濫している場合など、避難場所へ移動することによりかえって危険が生ずる場合があることから、自宅の上階部分の一定の安全が確保された屋内に留まる避難について、呼びかけることとする。

(6) 近隣市町村等関係機関への通報

本部長（町長）が避難指示を行ったとき，又は消防署長，警察官等から避難の指示を行った旨の通報を受けたとき，総務対策部長は，次の要領により関係機関等へ連絡する。

■避難の指示情報の通報先

① 近隣市町村	<ul style="list-style-type: none"> ・地域住民が避難のため近隣市町村内の施設をやむをえず利用する場合が想定される。 ・また，避難の誘導上，経路により協力を求めなければならない場合もあるので，隣接市町に対しても連絡する。
② 県等関係機関	<ul style="list-style-type: none"> ・警察署その他の県関係機関等に連絡し協力を要請する。
③ 学校施設等の管理者	<ul style="list-style-type: none"> ・避難教育対策部長（学校教育課長）を通じて，避難所として利用する学校施設等の管理者に対し連絡し協力を要請する。

（7）県への報告

総務対策部長は，避難の措置及びその解除について，速やかにその旨を県知事（防災・危機管理課）に報告する。

（8）解除

災害による危険がなくなったと判断されるときには，避難指示を解除し，直ちにその旨を公示する。

3 警戒区域の設定【総務対策部，消防本部，警察署】

（1）警戒区域の設定

【町】

町は，災害が発生し，又はまさに発生しようとしている場合，人の生命又は身体に対する危険を防止するため，特に必要と認めるときは，警戒区域を設定し，災害応急対策に従事する者以外の者に対して，当該区域への立ち入りを制限，禁止又は退去を命ずる。本部長は，警戒区域の設定に伴い，消防本部，警察署等の協力を得て実施する。

【警察官】

町長又はその職権を行う吏員が現場にいない場合，又は，これらの者から要請があった場合，警察官は，町長の権限を代行する。この場合は，直ちに町長に対して通知する。

【自衛官】

災害派遣を命ぜられた部隊などの自衛官は，町長，警察官が現場にいない場合に限り，町長の権限を代行する。この場合は，直ちにその旨を町長に通知する。

【消防職員又は水防職員】

消防活動、水防活動を確保するために、消防又は水防関係者以外を現場近くに近づけないよう措置をすることができる、(消防法第28条、水防法第21条)

(2) 警戒区域設定の周知・通知

総務対策部は、警戒区域の設定を行った場合は、避難指示と同様に、町民への周知及び関係機関への通知、県への報告を行う。

4 避難の誘導【消防対策部、消防本部、警察署、各施設管理者、町民】

(1) 避難誘導の方法

【町職員、警察官、消防職員等】

町、警察、その他が行う避難誘導は、町民の安全のため次の事項に留意して速やかに行うものとする。

特に、避難行動要支援者が避難できるよう、あらかじめ定めるマニュアル・計画に沿った避難支援を行うことが重要である。

避難誘導は、災害の規模、状況に応じて、最も近い避難場所まで次のとおり行う。避難は原則として徒歩とする。

■避難誘導の留意事項

- ① 避難の誘導は、病弱者、高齢者、幼児、障がい者等避難行動要支援者、その他単独で避難することが困難な人の安全確保の援助や優先避難に心がけ、できるかぎり早めに事前避難させる。
- ② 避難誘導は収容先での救援物資の配給等を考慮して、できれば自治会等の単位で行うこと。
- ③ 交差点や橋りょう等の混雑予想地点においては、避難行動要支援者を含む避難グループであることが他の避難グループや誘導員にわかるように、その旨を連呼し優先避難誘導を受けやすいよう努める。
- ④ 避難経路は、本部長又は関係部長から特に指示がないときは、避難の誘導にあたる者が指定するように努める。
- ⑤ 避難誘導経路は、あらかじめ調査検討し、火災、落下物、危険物のない経路とする。
- ⑥ やむをえず危険箇所のある区間を利用する場合は、その場所に標示、なわ張り等を行うほか、要所に誘導員を配置し、事故防止に努める。
- ⑦ 夜間の場合は、照明機材を活用し、適正な誘導に努める。
- ⑧ 選定した避難路に重大な障害があり、容易に取り除くことができない時は、土木住宅対策部が道路の啓開（切り開き）等を行う。

■避難誘導者

避難対象	避難誘導担当者
町民	消防対策部，警察官，自治会，自主防災組織等 ※在宅の避難行動要支援者は，地域の町民の協力により行う。
教育・保育福祉施設	施設管理者，教職員，施設職員
事業所等	施設の防火管理者及び管理責任者等

(2) 携行品の制限

携行品は，円滑な避難行動に支障をおこさない最小限度のものとする。

■携行品のめやす

- ① 家族の名札（住所，氏名，生年月日，血液型等を記載したもの）
- ② 貴重品（現金，預金通帳，印鑑，有価証券等）
- ③ 手ぬぐい，チリ紙等
- ④ 食料（1人2食分位），飲料水（1人分2～3リットル）※
- ⑤ 衣類（防寒着・タオル・下着類）※
- ⑥ 救急医薬品，常用の医薬品，懐中電灯，携帯ラジオ等※

※余裕のある場合

(3) 避難報告

学校，保育所，社会教育施設，社会福祉施設等の管理者は，避難誘導が完了したときは，災害対策本部に報告する。

(4) 避難者台帳の作成

町は，被災者支援について支援漏れや重複をなくし，中長期にわたる被災者支援を総合的かつ効率的に実施するため，個々の被災者の被害状況や支援状況，配慮事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成する。

5 広域避難への対応【各施設管理者】

(1) 広域避難

大規模な災害が発生し，町外からの大量の避難者が流入する事態となった時は，避難地への避難，移動等について，国の代行による受入れ手続きに協力し，受入れを図る。

また，そのために具体的な対策，方法等について協議を行う。

(2) 避難者の運送

広域避難が必要となったときには，運送業者等に要請して，円滑な移動を図ることとする。

6 安否確認【総務対策部，福祉対策部】

町は，町民及び被災者に関する安否に関する情報について，照会者に回答するために，避難所との情報通信体制等を確立する。

第3節 緊急輸送

項目	初動活動期	応急活動期	復旧活動期
	発災から24時間まで	概ね2日目から7日目まで	概ね8日目以降
緊急輸送	1 緊急輸送 (総務対策部)	⇒	⇒
	2 緊急輸送のための交通の確保 (土木住宅対策部, 道路管理者, 警察署)	⇒	⇒
	3 輸送拠点の設置 (経済対策部)	⇒	⇒
	4 緊急通行車両等の確認 (総務対策部)	⇒	⇒
	5 公共交通手段の確保 (総務対策部)	⇒	⇒
	6 交通情報の収集 (総務対策部)	⇒	⇒

第1 基本事項

1 趣旨

災害応急対策の実施において、人員及び救援物資の輸送を迅速かつ円滑に行うことは極めて重要である。そのため、輸送車両、船舶、ヘリコプター等の確保、救援物資の輸送拠点の整備等を行う。また、災害発生時に緊急輸送を効率的に行うため、被災地ならびにその周辺道路の交通渋滞の解消等を目的とした交通規制や道路啓開を迅速・的確に実施し、緊急輸送のための交通の確保を図る。

2 留意点

(1) 迅速な道路被害状況等の収集

各道路管理者は、地震発生後、道路の応急復旧を実施するために、関係機関と協力するとともに、交通情報提供者、公用車等を効果的に活用し、迅速に緊急輸送道路及び沿道の被害状況等を収集する。町では各道路管理者から被害状況や交通規制の情報を収集し、応急対策に活用することが必要である。

(2) 人員及び資機材等の確保のための関連業界等との協力体制の強化

震災時の緊急輸送活動を支援する道路啓開作業を迅速に行うために、人員及び資機材の確保を目的として、あらかじめ応急復旧作業と関係する建設業協会等との協力体制の強化を図っておくことが必要である。

(3) 車両、船舶、ヘリコプターによる総合的な輸送体制の構築

道路、河川、ヘリポート等を総合的に活用し、震災対策活動の拠点間を効率的に結ぶ緊急輸送ネットワークを確立することが必要である。また、震災時の物流拠点となる施設については、このような輸送手段の連結性を考慮し、整備を進めていくことが必要である。

(4) 隣接県警察及び関係機関との連携

緊急交通路における交通規制等の実施状況を把握するために、近隣の警察、防災関係機関、道路管理者等と平常時から連絡を密にし、災害時における協力体制を確立しておくことが必要である。

(5) 交通規制及び放置車両等への対応に関する情報の町民に対する周知徹底

一般車両等の混乱防止や放置車両や立ち往生車両等の移動等命令を行うにあたり、

1) 緊急車両通行指定道路区間及び震災発生時の交通規制内容

2) 震災発生時における運転者のとるべき措置

等について、各種広報媒体、防災行政無線、登録制メール、エリアメール、利根町公式ホームページ、広報車により、広く町民に知らせることが必要である。

第2 対策

1 緊急輸送【総務対策部】

(1) 総括的に優先されるもの

1) 人命の救助，安全の確保

2) 被害の拡大防止

3) 災害応急対策の円滑な実施

(2) 災害発生後の各段階において優先されるもの

町及び防災関係機関が実施する緊急輸送の対象は、次のとおりである。

■緊急輸送の範囲

第1段階 (地震発生直後の初動期)	<ul style="list-style-type: none"> ① 救助・救急活動、医療活動の従事者、医薬品等人命救助に要する人員、物資 ② 消防、水防活動等災害の拡大防止のための人員、物資 ③ 被災地外の医療機関へ搬送する負傷者、重症患者 ④ 自治体等の災害対策要員、ライフライン応急復旧要員等、初動期の応急対策要員及び物資 ⑤ 緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な人員、物資
第2段階 (応急対策活動期)	<ul style="list-style-type: none"> ① 第1段階の続行 ② 食料、水等生命の維持に必要な物資 ③ 傷病者及び被災地外へ退去する被災者 ④ 輸送施設の応急復旧等に必要な人員、物資
第3段階 (復旧活動期)	<ul style="list-style-type: none"> ① 第2段階の続行 ② 災害復旧に必要な人員、物資 ③ 生活用品 ④ 郵便物 ⑤ 廃棄物の搬出

(3) 町有車両の確保・配車

総務対策部は、町有車両その他の車両を管理し、各対策部からの配車要請に基づいて配車を行う。

また、町有車両だけでは不足する場合は、輸送業者に応援を要請する。町のみでは確保が困難な場合は、県に調達・あっせんを要請する。

(4) 燃料の確保

総務対策部は、町有車両、応援車両等、すべての車両に必要な燃料を燃料販売業者から調達する。

2 緊急輸送のための交通の確保【土木住宅対策部、道路管理者、警察署】

(1) 被害状況の把握

町及び各道路管理者は、所管する緊急輸送道路等の被害状況及び障害物の状況を把握するため、公用車等を効果的に活用し、速やかに調査を実施するとともに、応急対策を実施する関係機関に対し調査結果を伝達する。

(2) 県の緊急輸送に関する交通規制対象道路

県は、災害発生時の被害者の救援、緊急物資の輸送への対処を目的として、県内道路を緊急輸送道路1次路線と2次路線とに分類し、交通規制の対象とする緊急輸送ネットワークを構築している。町内では主要地方道千葉竜ヶ崎線(県道4号)が県指定の緊急輸送道路となっている。

なお、町内の該当する緊急輸送ネットワークは、次のとおりである。

■ 県の緊急輸送ネットワーク

路線区分	目的	町内の路線
1次路線	① 都市間を結ぶ主要な道路 ② 関係機関（国及び県）を結ぶ主要な道路	
2次路線	① 第1次緊急輸送道路と市町村庁舎を結ぶ道路 ② 第2次緊急輸送道路と関係施設を結ぶ道路	主要地方道千葉龍ヶ崎線

[県緊急交通路指定予定路線]

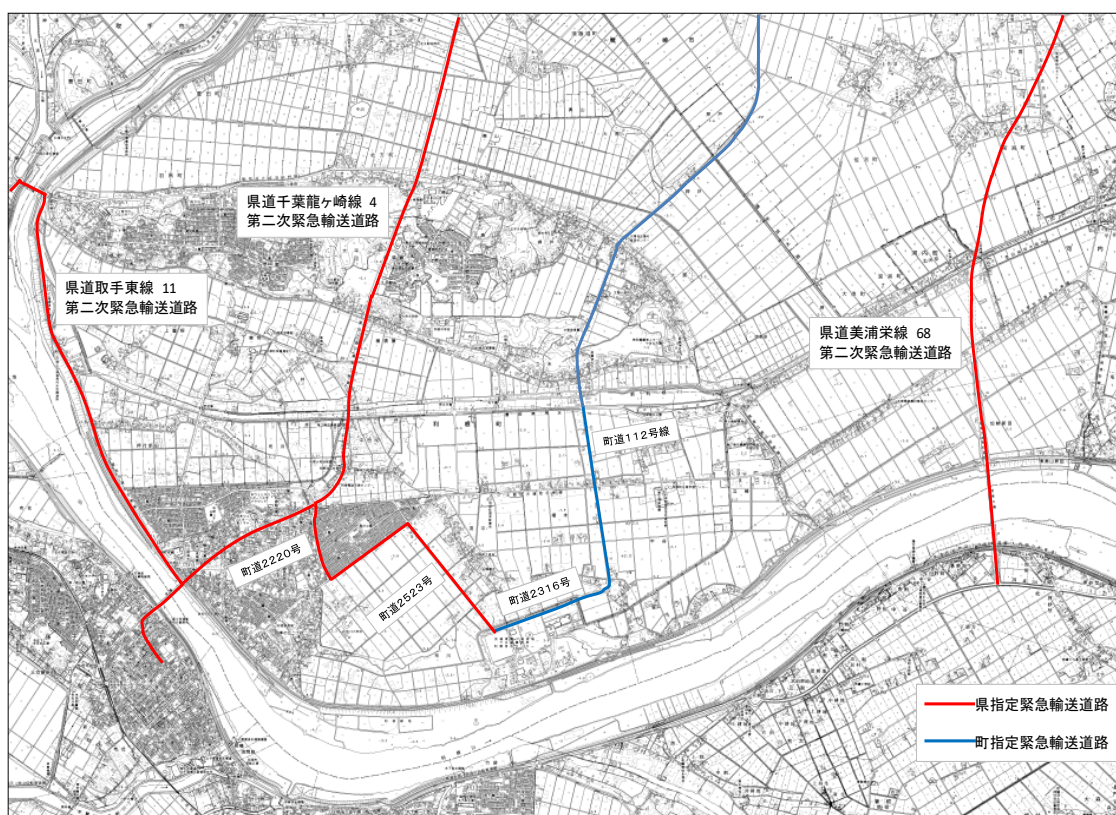
	地区別	路線名
1	土浦、つくば地区	常磐道（国道6号）、圏央道、国道125号

(3) 町の緊急輸送道路

町は、県の緊急輸送ネットワークと接続する町緊急輸送道路を指定する。

■ 町の緊急輸送道路

- ① 被災地と医療機関とを結ぶ道路
- ② 役場と避難所、物資拠点とを結ぶ道路



【町指定緊急輸送道路】

(4) 緊急輸送に伴う道路啓開

1) 緊急輸送道路等の応急復旧

土木住宅対策部は、道路管理者と連携を図り、緊急輸送道路及び町内の道路の状況を点検し、応急復旧などを行い、通行を確保する。

2) 交通規制の実施

警察署又は道路管理者は、応急対策上重要な路線について交通規制を実施する。土木住宅対策部は、町管理の道路が、陥没、路肩崩壊等により危険なとき、又は緊急輸送のため必要なときは、通行禁止又は制限等の措置をとる。総務対策部は、道路の通行禁止、制限等緊急輸送道路における状況について警察署と密接に連絡をとる。

3) 放置車両等への措置

道路管理者は、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、道路管理者が道路区間を指定し、運転者等に対し車両の移動等の命令を行うものとする。運転者がいない場合等においては、道路管理者は、自ら車両の移動等を行うものとする。その際に生じたやむを得ない限度での破損に係る損失補償や車両保管に伴う民有地の土地の一時使用、竹木その他障害物の処分については法令に準拠して行うものとする。

■ 交通規制等の実施者と内容

実施機関	交通規制を行う状況及び内容	根拠法令
公安委員会	道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図る必要があると認めるとき、交通整理、通行の禁止、その他交通規制をすることができる。	道路交通法第4条
	県内又は近接都県の地域にかかる災害が発生又はまさに発生しようとしている場合において、災害応急対策が円滑に行われるようにするため緊急の必要があると認めるとき、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止又は制限することができる。	災害対策基本法第76条
警察署長	道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図る必要があると認めるとき、交通整理、通行の禁止、その他交通規制をすることができる。	道路交通法第5条又は第114条の3
警察官	道路の損壊、交通事故の発生、その他の事情により、道路において交通の危険又は交通の混雑が生じるおそれがあり、道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るためやむをえないと認めるとき、必要な限度において、車両通行禁止、もしくは制限、後退させることができる。	道路交通法第6条又は第75条の3
	通行禁止区域等において、車両その他の物件が、緊急通行車両の通行の妨害となることにより、災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあると認めるときは、当該車両その他の物件の移動、その他必要な措置を命ずることができる。	災害対策基本法第76条の3
自衛官・消防吏員	警察官がその場にいない場合に限り、通行禁止区域等において、災害対策基本法第76条の3に定められた職務を行うことができる。	災害対策基本法第76条の3第31項及び第4項
道路管理者	道路の破損、欠損、その他の理由により通行が危険であると認められる場合、道路の構造を保全し、又は交通の危険を防止するため、区間を定めて道路の通行の禁止又は制限を行うことができる。	道路法第46条
	放置車両や立ち往生車両等が発生し、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、道路管理者が道路区間を指定し、運転者等に対し車両の移動等の命令を行うことができる。運転者がいない場合等においては、道路管理者は、自ら車両の移動等を行うものとする。	災害対策基本法第76条の6
国・県	上記について、当該道路管理者に指示・命令をすることができる。	災害対策基本法第76条の7

(5) 震災時における運転者のとるべき措置

- 1) 走行中の車両の運転者は、次の要領により行動すること。
 - ① できる限り安全な方法により車両を道路の左側に停止させること。
 - ② 停止後は、カーラジオ等により災害情報及び交通情報を聴取し、その情報及び周囲の状況に応じて行動すること。
 - ③ 車両において避難するときは、できるだけ道路外の場所に移動しておくこと。
やむを得ず道路上に置いて避難するときは、道路の左側に寄せて駐車し、エンジンを切り、エンジンキーは付けたままとし、窓を閉め、ドアはロックしないこと。
 - ④ 駐車するときは、避難する人の通行や災害応急対策の実施の妨げとなるような場所には駐車しないこと。
- 2) 避難のために車両を使用しないこと。
- 3) 災害対策基本法に基づく交通規制が行われたときには、通行禁止区域等（交通規制が行われている区域又は道路の区間をいう。以下同じ。）における一般車両の通行は禁止又は制限されることから、同区域等内に至る運転者は次の措置をとること。
 - ① 速やかに、車両を次の場所に移動させること。
 - ア 道路の区間を指定して交通の規制が行われたときは、規制が行われている道路の区間以外の場所
 - イ 区域を指定して交通の規制が行われたときは、道路外の場所
 - ② 速やかな移動が困難なときは、車両をできる限り道路の左端に沿って駐車するなど、緊急通行車両の通行の妨害とならない方法により駐車すること。
 - ③ 通行禁止区域等内において、警察官の指示を受けたときは、その指示に従って車両を移動又は駐車すること。その際、警察官の指示に従わなかったり、運転者が現場にいないために措置することができないときは、警察官が自らその措置をとることがあり、この場合、やむを得ない限度において、車両等を破損することがあること。

3 輸送拠点の設置【経済対策部】

(1) 物資保管センターの開設

経済対策部は、調達した物資や他県・市町村等からの救援物資を受入れ、保管・管理するために、役場に物資保管センターを開設する。また、不足する場合は、道路などの交通条件のよい体育館等を輸送拠点とする。

(2) ヘリポートの設置

総務対策部は、自衛隊等に協力を要請し、ヘリポートを開設する。

4 緊急通行車両等の確認【総務対策部】

総務対策部は、次に掲げる手続きを行い、緊急通行車両の確認を行う。

■緊急通行車両の確認手続き

- ① 車両の使用者は、知事又は公安委員会に対し、当該車両が災害対策基本法施行令第33条第1項の規定に基づく緊急通行車両であることの確認を求める。
- ② 前項の確認をしたときは、知事又は公安委員会は、当該車両の使用者に対し、標章及び確認証明書を交付する。
- ③ 交付された標章は、運転者席の反対側（助手席）の内側ウインドガラス上部の前面から見やすい箇所に貼付し、証明書は、当該車両に備えつける。
- ④ 県公安委員会は、緊急通行車両についてあらかじめ災害応急対策用として届出があった場合、事前に審査し、災害時に速やかに標章等の交付を図る。

5 公共交通手段の確保【総務対策部】

総務対策部は、自家用車による道路の渋滞を解消し、町民の交通手段を確保するために、次の公共交通手段の確保を行う。

■公共交通手段の確保

- ① 関東鉄道（株）、大和交通自動車（株）に臨時ダイヤ、臨時ルートによる運行を要請する。
- ② 契約車両の運行を要請する。また、災害発生時に必要とする車両等が調達不能となった場合、県に対して調達・あっせんを要請する。

6 交通情報の収集【総務対策部】

総務対策部は、警察署と連絡を取り、交通情報の収集、整理を行う。

■収集する交通情報

- ① 主要道路、橋りょう等の被害状況及び復旧の見通し
- ② 交通規制の実施状況（道路名、区間、迂回路等）
- ③ 特に危険と認められた道路及び橋りょうの位置
- ④ その他必要な事項

第4節 消火活動，救助・救急活動，水防活動

項目	初動活動期	応急活動期	復旧活動期
	発災から24時間まで	概ね2日目から 7日目まで	概ね8日目以降
消火活動	1 消火活動 (消防本部，消防対策部)		
救助・救急活動	2 救助・救急活動 (消防本部，消防対策部)		
水害防止活動	3 水害防止活動（震災時） (消防本部，消防対策部，水防管理 団体)	➡	

第1 基本事項

1 趣旨

地震発生による火災延焼及び建物倒壊，浸水による死傷者等をできる限り軽減するため，防災関係機関は相互の連携を図りつつ，町民，自主防災組織等の協力のもとに効果的な対策を実施する。

2 留意点

(1) 被害情報の早期把握

通信回線が途絶した場合等を想定して，火災の通報，救出情報等の情報収集体制を確立し，被害情報を早期に把握する必要がある。

(2) 対策活動の優先度の考慮

大規模な地震では，火災，要救助者，浸水などの災害が同時に多発する。これらに対処する要員，資機材，車両等の消防力は限られるため，活動の優先順位，応援隊との分担を決めて的確に配分する必要がある。

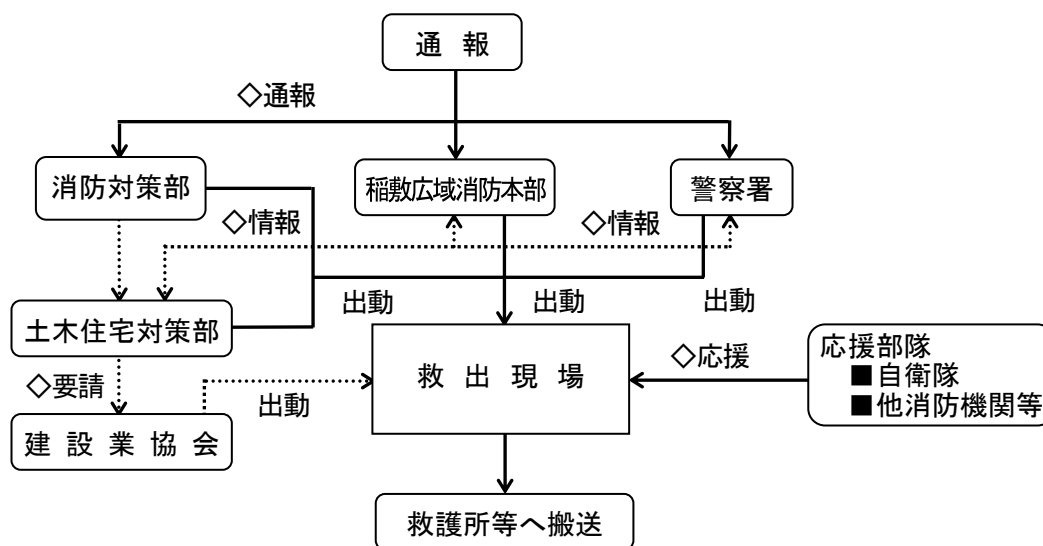
(3) 応援隊との連携

大規模な地震では，町のみでの対応は困難であるため，他地域からの応援隊との連携をいかにうまくとって対応するかが鍵となる。早期に指揮系統，情報伝達方法を明確にし，混乱なく効率的な対策活動を行うことが必要である。

(4) 活動障害の考慮

消火栓の水圧低下による使用不能や、道路通行支障による緊急車両の到着遅れなど、地震後の混乱期には様々な障害要因が存在するため、災害時は臨機応変な活動を実施する必要がある。

第2 対策



【救出活動のながれ】

1 消火活動【消防本部，消防対策部】

(1) 火災情報の収集

消防本部，消防対策部は，町民，警察署からの火災発生等の情報を収集し，被害の状況を把握し初動体制を整える。収集すべき情報は，次のとおりである。

■収集する情報の種類

- ① 火災の発生状況
- ② 自治会・自主防災組織等の活動状況
- ③ 通行可能な道路の状況
- ④ 無線通信の状況
- ⑤ 使用可能な消防水利の状況

(2) 災害状況の報告

消防長は，災害の状況を町長及び知事に対して報告するとともに，応援要請等の手続きに遅れのないよう努める。

(3) 同時多発火災への対応

火災の発生状況に応じて，次の原則にのっとりそれぞれの防御計画に基づき鎮圧にあたる。

1) 避難地及び避難路確保優先の原則

延焼火災が多発し拡大した場合は、人命の安全を優先とした避難地及び避難路確保の消火活動を行う。

2) 重要地域優先の原則

同時に複数の延焼火災を覚知した場合は、重要かつ危険度の高い地域を優先に消火活動を行う。

3) 市街地火災消火活動優先の原則

大工場、大量危険物貯蔵取扱施設等から出火し、多数の消防隊を必要とする場合は、市街地に面する部分及び市街地の延焼火災の消火活動を優先とし、部隊を集中して消火活動に当たる。

4) 重要対象物優先の原則

重要対象物周辺と他の一般市街地から同時に出火した場合は、重要対象物の防護上に必要な消火活動を優先する。

5) 火災現場活動の原則

① 出場隊の指揮者は、火災の態様を把握し、人命の安全確保を最優先とし、転戦路を確保した延焼拡大阻止及び救助・救急活動の成算等を総合的に判断し、行動を決定する。

② 火災規模と対比して消防力が優勢と判断したときは、積極的に攻勢的現場活動により火災を鎮圧する。

③ 火災規模と対比して消防力が劣勢と判断したときは、町民の安全確保を最優先とし、道路、河川、耐火建造物、空地等を活用し、守勢的現場活動により延焼を阻止する。

(4) 消火活動の原則

消防本部、消防対策部は、次の点に留意して消防活動を効果的に行う。

なお、水道の断水によって消防水利が使用できない場合は、自然水利を利用する。

■消火活動の留意事項

① 風向き、市街地の建物分布等を考慮し、最も効果的な消防力を投入する。

② 延焼火災の少ない地区は、集中的に消火活動を実施し、安全地区として確保する。

③ 延焼火災が発生している地区は、直ちに町民の避難を開始し、必要に応じて避難路の確保等を最優先で行う。また、安全な方向への避難を呼びかける。

④ 危険物の漏えい等のおそれがある地区は、立入り禁止措置をとり、安全な避難誘導に努める。

⑤ 病院、避難所、幹線道路、防災拠点となる施設等の火災防御を優先して行う。

⑥ 町民等が実施する初期消火活動との連携、指導に努める。

(5) 消防対策部の消火活動

消防対策部は、消防本部と連携して、次のような消火活動を行う。

■消防対策部の消火活動

① 出火の防止

地震により火災等の発生が予測された場合は、居住地付近の町民に対し出火防止及び飛び火の警戒を呼びかける。出火した場合は、町民と協力して初期消火に全力をあげる。

② 情報の収集

各分団ごとに指定される情報収集担当者等により、発生初期における火災等の状況を本部又は消防署に通報する。また、道路障害の状況、救助隊の出動を要する救助事象の有無についても、同様とする。その他必要な情報の収集・報告を行うとともに本部長もしくは消防長からの指示命令の伝達を行う。

③ 消火活動

分団受持区域内において消火活動を行うが、特に消防署の出動不能又は困難な地域における消火活動を行う。また、主要避難路の確保のための消火活動について、単独もしくは消防署と協力して行う。

④ 消防署隊への応援

消防署の消防署隊に消火活動等の応援をするとともに、道路障害物排除等の活動を行う。

⑤ 応急救護

町民と一体となって要救助者の救出と負傷者に対する応急救護処置を行い、安全な場所への搬送を行う。

⑥ 避難誘導等

避難の指示等が出された場合は、これを地域内の町民に伝達する。また、防災関係と連絡をとりながら町民を安全に避難させる。

(6) 通電火災への警戒

消防本部、消防対策部は、町民等と協力して電力復旧時の通電火災の発生、消火後の再燃、放火等を防止するために警戒巡視を行う。

(7) 応援派遣要請

1) 応援派遣要請

消防本部及び消防対策部は自らの消防力では十分な活動が困難である場合には、消防相互応援協定に基づき他の消防本部に対して、応援を要請する。また、消防相互応援協定に基づく応援をもってしても対応できない時は、知事に対し、電話等により他都道府県への応援要請を依頼する。

2) 応援消防隊の受入れ

消防本部及び消防対策部は、応援消防隊の受入れを概ね次のとおり行う。

■ 応援消防隊の受入れ

① 消防水利に関する資料の配布	派遣された他市町村の応援消防隊に対しては、消火栓防火水槽及び河川等の自然水利の配置を示した図面資料を配布する。
② 添乗署員の配備	派遣された他市町村の応援消防隊の現場への出動にあたっては、車両各1名ずつ署員を添乗させる。
③ 宿舍の確保	派遣された他市町村の応援消防隊職員の宿舍については、町が確保する。 なお、必要に応じて県に協力を要請する。
④ 経費の負担	経費の負担については、協定に基づき行う。

(8) 応援隊の派遣

町は、被災しなかった場合でも、町外からの消防相互応援協定に基づく派遣要請及び知事の指示により、また緊急消防援助隊の一部として、消防隊を被災地に派遣し、被災自治体の消防活動を応援する。特に、近隣市町村での被害に対してはあらかじめ定めた消防計画等により直ちに出動できる体制を確保する。

(9) 自主防災組織等による消火活動

① 出火防止

町民及び自主防災組織等は、発災後直ちに火気の停止、ガス・電気の使用停止等を近隣へ呼びかけ、火災が発見された場合は自発的に初期消火活動を行うとともに、消防本部、消防対策部に協力するよう努めるものとする。

② 消火活動

町民及び自主防災組織等は、消防本部、消防対策部に協力し又は単独で地域での消火活動を行うよう努めるものとする。また、倒壊家屋、留守宅等の出火に関する警戒活動に努めるものとする。

(10) 事業所の活動

事業所は、火災が発生した場合、初期消火活動を行う。

また、火災の拡大、爆発等が発生するおそれのあるときは、次の措置をとる。

■ 事業所の消火活動等

- ① 警察、消防署等最寄りの防災機関への通報
- ② 自衛消防隊等による初期消火、延焼防止活動
- ③ 必要に応じて従業員、顧客等の避難
- ④ 周辺地域の町民等に対する必要な情報の伝達
- ⑤ 立入り禁止措置等の実施

2 救助・救急活動【消防本部、消防対策部】

(1) 救出情報の収集

① 発見者の通報

要救出者を発見した者は、利根町、消防本部又は警察署等へ通報する。

② 救出情報の収集

土木住宅対策部は、消防本部及び警察署等に通報された情報を収集し、管理する。消防対策部は、町内を巡回し要救出情報を収集する。

(2) 消防機関による救助・救急活動

1) 情報収集，伝達

① 被害状況の把握

119番通報，駆け込み通報，参集職員からの情報，消防団員及び自主防災組織等からの情報などを総合し，被害の状況を把握し初動体制を整える。

② 災害状況の報告

消防長は，災害の状況を町長及び知事に対して報告するとともに，応援申請等の手続きに遅れないよう努める。

2) 救助・救急要請への対応

地震後，多発すると予想される救助・救急要請に対してあらかじめ定めた救助・救急計画に基づき次の組織的な対策をとる。

① 救助・救急活動は，緊急性の高い傷病者を優先とし，その他の傷病者は出来る限り自主的な処置を行わせるとともに，他の防災機関との連携の上実施する。

② 延焼火災が多発し，同時に多数の救助・救急が必要となる場合は，火災現場付近を優先に救助・救急活動を行う。

3) 救助資機材の調達

家屋の圧壊，土砂崩れ等により，通常の救助用資機材では対応困難な被害が生じた時は，民間の建設業者等の協力を得て迅速な救助活動を行う。

4) 医療救護所の設置

災害現場では必要に応じ応急救護所を設置し，医療機関，自主防災組織，医療ボランティア等と協力し，傷病者の応急手当，トリアージを行う。(第5節)

5) 後方医療機関への搬送

救急活動を行う消防本部は，負傷者を救急車にて救護所又は救急指定病院に搬送する。搬送者が多い場合は，消防対策部等が町有車両で搬送する。

① 応急救護所ではトリアージの結果によって，傷病者の傷病程度に応じ必要な応急手当を行い医療機関に搬送する。

② 消防機関は，搬送先の医療機関が施設・設備の被害，ライフラインの途絶等により，治療困難な場合も考えられるため，茨城県救急医療情報コントロールセンターから，各医療機関の応需状況を早期に情報収集し，救護班，救急隊に対して情報伝達する。

③ 県防災ヘリコプターによる重篤傷病者等の搬送について、搬送体制の整備を行い、積極的に活用を図る。

6) 応援派遣要請

町は自らの消防力で十分な活動が困難である場合は、消防相互応援協定に基づき他の消防本部に対して応援を要請する。また、消防相互応援協定に基づく応援をもってしても対応できない時は、知事に対して電話等により他都道府県への応援要請を依頼する。

7) 応援隊の派遣

町は、被災しなかった場合でも、被災市町村からの消防相互応援協定による派遣要請及び知事の指示により、また緊急消防援助隊の一部として、救助隊、救急隊を被災地に派遣し、現地の消防機関と協力して救助救急活動を行う。

特に、近隣市町村での被害に対してはあらかじめ定めた救助・救急計画等により直ちに出動できる体制を確保する。

(3) 町の活動

1) 救出活動

救出活動は、消防本部、警察署と連携して消防対策部が現場に出動して行う。

また、土木住宅対策部は建設業協会等に対し、ブルドーザー・クレーン車などの建設用機械、エアジャッキ・チェーンソーなどの救助用器具及び操作要員の派遣協力を要請する。

■救出活動の原則

- ① 延焼火災が多発し、多数の救出事象が発生している場合は、延焼危険度が高い地域を優先する。
- ② 多数の救出事象のある場合は、多くの人命を救護することを優先する。
- ③ 多数の救出事象のある場合は、救命効率の高い救出を優先する。
- ④ 多数の救出事象のある場合は、生存が確認されている事象を優先する。

2) 応援要請

総務対策部は、被害状況等に応じて自衛隊、警察署、隣接消防機関等の応援を要請する。

また、土木住宅対策部は、建設業協会等に重機、資機材等の供給を要請する。

(4) 町民・自主防災組織・事業所等の救助活動

町民・自主防災組織・事業所等は、二次災害の発生に十分注意しながら連携して地域及び事業所内の被害状況を調査し、行方不明者の確認を行う。

また、救助・救急活動を実施する各機関に協力するよう努め、建物等の下敷きとなっている者がいるときは、可能な限り協力して救助を行う。

3 水害防止活動【消防本部，消防対策部，水防管理団体】

震災時における水防活動は，水防管理者（稲敷地方広域市町村圏事務組合管理者）が定める水防計画の定めるところによる。

（1）水防管理団体の措置

地震が発生した場合，河川等の堤防，護岸の決壊，又は放流による洪水及び津波による浸水の発生が予想されるので，水防管理者は，地震（震度5弱以上）が発生した場合は，水防計画又はその他水防に関する計画に基づく通信，情報，警戒，点検及び防御体制を強化するとともに，水防活動にあたっては，堤防等の施設の管理者，警察・消防の各機関及び町民組織等との連携を密にし，特に避難及び被災者の救出に重点を置くものとする。

（2）その他の措置

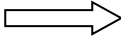
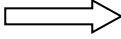
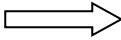
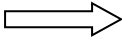
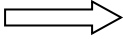
1) 施設の管理者

堤防，水閘門等の管理者は，地震（震度5弱以上）が発生した場合は，直ちに施設の巡視，点検を行い，被害の有無，予想される危険等を把握し，必要に応じ関係機関及び地域住民に連絡するとともに，ダム，水閘門等の操作体制を整え，状況により適切な開閉等の措置を講じるものとする。

2) 水防警報

国土交通省及び県は，ダム等が決壊し又は決壊が予想され，洪水などの危険があると認めるときには，迅速・的確に水防警報を発表するとともに，関係機関に伝達し，地域住民に周知させることとなっている。

第5節 応急医療

項目	初動活動期	応急活動期	復旧活動期
	発災から24時間まで	概ね2日目から 7日目まで	概ね8日目以降
応急医療活動	1 医療救護所の設置 (医療対策部) 2 応急医療体制の確保 (医療対策部, 取手市医師会) 3 応急医療活動 (取手市医師会) 4 医薬品・医療資器材等の確保 (医療対策部) 5 後方医療体制の確立 (医療対策部)	   	 
被災者等への医療活動		6 避難所での医療活動 (医療対策部, 取手市医師会, 県歯科医師会 県南支部) 7 人工透析の供給等 (県) 9 医療情報の提供 (医療対策部)	  8 心の医療活動 (医療対策部, 取手市医師会)

第1 基本事項

1 趣旨

地震発生時には、救助・医療教護を必要とする多数の傷病者の発生が予想される。このため、救護所の設置、医療救護チームの編成など応急医療体制を確立し、医師会及び各防災関係機関との密接な連携の下に迅速な医療救護活動を行う。

また、避難生活時には、避難者の健康管理や精神のケア等の医療活動を行う。

2 留意点

(1) 地域レベルでの災害対策の強化

町は、地域の医療機関、医師会、歯科医師会、薬剤師会、看護協会、保健所等と連携し、災害時における救護所の設置、医療救護チームの編成・動員、医薬品の供給等、各機関との連絡調整を行い、応急医療体制を強化する。

また、急性期における災害医療を担うDMATについては、DMAT調整本部が災害対策本部等と連携・調整を図りながら派遣調整を行うこととなっている。

(2) 情報途絶を前提とした医療救護体制の確立

病院の被災による医療機能の低下、通信機能の停止等を前提とした医療救護体制を構築する必要がある。

(3) 後方搬送体制の確立

災害時の傷病者搬送を円滑に行うため、消防機関と医療機関間に災害に強い通信手段を確保する。

また、消防機関以外の車両等を使った搬送手段の確保やヘリコプターによる広域搬送体制を確立する必要がある。

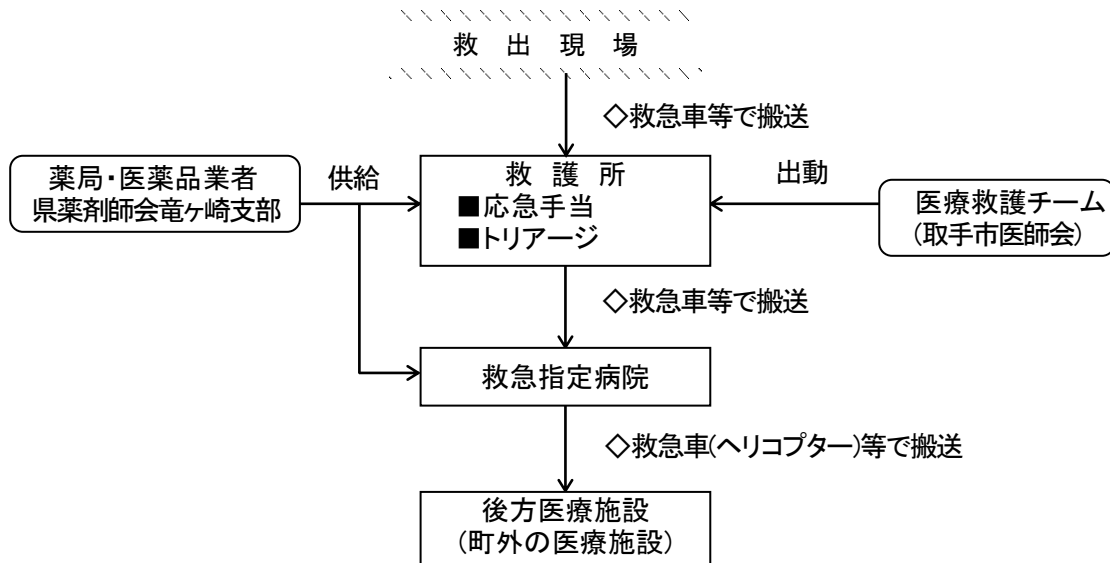
(4) 医療ボランティアの確保

地震災害における多数の傷病者に対する医療救護活動には、あらかじめ計画された医療救護チーム・DMATだけでは十分な対応が困難と予想されるため、医療ボランティアを確保し、災害時に迅速に対応できる体制を整備する必要がある。

(5) 避難者の長期にわたる医療ケア

避難生活が長期にわたるとPTSD（心的外傷後ストレス障害）やインフルエンザ等にかかる被災者が多くなる。そのため、被災者の健康管理や精神のケア等を行う必要がある。

第2 対策



【応急医療のながれ】

1 医療救護所の設置【医療対策部】

(1) 救護所の決定

医療対策部は、被災情報から救護所の設置場所を決定する。

(2) 救護所の設営

医療対策部は、救護所となる施設に医療用資器材、電源、テント等、応急医療に必要な資機材を搬送し設置する。また、断水の場合は茨城県南水道企業団に優先給水を要請する。

■救護所の設置場所

被害が小規模なとき	① 保健福祉センター ② 国保診療所
被害が大規模なとき	① 保健福祉センター ② 国保診療所 ③ 被災地に近い学校（旧文小学校、旧文間小学校、旧東文間小学校、利根小学校（旧布川小学校）） ④ 災害現場 ⑤ その他本部長が認めた場所

2 応急医療体制の確保【医療対策部、取手市医師会】

(1) 医療救護チームの編成

医療対策部は、国保診療所から医療救護チームを編成する。国保診療所だけでは対応できない場合は、取手市医師会及び県に医療救護チームの出動を要請する。

■医療救護チームの編成順位

- ① 国保診療所
- ② 取手市医師会
- ③ 県
- ④ 医療ボランティア（救護所等で適宜受け入れ）

(2) 薬剤師，看護師等の確保

医療対策部は，国保診療所に薬剤師及び看護要員を救護所に派遣するように要請する。国保診療所に対応できない場合は，茨城県薬剤師会竜ヶ崎支部及び茨城県看護協会に要請する。

(3) DMATの派遣

国立病院機構病院，国立大学法人病院ならびに県医師会等医療関係団体は原則として県の要請により医療救護チーム・DMATを編成・派遣して医療救護活動を行う。

3 応急医療活動【取手市医師会】

(1) 医療救護所における医療活動

救護所では，原則として次のような活動を行う。

■救護所での活動

- ① 被災者のスクリーニング（症状判別）
- ② 傷病者に対する応急処置の実施及び必要な医療の提供
- ③ 医療機関への転送の要否の判断及びその順位の決定
- ④ 死亡の確認
- ⑤ 死体の検案
- ⑥ その他状況に応じた処置

4 医薬品・医療資器材等の確保【医療対策部】

(1) 医薬品・医療資器材等の確保

医療救護では，国保診療所等の在庫品を使用する。不足するときは，医療対策部は，県薬剤師会竜ヶ崎支部，薬品業者から医薬品，医療資器材等を確保する。入手が困難なときは，県を通じて医薬品業者，他医療機関等に要請する。

(2) 血液製剤の確保

医療対策部は，輸血用の血液及び血液製剤が不足するときは，県赤十字血液センター等に供給を依頼する。また，必要に応じて町民へ献血の呼びかけを行う。

(3) 水その他の確保

医療対策部は，水その他救護所で必要とする必需品を次のように確保する。

■水その他の確保

① 水	茨城県南水道企業団に対し、給水タンク車等で優先的に供給するように要請する。緊急の場合は、小売業者等からペットボトル等を購入する。
② 電気	緊急の場合は、救護所に町民、事業所等から発電機を確保する。福祉避難所には、非常用自家発電設備を整備し、非常用電源を確保する。
③ 通信手段	電話が不通の場合は、防災行政無線や携帯電話を配備する。

(4) 県等の対応

県は、医療機関や救護所で活動している医療チームから医薬品等の供給要請があった場合は、茨城県医薬品卸業組合、日本産業・医療ガス協会関東支部又は茨城県医療機器販売業協会に連絡し、流通備蓄している災害用品等を速やかに供給することとしている。

また、輸血用血液製剤については、茨城県赤十字血液センターから供給される。

5 後方医療体制の確立【医療対策部】

(1) 医療施設の確保

医療救護所及び町内の病院で対応できないときは、町外の後方医療施設に搬送する。医療対策部は、消防本部、取手市医師会、県救急医療情報コントロールセンターを通じて、次の医療情報を収集し、受入れ可能な後方医療施設を確保する。

■収集する医療情報

- ① 医療施設の被害状況
- ② 診療機能の確保状況
- ③ 空きベッド数、受入れ可能数

(2) 医療施設への搬送

医療救護所から後方医療施設へは、救急車又は町有車両で搬送する。交通の状況により救急車での搬送が困難な場合は、県、自衛隊等にヘリコプターによる搬送を要請する。

6 避難所での医療活動【医療対策部、取手市医師会、県歯科医師会県南支部】

医療対策部は、医師及び保健師又は看護師等による巡回相談チームを編成し、避難所において健康診断等の巡回相談を実施する。

医療対策部は、取手市医師会及び県歯科医師会県南支部に巡回相談チームの編成を要請し、精神科、歯科等を含めた医療活動を行う。

巡回相談で把握した問題については、個別健康相談票等を作成し、継続的な治療等

ができるようにする。

7 人工透析の供給等【県】

(1) 人工透析の供給

透析医療については、慢性透析患者に対し、災害時においても継続して提供する必要があるほか、クラッシュ・シンドロームによる急性的患者に対して提供することが必要である。

町は県と協力して被災地域内における人工透析患者の受療状況及び透析医療機関の稼働状況等の情報を収集し、透析患者、患者団体及び病院等へ提供するなど受療の確保に努める。

病院等は、断水時にも人工透析医療を継続するため、備蓄や災害用井戸等透析用水の確保に努めるものとする。なお、人工透析の提供ができなくなった場合は、他の病院等へのあっせんに努めるものとし、病院等間での調整が困難なときは、県に調整を要請する。

(2) 人工呼吸療法，酸素療法，経静脈栄養療法，経管栄養療法等

県は、町、保健所、医療機関、訪問看護ステーション等と協力して被災地内の在宅患者等の被災状況を確認するとともに、必要に応じ在宅患者のために医療提供を行う。さらに、経静脈栄養剤、経管栄養剤、人工呼吸用酸素等の医療品に不足があった場合は、関係団体（県薬剤師会、日本産業・医療ガス協会等）に供給を依頼することとなっている。

また、消防機関への依頼等により適切な患者の搬送を実施する。

病院等は、人工呼吸器のバッテリー、非常用発電機等を準備している場合は、在宅患者への貸し出しを行うほか、人工呼吸用酸素等の必要な医療材料についての提供に努める。

(3) 周産期医療

県は、救急医療情報コントロールセンター及び周産期センター等から周産期医療機関及び小児医療機関の受入状況を把握することとなっている。また、保健所及び町保健師は、被災地の小児慢性疾患児及び妊婦の巡回相談や訪問指導を実施する。併せて、消防機関への依頼等により適切な患者の搬送を実施する。

8 心の医療活動【医療対策部，取手市医師会】

医療対策部は、避難生活が長期化する場合は、県の精神保健福祉センター、保健所と連携して、カウンセリングやメンタルケア資料の作成等を行い、被災者や避難行動要支援者の精神的負担の軽減に努める。

9 医療情報の提供【医療対策部】

医療対策部は、人工透析等慢性疾患患者等のために、治療可能な医療施設等の情報を収集し、テレビ・ラジオ、災害広報紙等で提供する。

第6節 危険物等災害防止対策

項目	初動活動期	応急活動期	復旧活動期
	発災から24時間まで	概ね2日目から 7日目まで	概ね8日目以降
危険物災害 防止対策	1 危険物等施設の応急措置 (各施設管理者) 2 町の対応 (総務対策部, 避難教育対策部, 消防対策部)		

第1 基本事項

1 趣旨

危険物等の災害対策は、原則として、施設管理者あるいは県などの監督責任者が行い、町は消火、救護活動への協力や、町民の避難等の活動を実施する。

地震による危険物等災害を最小限にとどめるためには、施設管理者は危険物等施設の被害程度を速やかに把握し、二次災害を防止する応急措置を講ずる。

また、施設の従業員や周辺住民に対する危害防止を図るために、消防機関、県、町は相互に協力し、総合的な被害軽減対策を確立する。

2 留意点

(1) 事業所による被害状況の緊急点検

地震による危険物等施設の損壊を早期に発見することは、その後の二次災害を防止あるいは軽減することにつながる。したがって、危険物等取扱事業所は、地震が発生した場合、被害状況を緊急に点検する必要がある。

(2) 連絡体制の確保

地震により危険物等施設が損傷した場合、危険物等の流出等二次災害の発生するおそれがある。これらの事故に対する対策に万全を期するため、危険物等取扱事業所、消防機関、町等の防災関係機関相互の情報連絡体制を確保する必要がある。

第2 対策

1 危険物等施設の応急措置【各施設管理者】

危険物等施設管理者、消防本部、その他監督機関は、地震等により施設が被災し、危険物等の流出、火災等が発生した場合、被害の拡大を防止するためあらかじめ定め

られた防災マニュアルに基づき次の対策を行う。

(1) 石油類等危険物取扱等施設の応急措置

施設責任者	<p>(1) 発火源の除去，油類の流出及び拡散防止策，自衛消防隊による応急措置を講ずるとともに，消防署，警察等へ通報する。</p> <p>(2) 充填容器等が危険な状態になったときは，充填容器等は安全な場所に移動する。</p> <p>(3) 緊急対応措置を講ずることができないとき，又は必要と認めたときは従業員及び付近の町民に避難するよう警告する。</p> <p>(4) 消防隊の到着に際しては，誘導員を配置するなど消防活動を容易にし，かつ災害の状況及び事業所内の石油類等の保有量と保有位置等について報告する。</p>
消防署	<p>(1) 危険物の流出あるいは爆発等のおそれのある作業及び移送を停止するとともに施設の応急点検と出火等の防止措置。</p> <p>(2) 衝撃たは混触発火等による火災の防止措置と初期消火活動要領ならびにタンク破壊等による流出・拡散及び異常反応，浸水等による広域拡散の防止措置と応急対策を行う。</p> <p>(3) 災害状況の把握及び状況に応じた従業員，周辺地域住民に対する人命安全措置を行う。 また，防災機関と連携して活動を行う。</p>

(2) 高圧ガス及び火薬類取扱施設の安全確保

施設責任者	<p>(1) 作業を中止し，必要に応じ設備内のガスを安全な場所に移動し，又は安全放出し，この作業に必要な作業員のほかは退避させる等の安全措置を講ずるとともに，警察・消防機関等へ直ちに通報する。</p> <p>(2) 貯蔵所又は充填容器が危険な状態になったときは，直ちに充填容器等は安全な場所に移動する。</p> <p>(3) 上記の措置を講ずることができないとき，従業員又は必要に応じて付近の町民に退避・避難するよう警告する。</p> <p>(4) 消防隊の到着に際しては，誘導員を配置するなど消防活動を容易にし，かつ災害の状況及び事業所内の高圧ガス等の保有量と保有位置等について報告する。</p>
県担当者	<p>(1) 保管施設の破損に伴う被害の拡大を防止するため，茨城県高圧ガス保安協会等関係機関・団体と連絡を密にするとともに，茨城県高圧ガス保安協会がガスの種別により指定した防災事業所に対して出動を要請し，災害の拡大防止等を指示する。</p> <p>(2) 関係機関と連絡の上，緊急措置命令を発する。</p>
消防署	<p>(1) ガスの拡散が急速で，人命危険が著しく切迫しているときの避難の指示を行う。</p> <p>(2) 災害時の広報活動及び警戒区域に対する規制を行う。</p> <p>(3) 関係機関との間に必要な情報連絡を行う。</p>
警察署	<p>(1) ガス漏れ等の事故が発生した場合，関係機関と連絡通報を行う。</p> <p>(2) 町長が避難の指示をすることができないと認めたとき又は町長から要求があったときは，避難の指示を行う。</p> <p>(3) 避難区域内への車両の交通規制を行う。</p> <p>(4) 避難路の確保及び避難誘導を行う。</p>

(3) 毒物・劇物取扱等施設の応急措置

施設責任者	<p>(1) 発火源の除去，毒物・劇物の安全な場所への移動，漏出防止及び除毒措置等の安全措置を講ずるとともに，消防署，警察へ通報する。</p> <p>(2) 上記の措置を講ずることができないとき，もしくは必要があると認めるときは，従業者及び付近の町民に退避・避難するよう警告する。</p> <p>(3) 消防隊の到着に際しては，誘導員を配置するなどして進入を容易にし，かつ災害の状況及び事業所内の毒物・劇物の保有量及び保有位置等について報告する。</p>
消防署	<p>(I) 有毒物質等の拡散が急速で，人命危険が著しく切迫しているときの避難の指示を行う。</p> <p>(2) 事故時の広報活動及び警戒区域に対する規制を行う。</p> <p>(3) 関係機関との情報連絡を行う。</p>
保健所	<p>(1) 毒物・劇物取扱事業者に対して，毒物・劇物の飛散，漏えい，浸透及び火災等による有毒ガスの発生を防止するための応急措置を講ずるよう指示する。</p> <p>(2) 毒物・劇物が飛散，漏えいした場合には，中和剤等による除毒作業を毒物・劇物取扱事業者に対し指示する。</p> <p>(3) 関係機関との連絡を密にし，毒物・劇物に係る災害情報の収集，伝達に努める。</p>

(4) 火薬類取扱等施設の応急措置

施設管理者	<p>(1) 保管又は貯蔵中の火薬類を安全な位置に移す余裕のある場合は，速やかに移し，見張人をつけて，関係者以外の者の近づくことを禁止する。</p> <p>(2) 道路が危険であるか又は搬送の余裕がない場合は，火薬類を付近の水溝等の水中に沈める等安全な措置を講ずる。</p> <p>(3) 搬出の余裕がない場合には，火薬庫にあっては入口等を目張等で完全に密閉し，木部には消火措置を講じ，爆発により危害を受けるおそれのある地域はすべて立入り禁止の措置をとり，危険区域内の町民等を避難させるための措置を講ずる。</p> <p>(4) その他法令に定める安全措置を講ずるとともに，消防署・警察署等へ通報する。</p> <p>(5) 消防隊の到着に際しては，誘導員を配置するなど消防活動を容易にし，かつ災害の状況及び事業所内の火薬類の保有量と保有位置等について報告する。</p>
消防署	<p>(1) 火災に際しては，誘発防止のため，延焼拡大を防止する消防活動を行う。</p> <p>(2) 施設の責任者及び現場の警備責任者（警察官）と連携して，応急対策の実施にあたる。</p>

2 町の対応【総務対策部，避難教育対策部，消防対策部】

総務対策部は，危険物施設の管理者から災害発生の通報を受けた場合，状況を調査して県に報告する。

また，消防対策部は，消防本部等防災関係機関と連携して，被害の拡大防止，消火活動，応急救護，町民広報，避難等必要な措置をとる。

■町の対応

- ① 危険物等への応急処置等被害の拡大防止
- ② 消火活動
- ③ 応急救護
- ④ 現場の警戒
- ⑤ 町民への広報（防災行政無線，広報車，テレビ，ラジオ）
- ⑥ 町民への避難指示
- ⑦ 避難所の開設，県への報告（応急対策等の実施状況）

第7節 燃料対策

項目	初動活動期	応急活動期	復旧活動期
	発災から24時間まで	概ね2日目から 7日目まで	概ね8日目以降
燃料対策	1 連絡体制の確保と情報の収集 (総務対策部)	⇒	
	2 災害応急対策車両への燃料の供給 (総務対策部)	⇒	
	3 町民への広報 (総務対策部)	⇒	

第1 基本事項

1 趣旨

災害時においても、町庁舎、災害拠点病院等の重要施設の自家発電用燃料、応急対策を実施する応急対策車両等の燃料は継続して供給する必要がある。

このため、燃料の供給状況や給油所の被災状況を確認するとともに、応急対策車両の優先・専用給油所の開設等を、迅速・的確に実施する。

2 留意点

(1) 迅速な状況の確認と情報共有

適切な燃料対策を実施するため、町内への燃料供給の状況や、給油所の被災状況を速やかに確認する必要がある。

また、関係機関間の連絡体制を確保し、必要な情報を共有する必要がある。

(2) 応急復旧等を実施する車両への燃料の優先供給

災害応急対策車両への燃料供給を行うため、必要に応じ、優先・専用給油所を立ち上げるとともに、適切な燃料供給を実施する必要がある。

(3) 町民への普及啓発

燃料不足に伴う町民の混乱を防止するため、定期的に燃料の供給状況や今後の見込み等について情報を提供する必要がある。

第2 対策

1 連絡体制の確保と情報の収集【総務対策部】

町及び県、茨城県石油業協同組合取手支部は、震災発生直後、予め連絡手段が使用可能な状態にあるか確認を行うとともに、必要に応じて連絡先の確認を行う。

2 災害応急対策車両への燃料の供給【総務対策部】

(1) 災害応急対策車両専用・優先給油所の設置

町は、燃料の供給が途絶え、災害応急対策車両への燃料の供給が難しいと判断した場合には、茨城県石油業協同組合取手支部に対し、予め指定した給油所において災害応急対策車両への優先給油を行うよう依頼する。

(2) 「災害時緊急給油票」の発行

町及び防災関係機関等は、事前に指定のできない県外からの応援車両や応急復旧等に必要な工事・調査等を実施する車両に対し、必要に応じて「災害時緊急給油票」を発行する。

なお、「災害時緊急給油票」により給油を行う場合は、その車両がどのような応急対策等を実施するのかわかるような表示を行っておくこととする。

様式5

第 号		平成 年 月 日
災 害 時 緊 急 給 油 票		
〇〇〇〇長 ㊟		
給油期限※	平成 年 月 日までの間	
優先給油を認める車両等	登録(車両)番号	
	メーカー	
	車名	
車両の使用者	所属名	
	所在地	
	連絡先	
	氏名	
車両の用途 (緊急輸送を行う車両にあっては輸送人員又は品名)		
発行担当者	所属	
	氏名	
	電話番号	
備考		

備考 用紙は、日本工業規格A4とする。

※ 有効期限は、3日を限度とする。

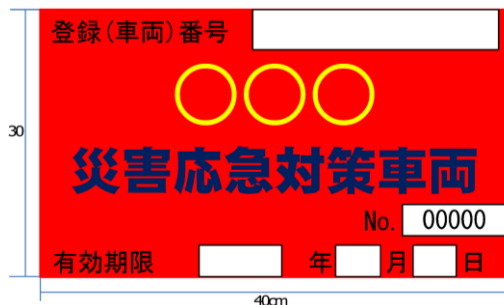
(3) 緊急車両への燃料の供給

災害応急対策車両専用・優先給油所は災害応急対策車両及び「災害時緊急給油票」を持参した優先順位が第1位の車両のもの、かつ、当該応急車両に使用機関の名称や災害応急対策を実施する旨が表示されているなど、災害応急対策が明らかな車両に限り燃料の供給を行う。

■災害応急対策車両の基準

優先給油の時期	指定車両の指定基準
【第1順位】 発災直後から	① 道路，河川等の応急復旧を行うために必要な車両 ② パトカー，救急車両等赤色灯付車両（ステッカーの貼付不要） ③ 電気，ガス，通信，上下水道等のライフラインの応急復旧を行うため必要な車両 ④ 医療機関の車両（車両に当該医療機関名の表示があるものに限る） ⑤ 県及び町（又は一部事務組合）が災害応急対策を行うため必要な公用車（給水車，ごみ収集車等を含む） ⑥ その他，支援物資等の運搬等災害応急対策を行う車両（行政機関の依頼に基づくものに限る）

【第1順位のステッカー】



大規模災害発生時の緊急給油の考え方（茨城県，茨城県石油業協同組合）より

■災害応急対策車両使用者の責務

災害応急対策車両及び災害時緊急給油票の交付を受けた車両の使用者が専用・優先給油所において給油を行う場合には、予め定めるルールに従い給油を受けるものとする。

災害応急対策車両の使用者は、大規模災害時に指定された目的でのみ車両を使用する。災害応急対策車両の使用者は、優先供給を受ける際は、災害応急対策車両専用ステッカーを原則として車両の側面の見やすい位置に貼り付けるものとする。

災害応急対策車両の使用者等は、優先供給は県石油業協同組合の協力に基づき行われており、当然の権利ではないことを認識した上で燃料供給を受けるものとする。また、優先供給に当たっては、町民等から誤解を受けることのないよう、この考え方に定める事項について遵守する。

(4) 災害時緊急給油票の管理

災害時緊急給油票の発行者は、発行の都度、「災害時緊急給油票発行記録簿」に記録し、適切に管理する。災害時緊急給油票の有効期限は、発行日から3日間とし、有効回数は1回限りとする。

3 町民への広報【総務対策部】

町は、給油所における車列の発生などの混乱を防ぐため、町民に対し、燃料の供給状況や今後の見込み等について定期的に情報を提供する。

■町民への広報内容の例

広報内容例
<ul style="list-style-type: none">・町民の生命の維持、ライフラインの迅速な復旧を図るため、災害応急対策車両及び重要施設に対し、優先的に燃料を供給していること・不要不急の自家用車で外出を自粛し、給油の機会を減らすよう努めること・燃料供給正常化の見込みなどの情報提供

第5章 被災者生活支援

第1節 被災者の把握

項目	初動活動期	応急活動期	復旧活動期
	発災から24時間まで	概ね2日目から 7日目まで	概ね8日目以降
被災者の把握	1 避難者、疎開者、自宅被災者の把握 (福祉対策部, 避難教育対策部, 土木住宅対策部)	→	→

第1 基本事項

1 趣旨

地震による災害が発生した場合には、迅速かつ的確な応急並びに復旧対策を推進していくことが必要である。特に、災害救助法の適用、避難所の開設、救援物資の供給、応急仮設住宅入居者の選定、義援金の配分、災害弔慰金等の支給等被災者の生活支援に関わる対策については、被災者状況を十分に把握し、それに基づいた対策を推進していくことが重要である。このため、被災者の把握に関わる業務を積極的に行っていくものとする。

2 留意点

(1) 被災者把握のための調査体制の整備

各関係対策部の職員及びボランティア等からなる調査チームを地域別に編成し、各調査チームが調査した事項の調査結果を共用化できるようあらかじめ調査体制を整備しておくとともに、調査項目を整理しておくことが必要である。

(2) 避難者把握のための窓口の明確化

避難者状況を迅速かつ的確に把握するため、避難所に登録窓口を設置するなどできる限り避難者自身でその所在を明らかにできるよう体制を整備しておくことが必要である。

(3) 避難者、疎開者、自宅被災者等の把握

町は、避難場所ごとにそこに収容されている避難者に係る情報の早期把握及び避難場所で生活せず食事や物資のみを受け取りに来ている被災者等に係る情報の把握に努めるものとする。

第2 対策

1 避難者、疎開者、自宅被災者の把握【福祉対策部、避難教育対策部、土木住宅対策部】

(1) 登録窓口の設置

町は、発災後、避難者の氏名、自宅住所、性別、年齢等について登録できるように登録窓口を設置する。

(2) 避難者等の調査の実施

1) 調査体制の整備

町は、災害救助法の適用、避難所の開設、食料・水・生活必需品等の供給、義援金の配分、災害弔慰金等の支給、応急仮設住宅の入居者選定等被災者に関わる事項の調査を効率的に実施できるようあらかじめ調査体制を整備する。

① 調査チームの編成

被災者状況、建物被害等を把握するため、関係対策部の職員やボランティア等からなる調査チームを地域別に編成し、調査責任者を定め調査を行う。

② 調査・報告方法の確立

調査用紙、報告用紙を作成し、その周知徹底を図るとともに、調査方法、報告方法についてもあらかじめ定めておくものとする。

2) 調査の実施

町は、1)に基づき調査を実施する。必要があれば、県に調査を要請する。

3) 調査結果の報告

町は、調査結果を統括し、災害救助法の適用、避難所の開設、食料・水・生活必需品等の供給、義援金品の配分、災害弔慰金等の支給、応急仮設住宅の入居者選定について県に対し調査結果を報告する。

第2節 避難生活の確保，健康管理

項目	初動活動期	応急活動期	復旧活動期
	発災から24時間まで	概ね2日目から 7日目まで	概ね8日目以降
避難生活の 確保，健康管 理	1 避難所の開設，運営 (避難教育対策部)	⇒	⇒
	2 避難所における良好な生活 環境の確保 (避難教育対策部，環境対策部)	⇒	⇒
	3 健康管理 (医療対策部)	⇒	⇒
	4 精神保健，心のケア対策 (医療対策部)	⇒	⇒
	5 避難生活の長期化への対応 (各施設管理者)	⇒	⇒

第1 基本事項

1 趣旨

災害によって住居等を喪失した被災者に対しては，避難所等を開設し一時的に収容保護する必要がある。しかしながら，不特定多数の被災者を収容する場合，感染症疾病や食中毒の発生あるいはプライバシー保護の困難性からくる精神不安定等様々な弊害が現れる。このため，避難所の生活環境の整備を図り，良好な避難生活の提供及び維持ができるよう，避難所の開設，運営及び健康管理等に関する業務を積極的に推進していくものとする。

2 留意点

(1) 使用可能施設・設備の把握

災害時において，避難所として使用可能な施設及び設備を，あらかじめ把握しておく。特に，避難生活に不可欠なトイレ，手洗い場，床の状態等は詳細に把握し，また，これらについては，避難生活時にも常に把握しておくことが必要である。

(2) 協力体制の確保

大規模な地震が発生した場合、町職員のみでは避難所の運営を行うことが不可能であるため、避難所開設時について、自主防災組織等との協力体制の確保に努めることが必要である。また、避難所に指定されている学校についても、学校長以下教職員の協力体制を確保しておくことが必要である。

(3) 避難者の状態把握

避難所を円滑に運営するため、避難者の人数、性別、年齢、疾病の有無等を把握することが必要である。特に、高齢者等の避難行動要支援者については、病状の悪化等に対応するため、その状態を詳細に把握することが必要である。

第2 対策

1 避難所の開設、運営【避難教育対策部】

(1) 避難所の開設

町は、被害状況により避難所を設置する必要があると認められる時は、次により避難所を開設する。

さらに、町は、高齢者等避難行動要支援者に配慮して、必要に応じ、町外の施設を含め、旅館やホテル等多様な施設の確保に努める。

1) 基本事項

① 対象者

- ア 住家が被害を受け、居住の場所を失った者
- イ 現に災害に遭遇（旅館の宿泊人、通行人等）した者
- ウ 災害によって、現に被害を受けるおそれのある者

② 設置場所

- ア 避難所としてあらかじめ指定している施設
- イ 広域避難地等に設置する小屋、テント等の野外収容施設

③ 災害救助法による設置費用の範囲及び限度額

ア 費用の範囲

- (ア) 賃金職員等雇用費
- (イ) 消耗器材費
- (ウ) 建物、器物等使用謝金
- (エ) 燃料費
- (オ) 仮設トイレ及び炊事場の設置費等
- (カ) 衛生管理費

イ 限度額

(ア) 基本額

避難所設置費 1人1日当たり 310円以内

(イ) 加算額

冬季(10月～3月)についてはその都度定める額

④ 設置期間

災害発生の日から7日以内とする。ただし、状況により期間を延長する必要がある場合には、知事の事前承認(厚生労働大臣の同意を含む)を受ける。

2) 避難所開設の要請

町は、避難所が不足する場合は、県に対し、避難所の開設及び野外収容施設の設置に必要な資材の調達への協力を要請する。

3) 避難所開設の報告

町は、避難所を開設した場合には、直ちに次の事項を県に報告する。

- ① 避難所開設の目的
- ② 箇所数及び収容人員
- ③ 開設期間の見込み

(2) 自主的避難への対応

町は、避難準備情報を発令するときは、住民の自主的避難を想定して、早期の避難所の開設に努める。

(3) 避難所の運営

町は、避難所の開設に伴い、職員及び自主防災組織・ボランティアを各避難所に配置し、あらかじめ策定したマニュアルに基づいて避難所の運営を行う。その際、女性の参画を推進し、避難の長期化等必要に応じて男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努めるとともに、公営住宅や空屋等利用可能な既存住宅のあっせん等により避難場所の早期解消に努める。さらに必要があれば、県、近隣市町村に対しても協力を要請する。また、避難所の安全確保及び秩序の維持のため警察官の配置についても配慮する。

(4) 避難所における町民の心得

避難所に避難した町民は、避難所の混乱回避、秩序維持及び生活環境悪化防止に努め、次のような点に心掛ける。また、町は平常時から避難所における生活上の心得について、町民に周知を図るものとする。

- 1) 自治組織の結成とリーダーへの協力
- 2) ごみ処理、洗濯、入浴等生活上のルールへの遵守
- 3) 避難行動要支援者への配慮
- 4) プライバシーの保護
- 5) その他避難所の秩序維持に必要と思われる事項

(5) 福祉避難所における支援

1) 福祉避難所の指定

避難行動要支援者は、心身の状態や障がいの種別によっては、避難所の生活に順応することが難しく、症状を悪化させたり、体調を崩しやすいので、町は、避難行動要支援者に配慮した福祉避難所を事前に指定し、必要な介護や情報提供等の支援を行う体制を整備する必要がある。

2) 福祉避難所の整備

避難生活が長期にわたることも想定し、避難行動要支援者が過ごしやすいような設備を整備し、必要な物資・機材を確保する。

3) 福祉避難所の周知

町は、様々な媒体を活用し、福祉避難所に関する情報を広く町民に対して周知する。特に、避難行動要支援者やその家族、避難支援者に対しては、直接配布するなどして、周知を徹底する。

4) 食料品・生活用品等の備蓄

町は、食料品の備蓄に当たっては、メニューの多様化、栄養バランスの確保に留意し、食事療法を必要とする内部障がい者や食物アレルギーがある者などへ配慮する。

5) 福祉避難所の開設

町は、一般の避難所において福祉避難所の対象となる者がおり、福祉避難所の開設が必要と判断する場合は、対応可能な福祉避難所を開設するものとする。

6) 福祉避難所開設の報告

町は、福祉避難所を開設した場合には、直ちに次の事項を県に報告する。

- ① 避難者名簿（名簿は随時更新する）
- ② 福祉避難所開設の目的
- ③ 箇所名、各対象収容人員（高齢者、障がい者等）
- ④ 開設期間の見込み

(6) 集会施設等の活用（自治会避難所）

被害の区域が限定的で、被災者の数が少ない場合は、各地区の自治会が自主的に集会施設等を避難所として活用する。

■避難所、避難場所の定義

避難場所（避難地）	地震災害時等に町内に居住する者の広域的な避難の用に供する公園、緑地、広場その他の公共空地、一次避難地、広域避難地などの種類がある
避難所	地震等の大災害が起きた時に、町が町民の生命、身体を保護するために設置する場所で、公共施設のなかから選定する。
指定緊急避難所・場所	洪水、がけ崩れ、土石流、地震など異常な現象の種類によって指定される避難所、地震指定緊急避難所、洪水指定緊急避難所などを指定する。
指定避難所	広域避難や避難者の救援を円滑に進めるため、一定の基準を満たす施設を指定避難所として指定する。

2 避難所における良好な生活環境の確保【避難教育対策部、環境対策部】

(1) 衛生環境の維持

町は、被災者が健康状態を損なわずに生活維持するために必要な各種生活物資及び清潔保持に必要な石鹸・うがい薬の提供、仮設トイレの管理、必要な消毒及びし尿処理を行うとともに、入浴の提供を行う。

(2) 対象者に合わせた場所の確保

町は、避難所に部屋が複数ある場合には、乳幼児用や高齢者用、障がい者用、体調不良者用等対象別に割り当てる。体育館等の場合には安全のための通路の確保や着替えの場所等の確保を行う。

なお、一般の避難所で対応が困難である場合は、必要に応じて町は福祉避難所を設置する。

(3) 感染症や食中毒の予防に必要な知識の普及

町は、インフルエンザ等の感染予防のため、手洗い、うがい、部屋の換気及びトイレ消毒等の保健指導や健康教育を行う。

(4) 家族や男女双方の特性にあわせた対応

避難所の運営にあたっては、乳幼児や子どものいる家庭等のニーズや避難行動要支援者等の意見を取り入れる。

また、女性の生理用品等助成に必要な物資や衛生・プライバシー等に配慮する。

(5) 住民の役割分担

特に避難所生活が長期化する場合には、炊事や掃除などの役割を住民が分担するようにし、一部の住民に偏らないよう配慮する。

3 健康管理【医療対策部】

(1) 被災者の健康（身体・精神）状態の把握

- 1) 町及び県は、医師及び保健師等で構成する巡回相談チームを編成し、避難所において被災者の健康（身体・精神）状態の把握及び健康相談を行う。
- 2) 巡回相談で把握した問題等については、個別健康相談票を作成し、チームカンファレンスにおいて、効果的な処遇検討が出来るよう努める。
- 3) 高血圧や糖尿病等慢性疾患患者の医療の確保や治療の継続を支援し、必要に応じて栄養指導を実施する。
- 4) エコノミークラス症候群（深部静脈血栓塞栓症）や生活不活発病等二次的健康障害防止のため水分補給や健康体操等の保健指導を実施する。
- 5) 継続的内服が必要な者で内服薬を被災により紛失した者等に対し、適切に対応する。
- 6) 町は、避難所生活の長期化に伴い、身体的・精神的ストレスが蓄積している被災者を対象に、レクリエーション等を行い、ストレスの軽減に努める。
- 7) 町は、幼児や児童の保育について、避難所に遊び場を確保しボランティア等の協力を得ながら行う。

(2) 避難行動要支援者の把握

町は、避難者の中から避難行動要支援者を早期に把握し、処遇に十分配慮する。必要に応じて福祉避難所への移動、社会福祉施設への緊急入所、避難所内の個室利用等を行う。

(3) 関係機関との連携の強化

町は、支援を必要とする高齢者、障がい者等に必要なケアの実施やニーズに応じて介護・福祉サービス、ボランティア等の支援につなぐための連携や調整を行う。

4 精神保健、心のケア対策【医療対策部】

(1) 心のケア活動の実施

町は保健所の協力を得て、次のことを実施する。

- ① 第1段階
 - ・心の健康相談、巡回相談チームによる避難所への巡回診療及び訪問活動
 - ※必要に応じ心のケアチームによる巡回診療
- ② 第2段階（近隣の精神科医療機関による診療再開）
 - ・継続的な対応が必要なケースの把握、対応
- ③ 第3段階
 - ・仮設住宅入居者及び帰宅者等への巡回診療、訪問活動
 - ・PTSD（心的外傷後ストレス障害）への対応

(2) 遺族、安否不明者の家族等へのケア

保健所及び町は、特に、心理サポートが必要となる遺族、安否不明者の家族、高

齢者、子供、障がい者、外国人に対しては十分に配慮するとともに、適切なケアを行う。

5 避難生活の長期化への対応【避難教育対策部、福祉対策部】

避難所となった各施設管理者は、避難生活が長期化した場合は、被災者の健康等に配慮するとともに、避難所以外の場所での生活を余儀なくされた被災者に対しても必要な配慮を行うものとする。

第3節 ボランティア活動の支援

項目	初動活動期	応急活動期	復旧活動期
	発災から 24時間まで	概ね2日目から7日目まで	概ね 8日目以降
ボランティア へ活動の 支援		1 ボランティア現地本部の開設要請 (福祉対策部・町社会福祉協議会)	⇒
		2 ボランティア「受入窓口」の設置・運営 (福祉対策部・町社会福祉協議会, 県災害対策本部, 県社会福祉協議会)	⇒
		3 ボランティア「受入窓口」との連携・協 力 (福祉対策部)	⇒

第1 基本事項

1 趣旨

大規模な地震災害が発生した場合、震災応急対策を迅速かつ的確に実施するためには、町及び防災関係機関だけでは、十分に対応できないことが予想される。

このため、町は、県、県社会福祉協議会、町社会福祉協議会と協力し、被災者の生活救援のため、ボランティアの協力を得ることにより被害拡大の防止を図る。

2 留意点

(1) ボランティア受入体制の確立

災害発生直後からボランティアが必要となる。そのために、町社会福祉協議会等と連携して、活動拠点、コーディネーター等の設置等、迅速な受入体制が必要である。

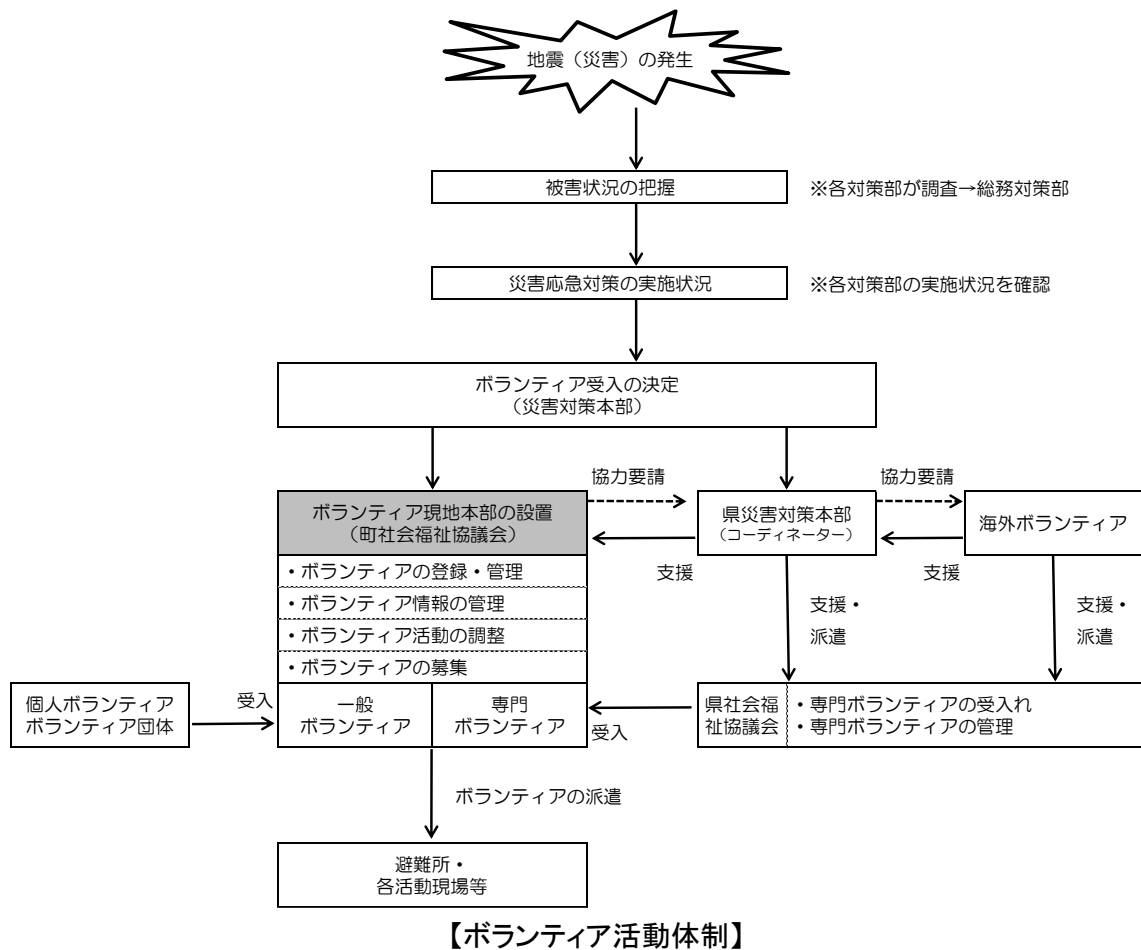
(2) 被災者ニーズの把握

災害時には、効果的なボランティア活動が行えるよう、被災者のニーズを十分に把握し、ボランティアの活動内容の検討、調整及び派遣について速やかに判断することが必要である。

(3) 行政内部の調整

ボランティアが被災地で収集したニーズを行政サービスに反映するように、町、町社会福祉協議会、関係機関との間で調整することが必要である。

第2 対策



1 ボランティア現地本部の開設要請【福祉対策部・町社会福祉協議会】

災害発生後、被害状況の把握を行い、災害応急対策を実施する上で対策要員が不足した場合、又は多数のボランティアの申込が殺到した場合、災害対策本部でボランティア受入の決定を判断する。ボランティア受入が決定された場合、福祉対策部は速やかに町社会福祉協議会にボランティア調整機関としてのボランティア現地本部の開設を要請する。

2 ボランティア「受入窓口」の設置・運営【福祉対策部・町社会福祉協議会、 県災害対策本部、県社会福祉協議会】

(1) 受入体制の確保

町社会福祉協議会は、利根町民すこやか交流センターにボランティア現地本部を設置して、ボランティアの受入体制を確保する。

(2) 「受入窓口」の運営とボランティア現地本部における活動内容

1) ボランティア現地本部における活動内容

ボランティア活動については、その自主性を尊重し、活動方針や運営はボランティア現地本部に、その決定を委ねる

町社会福祉協議会が運営するボランティア現地本部における主な活動内容は、次に示す通りである。

- ① 町及び関係機関からの情報収集
- ② 被災者からのボランティアニーズの把握
- ③ ボランティア活動用資機材、物資等の確保
- ④ ボランティアの受付
- ⑤ ボランティアの調整及び割り振り
- ⑥ 関係機関へのボランティア活動の情報提供
- ⑦ 必要に応じて、ボランティアコーディネーターの応援要請
- ⑧ ボランティア保険加入事務
- ⑨ 関係機関とのボランティア連絡会議の開催
- ⑩ その他被災者の生活支援に必要な活動

特に、「④ ボランティアの受付」については、原則として電話では行わず、活動場所への直接参加を依頼する。また、ボランティアの募集については、町広報紙、マスコミ等を通じて行う。

(3) ボランティアの派遣

ボランティア現地本部は、自らの判断、及び町民並びに災害対策本部からのボランティアニーズ情報に基づき、福祉対策部のコーディネートを担当する職員又はボランティアコーディネーターと協力して、各避難所や活動現場等にボランティアを派遣する。

(4) ボランティア団体等の調整

ボランティア団体の情報収集及び各ボランティア団体間の調整を行う。なお、町で対応しきれない場合等は、県災害対策本部（ボランティアコーディネーター）に協力要請する。

海外ボランティアからのボランティア支援の申し出があった場合は、国・県と協議の上、県災害対策本部（ボランティアコーディネーター）が対応を協議する。

(5) 専門ボランティア

専門ボランティアの派遣は、各対策部からの要請に基づき、福祉対策部が県に協力要請する。また、専門ボランティアの受入等は県社会福祉協議会が行い、必要に応じて町に派遣する。

3 ボランティア「受入窓口」との連携・協力【福祉対策部】

福祉対策部は、ボランティア活動についてコーディネートを担当する職員又はボランティアコーディネーターを配置し、ボランティア現地本部との連絡調整、情報収集・提供、町からの要請を行う。

(1) ボランティア活動の要請

福祉対策部は、各応急活動について必要とするボランティアの種類、人数を調査し、ボランティア現地本部に必要なボランティアの職種、必要人数、活動場所等を伝え、派遣を要請する。

■ ボランティアの種類

区分		活動内容
一般		<ul style="list-style-type: none"> ・炊き出し ・食事の配布 ・水くみ ・清掃 ・救援物資の仕分け・配布 ・情報の収集・提供 ・介助, 手話等
専門	医療・防疫	<ul style="list-style-type: none"> ・医療活動（医師，看護師，臨床検査技師，診療放射線技師，理学療法士，作業療法士） ・調剤業務，医薬品の仕分けや管理，消毒等の防疫指導（薬剤師） ・健康管理・栄養指導（保健師，助産師，栄養士） ・歯科診療（歯科医師，歯科衛生士，歯科技工士） ・メンタルケア（精神保健福祉士，臨床心理士） ・医業類似行為業務の提供（あん摩マッサージ指圧師，はり師，きゅう師）
	語学	外国語通訳・翻訳
	アマチュア無線	非常通信

(2) ボランティアに協力依頼する活動内容

ボランティアに協力依頼する活動内容は、主として次の通りとする。

- 1) 災害・安否・生活情報の収集・伝達
- 2) 避難生活者の支援（水くみ，炊き出し，救援物資の仕分け・配布，高齢者等の介護等）
- 3) 在宅者の支援（高齢者等の安否確認・介護，食事・飲料水の提供等）
- 4) 配送拠点での活動（物資の搬出入，仕分け，配布，配達等）
- 5) その他被災者の生活支援に必要な活動

また、災害の状況及び災害応急対策の実施状況等の情報を提供し、ボランティア活動の円滑化を図るとともに、ボランティア活動からもたらされる情報についても積極的に受け入れる。

(3) ボランティア活動拠点の提供

福祉対策部は、ボランティア活動が効率的に行われるよう公共施設等をボランティア活動拠点として提供する。

(4) ボランティア保険の加入促進

町社会福祉協議会、福祉対策部は、ボランティア活動中の事故に備え、ボランティア保険への加入を推進するとともに、ボランティア保険の広報、助成に努める。

広報によってボランティア保険への加入を促進するとともに、ボランティア保険に助成をするように努める。

(5) 生活支援

ボランティア活動の支援を受ける部は、ボランティアの飲料水、食料、物資等の必要数をまとめ、経済対策部に要請し、供給する。

第4節 ニーズの把握・相談窓口の設置・生活情報の提供

項目	初動活動期	応急活動期	復旧活動期
	発災から 24時間まで	概ね2日目から7日目まで	概ね 8日目以降
広報活動・相談活動		1 ニーズの把握 (避難教育対策部, 福祉対策部)	⇒
		2 相談窓口の設置 (福祉対策部, 総務対策部)	⇒
生活情報の提供		3 生活情報の提供 (総務対策部)	⇒

第1 基本事項

1 趣旨

地震後に被災者が余儀なくされる、不便で不安な生活を支援し、できるだけ早期の自立を促していくためには、きめこまやかで適切な情報提供を行う。また、被災者の多種多様な悩みに対応するため、各種相談窓口を設置する。

2 留意点

(1) 避難行動要支援者への配慮

高齢者、外国人、障がい者等多様な避難行動要支援者の抱える問題は通常より深刻である場合が多いため、ボランティア等との協力のもと積極的にコンタクトをとるよう努める必要がある。

(2) 関係機関・団体との連携

震災後の被災者の相談内容は、その人の生活すべての問題にかかわるため、町のみの体制では十分な対応は困難であることから、日常から関係機関・団体との連携を図ることが必要である。

(3) 的確な情報窓口への振り分け

様々な形で寄せられる問合せに対して、的確な情報窓口への振り分けを行うよう努め、「たらい回し」が発生しないように十分配慮する必要がある。

第2 対策

1 ニーズの把握【避難教育対策部，福祉対策部】

(1) 被災者のニーズの把握

避難教育対策部，福祉対策部は，被災者のニーズ把握を専門に行う職員を避難所等に派遣するとともに，住民代表，民生委員，ボランティア等との連携により，ニーズを集約する。

- 1) 家族，縁故者等の安否
- 2) 不足している生活物資の補給
- 3) 避難所等の衛生管理（入浴，洗濯，トイレ，ゴミ処理等）
- 4) メンタルケア
- 5) 介護サービス
- 6) 家財の持ち出し，家の片付け，引っ越し（荷物の搬入・搬出）

(2) 高齢者等避難行動要支援者のニーズの把握

自力で生活することが困難な高齢者（寝たきり，独居），障がい者等のケアニーズの把握については，県職員・町職員，民生委員，ホームヘルパー，保健師など地域ケアシステムチーム員等の巡回訪問を通じて，各種サービス供給の早期確保を図るとともに，円滑なコミュニケーションが困難な外国人についても，語学ボランティアの活用等により，ニーズ把握に努めるものとする。

- 1) 介護サービス（食事，入浴，洗濯等）
- 2) 病院通院介助
- 3) 話相手
- 4) 応急仮設住宅への入居募集
- 5) 縁故者への連絡

2 相談窓口の設置【福祉対策部，総務対策部】

福祉対策部は，自力で生活することが困難な高齢者，障がい者等のケアニーズを把握する。把握にあたっては，民生委員，避難所の職員のほか，巡回訪問を行うホームヘルパー，ボランティア等からも把握する。

また，外国人についてもボランティア等を通じて把握する。

(1) 災害相談窓口の設置

総務対策部は，町民からの問い合わせや生活相談に対応するため，役場内に相談窓口を設置する。

(2) 相談業務の実施

相談窓口には，町民の相談に対し迅速に対応するため各部の担当者を置く。

また，様々な相談が寄せられるため，あらかじめ，県，関係機関，その他の団体の設置する相談窓口も把握し，紹介できるようにする。相談窓口で扱う事項は，次

のとおりである。

- 1) 生命保険，損害保険（支払い条件等）
- 2) 家電製品（感電，発火等の二次災害）
- 3) 法律相談（借地借家契約，マンション修復，損害補償等）
- 4) 心の悩み（恐怖，虚脱感，不眠，ストレス，人間関係等）
- 5) 外国人（安否確認，震災関連情報等）
- 6) 住宅（仮設住宅，空家情報，公営住宅，復旧工事）
- 7) 雇用，労働（失業，解雇，休業，賃金未払い，労災補償等）
- 8) 消費（物価，必需品の入手）
- 9) 教育（学校）
- 10) 福祉（障がい者，高齢者，児童等）
- 11) 医療・衛生（医療，薬，風呂）
- 12) 廃棄物（ガレキ，ゴミ，産業廃棄物，家屋の解体）
- 13) 金融（融資，税の減免）
- 14) ライフライン（電気，ガス，水道，下水道，電話，交通）
- 15) 手続き（罹災証明，死亡認定等）
- 16) 複合災害に関する相談（例：原発事故に伴う健康・避難・風評被害等）

3 生活情報の提供【総務対策部】

総務対策部は，被災者の生活向上と早期自立のために有意義な情報を各種媒体を活用して積極的に提供する。

(1) テレビ，ラジオの活用

県内のテレビ，ラジオ局，CATV局の協力を得て，定期的に被災者に対する放送を行い，生活情報の提供を行う。なお，聴覚障がい者のために文字放送による情報の提供に努める。

(2) インターネットメールの活用

インターネットポータル会社の協力を得て，災害情報サービスの提供入手が可能となる場を設けるとともに，防災関係機関は情報の提供に努める。

(3) インターネットの活用

ホームページやソーシャル・ネットワーキング・サービス等を活用して，被災者に不可欠な生活情報の提供を行う。

(4) ファクシミリの活用

避難所に対する文書情報の同時提供のため，NTT，電器メーカー等の協力を得て，ファクシミリを活用した，定期的な生活情報の提供を行う。

(5) 震災ニュースの発行

様々な生活情報を集約して，新聞紙面を借り切るなどの措置を講じ，震災ニュースとして，避難所，各関係機関等に広く配布する。

(6) 臨時FM局の設置，運営

阪神・淡路大震災時に設置された様な臨時FM局を設置し，災害復興・被災者支援の専門局として位置付けて運営する方法も考えられる。

設置にあたっては，NHK他の技術的協力及びボランティアの企画運営協力を得るものとする。

第5節 生活救援物資の供給

項目	初動活動期	応急活動期	復旧活動期
	発災から24時間まで	概ね2日目から7日目まで	概ね8日目以降
飲料水、生活用水の供給	1 応急給水の実施 (町、茨城県南水道企業団)	⇒	
食料の供給	2 食料の供給 (総務対策部、経済対策部)	⇒	⇒
生活必需品等物資の供給	3 物資の供給 (経済対策部)	⇒	⇒

第1 基本事項

1 趣旨

災害により、生活に必要な物資の確保が困難になった場合においても、町民の基本的な生活は確保されなければならない。このため、食料、生活必需品、飲料水等の生活救援物資について迅速な供給活動を行う。

2 留意点

(1) 発災時間及びライフライン機能の被害と供給品目との対応

物資の供給にあたっては、災害発生時の季節、時間及びライフライン機能の被害状況を把握し、状況に即した品目を供給するとともに、被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意することが必要である。

(2) 避難所等における被災者数及び被災者の状況の把握

避難所等における被災者数及び被災者の年齢構成、健康状態等を把握し、状況に即した品目の選定及び必要数量の設定を行うことが必要である。

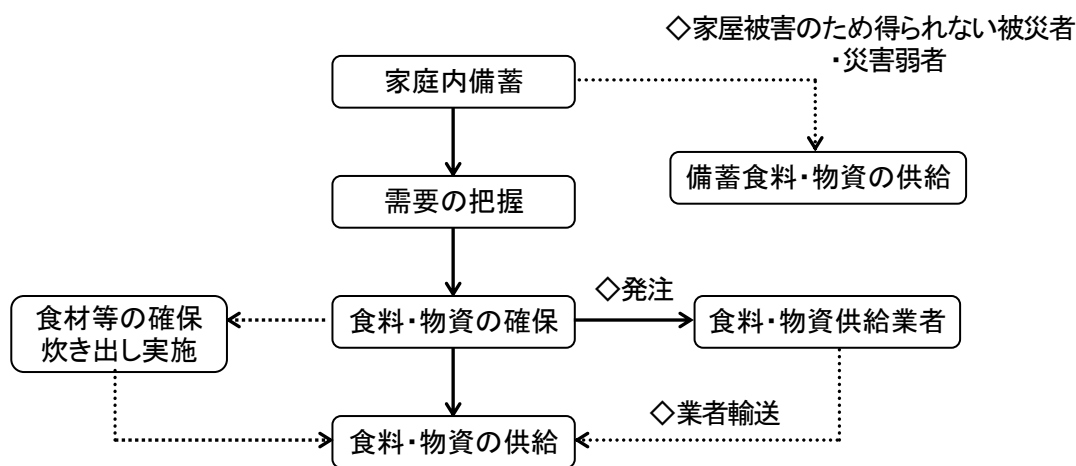
(3) 協力体制の確保

直下型地震など被害が一部の地域に限られる災害が発生した場合には、生活救援物資の供給について、地域間の相互応援が必要である。また、広域的な災害においては、都道府県間等広域での相互応援が必要であるため、日頃より、企業との応援協定も含め、窓口の確認など体制を整備しておく必要がある。

(4) 通信途絶を想定した調達・供給体制の確保

発災直後は、安否確認等により一般回線等のふくそうが予想されるため、代替手段を含めた通信手段の確保や公的備蓄の強化など、通信途絶時の物資の調達・供給体制の整備を図る必要がある。

第2 対策



【物資の供給のながれ】

1 応急給水の実施【町、茨城県南水道事業団】

(1) 優先給水

町は、水道施設の破損等により水の供給が停止した場合、茨城県南水道企業団で給水し、断水地区の重要施設に対し優先給水を行う。給水は、町所有の車両、資機材を用いて行う。

■優先給水先

- ① 救護所
- ② 病院
- ③ 社会福祉施設
- ④ 避難所

(2) 給水活動

1) 需要の把握

町及び茨城県南水道企業団は、水の供給が停止したときは、給水の必要な地域、給水活動の規模を決定するため、需要の把握を行う。

■把握する内容

- ① 断水地区の範囲
- ② 断水地区の人口，世帯数
- ③ 避難所及び避難者数
- ④ 給水所の設置場所

2) 給水活動の準備

町及び茨城県南水道企業団は、次のように給水活動の準備を行う。

■給水活動の準備事項

給水拠点の設定	避難所又は被災地の公園等
活動計画作成	給水ルート, 給水方法, 給水量, 人員配置, 広報の内容・方法等
応援要請	自衛隊, 他水道事業者
給水資機材の確保	水槽積載車(不足するときは自衛隊, 他水道事業体に要請) 備蓄品(不足するときは業者から確保)

3) 水源の確保

茨城県南水道企業団は、地震発生直後に浄水場の制水弁等の操作を行い、水源の確保を図る。また、緊急の場合は、小・中学校の受水槽、防火用貯水槽等を給水源として利用する。この場合、機械的処理(ろ水機等)、薬剤投入、煮沸消毒等を施す等安全性に特に留意する。

4) 給水活動

町及び茨城県南水道企業団は、浄水場から給水拠点に水槽積載車で運搬する。町及び茨城県南水道企業団は、給水拠点において、避難教育対策部との協力のものと町が所有している飲料水袋に給水する。

なお、復旧に長期を要するときは、応急仮設配管などの措置をとる。

5) 備蓄

町では飲料水袋を約1万枚備蓄しており、各給水所で配布する。

また、県南総合防災センターでは、構成8市町村分の非常用飲料水(ペットボトル)を常時保管している。

6) 給水基準

1日1人3リットル

[応急給水の目標設定例]

地震発生からの日数	目標水量	町民の水の運搬距離	主な給水方法
地震発生～3日まで	3ℓ/人・日	概ね1km以内	耐震貯水槽, タンク車で
10日	20ℓ/人	概ね250m以内	配水幹線付近の仮設給水栓
21日	100ℓ/人・日	概ね100m以内	配水支線上の仮設給水栓
28日	被災前給水量 (約250ℓ/人・日)	概ね10m以内	仮配管からの各戸給水共用栓

(注) 医療施設, 避難所, 災害対策本部拠点等の重要施設への給水は、地震発生直後か

ら確保する。

(3) 民間井戸の活用

町は、断水地区の井戸所有者に井戸の使用を要請する。また、広報車等で井戸利用の広報を行う。

茨城県南水道企業団は、車両輸送が困難な場合や配水管の破損等による一時的な断水が生じた場合など、井戸水等を飲用しなければならない場合は、飲用の適否を調べるための検査を行う。検査を行うことができない場合は、県に検査の実施を要請することができる。

(4) 給水広報

町又は茨城県南水道企業団は、給水拠点に「応急給水所」の看板を掲示し、広報車にて給水場所、給水時間等を広報することとし、町も広報活動を行う。

2 食料の供給【総務対策部、経済対策部】

(1) 備蓄食料の供給

地震発生直後は、原則として町民の家庭内備蓄の食料をあてる。家屋が被災したため食料がない避難者には、町の備蓄食料をあてる。総務対策部、経済対策部は、避難所に備蓄食料を運び避難者に供給する。

(2) 食料の確保

1) 食料供給の対象者

食料供給の対象者は、次のとおりである。

■食料供給の対象者

- ① 避難指示等に基づき避難所に収容された人
- ② 住家が被害を受け、炊事の不可能な人
- ③ 旅行者、町内通過者などで他に食料を得る手段のない人
- ④ 災害応急活動従事者※
- ⑤ 食料供給システムが麻痺し、食料の調達が不可能となった人

※これらの者は、災害救助法の実費弁償の対象外である。

2) 需要の把握

経済対策部は、避難所等の被災者に対して、食料を供給するために必要な量を把握する。

■需要の把握方法

- ① 避難所での必要量は、避難教育対策部が把握する。
- ② 職員の必要量は、総務対策部が把握する。
- ③ 応援者の必要量は、各担当部が把握し、総務対策部が一括する。
- ④ 把握した食料の必要量は、経済対策部に報告する。

3) 食料の確保

経済対策部は、報告された必要量に基づき、業者に食料を発注する。業者だけで不足するときは、県及び近接市町村に対して食料の供給を要請する。

米穀（米飯を含む）、パン及びおかゆ等の主食のほか、必要に応じて漬物及び野菜等の副食、味噌、醤油及び食塩等の調味料についても給与するよう配慮する。なお、乳児に対する給与は、原則として粉ミルクとする。

■ 1食分の給与基準

- ① 乾パン 1食当たり 1パック（5枚）
- ② 米穀 1食当たり精米 200g 以内
- ③ 食パン 1食当たり 200g（約半斤）以内
- ④ 調整粉 1日当たり 150g 以内

4) 政府所有の米穀・乾パンの調達

災害救助法が適用され応急食料が必要と認められる場合、本部長は知事を通じ、農林水産省生産局長に対し、「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領（平成 21 年 5 月 29 日付け 21 総食第 113 号総合食料局長通知）」に基づき災害救助用米穀等の緊急引渡しを要請し、必要量を確保する。

(3) 食料の供給

1) 食料の輸送

食料の輸送は、原則として食料調達業者に避難所等まで輸送するように依頼する。食料調達業者が輸送困難なときは、物資供給拠点に集積し、各避難所の必要量に仕分けをした後、町有車両又は輸送業者に要請して輸送する。

2) 食料の分配

避難所では、避難教育対策部が避難所運営委員会、ボランティア等の協力により食料を分配する。各戸に分配するときは、自主防災組織、自治会等が分配する。分配、保管にあたっては、食中毒等が発生しないように衛生に十分留意する。

(4) 炊き出しの実施

経済対策部は、住民組織、自衛隊、ボランティア等と協力し避難所の学校の校庭、あるいは学校の調理室等で炊き出しを実施する。

経済対策部は、炊き出しに使用する調理器具、燃料、食材を準備する。

3 物資の供給【経済対策部】

(1) 物資供給の対象者

物資供給の対象者は、次のとおりである。本部長は、このうち特に必要と認められる者に支給する。

■物資供給の対象者

- ① 避難指示等に基づき避難所に収容された人
- ② 住家が被害を受け、日常生活に大きな支障をきたしている人
- ③ 災害応急活動従事者
- ④ 物資供給システムが麻痺し、生活必需品の調達が不可能となった人

(2) 需要の把握

物資の必要量の把握は、食料と同様に行う。

(3) 物資の調達

経済対策部は、報告された必要量に基づき、業者に物資を発注する。業者だけで不足するときは、県及び近接市町村に対して物資の供給を要請する。

- ① 寝具（毛布等）
- ② 日用品雑貨（石鹸，タオル，歯ブラシ，歯磨き粉，トイレットペーパー，ゴミ袋，軍手，バケツ，洗剤，洗濯ロープ，洗濯バサミ，蚊取線香，携帯ラジオ，老眼鏡，雨具，ポリタンク，生理用品，ティシュペーパー，ウェットティッシュ，紙おむつ等）
- ③ 衣料品（作業着，下着，靴下，運動靴等）
- ④ 炊事用具（鍋，釜，やかん，包丁，缶切等）
- ⑤ 食器（箸，スプーン，皿，茶碗，紙コップ，ほ乳ビン等）
- ⑥ 光熱材料（ローソク，マッチ，懐中電灯，乾電池，LPガス容器一式，コンロ等付属器具，卓上ガスコンロ等）
- ⑦ その他（ビニールシート等）

(4) 物資の供給

1) 物資の輸送

物資の輸送は、原則として物資調達業者に依頼する。物資調達業者が輸送困難なときは、輸送業者に要請する。

2) 物資の保管

調達した物資の保管が必要なときは、物資拠点に保管する。

3) 物資の分配

避難教育対策部は、各避難所等を配給場所として、避難所運営委員会、ボランティア等の協力のもとに分配する。各戸に分配するときは、自主防災組織、自治会等が分配する。

(5) 物資の受入れ

経済対策部、避難教育対策部は、救援物資を保管・管理するために役場に物資保管センターを開設する。経済対策部は、ボランティア等の協力により、物資を受入れ、在庫を管理する。物資供給の請求があったときは、輸送業者に避難所まで輸送を要請する。

第6節 避難行動要支援者の安全確保対策

項目	初動活動期	応急活動期	復旧活動期
	発災から24時間まで	概ね2日目から 7日目まで	概ね 8日目以降
避難行動要支援者の安全確保対策	1 社会福祉施設入所者等に対する安全確保対策 (各施設管理者, 福祉対策部)	⇒	
	2 避難行動要支援者に対する安全確保対策 (福祉対策部)	⇒	
	3 外国人に対する安全確保対策 (福祉対策部)	⇒	

第1 基本事項

1 趣旨

地震災害時には、避難行動要支援者は自力では避難できないことや、視聴覚や音声・言語機能の障がいからの確な避難情報の把握や地域住民との円滑なコミュニケーションが困難になること等により、非常に危険な、あるいは不安な状態に置かれることとなる。

このため、避難誘導、安否確認、救助活動、搬送、情報提供、保健・福祉巡回サービスの実施、相談窓口の開設等あらゆる段階で避難行動要支援者の実情に応じた配慮を行い、避難行動要支援者の安全確保対策を的確に行えるよう、状況把握を早期に行うことが必要である。

(1) 行政と地域住民及びボランティア等との協力体制の確保

避難行動要支援者に対する応急救助活動の実施にあたっては、地域住民やボランティア組織等、地域全体での協力体制を確保する必要がある。

第2 対策

1 社会福祉施設入所者等に対する安全確保対策【各施設管理者、福祉対策部】

(1) 救助及び避難誘導

施設等管理者は、避難誘導計画に基づき、入所者等を安全かつ速やかに救助及び避難誘導を実施する。

町は、施設等管理者の要請に基づき、必要な援助の内容を把握し、速やかに援助のために必要な連絡調整を行う。また、援助可能な社会福祉施設及びボランティア組織等にも協力を要請する。

(2) 搬送及び受入先の確保

施設等管理者は、災害により負傷した入所者等を搬送するための手段や受入先の確保を図る。

町は、施設等管理者の要請に基づき、関係機関と連携し、安全に搬送するための救急自動車等を確保するとともに、病院等の医療施設及び他の社会福祉施設等受入れ先を確保する。

(3) 食料、飲料水及び生活必需品等の調達

施設等管理者は、食料、飲料水、生活必需品等についての必要数量を把握し供給するとともに、不足が生じた時は、町等に対し応援を要請する。

町は、施設等管理者の要請に基づき、食料、飲料水、生活必需品等の調達及び配布を行う。

(4) 介護職員等の確保

施設等管理者は、介護職員等を確保するため、施設間の応援協定に基づき、他の社会福祉施設及び町等に対し応援を要請する。

町は、施設等管理者の要請に基づき、介護職員等の確保を図るため、他の社会福祉施設やボランティア等へ協力を要請する。

(5) 巡回相談の実施

町は、被災した施設入所者や他の施設等に避難した入所者等に対して、近隣住民（自主防災組織）、ボランティア等の協力により巡回相談を行い、避難行動要支援者の状況やニーズを把握するとともに、各種サービスを提供する。

(6) ライフライン優先復旧

電気、ガス、水道等の各ライフライン事業者は、社会福祉施設機能の早期回復を図るため、優先復旧に努める。

2 避難行動要支援者に対する安全確保対策【福祉対策部】

(1) 安否確認, 救助活動

町は, 在宅サービス利用者名簿等を活用し, 民生委員, 近隣住民(自主防災組織), 福祉団体(社協, 老人クラブ等), ボランティア組織等の協力を得て, 居宅に取り残された避難行動要支援者の安否確認, 救助活動を実施する。

特に, あらかじめ定める避難の情報に関する伝達マニュアルや避難支援計画に基づく適切な避難支援を実施する。

(2) 搬送体制の確保

町は, 避難行動要支援者の搬送手段として, 近隣住民(自主防災組織)等の協力を得るとともに, 救急自動車や社会福祉施設所有の自動車により行う。また, これらが確保できない場合, 県等に輸送車両の派遣を要請する。

(3) 避難行動要支援者の状況調査及び情報の提供

町及び県は, 民生委員, ホームヘルパー, 点訳・朗読・手話・要約筆記の奉仕員等及びボランティア等の協力を得てチームを編成し, 在宅や避難所等で生活する避難行動要支援者に対するニーズ把握など, 状況調査を実施するとともに, 保健・福祉サービス等の情報を随時提供する。

(4) 食料, 飲料水及び生活必需品等の確保並びに配布を行う際の避難行動要支援者への配慮

町は, 避難行動要支援者に配慮した食料, 飲料水, 生活必需品等を確保する。なお, 福祉避難所の食料品の備蓄に当たっては, メニューの多様化, 栄養バランスの確保に留意し, 食事療法を必要とする内部障がい者や食物アレルギーがある者などへ配慮する。また, 配布場所や配布時間を別に設けるなど避難行動要支援者に配慮した配布を行う。

(5) 保健・医療・福祉巡回サービス

町及び県は, 医師, 民生委員, ホームヘルパー, 保健師など地域ケアシステムの在宅ケアチーム員等によりチームを編成し, 住宅, 避難所等で生活する避難行動要支援者に対し, 巡回により介護サービス, メンタルケアなど各種保健・医療・福祉サービスを実施する。

(6) 保健・医療・福祉相談窓口の開設

町は, 災害発生後, 直ちに保健・医療・福祉相談窓口を開設し, 総合的な相談に応じる。

(7) 避難行動要支援者等関係者の安全確保

町は, 避難行動要支援者等関係者本人又はその家族等の生命及び身体の安全を守ることが大前提であるため, 避難行動要支援者等関係者が可能な範囲で避難支援を行えるよう避難行動要支援者等関係者の安全確保に十分に配慮するように努める。

3 外国人に対する安全確保対策【福祉対策部】

(1) 外国人の避難誘導

県及び県国際交流協会は、町の要請に基づき、語学ボランティアに協力を要請する。

町は、広報車や防災無線などを活用して、外国語による広報を実施し、外国人の安全かつ速やかな避難誘導を行う。

(2) 安否確認、救助活動

町は、警察、近隣住民（自主防災組織）、語学ボランティア等の協力を得て、住民登録等に基づき外国人の安否の確認や救助活動を行う。

(3) 情報の提供

1) 避難所及び在宅の外国人への情報提供

町、県及び県国際交流協会は避難所や在宅の外国人の安全な生活を支援、確保するため、地域国際化協会連絡協議会等や、語学ボランティアの協力による災害多言語支援センター設置により、外国人に配慮した継続的な生活情報の提供や、チラシ、情報誌などの発行、配布を行う。

2) テレビ、ラジオ、インターネット通信等による情報の提供

町及び県は、外国人に適正な情報を伝達するため、テレビ、ラジオ、インターネット通信等を活用して外国語による情報提供に努める。

(4) 外国人相談窓口の開設

県は、県国際交流協会と連携し、語学ボランティアの協力を得て、災害に関する外国人の「相談窓口」を協会内に開設し、総合的な相談に応じる。

町においても、速やかに外国人の「相談窓口」を設置し、生活相談に応じる。

また、町及び県は「相談窓口」のネットワーク化を図り、外国人の生活相談に係る情報の共有化に努める。

(5) 語学ボランティア「受入窓口」の設置・運営等

1) 受入体制の確保

県国際交流協会は、災害発生後直ちに「受入窓口」を開設し、語学ボランティアの受入体制を確保する。

2) 「受入窓口」の運営

県国際交流協会が運営する「受入窓口」における主な活動内容は、次に示す通りである。

- ① 語学ボランティアの募集、受入れ、登録
- ② 町や県等からの依頼に応じて語学ボランティアへの協力依頼、紹介
- ③ その他

3) 語学ボランティアの活動内容

語学ボランティアの主な活動内容は、次に示すとおりである。

- ① 外国語の通訳

- ② 外国語の資料の作成・翻訳
 - ③ その他，外国人被災者の語学支援に必要な活動
- 4) 語学ボランティア「受入窓口」との連携・協力
- 県は災害発生後，「担当窓口」の職員が県内部及びボランティア「受入窓口」との連絡調整，情報の収集や提供及び広報活動等を行う。

第7節 応急教育

項目	初動活動期	応急活動期	復旧活動期
	発災から24時間まで	概ね2日目から7日目まで	概ね 8日目以降
応急教育対策	1 児童・生徒の安全確保 (避難教育対策部)	2 児童・生徒の安否確認 (避難教育対策部)	
	4 避難所への協力 (避難教育対策部)	3 応急教育 (避難教育対策部)	→
応急保育対策	5 園児等の安全確保 (福祉対策部, 避難教育対策部)	→	
		6 応急保育の実施 (福祉対策部, 避難教育対策部)	→

第1 基本事項

1 趣旨

災害のため、平常の学校教育の実施が困難となった場合は、教育委員会は、県教育委員会、学校長等と緊密に連携し、関係機関の協力を得て児童・生徒の安全及び教育を確保していくものとする。

また、保育所においても、学校と同様な措置をとる。

2 留意点

(1) 発災時間と応急対策との関連

災害の発生時間が登校時間、在校時間、あるいは夜間・休日となる場合も考えられ、そうしたすべてのケースにも対応し得るよう、発災時の対応マニュアル、連絡

体制等の整備及び訓練の充実等が必要である。

(2) 想定される地震の種類と対策の対応

被災地域が局所的となるような直下型地震が発生した場合は、被害が軽微であった地域と、学校間での施設、教職員等に関する相互協力体制を確立することが必要である。

(3) 避難所との共存

教育施設であると同時に避難所でもあることから、学校関係者と地域住民との融和・共存を図ることが必要である。

第2 対策

1 児童・生徒の安全確保【避難教育対策部】

(1) 避難の指示

校長等は、的確に災害の状況を判断し、屋外への避難の要否、避難場所等を迅速に指示する。

なお、状況によっては、教職員は個々に適切な指示を行うものとする。

町、各学校は、停電等により校内放送設備等が使用できない場合を想定し、電池式可搬型拡声器等の整備に努めるとともに、情報の連絡方法や伝達方法を定めておくものとする。

(2) 安全の確保

学校長は、地震が発生した場合、地震関連情報を収集するとともに児童・生徒の安全を確保する。ガスの漏出、火災等により危険がある場合は、消防対策部等と連携の上、校外の安全な避難所に避難誘導する。

(3) 下校時の危険防止

学校長は、下校途中における危険を防止するため、児童・生徒に必要な注意を与える。被災状況によっては、通学区域ごとの集団下校、教職員による引率等の措置をとる。

なお、通学路の安全について、日頃から点検に努めるものとする。

(4) 校内保護と保護者への引き渡し

学校長等は、災害の状況により、児童生徒等を下校させることが危険であると認める場合は、校内に保護し、速やかに保護者への連絡に努めるものとする。この場合、速やかに町に対し、児童生徒数等や保護の状況等必要な事項を報告する。また、保護者との連絡がとれない場合は、保護者への引き渡しができるまで校内での保護を継続するものとする。

なお、通信網の遮断等を想定し、児童生徒等の引き渡し方法等について、日頃から保護者と連携を図り、共通理解に努めるものとする。

(5) 保健衛生

町、各学校は、帰宅できず校内で保護する児童生徒等のため、日頃から飲料水、食料、毛布等の備蓄に努めるものとする。

また、校長等は、災害時において、建物内外の清掃等、児童生徒等の保健衛生について必要な措置を講ずるものとする。

2 児童・生徒の安否確認【避難教育対策部】

地震発生が夜間・休日等に発生した場合、避難教育対策部は、学校長を通じて、児童・生徒・教職員の安否の確認を行う。

また、児童・生徒が町外へ疎開した場合は、保護者からの届出、教職員による訪問等により「疎開児童・生徒」リストを作成する。これにより「疎開先」に対する照会や児童・生徒への連絡を行う。

3 応急教育【避難教育対策部】

(1) 場所の確保

学校長は、施設の被害状況を調査し、避難教育対策部と連携を取りつつ、応急教育のための場所を確保する。

■応急教育の場所

被害の程度	応急教育のための予定場所
校舎の一部が被害を受けた場合	① 被害を免れた学校内施設
校舎の全体が被害を受けた場合	① 文化センター等の公共施設 ② 隣接学校の校舎
特定の地域について相当大きな被害を受けた場合	① 最も近い被災のない地域の学校、公共施設 ② 応急仮設校舎の設置

(2) 応急教育の準備

避難教育対策部及び学校長は、臨時の学級編成等を行い、児童・生徒及び保護者に授業再開を周知する。教職員が被災し、十分な人員を確保できない場合は、県教育委員会と連携して学級編成の組み替え、近隣学校からの応援等により対処する。

(3) 応急教育の活動要領

応急教育において実施する指導内容、教育内容については、特別計画を立案する。授業不可能な場合にあっても、家庭学習の方法等について指導し、学力の低下を防止する。

■ 応急教育の留意事項

教育内容	教科書、学用品等の損失状況を考慮する。特に、健康指導、生活指導、安全教育を指導する。
生活指導	① 児童・生徒相互の助け合い精神を育て、災害時の集団生活を指導する。 ② 関係機関、医師会、その他専門家と連携協力して、児童・生徒の「こころのケア」対策を行う。

(4) 衛生

学校内における児童・生徒の救護は、原則として当該学校医、養護教諭等があたえる。学校長は、清掃、飲料水等の衛生に留意をする。また、児童・生徒の健康診断、衛生指導等が必要な場合は、医療対策部に要請する。

(5) 学校給食

学校給食は、災害復旧又は社会の混乱が沈静化するまで原則として行わない。

(6) 学用品の給与

災害により学用品を失った児童、生徒に対し、必要な教材、学用品を給与する。避難教育対策部は、学校長を通じて給与の対象となる児童・生徒数を把握し、罹災者名簿及び学籍簿と照合する。

学用品、文房具については、被害状況別、小中学校別に学用品購入（配分）計画表を作成する。教科書、文房具、学用品は、町内の業者から一括購入し、学校ごとに分配する。

(7) 教職員の確保

町教育委員会は、災害発生時における教職員の確保のために次の措置を講じるものとする。

- 1) 災害の規模、程度に応じた教職員の参集体制を整備する。
- 2) 教職員の不足により、応急教育の実施に支障がある場合は、学校間における教職員の応援、教職員の臨時採用等必要な教職員の確保を図る。

4 避難所への協力【避難教育対策部】

(1) 避難所との共存

学校が教育の場としての機能と、避難所としての機能を有するために、災害応急対策を行う担当対策部、教育委員会、学校は事前に次の措置を講ずるものとする。

- 1) 町は、学校を避難所に指定する場合、教育機能維持の視点から使用施設について、優先順位を教育委員会と協議する。
- 2) 町は、避難所に指定する学校の担当職員を決め、教育委員会、学校、自主防災組織等と災害時の対応を協議し、それぞれの役割分担を明確にする。
- 3) 避難所に指定された学校は、あらかじめ教職員の役割を明確にし、教職員間で共通理解しておくとともに、マニュアル等を整備する。

4) 学校は、帰宅できず校内で保護している自校の児童生徒等への対応と、避難してきた地域住民等への対応の双方に留意する。

5) 避難所に指定されていない学校においても、災害時には地域住民等が避難してくることを想定し、避難所と同様の対応ができるよう努める。

(2) 避難所開設に関する協力

学校長又はその他の教職員は、被災した地域等からの避難者があった場合は、避難者を体育館等のスペースに誘導する。その後、直ちに災害対策本部にその旨連絡する。また、断水等によりトイレが使用できないことや、校舎内の無断使用を避けるため、避難者の代表（自治会長等）と、使用する施設について協議する。

(3) 避難所運営に関する協力

学校長は、避難教育対策部及び避難所担当職員と使用する学校、教職員の役割等を協議する。

また、可能な限り学校教職員を避難所運営に従事協力させる。この場合の期間は、授業が再開するまでをめやすとする。

5 園児等の安全確保【福祉対策部、避難教育対策部】

(1) 安全の確保

各保育所及び幼稚園、認定子ども園では、地震等が発生した場合、地震関連情報を収集するとともに園児、職員の安全を確保する。ガスの漏出、火災等により危険がある場合は、消防対策部等と連携のうえ、園外の安全な避難所に避難誘導をする。

(2) 園児の保護

園長は、保護者の迎えがない場合は、園児を保育所及び幼稚園、認定子ども園にて保護する。

(3) 園児等の安否確認

災害発生後、福祉対策部及び避難教育対策部は、園長を通じて園児、職員の安否確認を行うとともに、保護者の所在、安否情報の把握に努める。

6 応急保育の実施【福祉対策部、避難教育対策部】

園長は、施設の被害状況を把握し、福祉対策部及び避難教育対策部と連携し、復旧に努める。

既存施設において保育等の実施ができない場合、臨時的な保育所又は幼稚園を設け、保育等を実施する。

交通機関の不通、保護者の被災等で通園に支障をきたす場合は、近隣の保育園で保育することができる。

また、災害に関する理由により、緊急に保育が必要な場合は、保育措置の手続きを省き、一時的保育を行うよう努める。

第8節 帰宅困難者対策

項目	初動活動期	応急活動期	復旧活動期
	発災から24時間まで	概ね2日目から 7日目まで	概ね 8日目以降
帰宅困難者対策	1 町の取り組み (総務対策部)	⇒	
	2 企業等の取り組み (各事業所)	⇒	
	3 各学校の取り組み (避難教育対策部, 総務対策部)	⇒	

第1 基本事項

1 趣旨

地震発生直後においては、救助・救援活動、消火活動、緊急輸送道路の応急活動を迅速・円滑に行う必要があり、帰宅困難者等の発生による混乱等を防止するため、「むやみに移動を開始しない」という基本原則や安否確認手段について平時から積極的に広報するとともに、企業等に対して、従業員等を一定期間事業所等内に留めておくことができるよう、必要な備蓄等を促す必要がある。

2 留意点

(1) 自助・共助・公助による対応

帰宅困難者対策への備えを万全とするためには、自助・共助・公助による総合的な対応が不可欠である。

第2 対策

1 町の取り組み【総務対策部】

(1) 普及啓発

企業等における一斉帰宅抑制が実行性あるものとなるように安否確認方法等の周知や備蓄の促進等必要な対策を実施するとともに、各企業等に一斉帰宅抑制に係る普及啓発を行う。

(2) 備蓄の確保

町は、帰宅できず町内に滞留する通勤者や観光客等帰宅困難者のために、日頃から飲料水、食料、毛布等の備蓄に努めるものとする。

(3) 情報提供

町は、交通事業者等との連携を図り、路線バス等の運行状況を把握し、関係者等への情報提供に努める。

(4) 交通事業者との連携体制の整備

町は、帰宅困難者の発生が予想される公共交通機関等がある場合には、交通事業者と災害時の対応や備蓄等について、地域も含め、体制を構築しておく必要がある。

2 企業等の取り組み【各事業所】

(1) 従業員の待機

企業等は、交通機関が運行停止となり、見通しが立たない場合には、建物や事業所周辺の被災状況を確認の上、従業員等の安全を確保するため、従業員等を一定期間留めるよう努めるものとする。

(2) 備蓄の確保

企業等は、従業員が事業所内に待機できるよう、3日分の必要な水、食料、毛布などの物資の備蓄に努めるものとする。

(3) 環境整備

企業等は、従業員等を一定期間事業所内に留めておくことが可能となるよう、事業所建物の耐震化、家具類の転倒・落下・移動防止、ガラスの飛散防止など、従業員等が安全に待機できる環境整備に努めるものとする。

(4) 事業継続計画等への位置づけ

企業等は、BCP（事業継続計画）等において、大規模災害発生時における従業員等の待機及び帰宅の方針をあらかじめ定めておき、従業員に周知しておくものとする。

(5) 安否確認方法の周知

企業等は、大規模災害時には、電話がふくそうすることを踏まえ、事業所と従業員間の安否確認方法をあらかじめ定めるとともに、従業員とその家族間においても災害時伝言掲示板や災害用伝言ダイヤル171、ソーシャル・ネットワーキング・サービス等の複数の安否確認手段をあらかじめ確認し、当該手段を利用するよう周知しておくものとする。

(6) 町、自主防災組織等との連携

企業等は、町や自主防災組織等と、大規模地震発生時の対応を事前にとり決めておくなど日頃からの連携に努めるものとする。

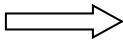
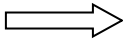
3 各学校の取り組み【避難教育対策部，総務対策部】

(1) 帰宅困難者への情報提供

あらゆる災害を想定しながら，情報を入手する体制の整備や，情報の提供方法の構築に努める。

(2) 飲料水等の備蓄

第9節 義援物資対策

項目	初動活動期	応急活動期	復旧活動期
	発災から 24時間まで	概ね2日目から7日まで	概ね 8日目以降
義援物資対策		1 義援物資情報の収集・発信 (経済対策部) 2 物資の受入れ (経済対策部)	 

第1 基本事項

1 趣旨

大規模災害時には、全国から提供される多くの義援物資を受け入れ、迅速・的確に被災地へ配送しなければならない。このため、被災地が必要としているものを的確に把握し、効率的に配分することが必要となる。

2 留意点

(1) 被災地ニーズの把握

被災地ニーズは、時間と共に変化することに留意し、ニーズに沿った物資を迅速に現地へ配送することが必要である。

(2) 被災地情報の発信

義援物資が被災地に与える影響について、提供申出者に正しく理解してもらうことが必要である。

(3) 民間力の活用

大量の義援物資を迅速・的確に配送するためには、物流業者等民間の資機材や施設、人材、ノウハウを有効に活用する必要がある。

第2 対策

1 義援物資情報の収集・発信【経済対策部】

- 1) 町は、各避難所等における必要な物資・数量を集約し、不足する場合には、県に対し、要請を行う。
- 2) 町は、各避難所等のニーズ及び受入れ方針等を、町ホームページ等を通じて情報発信する。

2 物資の受入れ【経済対策部】

(1) 受入施設

町は、防災活動拠点等指定した管理・配送拠点施設を活用し、被災地が必要としている物資を受け入れる。大規模災害時に保管スペースが不足する場合に備え、町役場に物資保管センターを開設する。

(3) 物資の配送

町は、物資の配送にあたっては、町有車両のほか、町内のトラック業者等に要請し、実施する。

第10節 愛玩動物の保護対策

項目	初動活動期	応急活動期	復旧活動期
	発災から 24時間まで	概ね2日目から7日まで	概ね8日目以降
愛玩動物の 保護対策		1 飼い主不明及び負傷した愛 玩動物の保護 (環境対策部, 各施設管理者)	⇒
		2 避難所における動物の適正 飼養に係る措置 (総務対策部, 避難教育対策部, 消防対策部)	⇒

第1 基本事項

1 趣旨

災害時には、飼い主不明の動物や負傷動物が多数生じると同時に、多くの動物が飼い主とともに避難所に避難してくることが予想される。このため、町は、動物愛護の観点から、県等関係機関や県獣医師会、動物愛護関係団体等と協力体制を確立し、愛玩動物の保護及び適正飼養について支援する。

2 留意点

(1) 愛玩動物の保護及び適正飼養

災害時における動物の避難等は、原則、飼い主が責任をもって行うものとするが、県は、飼い主が避難所に愛玩動物と同行避難できるよう町と協力して必要な措置を講ずるとともに被災した愛玩動物の保護に努めることとなっている。

(2) 協力体制の確立

町は、愛玩動物の保護や適正飼養に関し、県が設置する「動物救護本部」と連携を取って対処する。

第2 対策

1 飼い主不明及び負傷した愛玩動物の保護【環境対策部, 各施設管理者】

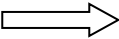
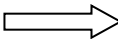
町は、県と協力して、住民避難の際に被災地に残された愛玩動物の保護を行うとともに、関係機関等と協働して愛玩動物の一時預かりや、飼い主の発見に努めるものと

する。

2 避難所における動物の適正飼養に係る措置【環境対策部，避難教育対策部，消防対策部】

町は，自らが設置する避難所の隣接した場所に愛玩動物を受け入れられるよう配慮するとともに，県や関係機関等と共同して適正飼養の支援に努める。

第11節 災害救助法の適用

項目	初動活動期	応急活動期	復旧活動期
	発災から 24時間まで	概ね2日目から7日目まで	概ね8日目以降
災害救助法の適用	1 被害状況の把握及び認定 (総務対策部, 福祉対策部)	 2 災害救助法の適用基準 (総務対策部, 福祉対策部) 3 災害救助法の適用手続き (総務対策部, 福祉対策部) 5 郵政事業に係る特別取扱い (日本郵便株式会社)	4 災害救助法による救助 (総務対策部, 福祉対策部) 

第1 基本事項

1 趣旨

町の被害が一定基準以上であり、かつ応急的な救助を必要とする場合、災害救助法の適用による救助を行うことにより、被災者の保護と社会の秩序の保全を図るものとする。

2 留意点

(1) 被災情報の迅速な収集及び伝達体制の整備

災害救助法の適用の判断及びその手続きを行うにあたり、被害の把握及び認定の作業を迅速かつ的確に行う必要がある。このため、被害情報の収集及び伝達体制を整備しておくことが必要である。

(2) 救助の実施に必要な関係帳票の整備

救助の実施にあたっては、各救助毎に帳票の作成義務があるので、災害時に遅滞なく救助業務を実施するため、救助関係帳票を事前に準備するとともに、作成方法等についても習熟しておくことが必要である。

第2 対策

1 被害状況の把握及び認定【総務対策部、福祉対策部】

災害救助法の適用にあたっては、町が被害状況の把握及び認定を、次の基準で行う。

(1) 被災世帯の算定

被災世帯の算定は、住家が全壊、全焼、流失等により滅失した世帯を1世帯とし、住家が半焼、半壊等著しく損傷した世帯については1/2世帯、床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住不能となった世帯にあっては1/3世帯とみなして算定する。

(2) 住家の滅失等の算定

1) 住家の全壊、全焼、流失

住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積が、その延床面積の70%以上に達した程度のもの、又は、住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のもの。

2) 住家の半壊、半焼

住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積が、その延床面積の20%以上70%未満のもの、又は、住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のもの。

3) 住家の床上浸水

1) 及び2) に該当しない場合であって、浸水がその住家の床上に達した程度のもの、又は、土砂、竹木等の堆積等により一時的に居住することができない状態となったもの。

(3) 住家及び世帯の単位

1) 住家

現実に居住のために使用している建物をいう。ただし、耐火構造のアパート等で居住の用に供している部屋が遮断、独立しており、日常生活に必要な設備を有しているもの等は、それぞれ1住家として取り扱う。

2) 世帯

生計を一にしている実際の生活単位をいう。

2 災害救助法の適用基準【総務対策部、福祉対策部】

災害救助法の適用基準は、災害救助法施行令第1条に定めるところによるが、災害による被害が、次に掲げる基準に該当し、知事が救助を必要と認めたとき、市町村単位にその適用地域を指定し実施する。

- (1) 町における全壊、全焼、流失等による住家の滅失した世帯数が50世帯以上に達したとき。(災害救助法施行令第1条第1項第1号)

- (2) 茨城県の区域内の被害世帯数が、2,000世帯以上であって、町内の被害世帯数が25世帯以上であること。(災害救助法施行令第1条第1項第2号)
- (3) 茨城県の被害世帯数が、9,000世帯以上あって、町内の被害世帯数が多数あること。(災害救助法施行令第1条第1項第3号)
- (4) 町村の被害が(1)(2)及び(3)に該当しないが、災害にかかった者の救護を著しく困難とする内閣府令で定める特別の事情がある場合で、かつ多数の住家が滅失した場合、又は多数の者が生命、身体に危害を受け、あるいは受けるおそれが生じた場合であって、内閣府令で定める基準に該当したとき。(災害救助法施行令第1条第1項第4号)

3 災害救助法の適用手続き【総務対策部、福祉対策部】

(1) 町の被害状況報告

福祉対策部は、自地域内の被災状況、救助の措置に関する情報を収集し、知事に対して報告する。

(2) 県の被害状況報告及び災害救助法の適用

知事は、町長の報告により、災害救助法を適用する必要があると認めるときは、同法に基づく救助の実施について、町及び県各部局に指示するとともに、内閣総理大臣に報告する。

なお、災害救助法を適用したときは、速やかに告示するものとする。

4 災害救助法による救助【総務対策部、福祉対策部】

町及び県は、地域防災計画に基づき速やかに救助を実施する。

(1) 救助の実施機関

救助は、国の責任において行われるものであるが、その実施に関する事務は、県の法定受託事務となっている。

ただし、救助活動を迅速に実施するため必要なときは、救助の実施に関する事務の一部を町長が行うこととする。この場合、事務の内容及び期間を町長に通知する。

なお、町長は、救助を実施したときは、速やかにその内容を知事に報告することとする。町長に委任されている救助は以下のとおりである。

■災害救助法の適用後の救助の種類及び実施者

救助の種類	実施者
避難所の設置及び収容	町長
応急仮設住宅の設置	知事
炊き出しその他による食品の給与	町長
飲料水の供給	町長
被服、寝具等の給（貸）与	町長
医療	町長
助産	町長
災害にかかった者の救出	町長
災害にかかった住宅の応急修理	町長
学用品の給与	町長
遺体の捜索	町長
遺体の処理	町長
遺体の埋葬	町長
障害物の除去	町長

(2) 救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償等

災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償等については、県地域防災計画資料編 16-1「茨城県災害救助法施行細則に定める救助の程度、方法及び期間の早見表」のとおりである。

5 郵政事業に係る特別取扱い【日本郵便株式会社】

(1) 被災者に対する郵便葉書等の無償交付

災害救助法が発動された場合、被災1世帯あたり、郵便葉書5枚及び郵便書簡1枚の範囲内で無償交付する。

(2) 被災者が差し出す郵便物の料金免除

被災者が差し出す郵便物(速達郵便及び電子郵便を含む)の料金免除を実施する。

なお、取扱いは日本郵便株式会社が指定した支店及び郵便局とする。

(3) 被災地あて救助用郵便物等の料金免除

日本郵便株式会社が、公示して、被災者の救助を行う地方公共団体、日本赤十字社、共同募金会又は共同募金会連合会にあてた救助用物品を内容とするゆうパック及び救助用又は見舞用の現金書留郵便物の料金免除を実施する。なお、引受場所は全ての支店及び郵便局(簡易郵便局を含む)とする。

(4) 利用の制限及び業務の停止

重要な郵便物の伝達の確保又は交通の途絶のため、やむを得ないと認められる場合は、郵便の利用を制限し、又は郵便の業務の一部を停止することがある。

(5) 郵便局窓口業務関係

災害時において、被災地における郵便局の窓口業務の維持を図るため、被災により業務継続が不能となった郵便局について、仮局舎急設による窓口業務の迅速な再開、臨時窓口の開設、窓口取扱時間又は取扱日の変更等の措置を講ずる。

第6章 応急復旧・事後処理

第1節 建築物の応急復旧

項目	初動活動期	応急活動期	復旧活動期
	発災から 24時間まで	概ね2日目から7日目 まで	概ね8日目以降
被災建物の 応急危険度 判定		1 応急危険度判定 (土木住宅対策部)	→
住宅の応急 修理			2 住宅の応急修理 (土木住宅対策部)
応急仮設住 宅の設置			3 応急仮設住宅の建設 (土木住宅対策部)

第1 基本事項

1 趣旨

地震の発生により破損したり、耐震性が低下した建築物が、余震等に対して引き続き安全に使用できるか否かの判定（以下「応急危険度判定」という。）を行い、被災建築物による二次災害を防止していくものとする。

また、災害のために住家が滅失した被災者のうち、自らの資力で住宅を確保できない者に対し、応急仮設住宅の提供又は応急修理を行い保護していくものとする。

2 留意点

(1) 想定される地震の種類と対策の対応

直下型地震が発生した場合は、地域間及び組織間の住宅応急復旧における応援協力体制の整備や、資材輸送のための緊急輸送路の確保が必要である。

(2) 避難行動要支援者に配慮した応急仮設住宅の建設

応急仮設住宅の建設にあたっては、避難行動要支援者の実情に応じ、その構造、配置に十分配慮することが必要である。

また、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、

女性の参画を推進し、女性を始めとする生活者の意見を反映できるよう配慮するものとする。また、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れに配慮するものとする。

第2 対策

1 応急危険度判定【土木住宅対策部】

(1) 判定士派遣要請・派遣

1) 判定士派遣要請

土木住宅対策部は、余震等による2次災害を防止するため、判定士及び被災宅地判定士（以下「判定士等」という。）の派遣を県に要請する。

2) 判定士の派遣

県は町の要請を受け、必要と認められた場合には、直ちに判定士の派遣を行うとともに、関係団体と判定士等の派遣について協議する。

(2) 応急危険度判定活動

1) 判定の基本的事項

- ① 判定対象建築物は、町が定める判定街区の建築物とする。
- ② 判定実施時期及び作業日数は、2週間程度で、原則として一人の判定士は3日間を限度に判定作業を行う。
- ③ 判定結果の責任については、町が負う。

2) 判定の関係機関

- ① 町は、判定の実施主体として判定作業に携わる被災宅地判定士の指揮、監督を行う。
- ② 県は、被災宅地判定士の派遣計画や判定の後方支援を行う。

3) 判定作業概要

- ① 判定作業は、町の指示に従い実施する。
- ② 応急危険度の判定は、「被災建築物応急危険度判定マニュアル」（一般財団法人日本建築防災協会発行）の判定基準により、木造、鉄骨造、鉄筋コンクリート造の3種類の構造種別ごとに行う。
- ③ 判定の結果は、「危険」、「要注意」、「調査済」に区分し、表示を行う。
- ④ 判定調査票を用い、項目にしたがって調査のうえ判定を行う。
- ⑤ 判定は、原則として「目視」により行う。
- ⑥ 判定は外部から行い、外部から判定が可能な場合には、内部の調査を省略する。

(3) 被災宅地危険度判定活動

1) 判定の基本的事項

- ① 危険度判定は、町長が行うものとする。
- ② 県は、管下の被災した町の要請により、町の区域内における危険度判定活動を

支援する。

③ 判定結果の責任については、町長が負う。

2) 判定の関係機関

① 町は、判定の実施主体として判定作業に携わる被災宅地判定士の指揮、監督を行う。

② 県は、被災宅地判定士の派遣計画や後方支援を行う。

3) 判定作業概要

① 判定作業は、町長の指示に従い実施する。

② 危険度の判定は、「被災宅地の調査・危険度判定マニュアル」により行う。

③ 判定の結果は、「危険宅地」、「要注意宅地」、「調査済宅地」に区分し、表示を行う。

④ 判定調査票を用い、項目に従って調査の上判定を行う。

2 住宅の応急修理【土木住宅対策部】

住宅が被害を受けても、町民が自宅で生活を続けられるよう補修を行うことは、避難所の早期解消や応急仮設住宅等の需要抑制につながり、町民が可能な限り利根町にとどまって復興まちづくりを進める足がかりを確保することができる。なお、住宅の応急修理を実施した場合、応急仮設住宅や避難所等を利用することができない。

(1) 基本事項

1) 修理対象世帯

応急修理は、災害のため住宅が半壊又は半焼し、自らの資力では、応急修理をすることができない世帯に対して、町が災害救助法及び茨城県災害救助法施行細則に基づき行う。

2) 修理の範囲

応急修理は、災害に直接起因する損壊のうち居室、台所、トイレ、屋根等日常生活に必要最小限の部分に対して行う。工事仕様は仮復旧工事の仕様であり、工事単価を明確にする。

3) 修理時期

応急修理は、災害発生から1ヶ月以内に完了するものとする。

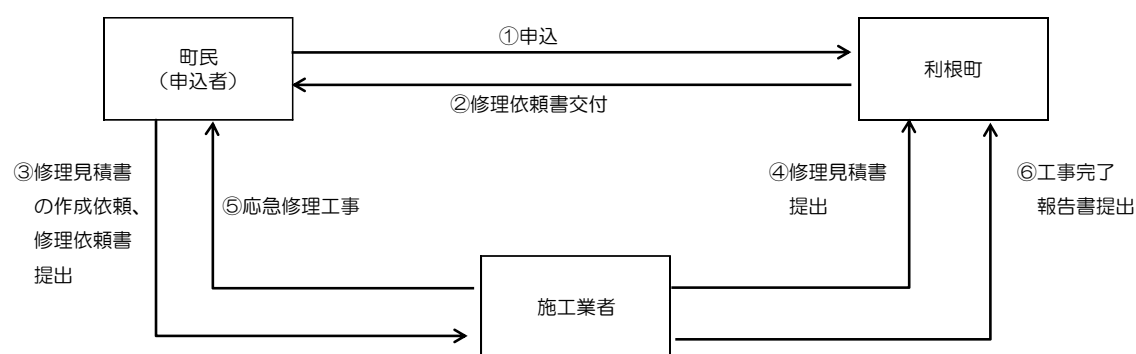
4) 実施方法

応急修理の実施方法は、町民からの申込申請により、町の派遣する施工業者が見積もり、施工する。

応急修理は現物をもって行い、応急修理の支払いは町が施工業者に行う。

■災害にかかった住宅の応急修理

区分	内容
限度額	1世帯当たり54万7千円（令和3年度基準）とすること。
対象戸数の限度	半焼及び半壊世帯数の3割以内（同一県内市町村での融通も可能な場合あり）
備考	対象者は、経済的理由により自ら住宅を修理できない者で、大規模な補修を行わなければ居住できない者であり、次のいずれかに該当するもの。 <ul style="list-style-type: none"> ・生活保護法により被保護者ならびに要保護者 ・町民税の非課税世帯又は均等割のみの世帯 ・災害により失業又は失職したため、上記のいずれかに該当するものとなった世帯



【応急修理の流れ】

(2) 資材調達

資材が不足した場合、町は県（土木部）に要請し、調達協力を要請する。

3 応急仮設住宅の設置【土木住宅対策部】

(1) 基本事項

災害発生の日から20日以内に着工するものとし、その供与期間は完成の日から2年以内とする。

設置にあたってはリース方式や民間賃貸住宅などの借り上げによる方法も検討し、設置方法を決定する。

(2) 設置基準

応急仮設住宅は、住宅が全壊、全焼又は流失し、居住する住宅がない世帯であって、自らの資力では住宅を得ることができない世帯を対象に設置する。

(3) 設置計画の作成等

町は被災状況等を基に必要となる応急仮設住宅の戸数を県へ報告する。県は町からの報告を基に全体計画を作成する。

(4) 設置場所

設置予定場所は、国、県又は町有地とするが、私有地の場合は所有者と町との間

に賃貸契約を締結するものとし、その場所は飲料水が得やすく保健衛生上適当な場所とする。

(5) 建設資材の調達

応急仮設住宅の建設は、社団法人プレハブ建築協会等と協定を締結し、その協力を得て建設する。

(6) 応急仮設住宅の借り上げ等

県は借り上げる住宅の仕様基準や標準契約書、借り上げ可能住宅の情報などを町へ提供する。町は必要な住宅の借り上げを行う。

(7) 入居者の選定等

県が、町の協力を得て被災者の状況を調査の上、次の基準に基づき決定する。

- 1) 住家が全焼，全壊，又は流失した者であること
- 2) 居住する住家がない者であること
- 3) 自らの資力をもってしては，住家を確保することのできない者であること
 - ① 生活保護法の被保護者並びに要保護者
 - ② 特定の資産のない失業者
 - ③ 特定の資産のない未亡人，母子世帯，老人世帯，身体障がい者世帯，病弱者等
 - ④ 特定の資産のない勤労者，中小企業者
 - ⑤ 前各号に準ずる経済的弱者

また、玄関や浴槽での段差解消や手すりの設置など、避難行動要支援者に配慮した仮設住宅を建設するとともに、避難行動要支援者の優先入居に努めるものとする。

(8) 応急仮設住宅の管理

応急仮設住宅の管理は、町の協力を求めて県が行う。ただし、状況に応じ町に委任することができる。

土木住宅対策部は、入居者の要望等に応じて、仮設住宅設備の修理や改良等の管理を行う。また、仮設住宅の戸数が数十戸以上になる場所には、集会所等を設置する。

第2節 土木施設の応急復旧

項目	初動活動期	応急活動期	復旧活動期
	発災から24時間まで	概ね2日目から7日目まで	概ね8日目以降
公共施設の 応急措置	1 道路の応急復旧 (土木住宅対策部)	⇒	⇒
		2 急傾斜地対策施設等 の応急復旧 (土木住宅対策部, 経済対 策部)	⇒
		3 公共建築物の応急復 旧 (各施設管理者)	⇒
		4 農地・農業用施設の応 急復旧 (経済対策部)	⇒

第1 基本事項

1 趣旨

地震発生時の避難、救護及びその他応急対策活動上重要な公共施設を始め、道路等の交通施設、河川及びその他の公共土木施設は、町民の日常生活及び社会、経済活動、また、地震発生時の応急対策活動において重要な役割を果たすものである。

このため、これらの施設については、それぞれ応急体制を整備し、相互に連携を図りつつ迅速な対応を図るものとする。

2 留意点

(1) 被害情報の収集・伝達体制の整備

施設の応急対策は、震災後の利用者の安全確保や町民生活及び社会・経済活動の確保の面からも迅速に行う必要がある。そのため、地震発生後各施設の被害状況を速やかに把握し、それに対応した応急対策計画を策定し実施することが重要である。

町においては、町管理の施設の被害状況の収集・伝達体制を整備し、町民の生活に関係のある施設の管理者との連絡体制を整備することが必要である。

(2) 地域間及び事業者間の協力体制の整備

各施設を所管する町及び事業者は、あらかじめ震災時の施設の応急対策に関し、地域間又は事業者間の協力体制の整備を行っておく必要がある。

第2 対策

1 道路の応急復旧【土木住宅対策部】

(1) 道路の応急措置

土木住宅対策部は、町域の道路を巡回し、建設業協会と協力して復旧し、交通路を確保する。

■道路の応急措置

- ① 町域内の道路の亀裂、陥没等の道路被害、道路上の障害物の状況及び落橋の有無等について、調査、道路パトロールを行う。
- ② 県工事事務所、警察署ならびに消防署等関係機関への照会、参集職員からの情報収集その他により被害情報を収集する。
- ③ 収集した情報は本部長及び関係機関へ報告する。
- ④ 被害状況に応じた応急措置を実施し交通の確保に努める。
- ⑤ 上水道、電気、電話等の道路占用施設の被害を発見した場合は、当該施設管理者及び当該道路管理者にその旨通報する。
- ⑥ 緊急のため、その時間がない場合には、現場付近の立入禁止、避難の誘導、周知措置等町民の安全確保のための措置をとり事後、連絡する。

(2) 道路の応急復旧対策

土木住宅対策部は、緊急輸送道路を優先して道路を復旧させる。復旧は原則として2車線の通行が確保できるようにする。

■道路の応急復旧対策

- ① 倒壊した電柱、街路樹、落下物等については、人カ・フォークリフト等により道路端等に移動する。
- ② 鉄骨製構造物は、切断し、道路端等に移動し堆積する。
- ③ 路上駐車車の撤去については、小型車等は人力又は軽装備で、大型車は車両による牽引、クレーンの使用等重装備により行う。
- ④ 路面の亀裂、地割れについては、土砂充填、アスファルトパッチング等により自動車走行に支障のない程度に応急復旧する。
- ⑤ 橋りょう取付部の段差については、土砂・木材等の仮置、アスファルト混合物による応急的な「すり付け工」等により自動車走行に支障のない程度に応急復旧する。
- ⑥ がけ崩れによって通行が不能となった道路については、重機械(ブルドーザー、ショベル等)により崩壊土の排土作業を行う。また、不安定土砂が斜面切土法面に残っている場合には、特に不安定な部分を切土するか、ネットで移動を防止す

る。又は路側に崩土防止柵工を行う。

- ⑦ 落下した橋りょうもしくはその危険があると認められた橋りょう又は被害状況により応急復旧ができない場合は、警察署等関係機関との連絡のうえ、通行止めもしくは交通規制の標示等必要な措置を講ずる。
- ⑧ 上記作業について、町限りで処理できない場合は、速やかに県又は自衛隊に応援要請の手続きをとる。

2 急傾斜地対策施設等の応急復旧【土木住宅対策部，経済対策部】

土木住宅対策部は、急傾斜地対策施設の巡回により被害状況を把握し、必要に応じ応急措置を行うとともに、施設の安全を図るため県と連携して復旧計画をたて被害の拡大を防止する。

経済対策部は、土地改良区と連携して、農業用施設を巡回し被害の把握、農道の交通確保を行う。

3 公共建築物の応急復旧【各施設管理者】

(1) 施設利用者・入所者の安全確保

各施設管理者は、次のように利用者、入所者の安全を確保する。

■施設利用者等の安全確保措置

- ① 避難計画にしたがって、あらかじめ定められた避難所に避難誘導する。
- ② 館内放送、職員の案内等により、地震時における混乱の防止措置を講ずる。特にラジオ、テレビ等による情報の収集及び施設滞留者への情報の提供により不安の解消に努める。
- ③ けが人等の発生時には、応急措置をとるとともに、所管部又は最寄の消防署等に通報又は救護所に搬送し、臨機の措置を講ずる。
- ④ 施設利用者・入所者の人命救助を第一とする。
- ⑤ 社会教育施設等において、災害が発生した場合の各種事業の続行もしくは中止の決定については、施設の管理者が利用者の安全確保を第一に行う。

(2) 施設建物の保全

施設管理者は、施設建物の被害状況を早急に調査のうえ次の措置をとる。

■建物の応急措置

- ① 危険箇所があれば、立ち入り禁止等の緊急保安措置を実施する。
- ② 機能確保のための必要限度内の復旧措置を実施する。
- ③ 電気、水道、通信施設等の設備関係の応急措置及び補修が単独で対応困難な場合は直接所管部へ、あるいは最寄の消防署警察署交番等を通じて連絡をとり、応援を得て実施する。

4 農地・農業用施設の応急復旧【経済対策部】

災害により農地・農業用施設が被害を受けた場合は、経済対策部と土地改良区が連携して被害状況を速やかに調査し、応急復旧に努める。

(1) 点検

農地，農業用用水施設，農業用排水施設，幹線管水路施設については受益土地改良区等が点検を行う。農道については町において通行の危険等の確認，点検を行う。

(2) 用水の確保

用水施設，幹線管水路については，人命，人家，公共施設等に被害を及ぼすおそれの高いと判断されるものを優先に補修を行う。

(3) 排水の確保

排水機による常時排水地帯については，可搬ポンプを確保し，優先的に排水を行う。

(4) 農道の交通確保

町は，路面に崩落した土砂の取り除き等を行い交通の確保を図る。

第3節 ライフライン施設の応急復旧

項目	初動活動期	応急活動期	復旧活動期
	発災から24時間まで	概ね2日目から 7日目まで	概ね8日目以降
ライフライン施設の応急復旧	1 上水道施設の応急復旧 (茨城県南水道事業団, 各事業者)	→	→
	2 下水道施設の応急復旧 (土木住宅対策部)	→	→
	3 電力施設の応急復旧 (東京電力パワーグリッド)	→	→
	4 電話施設の応急復旧 (NTT, その他通信事業者)	→	→
	5 都市ガス施設の応急復旧 (東京ガスネットワーク, ガス小売事業者)	→	→

第1 基本事項

1 趣旨

上下水道、電力、ガス及び電話等のライフライン施設は、町民の日常生活及び社会、経済活動、また、地震発生時における被災者の生活確保などの応急対策活動において重要な役割を果たすものである。

これらの施設が震災により被害を受け、その復旧に長期間要した場合、生活機能は著しく低下し、まひ状態も予想される。

このため、それぞれの事業者は、復旧時までの間の代替措置を講ずるとともに、応急体制を整備する。

また、町は各事業者との連絡を図りつつ、迅速かつ円滑な対応を図る。

2 留意点

(1) 被害状況の把握

ライフライン施設の応急対策活動を迅速に進めるためには、地震発生後、各施設の被害状況を速やかに把握して、それに対応した応急対策計画を策定し、実施していく必要がある。このため、あらかじめ各事業者が被害情報の収集・伝達体制を整備しておくことが必要である。

(2) 事業者間の協力体制の整備

地震時におけるライフライン施設の被害は、地震の規模や震源の位置、地盤等によって異なる。

このため、特に被害の集中した施設については、町外及び県外の事業者や民間業者による協力が必要となる。そこで、他事業者や民間業者との協力体制の整備を図ることが必要である。

第2 対策

1 上水道施設の応急復旧【茨城県南水道事業団、各事業者】

(1) 上水道停止時の代替措置

「第3編第5章第5節 生活救援物資の供給 1 応急給水の実施」参照

(2) 応急復旧の実施

1) 作業体制の確保

水道事業者（茨城県南水道企業団）等は、被害状況を迅速に把握し、速やかに作業体制を確立する。

2) 応急復旧作業の実施

水道事業者等（茨城県南水道企業団）は、次に示す応急復旧の行動指針に基づき応急復旧作業を実施する。その際、医療施設、避難場所、福祉施設、老人施設等の施設については、優先的に作業を行うものとする。

- ・施設復旧の完了の目標を明らかにすること。
- ・施設復旧の手順及び方法を明らかにすること。特に、応急復旧を急ぐ必要がある基幹施設や避難所等への配管経路を明らかにすること。
- ・施設復旧にあたる班編成（人員・資機材）の方針を明らかにすること。その際、被災して集合できない職員があることを想定すること。
- ・被災状況の調査、把握方法を明らかにすること。
- ・応急復旧の資機材の調達方法を明らかにすること。
- ・応急復旧の公平感を確保するため、復旧の順序や地区ごとの復旧完了予定時期の広報等、応急復旧実施時に行うべき広報の内容及び方法を明らかにすること。

① 配管設備破損の場合

配水管の破損が小規模な場合は、応急修理により給水を開始するほか、弁操作により他系統の管網より給水を行う。また、配水管の破損が大規模な場合は、

復旧が困難な地区に対して路上又は浅い土被りによる応急配管を行い、仮設共用栓を設置する。

② 水源施設破壊の場合

取水施設が破壊され復旧困難な場合は、河川水路の最寄り地点に応急的ポンプ設備を設けて、仮設配管によって導水路へ連絡する。

③ 水道水の衛生保持

上水道施設が破壊されたときは、破壊箇所から有害物等が混入しないよう処理するとともに、特に浸水地区等で悪水が流入するおそれがある場合は、水道の使用を一時停止するよう町民に周知する。

3) 応急復旧資機材の確保

水道事業者（茨城県南水道企業団）等は、削岩機、掘削機等の応急復旧用資機材が不足する場合は、県に対し調達を要請する。

4) 町民への広報

水道事業者（茨城県南水道企業団）等は、断減水の状況、応急復旧の見通し等について、町民への広報を実施する。

2 下水道施設の応急復旧【土木住宅対策部】

(1) 下水道停止時の代替措置

1) 緊急汲取りの実施

町は、便槽等が使用不能となった地域に対し、応急的に部分汲取りを実施する。

2) 仮設トイレの設置

町は、避難場所、避難所等に仮設トイレを設置する。

(2) 作業体制の確保

土木住宅対策部は、被害状況を迅速に把握し、速やかに作業体制を確立する。

また、広域的な範囲で被害が発生し、土木住宅対策部のみでは作業が困難な場合は、県に対し協力を要請する。

(3) 応急復旧作業の実施

土木住宅対策部は、次のとおり応急復旧作業を実施する。

① 下水管渠

管渠、マンホール内部の土砂の浚渫、止水バンドによる圧送管の止水、可搬式ポンプによる下水の送水、仮水路、仮管渠の設置等を行い排水機能の回復に努める。

② ポンプ場

停電のため、ポンプ施設の機能が停止した場合は、自家発電により運転を行い、機能停止による排水不能が生じない措置をとる。

また、断水等による二次的な被害に対しても速やかな対応ができるよう努める。

(4) 町民への広報

土木住宅対策部は、被害状況、応急復旧の見通し等について、町民への広報を実施する。

3 電力施設の応急復旧【東京電力パワーグリッド株式会社】

(1) 電力停止時の代替措置

東京電力パワーグリッド株式会社は、電力施設に被害が発生した場合、次のような措置をとる場合がある。

■電力停止時の代替措置

- ① 公共機関，広域避難場所，その他重要施設に対し，発電車・応急ケーブル等の活用により応急送電を行う。
- ② 長期浸水地区における重要施設への供給に対しては，負荷切替，応急ケーブルの新設等により仮送電する。

(2) 電力施設の復旧

東京電力パワーグリッド株式会社は，あらかじめ定めた「防災業務計画」等に基づいて応急復旧を行う。

4 電話施設の応急復旧【東日本電信電話株式会社，その他通信事業者】

【東日本電信電話株式会社】

(1) 電話停止時の代替措置

東日本電信電話株式会社は，電話施設に被害が発生した場合，次のような措置をとる。

■電話停止時の代替措置

① 臨時回線の設置

部内打合せ線，政府機関，地方行政機関及び情報連絡，救護復旧活動を担当する公共機関等の通信を確保するため設置する。

② 臨時電話回線電報受付所の設置

当該地域を受け持つNTT東日本の窓口，避難所，救護所等に臨時電報，電話受付所を設置する。

③ 非常用公衆電話の設置

孤立化する地域をなくすため，避難所及び地域の主要場所に非常公衆電話を設置する。

④ 通信の利用制限

震災により，通信の疎通が著しく困難となった場合は，電気通信事業法の規定に基づき規制措置を行い，利用制限を行う。

(2) 応急復旧の実施

NTTは，あらかじめ定めた「防災業務計画」等に基づいて応急復旧を行う。

【KDD I株式会社，ソフトバンク株式会社】

(1) 電話停止時の代替措置

KDD I株式会社及びソフトバンク株式会社は，電話施設に被害が発生した場合，次のような措置をとる。

■電話停止時の代替措置

① 臨時回線の設置

政府機関，地方行政機関及び情報連絡，救護復旧活動を担当する公共機関等の通信を確保するため設置する。

② 通信の利用制限

震災により，通信の疎通が著しく困難となった場合は，電気通信事業法の規定に基づき規制措置を行い，利用制限を行う。

(2) 応急復旧の実施

KDDI株式会社及びソフトバンク株式会社は，あらかじめ定めた「防災業務計画」等に基づいて応急復旧を行う。

【株式会社NTTドコモ，JCOM株式会社】

(1) 災害が発生した場合には地方自治体の要請により避難所，現地災害対策本部機関等へ携帯電話の貸出しに務める。

(2) 応急復旧の実施

震災等による災害が発生した場合は，災害対策本部を設置し当該設備及び回線の復旧に関し応急の措置を行う。

5 都市ガス施設の応急復旧【東京ガスネットワーク株式会社，ガス小売事業者】

(1) ガス停止時の代替措置

東京ガスネットワーク株式会社は，防災上重要な施設を点検し，機能及び安全性の確認と復旧作業を行うとともに，臨時供給を含めた代替熱源を確保する。

(2) 応急復旧の実施

東京ガスネットワーク株式会社は，大地震発生後は直ちに二次災害防止のため次の措置をとる。また，あらかじめ定めた「防災業務計画」に基づいて，速やかな応急復旧により社会公共施設としての機能を維持する。

■ガス施設の応急措置

① 官公庁，報道機関及び社内事業所等から被災状況等の情報収集

② 製造所の製造量及び送出量の調整・停止

③ 整圧所の受入量及び送出量の調整・停止

④ 製造所・整圧所・ガバナステーション及びバルブステーションの上空放散

⑤ ガス施設又は需要家の被害状況によるガス供給の地域的シャ断

⑥ 被災状況及び緊急措置に関する関係各機関及び，付近住宅への広報

⑦ その他，状況に応じた適切な措置

なお，プロパンガス業者は，プロパンガス施設においても都市ガス施設と同様の対策を行う。

第4節 清掃・防疫・障害物の除去

項目	初動活動期	応急活動期	復旧活動期
	発災から 24時間まで	概ね2日目から7日目まで	概ね8日目以降
清掃対策		1 ごみの処理 (環境対策部, 龍ヶ崎地方塵芥処理組合)	⇒ 2 災害廃棄物の処理 (環境対策部, 龍ヶ崎 地方塵芥処理組合)
し尿対策		3 仮設トイレの設置 (環境対策部) 4 し尿の処理 (環境対策部, 龍ヶ崎地方衛生組 合)	⇒
防疫・保健活 動		5 防疫活動 (環境対策部) 6 検病調査・健康診断 (医療対策部) 7 避難所における衛生管理 (環境対策部, 避難教育対策部) 8 保健活動 (医療対策部, 取手市医師会)	⇒ ⇒ ⇒ ⇒
障害物の除去		9 住宅関係の障害物の除去 (土木住宅対策部) 10 道路上の障害物の除去 (土木住宅対策部) 11 河川関係の障害物の除去 (土木住宅対策部)	⇒ ⇒ ⇒
動物対策		12 死亡獣畜等の処理 (環境対策部)	⇒

第1 基本事項

1 趣旨

災害による大量の廃棄物（粗大ごみ、可燃ごみ、不燃ごみ、プラスチックごみ、し尿等）や倒壊物・落下物による障害物の発生、ならびに感染症等の発生は、町民の生活に著しい混乱をもたらすことが予想される。このため、災害時の特に処理施設の被害、通信、交通のふくそう等を十分考慮した上で、同時大量の廃棄物処理、防疫、解体・がれき処理等の活動を迅速に行い、地域住民の保健衛生及び環境の保全を積極的に図っていくものとする。

2 留意点

(1) 災害時のごみ及びし尿発生量の推定

ごみ及びし尿処理については、あらかじめ災害時のごみ及びし尿の発生量を想定し、各々の作業計画に反映させておくことによって処理活動の円滑化を図ることが必要である。

(2) 広域処理体制の整備

清掃事業は、各市町村が個別に行う事業であるため、直下型地震など被災地域が局所的となるような場合は、被害が軽微な地域の市町村の協力が必要である。このため、県内及び近隣県の市町村、また、民間の関連事業者に対しても応援を要請できるようあらかじめ広域処理体制を整備しておくことが必要である。

(3) 防疫措置体制の整備

防疫措置を講ずるために必要な消毒薬・器具機材や要員の確保が迅速にできるシステムを作っておくことが必要である。

(4) 被災住宅、避難所及び仮設住宅における衛生確保

応急的な避難所などで避難生活が夏期に遭遇したり長期化する場合などでは、避難所等における衛生確保を図るとともに、避難生活者に対し衛生に関する啓発を行うことが必要である。

(5) 食品の安全確保

被災地において供給される炊き出しによる食事及び他の場所から調達される弁当などの食品の安全を確保するため、炊き出し場所や弁当調製施設における衛生指導が必要である。

第2 対策

1 ごみの処理【環境対策部，龍ヶ崎地方塵芥処理組合】

(1) 収集・処理の実施

ごみの収集は，町が委託業者等に要請する。ごみの処理は，龍ヶ崎地方塵芥処理組合が実施する。

環境対策部は，道路の被災，避難所の開設状況等から収集を要請する。

(2) 収集の広報

環境対策部は，町民に対し，ごみ収集の方法やごみ搬出のルール等について災害広報紙を用いて呼びかける。

(3) 仮置き場の確保

環境対策部は，龍ヶ崎地方塵芥処理組合と連携して，道路交通の遮断，渋滞による収集の遅れや処理施設の被災による機能が低下したときは，仮置き場を確保する。仮置き場は災害規模にもよるが，周辺環境に配慮した場所とする。

(4) 避難所におけるごみ対策

避難所では，集積場所を指定し，通常のごみと同様に分別を行い収集する。

2 災害廃棄物の処理【環境対策部，龍ヶ崎地方塵芥処理組合】

(1) 排出量の推定

環境対策部は，建物の被害調査等から災害時に発生する廃棄物の量を推定し，県の方針等にあわせて処理計画を作成する。

(2) 処理体制

環境対策部は，龍ヶ崎地方塵芥処理組合と連携して廃棄物の処理を実施する。

また，町だけでは処理が困難な場合は，県，近隣市町村，民間廃棄物処理業者等に応援を要請する。

(3) 処理の実施

環境対策部は，龍ヶ崎地方塵芥処理組合と連携して，廃棄物を一時的に仮置き場に運搬し，県の処理方針によって適切な方法で処理する。アスベスト等有害な廃棄物については，汚染物質の発生を防ぎ，適正な処理対策を行う。

また，町民へは廃棄物処理の方法等について広報を行う。

3 仮設トイレの設置【環境対策部】

環境対策部は，断水地域の避難所又は公園等に仮設トイレを設置する。仮設トイレは，レンタル業者から調達するが，町で調達困難な場合は，県に調達を要請する。

4 し尿の処理【環境対策部、龍ヶ崎地方衛生組合】

し尿の収集は、町が許可業者に要請して行う。し尿の処理は龍ヶ崎地方衛生組合が実施する。環境対策部は、し尿収集・処理が困難な場合は、県、近隣市町村、民間し尿処理関連業者に応援を要請する。

5 防疫活動【環境対策部】

(1) 防疫チームの編成

環境対策部は、職員による防疫チームを編成し、防疫活動を実施する。

また、警察、消防等の関係機関や関係団体等の協力を得て、被害状況を把握し、その状況や防疫活動状況等を龍ヶ崎保健所長に報告する。被災状況によっては、県、近隣市町村等に要請して防疫チームを複数編成する。

(2) 防疫用資器材・薬品の調達

環境対策部は、防疫用資器材・薬剤を業者から調達する。

(3) 消毒の実施

防疫チームは、次の地域の消毒を行う。また、住民組織を通じて薬品を配布する。

■防疫対象地域

- ① 浸水区域
- ② 感染症患者が多く発生している地域
- ③ 避難所
- ④ その他衛生状況が良好でない地域

6 検病調査・健康診断【医療対策部】

(1) 検病調査チームの編成

医療対策部は、保健所と連携して、取手市医師会等に検病調査チームの編成を要請する。

(2) 検病調査・健康診断等の実施

検病調査チームは、避難所にて健康診断及び検病調査を実施する。感染症等の発生のおそれのあるときは、予防接種を実施する。

(3) 感染症患者の収容

医療対策部は、保健所と連携して感染症患者又は病原菌保菌者が発生したときは、稲北地方病舎組合（JA とりで総合医療センター）に入院の措置をとる。

7 避難所における衛生管理【環境対策部、避難教育対策部】

環境対策部、避難教育対策部は、避難所運営委員会、ボランティア等と協力して、避難所の衛生管理を行うよう指導する。

■避難所の衛生指導

- ① トイレの清掃消毒
- ② 避難所居住スペースの清掃
- ③ ごみ置き場の清掃・消毒
- ④ 手洗い・うがい等の励行

8 避難所における感染症対策【環境対策部、避難教育対策部、福祉対策部、医療対策部】

環境対策部、避難教育対策部、福祉対策部、医療対策部は、自主防災組織、避難所運営委員会、ボランティア等と協力して、避難所における、感染症の発生を防止するため、(新型コロナウイルス感染症対策を踏まえた避難所運営マニュアル)に基づき、感染症予防対策を講じた避難所運営を実施する。

なお、避難所における新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策について、避難者の過密抑制や、各地区の集会施設や宿泊施設等の活用等を含め、平常時から各対策部と自主防災組織などが連携して検討するよう努めるものとする

9 保健活動【医療対策部、取手市医師会】

医療対策部は、保健所、取手市医師会と協力して、被災者の健康が損なわれることのないよう次のとおり保健活動を行う。

■保健活動

- ① 被災者の衛生状態を良好に維持するため、入浴施設、理美容等に関する情報の提供
- ② 食中毒等の予防のため、被災者等ならびに避難所等に対し、食品衛生指導の徹底
- ③ その他食中毒、感染症、保健衛生に関する広報

10 住宅関係の障害物の除去【土木住宅対策部】

(1) 建築物の除去

土木住宅対策部は、災害によって建物又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で日常生活に著しく支障を及ぼす障害物について、被災地における状況を把握し、必要と認められる場合は除去を実施する。

■障害物除去の対象者

- ① 当面の日常生活が営み得ない状態にある者
- ② 住家の被害程度は、半壊又は床上浸水した者
- ③ 自らの資力をもってしては障害物の除去ができない者

(2) 除去の方法

土木住宅対策部は、町所有の資機材を用いて除去作業を行う。町のみでは除去できないときは、建設業協会、県及び自衛隊等に応援を要請する。なお、他の所有者の敷地内で作業を行う必要があるときは、可能な限り所有者の同意を得る。

除去した障害物は、遊休地等に集積し、廃棄すべきものと保管すべきものとを明確に区分する。

11 道路上の障害物の除去【土木住宅対策部】

土木住宅対策部は、町管理の道路の巡視を行い、交通に支障を及ぼしている障害物を除去する。除去の方法は、住宅関係の障害物の除去と同様に行う。

12 河川関係の障害物の除去【土木住宅対策部】

土木住宅対策部は、町管理の河川、公共下水道、排水路等の巡視を行うとともに、災害によって発生した障害物を除去する。除去の方法は、住宅関係の障害物の除去と同様に行う。

13 死亡獣畜等の処理【環境対策部】

環境対策部は、死亡した家畜等を処理する場合は、保健所の指導により適切な措置をとる。

また、危険動物が逃亡した場合は、人的危害を防止するため、飼養者、警察等と連携により必要な措置を講ずる。

第5節 行方不明者等の搜索

項目	初動活動期	応急活動期	復旧活動期
	発災から24時間まで	概ね2日目から 7日目まで	概ね8日目以降
行方不明者の搜索活動	1 行方不明者等の搜索 (医療対策部)	⇒	
遺体の処理・埋葬	2 遺体の処理 (医療対策部, 福祉対策部)	⇒ 3 遺体の火葬 (福祉対策部)	

第1 基本事項

1 趣旨

災害により現に行方不明の状態にあり、かつ周囲の事情によりすでに死亡していると推定される行方不明者等を搜索し、又は災害の際に死亡した者について死体識別等の処理を行い、かつ死体の埋葬を実施する。

2 留意点

(1) 医師会、歯科医師会等との協力体制

死者が多数発生した場合は、死体の身元確認、検案は医師会、歯科医師会等の協力を得て、速やかに実施する必要がある。

(2) 周辺自治体との協力

死者が多数発生した場合や火葬場に支障が生じた場合等、稲敷広域市町村圏内の保有する火葬能力では、短期間での火葬が困難となる状況が考えられる。そのため、周辺自治体との協力の下、速やかな火葬により人心の安定を図る必要がある。

(3) 衛生状態への配慮

死者が多数発生した場合には、身元確認、死亡認定の諸手続、火葬場の手配等にかなりの時間を要する場合も考えられる。特に夏期は衛生状態を良好に保つため、棺、ドライアイス等の準備を周辺自治体、業者の協力を得て十分に行う必要がある。

(4) 死者の尊厳の尊重

災害という混乱状況の中でも、死者の尊厳を尊重し、遺族、親近者の感情に十分

配慮した対処をすることが必要である。

第2 対策

1 行方不明者の捜索【医療対策部】

(1) 行方不明者の情報収集

捜索の対象は、災害により行方不明の状態にあり、かつ周囲の事情により死亡していると推定される者とする。医療対策部は、災害相談窓口で受け付けた捜索願い及び行方不明者の情報を収集し、行方不明者のリストを作成する。行方不明者のリストは、警察署に提出する。

(2) 捜索活動

消防対策部は、消防本部、自衛隊等と協力して捜索チームを編成し、行方不明者リストに基づき捜索活動を実施する。

町だけでは十分な対応ができない場合、町及び県は、周辺市町村、自衛隊等に対し応援の要請を行い、これらの機関の応援を得て実施するものとする。

行方不明者を発見し、すでに死亡していると認められる場合は、警察官の検視を受ける。

2 遺体の処理【医療対策部、福祉対策部】

遺体の処理は、医療対策部が取手市医師会等の協力により救護班を編成し実施する。ただし、災害救助法を適用したときには県及び町が行う。

遺体が多数にのぼる等、町で対応が困難な場合には、町は県に対し他市町村からの応援を要請する。

(1) 遺体の洗浄・縫合・消毒

災害後の混乱により遺族が遺体の処理を行うことができない場合には、救護班は、人心の安定上、腐敗防止上又は遺体の識別作業上必要な措置である遺体の洗浄・縫合・消毒等の措置を行い、遺体を一時保存し、身元確認、検案、埋葬に備える。

(2) 検案

検案とは、医師法上、医師の診療中の患者でない者が死亡した場合、又は、医師の診療中の患者が、最後の診療後24時間以上を経過した後に死亡した場合に、その遺体について死因その他につき、医学的検査をなすことである。

検案は、救護班により実施する。ただし、遺体が多数の場合等で救護班のみで十分な対応が困難な場合には、一般開業の医師の協力を得て実施し、県、日赤県支部等に協力を要請する。

(3) 遺体の収容（安置），一時保存

検視，検案を終えた遺体は，町の設置する遺体収容所に収容する。

1) 遺体収容所（安置所）の設置

福祉対策部は，被害地域の周辺の適切な場所（寺院，公共建物，公園等）に遺体の収容所（安置所）を設置する。

被害が集中した場合，町では遺体の収容，収容所の設営が困難な場合も考えられるため，必要に応じて周辺市町村に，設置，運営への協力を要請する。

2) 棺の確保

福祉対策部は，死者数，行方不明者数を早期に把握し，棺，ドライアイス等を確保する。

3) 身元不明遺体の集中安置

福祉対策部は，延焼火災等の発生により身元不明遺体が多数発生した場合には，遺骨，遺品共に少なく，身元確認に長期間を有する場合も考えられることから，寺院等に集中安置場所を設定し，身元不明遺体を集中安置する。

4) 身元確認

警察の協力を得て，遺体の身元を確認し，遺体処理票及び遺留品処理台帳を作成のうえ納棺する。

5) 埋火葬許可証の発行

福祉対策部は，身元確認が出来た場合は，災害相談窓口で，遺族に対し埋火葬許可証を発行する。

3 遺体の火葬【福祉対策部】

(1) 遺体の火葬

遺体は原則として火葬とする。福祉対策部は，遺体が多数のため処理できないときは，近隣市町村の斎場に火葬を依頼する。また，遺族では遺体の搬送が困難なときは，葬儀業者等に協力を要請する。

(2) 遺骨の保管

福祉対策部は，引取り手のない遺骨等を遺留品とともに保管する。引取り手がないうときは，利根町営霊園に埋葬するとともに寺院等に協力を要請する。

第4編 風水害応急対策計画

第4編 風水害応急対策計画

第1章 初動対応

第1節 職員の参集・動員

項目	事前対策	初動活動期	応急活動期	復旧活動期
	発災前	発災から 24時間まで	概ね 2日目から 7日目まで	概ね 8日目以降
職員の参集・ 動員	1 配備基準 (各対策部) 2 動員・参集 (各対策部)	⇒ ⇒		

第1 基本事項

1 趣旨

町は、大雨や台風の接近により、気象注意報・警報が発表された場合、利根川、小貝川等の水位の警戒・巡視活動や災害発生に備えて、必要な職員の参集・動員などを行う必要がある。気象注意報・警報等が発表された場合、職員は、職員用災害初動マニュアルに基づき勤務時間内、時間外を問わず速やかに参集し、所定の業務に当たるものとする。

2 留意点

(1) 参集基準の明確化及び周知徹底

災害が夜間・休日などとなる場合、風水害により情報連絡機能が低下した場合等を考慮し、あらかじめ職員の参集基準をわかり易い形で明確化し、その内容を周知徹底させることにより、災害発生時の参集の遅れや混乱が生じないようにすることが必要である。

(2) 道路の通行支障を考慮した参集手段

河川の増水や道路の冠水等により、道路、橋りょう等が通行できないことも予想される。したがって、あらかじめ危険箇所の把握、参集方法、ルートや携行品等について検討しておくことが必要である。

(3) 動員のための情報連絡手段の確保

災害発生直後の職員の参集・動員を確実なものにするためにも、一般加入電話・携帯電話等の災害時の情報連絡手段を確保しておくことが必要である。

第2 対策

1 配備基準【各対策部】

災害時に参集配備は、支障情報、災害の状況等により、次の配備基準に基づくものとする。

配備・設置基準

配備体制	配備基準・設置基準	動員方法	統括者	参集職員
警戒配備	大雨、洪水、強風注意報のいずれか又は竜巻注意情報が利根町に発表され、町長が警報発令時と同等の警戒が必要と認めたとき	連絡 動員	防災 危機 管理 課長	防災危機管理課長，総務課長，建設課長 防災危機管理課，総務課，建設課職員のうちあらかじめ指名された職員
	大雨、洪水、暴風、暴風雪警報のいずれかが利根町に発表され、町長が特に警戒が必要と認めたとき			
	その他町長が必要と認めたとき			
災害対策本部	利根町に特別警報が発表されたとき	自動 参集	町長	全職員
	大規模な災害が発生したとき	連絡		
	その他町長が必要と認めたとき	動員		

2 動員・参集【各対策部】

(1) 警戒配備

① 勤務時間内

防災危機管理課長，総務課長及び建設課長は、あらかじめ指定した参集職員に対し参集を指示し、必要に応じ参集職員以外の職員の動員を指示する。

② 勤務時間外

防災危機管理課，総務課及び建設課の課長は、あらかじめ指定した参集職員に対し参集を指示する。参集職員のうち参集できない職員は、その旨を所属課長に連絡し、所属課長は必要に応じ人員を補充するための連絡動員を行う。

(2) 災害対策本部

① 勤務時間内

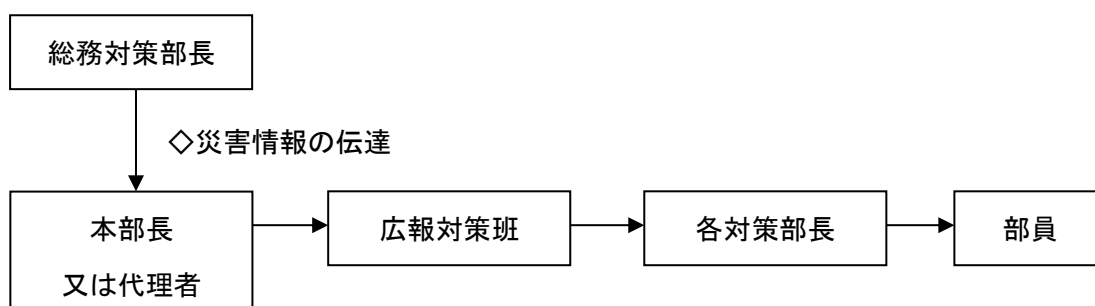
総務課長（総務対策部広報対策班）は、庁内に対しては庁内放送（又は庁内電話）、出先機関に対しては一般加入電話により動員を伝達する。参集職員は、自分が所属する

対策部長の所属する課に参集する。

② 勤務時間外

総務課長（総務対策部広報対策班）は、登録制メールにより、各対策部は緊急連絡網により動員を伝達する。参集職員のうち参集できない職員は、その旨を所属する対策部長に連絡し、対策部長は必要に応じ人員を補充するための連絡動員を行う。参集職員は、自分が所属する対策部長の所属する課に参集する。

■連絡動員の伝達系統・手段



伝達手段：勤務時間内・・・庁内放送，庁内電話，班員の使送

勤務時間外・・・一般加入電話，携帯電話

(3) 配備の決定

本部長（町長）は、気象情報、被害の状況等により、警戒配備又は、災害対策本部の設置を決定する。災害の状況等により、高次の配備体制が必要な場合は、配備体制を変更する。本部長が不在の場合の配備決定の順位は、次のとおりとする。

■配備の決定権者

- ① 町長 ② 副町長 ③ 総務課長 ④ 教育長 ⑤ 政策企画課長
⑥ 財政課長

(4) 参集場

参集場所は、町役場又は所属先とする。災害の状況により勤務場所への参集が不可能な場合は、最寄りの町施設に参集し、各施設の責任者の指示に基づき、災害対策に従事する

(5) 参集時の措置

参集手段は原則として、自動車，自転車，オートバイ，徒歩とする。

参集時には、身分証明書，食料・飲料水（3日分程度），その他応急対策に必要な物資を携行する。

なお、病気その他やむをえない状態によりいずれの施設にも参集が不可能な場合は、なんらかの手段を持ってその旨を所属の長もしくは最寄りの施設の責任者へ連絡する。

(6) 参集報告

参集した職員は、所属単位に参集状況を記録し、その累計を所属部門・部ごとにまとめて、総務対策部長（総務対策班）に報告する。総務対策部長（総務対策班）は、所定

の様式により職員の参集状況を取りまとめ、本部長（町長）に報告する。報告の時期については、本部長が特に指示した場合を除き60分ごととする。

（7）職員の服務

すべての職員は、配備体制がとられた場合、もしくは「配備の時期」該当の災害が発生したときには、次の事項を遵守する。

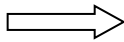
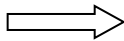
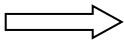
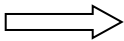
なお、病弱者、身体不自由等で応急活動を実施することが困難である者及びその他本部長が認める者は動員から除外することができる。

[資料編] 町様式 職員参集記録票

■主に勤務時間内における遵守事項

- ① 配備についてない場合も、常に災害に関する情報、本部関係の指示に注意すること。
- ② 勤務場所を離れる場合には、所属の長と連絡をとり、常に所在を明確にしておくこと。
- ③ 不急の行事、会議、出張等は、中止すること。
- ④ 正規の勤務時間が終了しても、所属の長の指示があるまで退庁せず待機すること。
- ⑤ 災害現場に出動した場合は、腕章を着用し、また自動車には標章を使用すること。
- ⑥ 自らの言動によって町民に不安や誤解を与えないよう、発言には細心の注意をすること。

第2節 災害対策本部

項目	事前対策	初動活動期	応急活動期	復旧活動期
	発災前	発災から 24時間まで	概ね 2日目から 7日目まで	概ね 8日目以降
災害対策本部等の設置・運営	1 警戒配備 (防災危機管理課, 総務課, 建設課) 2 災害対策本部 (各対策部)	3 本部の運営 (各対策部)	 	  4 本部の廃止 (総務対策部, 各対策部)

第1 基本事項

1 趣旨

町は、風水害等が発生した場合、民間団体、町民等も含め一致協力して災害の拡大防止と被災者の救援救護に努め、被害の発生を最小限にとどめる必要がある。このため、町は、防災対策の中核機関として、災害対策本部等を速やかに設置し、防災業務の遂行にあたるものとする。

2 留意点

(1) 町長との情報連絡手段の確保

休日・夜間あるいは町長の外出・出張中等において災害が発生した場合であっても、災害対策本部は、原則として町長が必要と認めた場合に、その決定に基づき設置されるものであることから、町長との迅速な情報連絡体制が必要である。

(2) 意思決定者不在の場合への対応

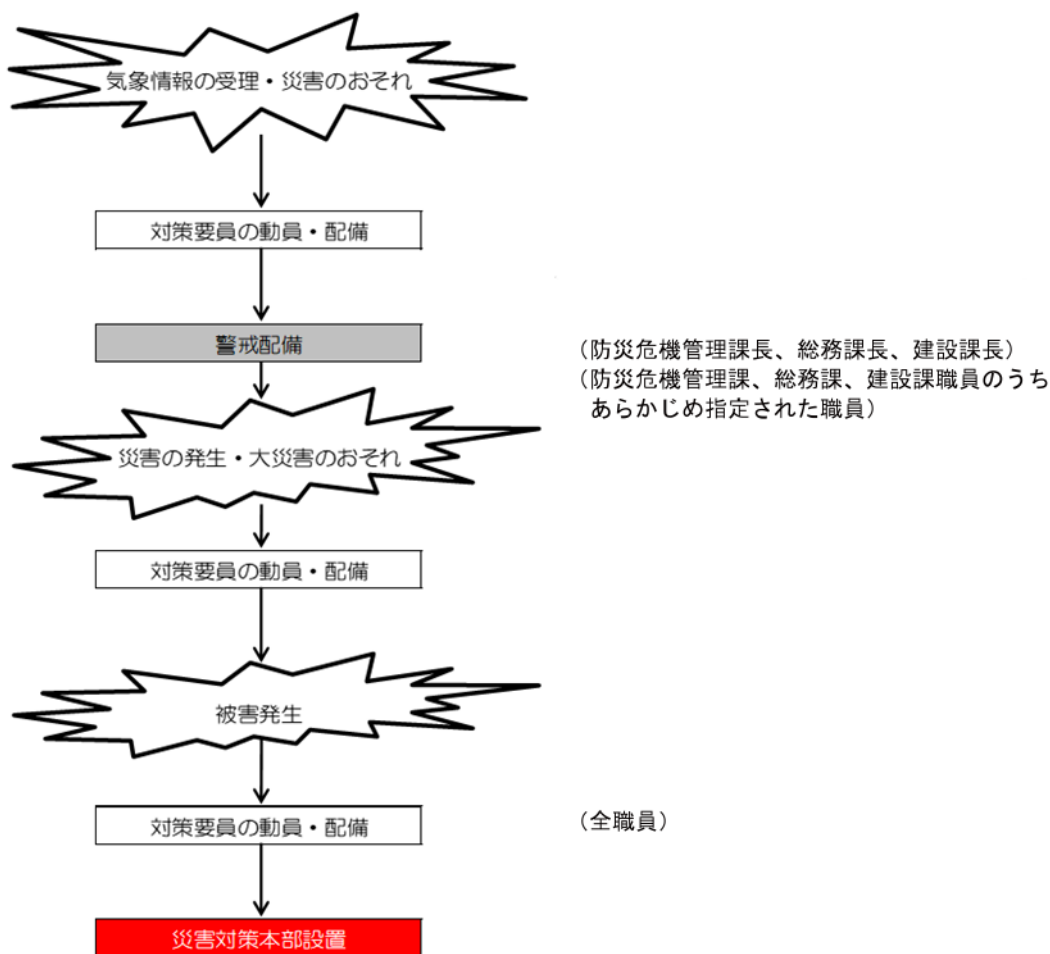
交通や通信の途絶により、意思決定者に連絡不能状態になるといった最悪のケースも想定される。その場合、副町長、総務課長、教育長、政策企画課長、財政課長の順で指揮を代行することとする。

また、各対策部においても、参集者のなかで最上位者が意思決定の代行者となるように定め、迅速な意思決定ができるようにする。

(3) 設置基準の明確化

災害発生から災害対策本部設置までの対応を迅速かつ適切に行うため、あらかじめ災害対策本部の設置基準をわかり易い形で明確化しておき、町長の承認がなくとも、災害対策本部の活動ができるようにしておくことが必要である。

第2 対策



【参集配備体制のながれ】

1 警戒配備【防災危機管理課，建設課，総務課】

(1) 設置基準

総務課長は、警戒活動をする必要があると認められる場合、警戒配備体制をとる。

■警戒配備の配備基準

- ① 大雨，洪水，強風注意報のいずれか又は竜巻注意情報が利根町に発表され，町長が警報発令時と同等の警戒が必要と認めたとき (動員配備)
- ② 大雨，洪水，暴風，暴風雪警報のいずれかが利根町に発表され，町長が特に警戒が必要と認めたとき (動員配備)
- ③ その他町長が必要と認めたとき (動員配備)

(2) 参集職員

参集職員は、配備基準（第4編第1章第1節「職員の参集・動員」参照）のとおりとする。

(3) 指揮

警戒配備の指揮は、防災危機管理課長がとる。

(4) 活動内容

警戒配備の活動は、概ね次のとおりである。

■警戒配備の活動

課名	活動内容	体制の移行
防災危機管理課 総務課	<ul style="list-style-type: none"> ・情報収集 ・電話対応 ・関係機関への報告 	<ul style="list-style-type: none"> ・被害があった場合：町長への報告及び災害対策本部の設置，職員動員 ・気象条件，その他の予測等により警戒配備以上の被害が予想される場合：町長への報告及び災害警戒本部の設置，職員動員
建設課	<ul style="list-style-type: none"> ・情報収集 ・被害状況の把握 ・電話対応 ・防災危機管理課への報告 	

(5) 警戒配備の解除

防災危機管理課長は、災害のおそれが解消した場合、警戒配備を解除する。

また、災害が拡大したとき、もしくは拡大のおそれがある場合は、防災危機管理課長は、警戒配備から災害警戒本部の設置を町長に具申する。

2 災害対策本部【各対策部】

(1) 設置基準

町長は、次の設置基準により災害対策本部を設置する。

また、利根町に特別警報が発表された場合は、自動設置とし、全職員が参集する。

■災害対策本部の設置基準

- ① 利根町に特別警報が発表されたとき (自動配備)
- ② 気象情報により利根町に特別警報の発表が予想されるとき気象情報により利根町に特別警報の発表が予想されるとき (動員配備)
- ③ 警戒配備以上の災害が予想され、町長が事前の対策が必要と認めたとき (動員配備)
- ④ 生活に支障をきたすような冠水等局地的な災害が発生したとき (動員配備)
- ⑤ その他町長が必要と認めたとき (動員配備)

(2) 本部設置

本部は町役場内に置く。本部室は町長公室、作業場所は3-A会議室に設置する。町役場が被災した場合は、代替本部を設置する。

本部を設置したときは、町役場正面玄関及び本部室前に「利根町災害対策本部」等の標識を掲示する。

■本部の設置場所

災害対策本部：利根町役場

代替本部：第1位 利根町図書館
第2位 布川地区コミュニティセンター
第3位 利根町文化センター

(3) 現地災害対策本部

被災地において応急活動拠点を設置する必要があるときは、被災地の近くに現地災害対策本部を設置する。

■現地災害対策本部の概要

設置場所	被災地に近い公共施設等
現地災害対策本部長	本部長が指名した者
活動内容	① 被災現場での指揮 ② 関係機関との連絡調整

(4) 本部設置の通知

本部を設置したときは、総務対策部長（総務対策班）は各部長、本部連絡員、防災関係機関等にその旨を通知する。

■本部設置の通知先

報告・通知・公表先	連絡担当者	報告・通知・公表の方法
役場内	防災危機管理課長	庁内放送・庁内電話・口頭
各出先機関・協力団体	各主管課・担当課長	防災行政無線，ファクシミリ，電話，口頭
消防本部・消防団長	防災危機管理課長	防災行政無線，ファクシミリ，電話，口頭
町民	防災危機管理課長	防災行政無線，広報車，報道機関・口頭，
知事	防災危機管理課長	茨城県防災情報ネットワークシステム（防災電話），ファクシミリ，電話，
取手警察署長		
その他町防災会議委員		
近隣市町村長	防災危機管理課長	茨城県防災情報ネットワークシステム（防災電話），ファクシミリ，電話
報道機関	防災危機管理課長	ファクシミリ，電話

3 本部の運営【各対策部】

(1) 組織

本部の組織及び役割は、次のとおりである。

■災害対策本部の組織

本部長	町長	本部の事務を総轄し、所属の職員を指揮監督する。
副本部長	副町長 総務課長 教育長	本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、その職務を代理する。
本部事務局長	防災危機管理課長	本部長の指示のもと対策本部全般を総括する。
本部員	各課長等，消防団長	本部会議を構成し、災害対策の方針等を決定し、部の事務に従事する。
部に属すべき職員	本部長が定める	上司の命を受け、災害対策事務に従事する。

(2) 指揮

本部の設置及び指揮は、町長の権限により行われるが、町長の判断を仰ぐことができない場合は、次の順によりその権限を委任したものとする。

■災害対策本部の権限の委任

- 第1位 副本部長（副町長）
- 第2位 副本部長（総務課長）
- 第3位 副本部長（教育長）
- 第4位 本部員（政策企画課長）
- 第5位 本部員（財政課長）

(3) 本部室の設置

総務対策部は、本部の事務を行うために、町長公室に次の資機材を設置する。

■本部員会議室開設に必要な資機材等の準備

- ① 災害対策地図（各種被害想定図を含む）の設置
- ② モニター、プロジェクター、被害状況図板・ホワイトボード等の設置
- ③ 住宅地図等、その他地図類の確保
- ④ 携帯ラジオ・テレビの確保
- ⑤ コピー機等の複写装置の確保
- ⑥ ビデオ、レコーダ、カメラ等の記録装置の確保
- ⑦ 防災関係機関、協力団体等の電話番号・担当者等の氏名一覧表（壁に掲示）
- ⑧ 住民組織（自主防災組織）代表者名簿、その他名簿類の確保
- ⑨ 被害状況連絡票、その他の書式類の確保
- ⑩ 懐中電灯、その他必要資器材の確保

■通信手段の確保

次の通信手段の機能と所在を確認

- ① 県防災行政用無線
- ② 町防災行政用無線（固定系）親局
- ③ 町地域防災無線（地域系）統制局、一般局
- ④ 携帯電話
- ⑤ 臨時電話
- ⑥ ファクシミリ

(4) 本部会議

本部長は、本部会議を開催し、災害応急対策の基本方針や各部の調整・連絡を行う。
本部会議構成員は、会議の招集の必要がある場合は、総務対策部長に要請する。

■本部会議の概要

構成	本部長，副本部長，本部員及び本部長が指名する職員
協議事項	① 本部の非常配備体制の設定，切替及び廃止 ② 災害情報，被害情報の分析と対策活動の基本方針の決定 ③ 避難指示，警戒区域の設定 ④ 自衛隊，県，他市町村への応援要請 ⑤ 災害救助法，激甚法の指定に関する事 ⑥ 災害対策に関する予算，資金に関する事 ⑦ 国・県への要望，陳情に関する事 ⑧ その他災害対策に関する重要事項
開催場所	町長公室

(5) 本部連絡員

本部長が指定する班は、本部連絡員を本部室に派遣する。本部連絡員は、本部室に常駐し、情報の収集・伝達、資料の収集等を行う。

(6) 防災関係機関連絡室

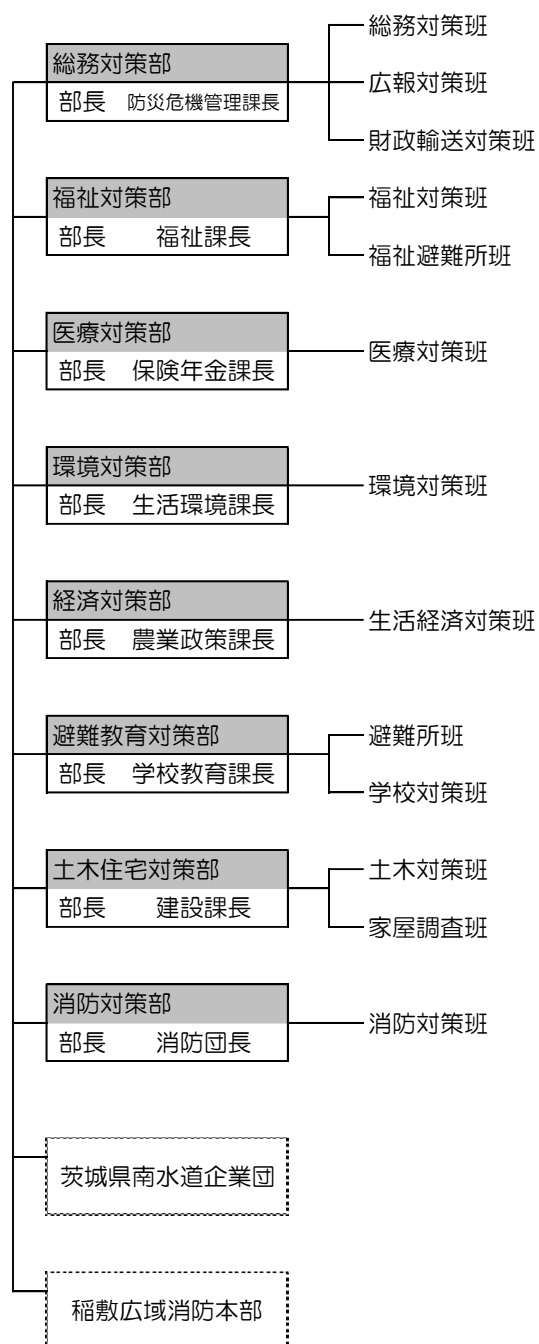
本部と防災関係機関との連携を図るため、3-A会議室に防災関係機関連絡室を設置する。防災関係機関からは、連絡員を派遣するよう要請する。

4 本部の廃止【総務対策部，各対策部】

本部長は、災害の危険が解消したと認めたとき、もしくは災害発生後における応急措置が完了したと認めたときは、本部を廃止し、その旨を防災関係機関に通知する。

■災害対策本部の組織図

本部長	町長
副本部長	副町長 総務課長 教育長
本部事務局長	防災危機管理課長
本部員	政策企画課長 財政課長 税務課長 住民課長 福祉課長 子育て支援課長 生活環境課長 保険年金課長 国保診療所事務長 農業政策課長 まち未来創造課長 建設課長 会計課長 学校教育課長 生涯学習課長 議会事務局長 保健福祉センター長 指導課長 消防団長 利根消防署長
副本部員	災害に応じ本部長が 指名する者
連絡員	部長の指名する職員 (※町社会福祉協議 会事務局長など) 防災関係機関派遣職員



■災害対策本部の分掌事務

部名・部長		分 掌 事 務
班 名		
班 長	課 名 等	
総務対策部 ◎防災危機管理課長		
総務対策班		1 本部会議の庶務に関すること 2 防災会議委員その他防災関係機関との連絡調整に関する こと 3 避難指示等その他本部長命令の伝達及び総合調整に関する こと 4 関連情報の收受及び情報収集活動全般の統括に関するこ と 5 防災行政衛星無線の統制活用に関すること 6 国、自衛隊、県への要請、他自治体等との相互協力、応援 ならびに民間協力団体等への協力要請に関すること 7 臨時ヘリポートの開設に関すること 8 自主防災組織との調整に関すること 9 町議会議員との連絡に関すること 10 災害派遣職員の受入れに関すること 11 前各号に掲げるもののほか、災害対策の連絡調整に関す ること 12 災害教訓の伝承に関すること 13 消防対策班との連携に関すること 14 他の部の所管に属さないこと 15 部内、他の部への応援に関すること
防災危機管理 課長補佐	防災危機管 理課	
政策企画課長	政策企画課	
議会事務局	議会事務局	
広報対策班		
総務課長補佐	総務課	1 災害時における広報業務に関すること 2 報道機関との連絡調整に関すること 3 被害状況等の撮影及び災害対応記録に関すること 4 本部職員等の動員及び服務に関すること 5 災害対策従事職員等の給与、食事、宿泊、健康管理その他 のバックアップ業務に関すること 6 被災者総合支援センターの開設、運営に関すること 7 部内、他の部への応援に関すること
	まち未来創 造課（シテ イプロモー ション係）	
財政輸送対策班		1 財政に関すること 2 車両その他輸送手段の確保、配車計画及び緊急輸送の実 施に関すること 3 災害時救援物資輸送ネットワークの計画に関すること 4 災害対策に係る物品の調達及び工事の契約に関すること 5 災害に係る諸経費の支払いに関すること 6 庁舎その他町建築物の修理に関すること 7 燃料の確保に関すること 8 部内、他の部への応援に関すること
財政課長	財政課	

部名・部長		分掌事務	
班名			
班長	課名等		
福祉対策部 ◎福祉課長			
福祉対策班		1 町社会福祉協議会との連絡調整に関すること 2 高齢者、障がい者、乳幼児その他避難行動要支援者に対する救助・救援に関すること 3 応急保育の実施に関すること 4 災害救助法適用の申請に関すること 5 義援金の受領・配分の計画に関すること 6 災害弔慰金支給、災害援護資金等貸付に関すること 7 遺体の埋葬に関すること 8 避難住民の受入状況の把握及び国・県への報告に関すること 9 被災者生活再建支援法に関すること 10 ボランティアに関すること 11 部内、他の部への応援に関すること	
福祉課長補佐	福祉課		
	子育て支援課		
	住民課		
	町社会福祉協議会		
福祉避難所班			1 福祉避難所の開設、運営、相談に関すること。 2 被災者（一般避難所を含む）の健康管理及び相談に関すること 3 部内、他の部への応援に関すること
保健福祉センター長	保健福祉センター、福祉課、子育て支援課		
医療対策部 ◎保険年金課長			
医療対策班			1 医療救護所の設営に関すること 2 医師会等との連絡調整に関すること 3 医療資器材、薬品等の調達に関すること 4 その他医療、助産、救護に関すること 5 要搜索者名簿の作成に関すること 6 遺体の検案に関すること 7 被災地等における食品衛生に関すること 8 避難教育対策部の応援及び避難者のこころのケアに関すること 9 他の部への応援に関すること
保険年金課長補佐	保険年金課 保健福祉センター		
国保診療所長	国保診療所		
環境対策部 ◎生活環境課長			
環境対策班		1 ごみの収集及び処理（がれきを含む）に関すること 2 し尿の収集及び処理に関すること 3 仮設トイレの設置及び管理に関すること 4 給水車による給水活動に関すること 5 防疫活動に関すること 6 死亡・放浪動物の対応に関すること	
生活環境課長補佐 （環境衛生係・	生活環境課 （環境衛生・廃棄物対策係）		

廃棄物対策係 担当)		7 愛玩動物の保護に関すること 8 災害時の環境保全に関すること 9 県南水道企業団との連携に関すること 10 他の部への応援に関すること
部名・部長		分 掌 事 務
班 名		
班 長	課 名 等	
経済対策部 ◎農業政策課長		
生活経済対策班		1 食品、日用品その他救助救援物資の確保、調達、受入れならびに配布に関すること 2 飲料水兼用耐震性貯水槽からの応急給水活動に関すること 3 農畜産物及び農業用施設の調査及び復旧に関すること 4 商工業の災害調査に関すること 5 農協、商工会等関係団体との連絡調整に関すること 6 その他農業、中小企業の災害対策に関すること 7 被災者への職業のあっせんに関すること 8 他の部への応援に関すること
農業政策課 長補佐	農業政策課 農業委員会 事務局	
まち未来創 造課長補佐 (商工観光 係担当)	まち未来創 造課(商工 観光係)	
避難教育対策部 ◎学校教育課長		
避難所班		1 避難所及び避難所敷地内での誘導及び収容に関すること 2 避難所(福祉避難所を除く)の開設・運営に関すること 3 現地連絡所の開設、運営に関すること 4 飲料水兼用耐震性貯水槽からの応急給水活動の協力に関すること 5 所管施設における災害時物資集積場所の開設への協力に関すること 6 仮設住宅建設用地の確保のための協力に関すること 7 炊き出しに関すること 8 部内、他の部への応援に関すること
学校教育課長 補佐	学校教育課 生涯学習課 会計課 指導課 生涯学習セ ンター 文化センタ ー 図書館 教職員	
学校対策班		1 被災児童・生徒の避難、救護に関すること 2 災害時における応急教育の実施に関すること 3 被災児童、生徒に対する学用品の支給に関すること 4 学校施設等及び文化財等の調査及び復旧に関すること 5 部内、他の部への応援に関すること
指導課長	指導課 学校教育課	
土木住宅対策部 ◎建設課長		
土木対策班		1 危険建物・区域等に関する安全確保に関すること

建設課長補佐	建設課	2 堤防、道路、橋りょう、河川等に関する災害予防、応急対策ならびに復旧に関すること 3 緊急輸送道路の確保に関すること 4 災害時の交通規制実施への協力に関すること
まち未来創造課長	まち未来創造課 (都市整備係)	5 被災建物危険度判定に関すること 6 公共施設又は公共の場に影響を及ぼす倒壊建築物の解体、がれき処理の協力に関すること 7 災害時における仮設住宅基準に関すること 8 災害復興に係る都市計画に関すること
生活環境課長 補佐(下水道係担当)	生活環境課 (下水道係)	9 下水道施設の点検、整備及び復旧に関すること 10 部内、他の部への応援に関すること

部名・部長		分掌事務
班名		
班長	課名等	
家屋調査班		1 被害状況の調査, その他災害情報の収集に関すること 2 家屋等の被害調査に関すること 3 公共施設の被害状況調査に関すること 4 がれき解体に伴う建物被害の資料提供に関すること 5 罹災・被災証明書の発行に関すること 6 被災者の税の減免等に関すること 7 部内, 他の部への応援に関すること
税務課長	税務課	
消防対策部 ◎消防団長		
消防対策班		1 消防, 水防その他防災活動に関すること 2 河川その他危険区域における応急措置に関すること 3 避難者の誘導に関すること 4 被災者の救出, 救急, 救護に関すること 5 初期災害情報の収集及び伝達に関すること 6 災害による行方不明者の捜索に関すること 7 倒壊建物生埋め被災者の救出に関すること 8 火災, 水害等の被害状況の調査に関する協力に関すること 9 防犯対策への協力に関すること
消防団長	第1分団 ↳ 第20分団	

※各班に重複する課にあつては、主対策班及び通常業務の関連性を考慮し、あらかじめ部長が各課長と協議し人員を割り当てておくこと。

第2章 災害情報の収集・伝達

第1節 通信手段の確保

通信手段の確保については、「第3編 地震災害応急対策計画」第2章 「第1節通信手段の確保」に準ずる。

第2節 災害情報の収集・伝達・報告

項目	初動活動期	応急活動期	復旧活動期
	発災から24時間まで	概ね2日目から 7日目まで	概ね8日目以降
気象情報の収集・伝達	1 気象情報等の発表 2 気象情報等の収集・通報・伝達 (総務対策部)	→	
被害情報の調査・報告		3 被害調査 (総務対策部, 各対策部) →	→ →

第1 基本事項

1 趣旨

警戒活動及び災害発生後の的確な応急対策を実施していくためには、情報を迅速に伝達することと、町域の被害状況を迅速かつ正確に把握することが重要である。そのために、気象に関する情報や被害情報等を防災関係機関相互の連携のもと、迅速かつ的確に収集・伝達する。

2 留意点

(1) 被害の全体像の把握

被害に関する細かい数値は初動段階では不要である。むしろ、災害全体の規模（被

害概数)を知ることが重要であり、応援を含めた体制の確保に遅れが生じないようにする必要がある。

(2) 被災地の収集能力の支援

被害が甚大であればあるほど、被災地からの情報収集は困難となる。そのため現地から情報があがってくるのを待つのではなく、災害対策本部からの調査員の派遣や、住民組織、アマチュア無線等を活用し、あらゆる方面から積極的な情報収集を行う必要がある。

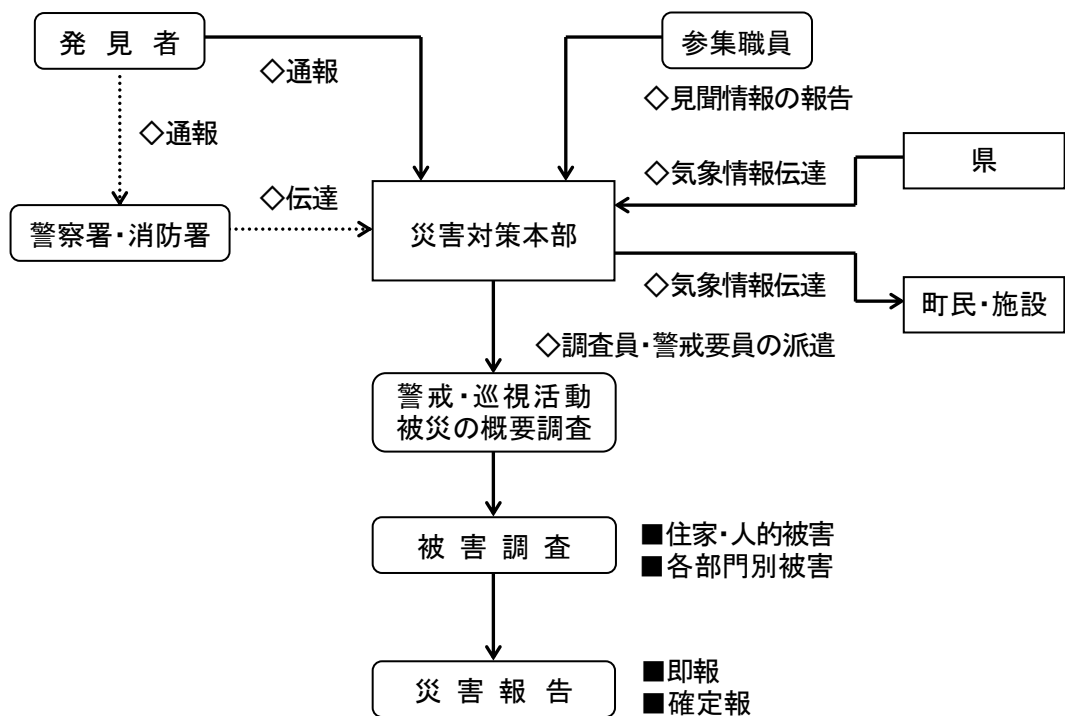
(3) 情報の優先度

収集すべき情報は、災害の経過とともに変化する。特に、大雨の場合、避難指示や人命救助、二次災害の防止のために、水位等の状況や町民の状況を優先して収集、伝達する。

(4) 収集した情報の処理

収集した情報を各種の応急対策活動を活かすため、関係する防災関係機関間での密接な連携により、情報の共有化を図ることが必要である。

第2 対策



【情報の収集・伝達・報告のながれ】

1 気象情報等の発表

水戸地方気象台等から発表される気象情報の種類、内容は、次のとおりである。

(1) 気象注意報・警報

水戸地方気象台は、次のような気象注意報・警報を発表する。詳細は資料編による。

なお、注意報は、大雨・強風等により被害が予想される場合に行われるものであり、警報とは、重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合に行うものである。

■注意報・警報の種類

気象注意報	風雪注意報・強風注意報・大雨注意報・大雪注意報・濃霧注意報・雷注意報・乾燥注意報・着氷（雪）注意報・霜注意報・低温注意報
洪水注意報・浸水注意報※・地面現象注意報※	
気象警報	暴風警報・暴風雪警報・大雨警報・大雪警報
洪水警報・浸水警報※・地面現象警報※	
特別警報	大雨，暴風，暴風雪，大雪

※表題を出さずに気象注意報，警報に含めて行う。

(2) 特別警報

警報の発表基準をはるかに超える現象に対して発表され、その発表基準は、地域の災害対策を担う県知事及び市町村長の意見を聞いて決定される。

特別警報が発表された場合は、町民に対し、ただちに命を守るための行動をとるよう呼び掛ける。

現象の種類	基準
大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、若しくは数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨となると予想される場合
暴風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合
暴風雪	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合
大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合

注) 発表にあたっては、降水量、積雪量、台風の中心気圧、最大風速などについて過去の災害事例に照らして算出した客観的な指標を設け、これらの実況及び予想に基づいて判断がなされる。

(3) 利根川洪水予報

水戸地方気象台及び国土交通省関東地方整備局は、利根川の基準水位がはん濫注意

水位（警戒水位）を越えたとき、利根川洪水注意報・警報を発表する。

（4）火災気象通報

水戸地方気象台は、消防法（昭和23年法律第186号）第22条に基づき、次のような気象状況のとき、火災気象通報の発表及び通報を行う。町長は、この通報を受けたとき、又は気象の状況から火災の予防上危険であると認めるときは、火災警報を発令することができる。

■火災気象通報の基準

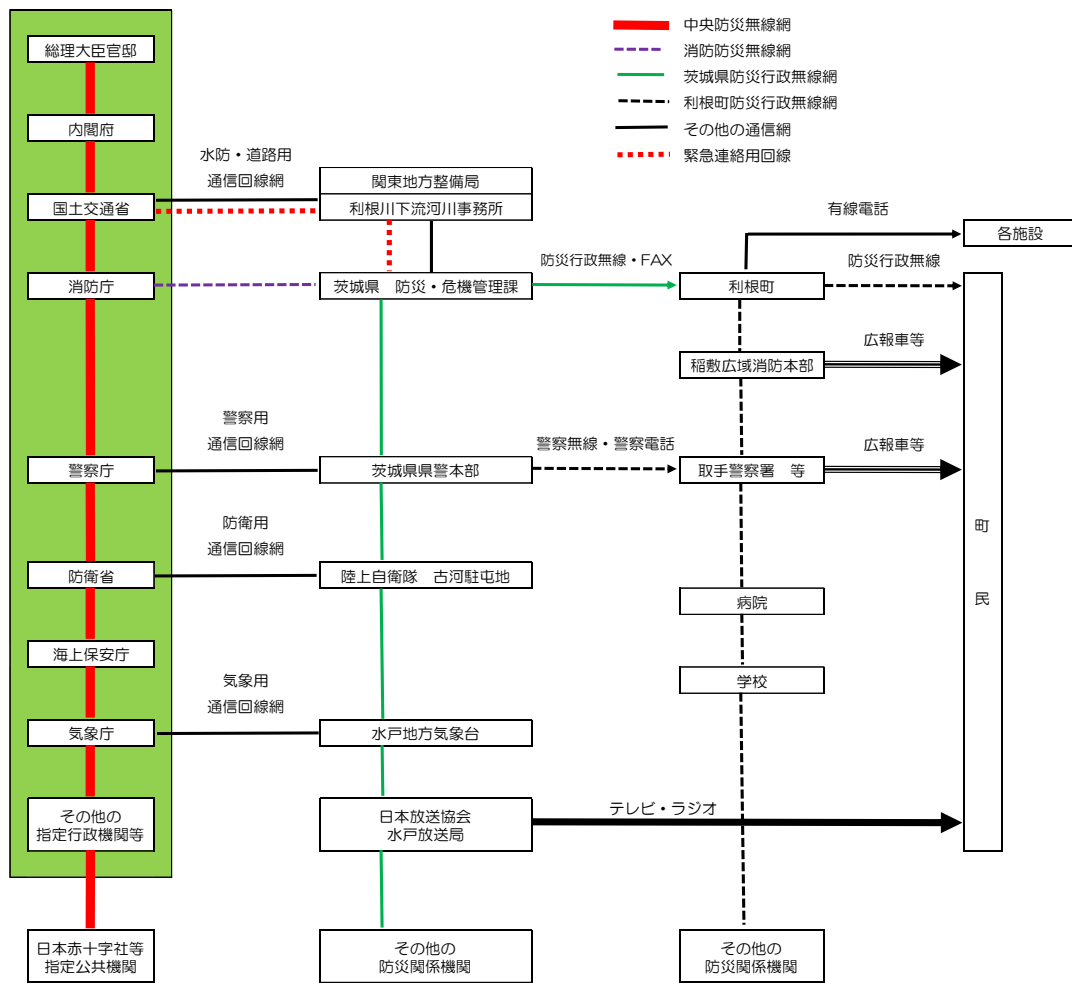
- ① 実効湿度が60%以下で、最小湿度が40%以下の場合。
 - ② 平均風速12m/s以上になると予想される場合。
- ただし、雨、雪を伴うときは通報を行わない。

2 気象情報等の収集・通報・伝達【総務対策部】

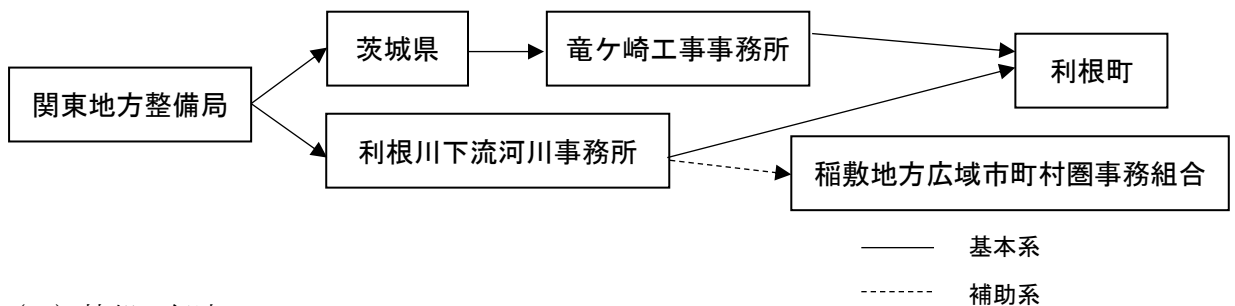
（1）通信系統及び方法

通信系統の伝達系統及び方法は、次のとおりである。

■気象情報等の伝達系統図



■利根川洪水予報の伝達経路



(2) 情報の伝達

総務対策部は、気象情報等の伝達を受けたときは、防災行政無線、広報車等を用いて町民に伝達する。

また、各部は、所管する公共施設及び公共的団体等に有線電話等を用いて伝達する。

(3) 異常現象発見者の通報

災害が発生するおそれのある異常現象を発見した者、又は通報を受けた警察官等は、

直ちに本部に伝達する。

(4) 警戒巡視及び被害の概要把握

土木住宅対策部及び消防対策部は、災害が発生するおそれのあるときは、河川、がけ等の警戒巡視活動を行う。

また、被害が発生した場合は、土木住宅対策部は、町域を調査し被害の概要を把握する。

(5) 被害情報の整理

土木住宅対策部は、通報を受けた情報、職員の収集した情報を集約し整理する。

3 被害調査【総務対策部、各対策部】

(1) 被害の調査

各担当部は、住家・人的被害及び所管施設等の被害調査を行う。各担当部及び調査対象は、次のとおりである。

なお、被害調査は、「被害の判定基準」（県地域防災計画資料編）による。

■部門別調査の担当及び対象

担当部	調査対象
福祉対策部	社会福祉施設被害
医療対策部	病院被害，火葬場被害（町で利用できる施設の把握）
環境対策部	廃棄物処理施設被害（一部事務組合施設の把握）
経済対策部	農作物，農業施設被害，林業被害，商業被害，工業被害
避難教育対策部	教育施設被害，社会教育施設被害
土木住宅対策部	住家（集会所等を含む）， 河川，道路，橋りょう被害，がけ崩れ，下水道施設被害
総務対策部	人的被害（利根消防署より入手）

(2) 被害のとりまとめ

各対策部は，調査した結果をまとめ，総務対策部に提出し，総務対策部が災害報告をとりまとめる。

4 県等への報告【総務対策部，各対策部】

(1) 県への報告

町は自地域内に次に掲げる事項のいずれかに該当する事態が発生した場合は，直ちに被害の状況及び応急対策の実施状況に関する情報を収集し，「火災・災害等即報要領」に基づき，県の災害対策本部，その他必要とする機関に対して茨城県防災情報ネットワークシステム 防災電話等を利用して報告する。ただし，緊急を要する場合は電話等により行い，事後速やかに報告するものとする。

また，被害の把握ができない状況にあっても，迅速に当該情報の報告に努めるものとする。

なお，確定した被害及びこれに対してとられた措置の概要については，被害状況報告を用い災害応急対策完了後10日以内に行うものとする。

- ① 町災害対策本部が設置されたとき
- ② 災害救助法の適用基準に該当する程度の災害が発生したとき
- ③ 災害による被害が当初は軽微であっても，以後拡大発展するおそれがあるとき
- ④ 災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて報告する必要があると認められるとき併せて，「火災・災害等即報要領」に基づく直接即報基準該当事案については，消防庁に対しても，原則として覚知後30分以内で可能な限り早く報告するものとする。

なお，報告すべき内容の主なものは，次のとおりである。

- 1) 災害概況即報
 - 2) 人的被害状況
 - 3) 災害対策本部設置状況
 - 4) 事務所状況報告
 - 5) 避難所状況
 - 6) 避難指示・警戒区域設定状況
 - 7) 道路規制情報
 - 8) 被害状況報告
- (2) 被害情報・措置情報の種類
- 1) 被害情報
死者，行方不明者，負傷者，要救出者，建物損壊，火災，道路，公共施設等の被害
 - ① 被害発生時刻
 - ② 被害地域（場所）
 - ③ 被害様相（程度）
 - ④ 被害の原因
 - 2) 措置情報
 - ① 災害対策本部の設置状況
 - ② 主な応急措置（実施，実施予定）
 - ③ 応急措置実施上の措置
 - ④ 応援の必要性の有無
 - ⑤ 災害救助法適用の必要性
- (3) 県に報告することが出来ない場合
- ① 県に報告することが出来ない場合には，国（消防庁）に対して直接報告するものとし，報告後速やかにその内容について連絡するものとする。
 - ② 災害規模が大きく，町の情報収集能力が著しく低下した場合は，その旨を県その他の防災関係機関に伝達し，被害情報の収集活動に対して応援を要請するものとする。
 - ③ 地域住民等から119番への通報が殺到している状況下にあつては，直ちに県及び国（消防庁）へ同時に報告するものとする。
- (4) 関係機関への通報
- 総務対策部は，必要に応じて災害情報を警察署，消防本部に通報する。

■ 県の報告先

県防災・危機管理課	電 話 029-301-2879 ファクシミリ 029-301-2898 茨城県防災情報ネットワークシステム (防災電話) 8-100-8440 (ファクシミリ) 9-100-8450
県南県民センター (災害救助法関係)	電 話 029-822-7010 ファクシミリ 029-822-9040 茨城県防災情報ネットワークシステム (防災電話) 8-103-8403 (ファクシミリ) 8-103-8453

■ 総務省消防庁の連絡先

消防庁連絡先		N T T 電話	地域衛星通信ネットワーク
勤務時間内	応急対策室	03-5253-7527	TN 048-500-90-49013
		ファクシミリ 03-5253-7537	ファクシミリ TN 048-500-90-49033
休日 夜間	宿直室	03-5253-7777	TN 048-500-90-49102
		ファクシミリ 03-5253-7553	ファクシミリ TN 048-500-90-49036

(5) 報告の区分

県に対する報告すべき情報は、町の被害に関する「即報，確定報，部門別被害額総括報告」である。

なお，消防本部に119番の通報状況を確認し，殺到している場合は，県，国（消防庁）に報告する。

第3節 災害情報の広報

災害情報の広報については、「第3編 地震災害応急対策計画」第2章「第3節 災害情報の広報」に準ずる。

第3章 応援・派遣

第1節 自衛隊派遣要請・受入体制の確保

自衛隊派遣要請・受入体制の確保については、「第3編 地震災害応急対策計画」第3章

「第1節 自衛隊派遣要請・受入体制の確保」に準ずる。

第2節 応援要請・受入体制の確保

応援要請・受入体制の確保については、「第3編 地震災害応急対策計画」第3章「第2節 応援要請・受入体制の確保」に準ずる。

第3節 他市町村被災時の応援

他市町村被災時の応援については、「第3編 地震災害応急対策計画」第3章「第3節 他市町村被災時の応援」に準ずる。

第4節 国による応援・代行

国による応援・代行については、「第3編 地震災害応急対策計画」第3章「第4節 国による応援・代行」に準ずる。

第4章 被害軽減対策

第1節 水防活動

項目	初動活動期	応急活動期	復旧活動期
	発災から24時間まで	概ね2日目から7日目まで	概ね8日目以降
災害警備活動	1 水防体制 (消防団(消防対策部), 各対策部)	⇒	⇒
	2 警備区域 (消防団(消防対策部), 各対策部)		
	3 警報等の伝達 (消防団(消防対策部), 各対策部)		
	4 水防作業 (消防団(消防対策部), 各対策部)	⇒	⇒

第1 基本事項

1 趣旨

利根川、小貝川等により水害の発生又は発生するおそれのある場合は、水防管理団体である稲敷地方広域市町村圏事務組合は、「稲敷地方広域市町村圏事務組合水防計画」に基づき水防活動を実施する。町においては、水防団を動員し、警戒・巡視、必要な応急対策を実施する。

2 留意点

(1) 事態の推移にあわせた応急対策の準備

河川の水位等の状況は絶えず変化するものである、そのため、被害を最小限にとどめるために必要な要員を動員し、状況を先取りした対策の準備活動が必要となる。

(2) 迅速な情報収集・伝達と避難活動

人的被害をださないためには、状況を的確に判断して、危険区域の町民に避難指示をすることが必要である。そのために、国土交通省利根川下流河川事務所と協力して、降雨や水位等の危険情報の収集伝達や、避難指示を、時機を逃さないで判断することが要求される。

また、避難の指示を的確に町民に伝達することも必要である。

(3) 広域連携

利根川、小貝川の水防活動は、いくつもの市町村に関係する。応急対策活動を行うためには、これら市町村の広域的な被害情報の収集・伝達体制の整備が必要となる。

水防活動は、「稲敷地方広域市町村圏事務組合水防計画」に基づいて行われる。ここでは、それらの概要について記載する。

第2 対策

1 水防体制【消防団（消防対策部）、各対策部】

(1) 水防本部の設置

水防管理者（稲敷地方広域市町村圏事務組合管理者）は、利根川、小貝川及び利根川の洪水のおそれがあると認めるときは、稲敷地方広域市町村圏事務組合事務局に水防本部を設置する。水防活動は、区域市町村消防団にて行う。

■水防本部

設置場所	稲敷広域消防本部 電話 0297-64-3743 ファクシミリ 0297-64-1241
水防本部長	組合管理者

(2) 町の体制

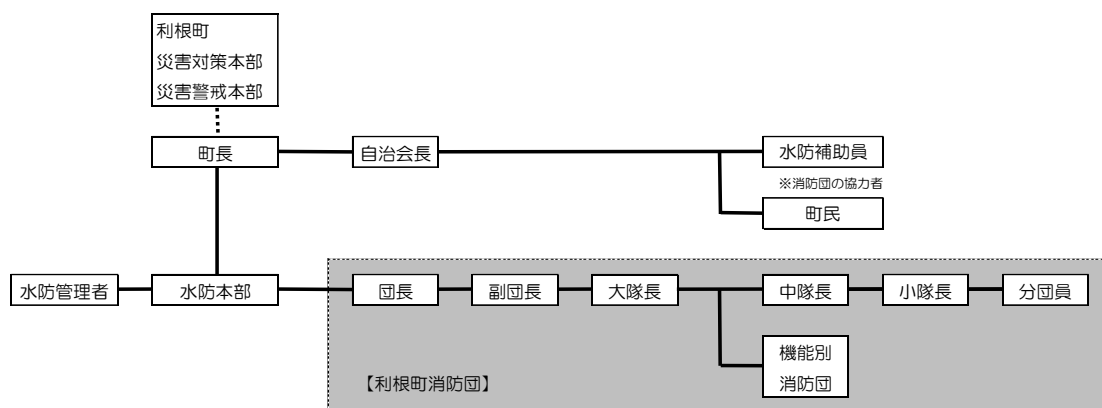
町長は、水防本部が設置された場合、消防団を中心にこれに協力する水防補助員及び町民をもって水防機関を編成する。

また、災害対策本部を設置し、必要な配備体制をとる。

■消防団の警戒配備体制

1号配備	役員出動，団員待機
2号配備	役員及び団員出動（状況により町民の一部出動）
緊急配備	全団員及び水防補助員，一般町民出動

■町の水防組織



2 警備区域【消防団（消防対策部），各対策部】

利根町の水防受持警備区域は、次のとおりである。

■警備区域

利根川左岸	第2水防区	龍ヶ崎市境 戸田井橋から 河内町境 東奥山新田まで	11.5km
-------	-------	------------------------------	--------

3 警報等の伝達【消防団（消防対策部）、各対策部】

(1) 水防警報の発令

国土交通省関東地方整備局は、利根川及び小貝川の水位がはん濫注意水位（警戒水位）に達する、又は越えるおそれがあるとき水防警報を発令する。水防警報の種類は、次のとおりである。

■水防警報の種類

種類	内容	発表基準
待機	① 出水あるいは水位の再上昇等が予想される場合に、状況に応じて直ちに水防機関が出動できるように待機する必要がある旨を警告する。 ② 水防機関の出動期間が長引くような場合に出動人員を減らしても差し支えないが、水防活動を止めることはできない旨を警告する。	気象予報、気象警報及び河川状況等により必要と認めるとき
準備	水防に関する情報連絡、水防資器材の準備、水門等機能等の点検、通信及び輸送の確保等に努めるとともに、水防機関に出動の準備をさせる必要がある旨を警告する。	雨量、水位、流量その他の河川状況により必要と認められるとき
出動	水防機関が出動する必要がある旨を警告する。	はん濫注意情報（洪水注意報）等により、又は水位、流量その他の河川状況により、はん濫注意水位（警戒レベル2水位）を超えるおそれがあるとき
指示	出水状況及びその河川状況を示し、警戒が必要である旨を警告するとともに水防活動上必要な越水（水があふれる）、漏水、法崩（堤防斜面の崩れ）、亀裂等河川の状態を示し、その対応策を指示する。	はん濫警戒情報（洪水警報）等により、又は、既にはん濫注意水位（警戒レベル2水位）を越え、災害のおこるおそれがあるとき
解除	水防活動を必要とする出水状況が解消した旨及び当該基準水位観測所名による一連の水防警報を解除する旨を通告する。	はん濫注意水位（警戒レベル2水位）以下に下降したとき、又は水防作業を必要とする河川状況が解消したと認めるとき
地震による堤防の漏水、沈下等の場合又は、津波の場合は、上記に準じて水防警報を発表する。		

(2) 洪水予報

国土交通省関東地方整備局及び気象庁予報部は、利根川及び小貝川を対象として利根川洪水予報を公表する。洪水予報は、利根川下流河川事務所、竜ヶ崎工事事務所から町へ伝達される。

■洪水予報の種類

分類	種類	解説
はん濫注意情報 (洪水注意報)	利根川はん濫注意情報 (洪水注意報)	利根川の予報地点で水位がはん濫注意水位（警戒レベル2水位）に到達し、さらに水位の上昇が見込まれる場合に発表する。
はん濫警戒情報 (洪水警戒報)	利根川はん濫警戒情報 (洪水警戒報)	利根川の予報地点で水位がはん濫危険水位（警戒レベル4水位）に到達することが見込まれる場合、あるいは、避難判断水位（警戒レベル3水位）に到達し、さらに水位の上昇が見込まれる場合に発表する。
はん濫危険情報 (洪水警戒報)	利根川はん濫危険情報 (洪水警戒報)	利根川の予報地点で水位がはん濫危険水位（警戒レベル4水位）に到達したとき速やかに発表する。
はん濫発生情報 (洪水警戒報)	利根川はん濫発生情報 (洪水警戒報)	はん濫が発生した後速やかに発表する。

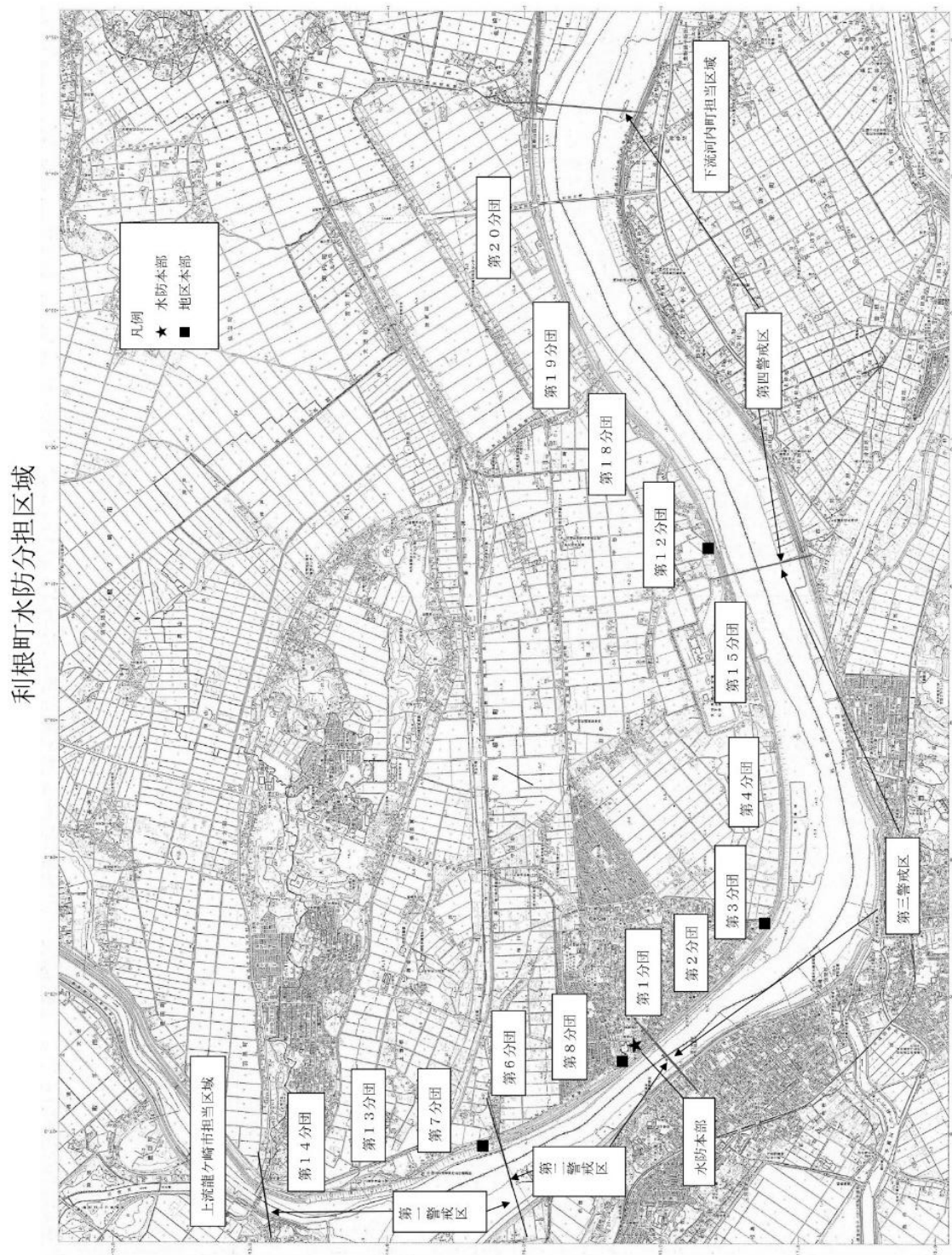
4 水防作業【消防団（消防対策部）、各対策部】

水防機関は、次の水防作業を行う。

■主な水防作業

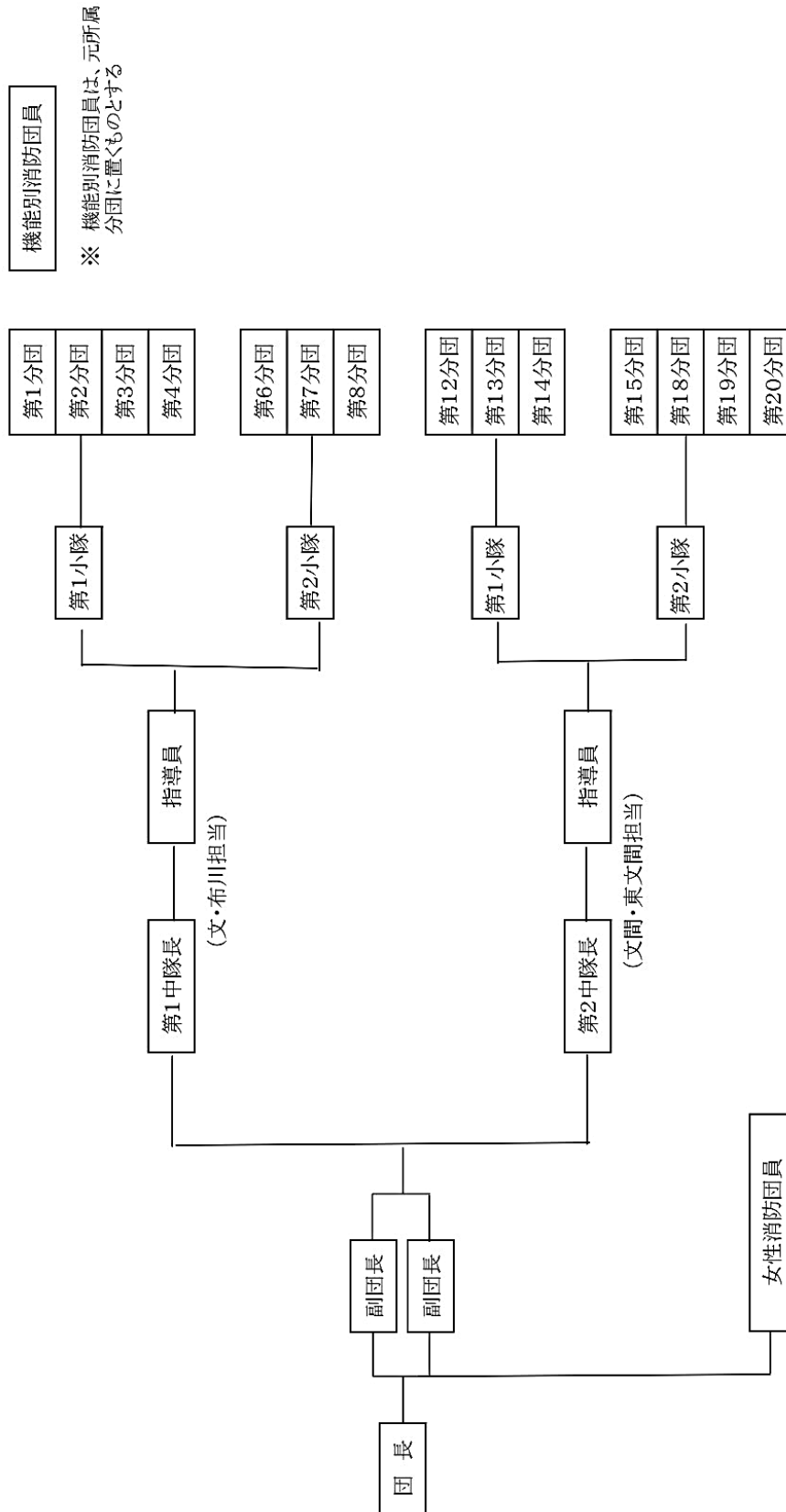
- ① 警戒区域の設定
- ② 避難の指示誘導
- ③ 重要水防箇所、危険箇所等の警戒、水位の監視
- ④ 堤防の決壊箇所の応急措置

【消防団（水防団）の配置図】



【消防団（水防団）の組織図】

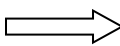
【消防団の組織図】



第2節 警備対策

警備対策については、「第3編 地震災害応急対策計画」第4章 「第1節 警備対策」に準ずる。

第3節 避難指示・誘導

項目	初動活動期	応急活動期	復旧活動期
	発災から24時間まで	概ね2日目から 7日目まで	概ね8日目以降
避難活動	1 避難指示に係る助言 (国, 県, 総務対策部) 2 警戒避難体制 (総務対策部) 3 避難指示等情報の発令 (総務対策部, 消防対策部, 消防本部, 警察署) 4 警戒区域の設定 (総務対策部, 消防本部, 警察署) 5 避難誘導 (消防対策部, 消防本部, 警察署, 各施設管理者, 町民) 6 広域避難への対応 (国, 県, 総務対策部) 7 安否確認 (総務対策部, 福祉対策部)		

第1 基本事項

1 趣旨

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、町民の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため、町長等は関係機関の協力を得て、町民の避難に関する避難指示及び情報（一般住民に対して避難準備を呼びかけるとともに、避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する者に対して、早めの段階で避難行動を開始することを求める情報という。）等の提供を行い、また安全に誘導して未然に被害をくい止めるものとする。

2 留意点

(1) 迅速かつ的確な情報収集

避難指示の決定に際して必要な情報を、迅速かつ的確に収集する。災害時にはこれらの情報は町以外にも消防や警察に集まりやすいため、これらの関係機関の連携を密にして情報の遺漏がないようにする必要がある。

(2) 関係機関の協力

混乱なく速やかに避難を実施するためには、町、消防、警察、その他機関の足なみが揃っている必要があり、情報の共有化の徹底を図ることが必要である。

(3) 避難行動要支援者に配慮した避難誘導

避難は、近隣住民（自主防災組織）、ボランティアなどの協力を得て、地域の全員が安全に行うことが重要である。そのためには、高齢者、病弱者、乳幼児、障がい者、外国人等の避難行動要支援者への配慮が必要である。

第2 対策

1 避難指示に係る助言【国、県、総務対策部】

国・県においては、市町村が適時適切な避難指示等を発令できるよう、市町村の求めに応じて、避難指示等に係る必要な助言（災害対策基本法第61条の2）をすることになっている。

町は、指定行政機関（国土交通省、気象庁等）及び指定地方行政機関（関東地方整備局、東京管区气象台等）、県（防災・危機管理課、竜ヶ崎工事事務所、警察等）などとの連絡体制をあらかじめ構築しておき、災害が発生又は発生するおそれがある場合には必要に応じ避難指示等に係る助言を求め、これに基づき、避難指示を発令する。

2 警戒避難体制【総務対策部】

利根川及び小貝川浸水想定区域においては、洪水予報等や避難情報の伝達方法等について、町民に対する周知徹底を推進するとともに、町は、これまで水防法に基づき、利根川及び小貝川浸水想定区域内の高齢者等が利用する要配慮者利用施設の所有者又は管理

者へ洪水予報等を伝達してきた。

平成25年7月11日に施行された改正水防法により、対象施設に大規模工場等が追加されるとともに、各施設の自衛水防組織（要配慮者利用施設及び大規模工場等にあつては、設置されている場合に限る）の構成員に対しても洪水予報等を伝達することとされた。また、避難確保又は浸水防止活動の確実な実施を促すため、各施設において、避難確保・浸水防止計画の作成、訓練の実施及び自衛水防組織の設置が求められる。

なお、要配慮者利用施設については、平成29年6月29日に施行された水防法の一部改正にて、ハザードエリア内施設の避難確保計画の作成と避難訓練の実施が義務化され、令和3年7月15日に施行された一部改正では、訓練を実施した際に、町への訓練結果の報告が義務付けられるとともに、報告を受けた町長による、計画内容と訓練内容に係る助言・勧告制度の創設がされた。

(1) 要配慮者利用施設における警戒避難体制

① 要配慮者利用施設の範囲

水防法第15条に基づき、利根川及び小貝川浸水想定区域内において、施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図る必要があると認められる要配慮者利用施設（主として高齢者、障害者、乳幼児その他の特に防災上の配慮を要する者が利用する施設）の範囲は、概ね次のとおりとする。

要配慮者利用施設の範囲	1 高齢者施設、保護施設、児童福祉施設、障害児・者施設等の社会福祉施設（※） 2 病院、診療所の医療施設（入院病床を有するものに限る） 3 幼稚園、小学校、外国人学校、特別支援学校
-------------	--

「要配慮者利用施設の範囲」の表中(※)の具体的な施設の種類の種類は、概ね次のとおりとする。

高齢者施設	特別養護老人ホーム，養護老人ホーム，軽費老人ホーム，ケアハウス，老人短期入所施設，老人福祉センター，介護老人保健施設，介護療養型医療施設，有料老人ホーム，高齢者保養研修施設，認知症高齢者グループホーム，小規模多機能型居宅介護施設，通所介護（デイサービス）施設，認知症対応型通所介護施設，通所リハビリテーション（デイケア）施設
保護施設	救護施設，更生施設，医療保護施設
児童福祉施設等	保育園，認可外保育施設，助産施設，乳児院，母子生活支援施設，児童養護施設，情緒障害児短期治療施設，児童自立支援施設，子ども家庭支援センター，学童クラブ，盲ろうあ児施設，児童厚生施設，放課後子どもひろば
障害児・者施設等	生活介護事業所，自立訓練事業所，就労移行支援事業所，就労継続支援事業所，施設入所支援事業所，地域活動支援センター，障害者小規模通所施設，身体障害者福祉センター，障害者更生センター，補装具製作施設，点字図書館，聴覚障害者情報提供施設，知的障害児施設，知的障害児通園施設，盲児施設，難聴幼児通園施設，肢体不自由児施設，肢体不自由児通園施設，重症心身障害児施設，知的障害者小規模通所授産施設，福祉ホーム，障害者ショートステイセンター，中途障害者地域活動センター，障害者地域活動ホーム，日中一時支援事業所，共同生活介護施設，共同生活援助施設，児童デイサービス事業所

② ハザードエリア内の対象となる要配慮者利用施設一覧

番号	施設の名称	所在地
1	利根小学校児童クラブ	布川 4230
2	旧文小学校児童クラブ	下曾根 254
3	旧文間小学校児童クラブ	大房 228
4	東文間保育園	中谷 1005-1
5	大和幼稚園	布川 2070
6	旧文小学校	下曾根 254
7	旧文間小学校	大房 228
8	利根小学校	布川 4230
9	子育て世代包括支援センター	下曾根 221-1
10	日本グローバルビジネス専門学校	布川 3081-2
11	利根国際学院	布川 3563-11
12	グループホーム ソラスト利根	早尾 610-1
13	ショートステイ ソラスト利根	早尾 610-1
14	デイサービス ソラスト利根	早尾 610-1
15	共用型認知症対応型デイサービス ソラスト利根	早尾 610-1
16	フィットネスデイ・まきうち	布川 2592-14

③ 避難確保計画の作成，訓練の実施及び自衛水防組織の設置

前記②に該当する要配慮者利用施設の所有者又は管理者には，水防法15条の3に基づき，当該施設等の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため，次に掲げる事項については義務が課せられている。

- (ア) 避難確保計画の作成【義務】
- (イ) 避難確保計画に基づく訓練の実施・報告【義務】
- (ウ) 自衛水防組織の設置（努力義務）

※ 避難確保計画を作成し，又は自衛水防組織を設置した時は，遅滞なく当該計画又は当該自衛水防組織の構成員及びその他事項を町長に報告しなければならない。また，避難計画に

④ 洪水予報等の伝達体制の整備

町は，前記②に該当する要配慮者利用施設の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員に対し，防災気象情報等により，防災行政無線，登録制メール，エリアメール，Lアラート，利根町公式ホームページ，利根町行政アプリを用いて以下の情報を伝達する。

- (ア) 特別警報
- (イ) 利根川及び小貝川洪水予報
- (ウ) 高齢者等避難・避難指示
- (エ) その他，浸水対策上，有効な情報等

⑤ 連絡受入体制の整備

町は，要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対し，要配慮者へ電話又はメール等による受入体制の連絡方法を整備するよう要請する。

(2) 大規模工場等における警戒体制

① 大規模工場等の範囲

大規模工場等の範囲の設定については，改正水防法の内容を踏まえ，今後必要な措置を検討する。

② 浸水防止計画の作成，訓練の実施及び自衛水防組織の設置

大規模工場等の範囲に該当し，施設の所有者又は管理者から申出により，本計画に施設の名称及び所在地を定められた大規模工場等の所有者又は管理者には，水防法第15条の4に基づき，当該大規模工場等の洪水時の浸水に防止を図るため，次に掲げる事項について努力義務が課せられている。

- (ア) 浸水防止計画の作成
- (イ) 浸水防止計画に基づく訓練の実施
- (ウ) 自衛水防組織の設置

※ 浸水防止計画を作成し，又は自衛水防組織を設置した時は，遅滞なく当該

計画又は当該自衛水防組織の構成員及びその他事項を町長に報告しなければならない。

③ 洪水予報等の伝達体制の整備

町は、大規模工場等の範囲に該当し、大規模工場等の所有者又は管理者、自衛水防組織が設置された場合はその構成員に対し、防災気象情報等により以下の情報を伝達する。

- (ア) 特別警報
- (イ) 利根川及び小貝川洪水予報
- (ウ) その他、浸水対策上、有効な情報等

3 避難指示等情報の発令【総務対策部、消防対策部、消防本部、警察署】

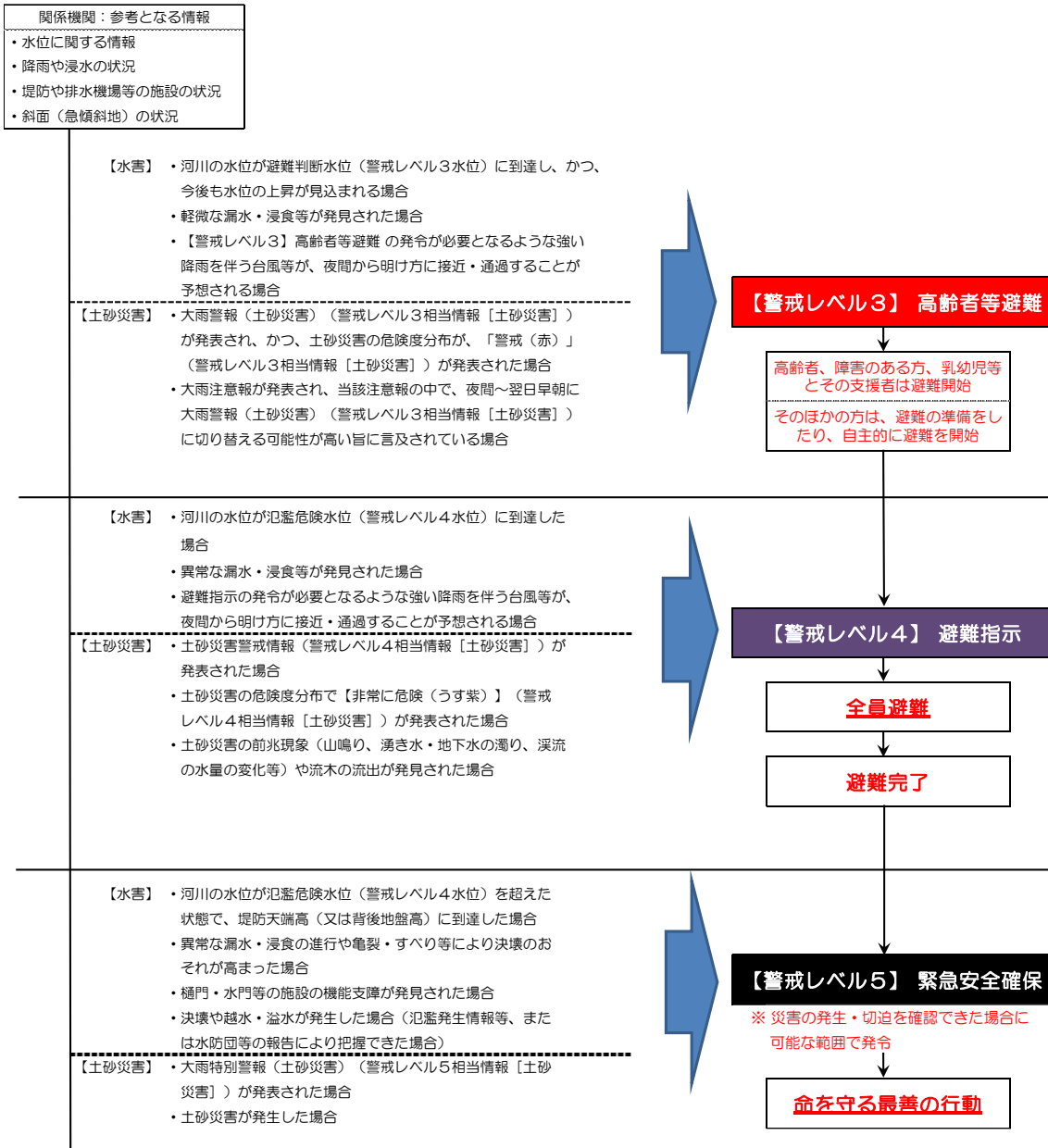
(1) 避難が必要となる災害

災害発生後、被害の拡大要因となる災害としては次のようなものがある。これらについては十分な警戒を行い、積極的な情報収集に努め、適切な避難指示を行う。

また、必要に応じ、避難情報（警戒レベル3・4・5）を適切に出すように努める。

利根川、小貝川が増水した場合は、国土交通省利根川下流河川事務所等から洪水注意報・警報等の情報を収集し、関係機関と連携して、的確な時機に避難指示等を判断する。

第4編 風水害応急対策計画
第4章 被害軽減対策



【避難指示等発令の流れ】

■避難指示等を発令する場合のめやす

- ① 河川等が氾濫し又は氾濫のおそれがあり、浸水の可能性があるとき
- ② 延焼火災が拡大又は拡大のおそれがあるとき
- ③ 爆発のおそれがあるとき
- ④ ガス等の危険物の漏出により周辺の町民に危険が及ぶおそれがあるとき
- ⑤ がけ崩れ等により周辺地域の町民に対して危険が及ぶおそれがあるとき

⑥ 建物が大きな被害を受け、居住を継続することが危険なとき、又は建物の倒壊により周囲に影響を及ぼすとき

⑦ その他町民の生命・身体を保護するため必要なとき

(2) 避難指示等

【町及び水防管理者】(災害対策基本法 第60条)

町長及び水防管理者(稲敷地方広域市町村圏事務組合管理者)は、火災、がけ崩れ、洪水等の事態が発生し、又は発生するおそれがあり、町民の生命、身体に危険を及ぼすと認めるときは、危険地域の町民に対し、速やかに立ち退き避難の指示を行うものとする。

また、町長は、必要に応じ、立ち退き指示の前の段階で、町民に立ち退きの準備又は立ち退きに時間を要する者に対して立ち退きを適切に促すよう努める。

【警察官】(警察官職務執行法 第4条)

警察官は、災害の発生により、町民の生命、身体に危険を及ぼすおそれがある場合において、町長が指示できないと認めるとき、又は町長から要求があったとき、もしくは町民の生命、身体に危険が切迫していると自ら認めるときは、直ちに当該地域住民に対し立ち退き避難を指示するものとする。

【自衛官】(自衛隊法 第94条)

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、災害により危険な事態が生じた場合で、警察官がその場にはいないときは、危険な場所にいる町民に避難の指示をするものとする。

【知事又はその委任を受けた職員】(水防法 第29条, 地すべり等防止法 第25条)

1) 知事は、災害の発生により町がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、危険地域の町民に対し、速やかに立ち退き避難指示を行うものとする。

2) 知事又はその委任を受けた職員は、風水害に伴う地すべり等により著しく危険が切迫していると認められるときは、危険な区域の町民に対して立ち退き避難を指示するものとする。

■避難情報等の発令判断基準

警戒レベル	区分	発令の状況	町民に求める行動
警戒レベル1	早期 注意情報	今後気象状況悪化のお それ	災害への心構えを高める ・気象状況等，最新情報の取得。
警戒レベル2	大雨注意報 洪水注意報	気象状況悪化	自らの避難行動を確認 ・ハザードマップ等により災害リ スクや指定避難所等を確認，避難 に備え，避難行動を確認。
警戒レベル3	高齢者等 避難	災害のおそれあり ・避難行動要支援者等， 特に避難行動に時間を 要する者が避難行動を 開始しなければならない 段階であり，人的被 害の発生する可能性が 高まった状況	危険な場所から高齢者等は避難 ・避難に時間を要する人（高齢者， 障害のある方，乳幼児等）とその 支援者は避難行動を開始。 ・その他の人は，家族等との連絡， 非常用持出品の用意等，避難準備 を開始，又は，自主的に避難する タイミング。
警戒レベル4	避難指示	災害のおそれ高い ・前兆現象の発生や，現 在の切迫した状況から， 人的被害発生の危険 性が非常に高いと判 断された状況 ・堤防等，地域の特性等 から人的被害の発生す る危険性が非常に高い と判断された状況	危険な場所から全員避難 ・町の指定避難所や親戚，知人宅 等，安全な場所へ避難。 ※警戒レベル4までに危険な場 所から必ず避難
警戒レベル5	緊急 安全確保	災害発生又は切迫 ・すでに安全な避難が できず命が危険な状況 （町が災害状況を確実 に把握できるものでは ないとの理由から必ず 発令される情報ではあ りません。）	命の危険 直ちに安全確保 ・命を守るための最善の行動を。

避難情報に関するガイドライン（令和3年5月公表）（内閣府）より

(3) 避難指示等情報の内容

避難の指示及び情報は、次の内容を明示して実施するものとする。

- 1) 要避難（準備）対象地域
- 2) 避難先及び避難経路
- 3) 高齢者避難及び避難指示の理由
- 4) その他必要な事項

(4) 避難措置の周知

避難指示情報を出した者は、当該地域の町民に対してその内容を周知させるとともに、速やかに関係機関に対して連絡する。

1) 避難指示等情報の伝達

消防対策部、消防本部は、避難指示及び情報を町民に伝達する。

また、避難の必要がなくなった場合も、速やかに周知する。この場合、文書（点字版を含む）や掲示板による周知を行うこととし、視聴覚障がい者への周知徹底を期するとともに、情報の混乱を防止する。

- ① 直接的な周知として、防災行政無線、広報車、拡声器等を活用する。また、これによる避難呼びかけの際には、町民の避難行動を促すため、緊迫感を持たせるような工夫をほどこした呼びかけを行うものとする。
- ② 報道機関等の協力を得て、間接的に町民に広報する。

また、町は、自主防災組織等の地域コミュニティとの協力・連携を図り、避難行動要支援者を含めた町民への周知漏れを防ぐ。

■避難時の伝達事項

- ① 避難を要する事由
- ② 避難指示の対象区域（町名、施設名等）
- ③ 高齢者等避難・避難指示情報
- ④ 避難先（避難所の名称）
- ⑤ 避難経路（安全な方向、道路名、通行できない箇所）
- ⑥ 避難時の服装、携行品等
- ⑦ 避難行動における注意事項（避難行動要支援者の介助等）

2) 関係機関相互の連絡

避難指示、及び解除を行った者は、その旨を関係機関に連絡し、現場での情報混乱を未然に防止する。

(5) 屋内での待機等の安全確保措置の指示

町は、既に河川が氾濫している場合など、避難場所へ移動することによりかえって危険が生ずる場合があることから、自宅の上階部分の一定の安全が確保された屋内に留まる避難について、呼びかけることとする。

(6) 近隣市町村等関係機関への通報

本部長（町長）が避難指示を行ったとき、又は消防署長、警察官等から避難の指示を

行った旨の通報を受けたとき、総務対策部長は、次の要領により関係機関等へ連絡する。

■避難の指示等発令した際の通報先

① 近隣市町村	<ul style="list-style-type: none">・地域住民が避難のため近隣市町の施設をやむをえず利用する場合が想定される。・また、避難の誘導上、経路により協力を求めなければならない場合もあるので、隣接市町に対しても連絡する。
② 県等関係機関	<ul style="list-style-type: none">・警察署その他の県関係機関等に連絡し協力を要請する。
③ 学校施設等の管理者	<ul style="list-style-type: none">・避難教育対策部長（学校教育課長）を通じて、避難所として利用する学校施設等の管理者に対し連絡し協力を要請する。

(7) 県への報告

総務対策部長は、避難の措置及びその解除について、速やかにその旨を県知事(防災・危機管理課)に報告する。

(8) 解除

災害による危険がなくなると判断されるときには、避難指示を解除し、直ちにその旨を公示する。

4 警戒区域の設定【総務対策部、消防本部、警察署】

(1) 警戒区域の設定

【町】

町は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合、人の生命又は身体に対する危険を防止するため、特に必要と認めるときは、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して、当該区域への立ち入りを制限、禁止又は退去を命ずる。本部長は、警戒区域の設定に伴い、消防本部、警察署等の協力を得て実施する。

【警察官】

町長又はその職権を行う吏員が現場にいない場合、又は、これらの者から要請があった場合、警察官は、町長の権限を代行する。この場合は、直ちに町長に対して通知する。

【自衛官】

災害派遣を命ぜられた部隊などの自衛官は、町長、警察官が現場にいない場合に限り、町長の権限を代行する。この場合は、直ちにその旨を町長に通知する。

【消防職員又は水防職員】

消防活動、水防活動を確保するために、消防又は水防関係者以外を現場近くに近づけないよう措置をすることができる。(消防法第28条、水防法第21条)

(2) 警戒区域設定の周知・通知

総務対策部は、警戒区域の設定を行った場合は、避難指示と同様に、町民への周知及び関係機関への通知、県への報告を行う。

5 避難誘導【消防対策部、消防本部、警察署、各施設管理者、町民】

(1) 避難誘導の方法

【町職員、警察官、消防職員等】

町、警察、その他が行う避難誘導は、町民の安全のため次の事項に留意して速やかに行うものとする。

特に、避難行動要支援者が避難できるよう、あらかじめ定めるマニュアル・計画に沿った避難支援を行うことが重要である。

避難誘導は、災害の規模、状況に応じて、最も近い高台の避難所とする。

■高台の避難所

- ① 日本ウェルネススポーツ大学 第2キャンパス

- ② 日本ウェルネススポーツ大学 第1キャンパス
- ③ 利根中学校

■避難誘導の留意事項

- ① 避難の誘導は、病弱者、高齢者、幼児、障がい者等避難行動要支援者、その他単独で避難することが困難な人の安全確保の援助や優先避難に心がけ、できるかぎり早めに事前避難させる。
- ② 避難誘導は収容先での救援物資の配給等を考慮して、できれば自治会等の単位で行う。
- ② 交差点や橋りょう等の混雑予想地点においては、避難行動要支援者を含む避難グループであることが他の避難グループや誘導員にわかるように、その旨を連呼し優先避難誘導を受けやすいよう努める。
- ④ 避難経路は、本部長又は関係部長から特に指示がないときは、避難の誘導にあたる者が指定するように努める。
- ⑤ 避難誘導経路は、あらかじめ調査検討し、火災、落下物、危険物のない経路とする。
- ⑥ やむをえず危険箇所のある区間を利用する場合は、その場所に標示、なわ張り等を行うほか、要所に誘導員を配置し、事故防止に努める。
- ⑦ 夜間の場合は、照明機材を活用し、適正な誘導に努める。
- ⑧ 選定した避難路に重大な障害があり、容易に取り除くことができない時は、土木住宅対策部が道路の啓開（切り開き）等を行う。

■避難誘導者

避難対象	避難誘導担当者
町民	消防対策部、警察官、自治会、自主防災組織等 ※在宅の避難行動要支援者は、地域の町民の協力により行う。
教育・保育福祉施設	施設管理者、教職員、施設職員
事業所等	施設の防火管理者及び管理責任者等

(2) 携行品の制限

携行品は、円滑な避難行動に支障をおこさない最小限度のものとする。

■携行品のめやす

- ① 家族の名札（住所、氏名、生年月日、血液型等を記載したもの）
- ② 貴重品（現金、預金通帳、印鑑、有価証券等）
- ③ 手ぬぐい、チリ紙等
- ④ 食料（1人2食分位）、飲料水（1人分2～3リットル）※
- ⑤ 衣類（防寒着・タオル・下着類）※
- ⑥ 救急医薬品、常用の医薬品、懐中電灯、携帯ラジオ等※

※余裕のある場合

(3) 避難報告

学校、保育所、社会教育施設、社会福祉施設等の管理者は、避難誘導が完了したときは、災害対策本部に報告する。

(4) 避難者台帳の作成

町は、被災者支援について支援漏れや重複をなくし、中長期にわたる被災者支援を総合的かつ効率的に実施するため、個々の被災者の被害状況や支援状況、配慮事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成する。

6 広域避難への対応【国、県、稲敷広域消防本部圏内市町村、総務対策部】

(1) 大規模災害における広域避難の受入れ

大規模な災害が発生し、町外からの大量の避難者が流入する事態となった時は、避難地への避難、移動等について、国の代行による受入れ手続きに協力し、受入れを図る。

また、そのために具体的な対策、方法等について協議を行う。

(2) 避難者の運送

広域避難に備え輸送業者等と連携し、円滑な移動ができるように、協定締結や実行性のある輸送方法について協議を行うよう努める。

(3) 稲敷広域消防本部圏内市町村広域避難計画に基づく牛久市への広域避難

町全域が水没するような大規模な水害が発生し、または発生する恐れがある場合、利根町からの避難所開設要請をした後、牛久市が避難所開設を行う。その後、牛久市への広域避難指示を発令し、地区ごとに指定された避難所へ自家用車等を使用し、避難を開始する。

7 安否確認【総務対策部、福祉対策部】

町は、町民及び被災者に関する安否に関する情報について、照会者に回答するために、避難所との情報通信体制等を確立する。

第4節 緊急輸送

緊急輸送については、「第3編 地震災害応急対策計画」第4章「第3節 緊急輸送」に準ずる。

第5節 消火活動，救助・救急活動

消火活動，救助・救急活動については、「第3編 地震災害応急対策計画」第4章「第4節 消火活動，救助・救急活動，水防活動」に準ずる。

第6節 応急医療

応急医療については、「第3編 地震災害応急対策計画」第4章「第5節 応急医療」に準ずる。

第7節 危険物等災害防止対策

危険物等災害防止対策については、「第3編 地震災害応急対策計画」第4章「第6節 危険物等災害防止対策」に準ずる。

第8節 燃料対策

燃料対策については、「第3編 地震災害応急対策計画」第4章「第7節 燃料対策」に準ずる。

第5章 被災者生活支援

第1節 被災者の把握

被災者の把握については、「第3編 地震災害応急対策計画」第5章「第1節 被災者の把握」に準ずる。

第2節 避難生活の確保，健康管理

避難生活の確保，健康管理については、「第3編 地震災害応急対策計画」第5章「第2節 避難生活の確保，健康管理」に準ずる。

第3節 ボランティア活動の支援

ボランティア活動の支援については、「第3編 地震災害応急対策計画」第5章「第3節 ボランティア活動の支援」に準ずる。

第4節 ニーズの把握・相談窓口の設置・生活情報の提供

ニーズの把握・相談窓口の設置・生活情報の提供については、「第3編 地震災害応急対策計画」第5章「第4節 ニーズの把握・相談窓口の設置・生活情報の提供」に準ずる。

第5節 生活救援物資の供給

生活救援物資の供給については、「第3編 地震災害応急対策計画」第5章「第5節 生活救援物資の供給」に準ずる。

第6節 避難行動要支援者の安全確保対策

避難行動要支援者の安全確保対策については、「第3編 地震災害応急対策計画」第5章「第6節 避難行動要支援者の安全確保対策」に準ずる。

第7節 応急教育

応急教育については、「第3編 地震災害応急対策計画」第5章「第7節 応急教育」に準ずる。

第8節 帰宅困難者対策

帰宅困難者対策については、「第3編 地震災害応急対策計画」第5章「第8節 帰宅困難者対策」に準ずる。

第9節 義援物資対策

義援物資対策については、「第3編 地震災害応急対策計画」第5章「第9節 義援物資対策」に準ずる。

第10節 愛玩動物の保護対策

愛玩動物の保護対策については、「第3編 地震災害応急対策計画」第5章「第10節 愛玩動物の保護対策」に準ずる。

第11節 災害救助法の適用

災害救助法の適用については、「第3編 地震災害応急対策計画」第5章「第11節 災害救助法の適用」に準ずる。

第6章 応急復旧・事後処理

第1節 建築物の応急復旧

項目	初動活動期	応急活動期	復旧活動期
	発災から 24時間まで	概ね2日目から7日目ま で	概ね8日目以降
住宅の応急修理			1 住宅の応急修理 (土木住宅対策部)
応急仮設住宅 の設置			2 応急仮設住宅の設置 (土木住宅対策部, 県)

第1 基本事項

1 趣旨

災害のために住家が滅失した被災者のうち、自らの資力で住宅を確保できない者に対し、応急仮設住宅の提供又は応急修理を行い保護する。

2 留意点

(1) 想定される災害の種類と対策の対応

風水害等が発生した場合は、被害の軽微な地域の市町村及び組織からの応援協力や、資材輸送のための緊急輸送路の確保が必要であり、迅速な協力要請が必要である。

(2) 避難行動要支援者に配慮した応急仮設住宅の建設

応急仮設住宅の建設にあたっては、避難行動要支援者の実情に応じ、その構造、配置に十分配慮することが必要である。

また、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性を始めとする生活者の意見を反映できるよう配慮するものとする。また、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れに配慮するものとする。

第2 対策

1 住宅の応急修理【土木住宅対策部】

住宅が被害を受けても、町民が自宅で生活を続けられるよう補修を行うことは、避難所の早期解消や応急仮設住宅等の需要抑制につながり、町民が可能な限り利根町にとどまって復興まちづくりを進める足がかりを確保することができる。なお、住宅の応急修理を実施した場合、応急仮設住宅や避難所等を利用することができない。

(1) 基本事項

1) 修理対象世帯

応急修理は、災害のため住宅が半壊又は半焼し、自らの資力では、応急修理をすることができない世帯に対して、町が災害救助法及び茨城県災害救助法施行細則に基づき行う。

2) 修理の範囲

応急修理は、災害に直接起因する損壊のうち居室、台所、トイレ、屋根等日常生活に必要な最小限の部分に対して行う。工事仕様は仮復旧工事の仕様であり、工事単価を明確にする。

3) 修理時期

応急修理は、災害発生から1ヶ月以内に完了するものとする。

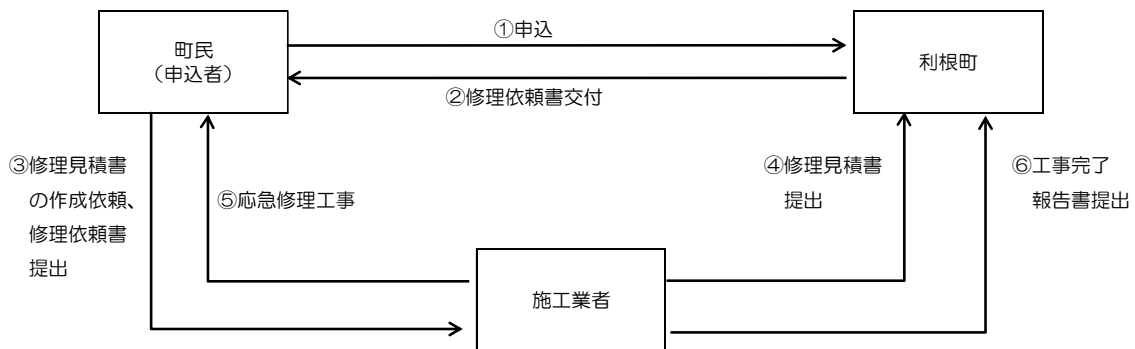
4) 実施方法

応急修理の実施方法は、町民からの申込申請により、町の派遣する施工業者が見積もり、施工する。

応急修理は現物をもって行い、応急修理の支払いは町が施工業者に行う。

■災害にかかった住宅の応急修理

区分	内容
限度額	1世帯当たり54万7千円（令和3年度基準）とすること。
対象戸数の限度	半焼及び半壊世帯数の3割以内（同一県内市町村での融通も可能な場合あり）
備考	対象者は、経済的理由により自ら住宅を修理できない者で、大規模な補修を行わなければ居住できない者であり次のいずれかに該当するもの。 <ul style="list-style-type: none">・生活保護法により被保護者ならびに要保護者・町民税の非課税世帯又は均等制のみの世帯・災害により失業又は失職したため、上記のいずれかに該当するものとなった世帯



【応急修理の流れ】

(2) 資材調達

資材が不足した場合、町は県（土木部）に要請し、調達協力を要請する。

2 応急仮設住宅の設置【土木住宅対策部】

(1) 基本事項

災害発生の日から20日以内に着工するものとし、その供与期間は完成の日から2年以内とする。

設置にあたってはリース方式や民間賃貸住宅などの借り上げによる方法も検討し、設置方法を決定する。

(2) 設置基準

応急仮設住宅は、住宅が全壊、全焼又は流失し、居住する住宅がない世帯であって、自らの資力では住宅を得ることができない世帯を対象に設置する。

(3) 設置計画の作成等

町は被災状況等を基に必要となる応急仮設住宅の戸数を県へ報告する。県は町からの報告を基に全体計画を作成する。

(4) 設置場所

設置予定場所は、国、県又は町有地とするが、私有地の場合は所有者と町との間に賃貸契約を締結するものとし、その場所は飲料水が得やすく保健衛生上適当な場所とする。

(5) 建設資材の調達

応急仮設住宅の建設は、社団法人プレハブ建築協会等と協定を締結し、その協力を得て建設する。

(6) 応急仮設住宅の借り上げ等

県は借り上げる住宅の仕様基準や標準契約書、借り上げ可能住宅の情報などを町へ提供する。町は必要な住宅の借り上げを行う。

(7) 入居者の選定等

県が、町の協力を得て被災者の状況を調査の上、次の基準に基づき決定する。

- 1) 住家が全焼、全壊、又は流失した者であること
- 2) 居住する住家がない者であること
- 3) 自らの資力をもってしては、住家を確保することのできない者であること
 - ① 生活保護法の被保護者並びに要保護者
 - ② 特定の資産のない失業者
 - ③ 特定の資産のない未亡人、母子世帯、老人世帯、身体障がい者世帯、病弱者等
 - ④ 特定の資産のない勤労者、中小企業者
 - ⑤ 前各号に準ずる経済的弱者

また、玄関や浴槽での段差解消や手すりの設置など、要配慮者に配慮した仮設住宅を建設するとともに、要配慮者の優先入居に努めるものとする。

(8) 応急仮設住宅の管理

応急仮設住宅の管理は、町の協力を求めて県が行う。ただし、状況に応じ町に委任することができる。

土木住宅対策部は、入居者の要望等に応じて、仮設住宅設備の修理や改良等の管理を行う。また、仮設住宅の戸数が数十戸以上になる場所には、集会所等を設置する。

第2節 土木施設の応急復旧

土木施設の応急復旧については、「第3編 地震災害応急対策計画」第6章「第2節 土木施設の応急復旧」に準ずる。

第3節 ライフライン施設の応急復旧

ライフライン施設の応急復旧については、「第3編 地震災害応急対策計画」第6章「第3節 ライフライン施設の応急復旧」に準ずる。

第4節 清掃・防疫・障害物の除去

清掃・防疫・障害物の除去については、「第3編 地震災害応急対策計画」第6章「第4節 清掃・防疫・障害物の除去」に準ずる。

第5節 行方不明者等の搜索

行方不明者等の搜索については、「第3編 地震災害応急対策計画」第6章「第5節 行方不明者等の搜索」に準ずる。

第6節 農業対策

項目	初動活動期	応急活動期	復旧活動期
	発災から 24時間まで	概ね2日目から7日目ま で	概ね8日目以降
農業対策			1 農地の応急対策 (経済対策部) 2 農業用施設の応急対 策 (経済対策部) 3 農作物等の応急措置 (経済対策部)
畜産対策			4 家畜の応急措置 (経済対策部)

第1 基本事項

1 趣旨

田畑が浸水した場合は、迅速な排水等の被害の拡大防止措置が必要になる。

また、災害後には病虫害の発生や死亡家畜の処理などが必要となる。そのため、町、県、農業協同組合等の関係団体が連携して農業に対する応急対策を実施する。

2 留意点

被災しなかった農作物や家畜等への二次災害(伝染病等の発生)を予防するためには、農業被害の把握と県、農業協同組合等の関係団体の連携による迅速な対応措置が必要である。

第2 対策

1 農地の応急対策【経済対策部】

農地が冠水し、農作物の生産に重大な支障が生ずるおそれがある場合は、ポンプ排水及び堤防切開工事等を行う。

2 農業用施設の応急対策【経済対策部】

用水路の堤防等が崩壊するおそれのある場合は、腹付工事及び土止め杭さく工事を行う。

また、水路の障害物等を排除し、排水をよくする。

3 農作物等の応急措置【経済対策部】

農作物等に被害が発生した場合には、農家に対し次の対策を指導、支援する。

■農家への指導、支援

- ① 病虫害防除対策
 - ・病虫害防除指導班による指導
 - ・県に対する緊急防除の申請
 - ・農薬の確保
 - ・薬剤の散布
- ② 排水

4 家畜の応急措置【経済対策部】

家畜が被災した場合には、農家に対し次の対策を指導、支援する。

(1) 風害時の措置

- ① 被害畜舎の早期修理、復旧に努めること。
- ② 外傷家畜の治療と看護に努めること。
- ③ 事故圧死病傷畜の早期処理により余病の併発を防ぐこと。

(2) 水害時の措置

- ① 畜舎内浸水汚物の排除清掃をはかること。
- ② 乾燥後畜舎内外の消毒を励行すること。
- ③ 茨城県県南家畜保健衛生所に要請し、家畜の一斉健康診断及び病傷家畜への応急手当を実施すること。
- ④ 栄養快復のための飼料調達ならびに供給に努めること。
- ⑤ 茨城県県南家畜保健衛生所に要請し、発病が予想される家畜伝染病の緊急予防注射を実施すること。

第5編 大規模災害対策計画

第1章 航空機災害対策計画

本計画は、町内において航空機の墜落等の航空事故による多数の死傷者等の発生といった航空災害が発生した場合に関係機関がとるべき対策について定める。

第1節 災害予防計画

航空災害の発生を未然に防止するため、防災関係機関は平常時から次に掲げる対策を講じるものとする。

第1 茨城県内の航空状況

茨城県には、公共用ヘリポートが1か所(つくば)、非公共用飛行場が1か所(龍ヶ崎)、非公共用ヘリポートが2か所(前山下妻、茨城県庁)及び自衛隊の飛行場が2か所(霞ヶ浦(陸上自衛隊)、百里(航空自衛隊))ある。また、本県の上空には、成田、羽田及び百里の管制区が設定されている。

第2 迅速かつ円滑な災害応急対策，災害復旧への備え

1 情報の収集・連絡体制の整備

(1) 情報の収集・連絡

町は、緊急時の通報連絡体制を確立するとともに、発災現場等において情報の収集・連絡にあたる要員をあらかじめ指定しておくなど、体制の整備を推進するものとする。

また、民間企業、報道機関、町民等からの情報など多様な災害関連情報等の収集体制の整備に努めるものとする。

(2) 通信手段の確保

非常通信体制を含めた航空災害時における通信手段については、本計画第2編災害予防計画第1章第4節「情報通信ネットワークの整備」に準ずるものとする。

2 災害応急体制の整備

(1) 職員の体制

町は、災害対策に準じて、非常参集体制の整備を図るとともに、職員に対し、災害時活動マニュアルにより災害時の活動内容等を周知させるものとする。

(2) 防災関係機関相互の連携体制

災害発生時には、防災関係機関相互の連携体制が重要であることから、町及び関係防災機関は、応急活動及び復旧活動に関し、相互応援の協定を締結する等平常時より連携を強化しておくものとする。

なお、町においては、既に以下の協定を締結しており、今後は、より具体的、実践的なものとするよう連携体制の強化を図っていくものとする。

- ・「災害時等の相互応援に関する協定」（県下全市町村）
 - ・「茨城県広域消防相互応援協定」（県下全消防本部）
- (3) 稲敷広域消防本部
- 緊急消防援助隊による人命救助活動等の支援体制を整備する。

3 捜索，救助・救急，医療及び消火活動への備え

(1) 消火救難及び救助・救急，消火活動への備え

町及び消防本部は，災害時に迅速に応急活動ができるよう，それぞれの防災機関の実情に応じ，救助・救急用資機材，消火用資機材，車両，船舶，航空機等を整備する。

(2) 医療活動への備え

災害時の迅速な医療活動実施のための事前対策については，本計画第2編第3章第3節「医療救護活動への備え」に準ずるものとする。

4 緊急輸送活動への備え

発災時の緊急輸送活動の効果的な実施のための事前対策としては，本計画第2編第3章第1節「緊急輸送への備え」に準ずるほか，次により実施するものとする。

また，災害時の交通規制を円滑に行うため，整備業者等との間で締結している「交通誘導の実施等応急対策業務に関する協定」等の推進を図るとともに，発災後において交通規制が実施された場合の車両の運転者の義務等について平常時から周知を図るものとする。

5 関係者等への的確な情報伝達活動への備え

家族等からの問い合わせ等に対応する体制について，あらかじめ計画を作成するよう努めるものとする。

6 防災関係機関の防災訓練の実施

大規模な航空災害が発生した場合又は発生するおそれがある場合に，応急対策が迅速かつ円滑に行えるよう，墜落事故及び空中衝突事故等によるあらゆる被害を想定し，関係機関と連携した実践的な訓練を定期的・継続的に実施し，大規模な航空災害への対応能力の向上に努めるものとする。

第2節 災害応急対策

航空災害が発生した場合に、早期に初動体制を確立して、その拡大を防止し被害の軽減を図るため、関係機関は次の対策を講じるものとする。

第1 発災直後の情報の収集・連絡

1 災害情報の収集・連絡

(1) 航空事故情報等の収集・連絡

航空災害の発生等異常な事態を発見した者は、直ちに、その旨を町長、警察官又は百里空港事務所長に通報しなければならないものとする。

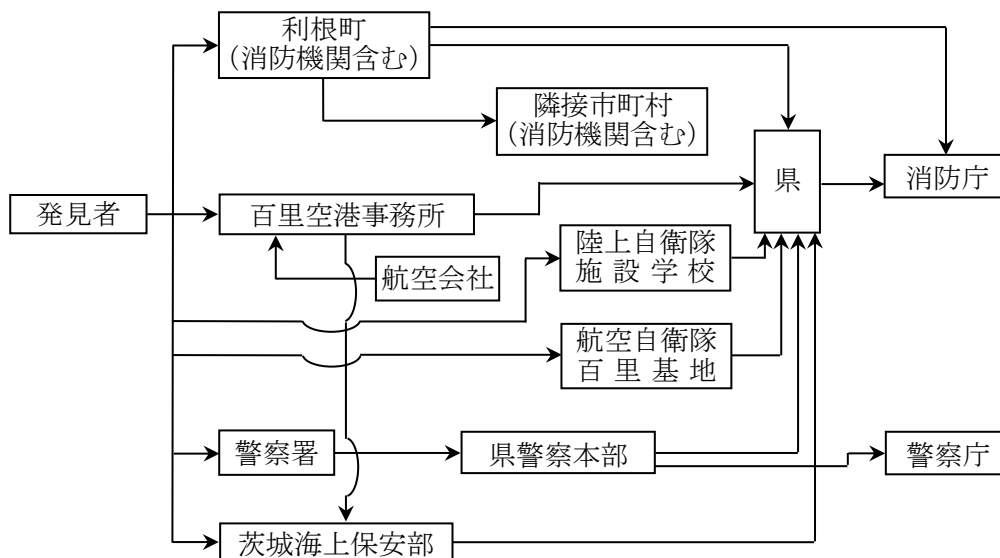
また、何人も、この通報が最も迅速に到達するよう協力しなければならないものとする。

町は、航空機の墜落等の大規模な航空事故の発生の連絡を受けた場合は、直ちに事故情報等の報告を県に行うものとする。また、人的被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県に報告するものとする。併せて、「火災・災害等即報要領」に基づく、直接即報基準に該当する事案については、消防庁に対しても、原則として覚知後30分以内で可能な限り早く報告するものとする。

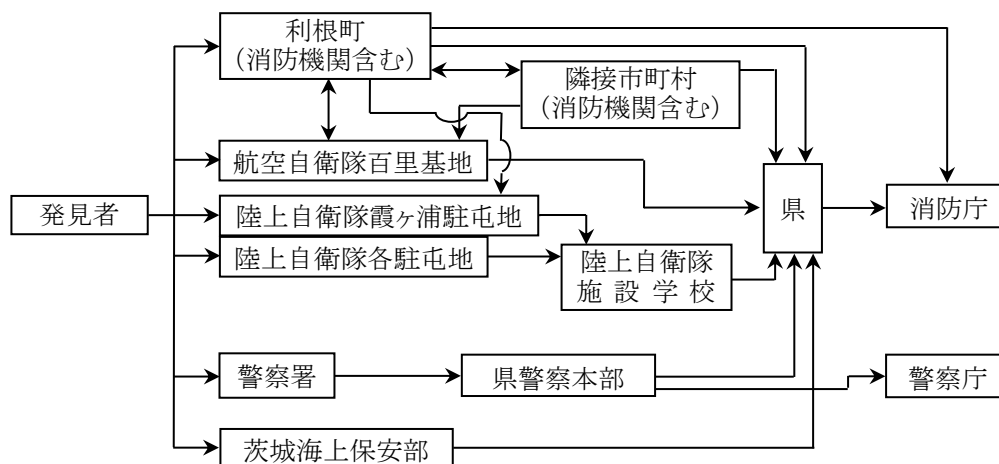
(2) 航空事故情報等の収集・連絡系統

航空事故情報等の収集・連絡系統及び連絡先は次のとおりとする。

(民間機の場合)



(自衛隊機の場合)



(連絡先一覧)

機関名	担当部署	電話番号 (夜間・休日の場合)
消防庁	応急対策室	03-5253-7527 [宿直室 03-5253-7777]
百里空港事務所	航空管制運航情報官	0299-54-0672 (同左)
茨城海上保安部	警備救難課	029-262-4304 (同左)
陸上自衛隊施設学校	警備課防衛班	029-274-3211 内線 234 (同内線 302)
陸上自衛隊霞ヶ浦駐屯地	警備課	029-842-1211 内線 2410 (同内線 2302)
航空自衛隊第7航空団	防衛班	0299-52-1331 内線 231 (同内線 215)
茨城県	防災・危機管理課	029-301-8800 (同左)
茨城県警察本部	警備課	029-301-0110 内線 5751 (総合当直)

(3) 応急対策活動情報の連絡

町は、県に応急対策の活動状況、災害対策本部設置状況等を連絡し、応援の必要性等を連絡する。また、応急対策活動情報に関し、必要に応じて相互に緊密な情報交換を行うものとする。

第2 活動体制の確立

1 活動体制

(1) 職員の動員配備体制区分の基準及び内容

職員配備の決定基準は、第3編第1章に定める警戒配備、災害対策本部の配備基準を基本として、航空災害の状況等により、次のとおり定める。

体制区分	基準	配備人員	災害対策本部等の設置
警戒体制 (事前配備)	航空事故により、多数の死傷者等が発生するおそれのある場合、又は、その他の状況により防災危機管理課長が必要と認めた場合	あらかじめ定める 防災関係職員	災害警戒本部を設置する
非常体制	航空事故により、多数の死傷者等が発生した場合、又はその他の状況により町長が必要と認めた場合	航空事故災害応急対策が円滑に行える体制	災害対策本部を設置する

(2) 職員動員配備体制の決定

航空事故発生時の職員動員配備体制の決定は、本計画第3編第1章第2節「災害対策本部」に準じ、町長が職員の動員配備区分を決定する。

また、町長が不在かつ連絡不能の場合は、総務課長が代行する。

(3) 災害対策本部等の設置基準等

〈警戒配備基準〉

- ① 航空事故により、多数の死傷者が発生する恐れのある場合
- ② その他防災危機管理課長が必要と認めた場合

〈警戒配備解除〉

- ① 航空事故による多数の死傷者発生のおそれがなくなった場合
- ② その他防災危機管理課長が必要なしと認めた場合

〈災害対策本部設置基準〉

- ① 航空事故により、多数の死傷者が発生した場合
- ② その他町長が必要と認めた場合

〈災害対策本部廃止基準〉

- ① 航空事故災害応急対策を概ね完了した場合
- ② その他町長が必要なしと認めた場合

2 広域的な応援体制

町内において航空事故による災害が発生し、自力による応急対策等が困難な場合、第3編第3章「応援・派遣」に準じて、迅速・的確な応援要請の手続きを行うとともに、受入体制の確保を図るものとする。

3 自衛隊の災害派遣

自衛隊の災害派遣の必要性を航空事故の規模や収集した被害情報から判断し、必要と

認められた場合は、直ちに要請するものとする。

町においては、第3編第3章第1節「自衛隊派遣要請・受入体制の確保」に準じて要請するものとする。

第3 搜索，救助・救急，医療及び消火活動

1 搜索活動

搜索活動は、県、警察本部が消防機関と相互に連携して、実施することとなっているため、消防本部及び消防団は、これに協力する。

2 救難，救助・救急及び消火活動

消防本部及び消防団は、被害状況の早急な把握に努めるとともに、警察署、自衛隊等の関係機関と連携し、傷病者等の救出・救助にあたるものとする。

消防本部は、速やかに火災の発生状況を把握するとともに、化学消防車、化学消火剤等による消防活動を重点的に実施するとともに、必要に応じて地域住民及び旅客等の生命、身体の安全確保と消防活動の円滑化を図るため、警戒区域を設定するものとする。

3 資機材等の調達等

消火、救難及び救助・救急活動に必要な資機材は、原則として、当該活動を実施する機関が携行するものとする。

必要に応じ、民間からの協力等により、救助・救急活動のための資機材を確保し、効率的な救助・救急活動を行うものとする。

4 医療活動

発災時には、医療救護を必要とする多数の傷病者の発生が予想されることから、本計画第3編第4章第5節「応急医療」に準じ、関係防災関係機関との密接な連携の下に、医療機関及び各救護所の設置、応急処置の実施、あらかじめ指定した医療機関への搬送、応急仮設救護所の開設等一刻も早い医療救護活動を行うものとする。

また、被災者に対する心のケアを行う必要がある場合は、本計画第3部第5章第2節「避難生活の確保，健康管理」の心のケア対策に準じて実施するものとする。

第4 避難指示・誘導

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、町が行う避難指示等については、本計画第3編第4章第2節「避難指示・誘導」に準じて実施するものとする。

第5 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動

1 交通の確保

町は、被災地周辺道路の一時的な通行禁止又は制限を行うとともに、交通関係者及び地域住民に広報し理解を求めるものとする。

また、遺族等事故関係者に対しては、地域住民の協力を得て道路案内等を適切に実施するものとする。

第6 関係者等への的確な情報伝達活動

関係者等への的確な情報伝達については、本計画第3編第2章第3節「災害情報の広報」に準ずるほか、次により実施するものとする。

1 情報伝達活動

航空災害の状況、安否情報、医療機関などの情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制等被災者の家族等に役立つ正確かつきめ細かな情報を、放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力を得て適切に提供するものとする。この際、聴覚障がい者に対する広報は、正確でわかりやすい文書や字幕付き放送、文字放送等によるものとする。

- ・町及び関係機関の実施する応急対策の概要
- ・避難の指示及び避難先の指示
- ・旅客及び乗務員の氏名・住所
- ・地域住民等への協力依頼
- ・その他必要な事項

2 関係者等からの問い合わせに対する対応

必要に応じ災害発生後、速やかに関係者からの問い合わせに対応する窓口設置、人員の配置等の体制の整備に努めるものとする。

第7 遺族等事故災害関係者の対応

遺族等事故災害関係者の控室及び宿泊施設を確保するとともに、地域住民やバス会社等の協力を得て、輸送等の各種サービスを実施し、遺族等事故災害関係者に対し適切に対応するものとする。

第8 防疫及び遺体の処理

発災時の防疫及び遺体の処理については、本計画第3編第6章第4節「清掃・防疫・障害物の除去」及び第5節「行方不明者等の搜索」に準じて実施する。

第2章 道路災害対策計画

本計画は、町内において道路輸送途上での危険物等の大量流出事故や、被害の軽減及び復旧のために関係機関がとるべき対策について定める。

第1節 災害予防計画

道路災害の発生を予防するとともに、道路災害が発生した場合に被害の軽減を図るため、関係機関は次の対策を講じるものとする。

第1 道路交通の安全のための情報の充実

1 気象情報の伝達

道路管理者は、水戸地方気象台が発表する気象、地象、水象等の情報を有効に活用するための体制の整備を図るものとする。

2 道路の異常に関する情報の収集・伝達

道路管理者は、道路パトロール等の実施により、道路施設等の異常を迅速に発見する体制を整備するものとし、異常が発見され、災害が発生するおそれがある場合に道路利用者 にその情報を迅速に提供する体制の整備を図るものとする。

第2 道路施設等の管理と整備

1 管理する施設の巡回及び点検

道路管理者は、道路施設の事故及び災害に対する安全性確保のため、定期的に巡回を実施し、特に、大規模な地震、津波、大雨、洪水などの直後に、施設への影響を確認するため、巡回及び点検を実施するものとする。

2 安全性向上のための対策の実施

各道路管理者は安全性・信頼性の高い道路整備を計画的かつ総合的に実施するものとする。

第3 迅速かつ円滑な災害応急対策，災害復旧への備え

1 情報の収集・連絡体制の整備

(1) 情報の収集・連絡

町は、大規模な道路災害が発生した場合に備え、緊急時の通報連絡体制を確立するとともに、発災現場等において情報の収集・連絡にあたる要員をあらかじめ指定しておくなど、体制の整備を推進するものとする。

(2) 通信手段の確保

非常通信体制を含めた道路災害時における通信手段については、本計画第2編第1章第4節「情報通信ネットワークの整備」に準ずるものとする。

2 災害応急体制の整備

(1) 職員の体制

町は、地震対策に準じて、非常参集体制の整備を図るとともに、職員に対し、災害時活動マニュアルにより災害時の活動内容等を周知させるものとする。

(2) 防災関係機関相互の連携体制

災害発生時には、防災関係機関相互の連携体制が重要であることから、それぞれの機関は、応急活動及び復旧活動に関し、相互応援の協定を締結する等平常時より連携を強化しておくものとする。

なお、町においては、既に以下の協定を締結しており、今後は、より具体的、実践的なものとするよう連携体制の強化を図っていくものとする。

- ・「災害時等の相互応援に関する協定」（県下全市町村）
- ・「茨城県広域消防相互応援協定」（県下全消防本部）

(3) 稲敷広域消防本部

緊急消防援助隊による人命救助活動等の支援体制の整備に努めるものとする。

3 救助・救急，医療及び消火活動への備え

(1) 救助・救急活動への備え

町及び消防本部は、災害時に迅速に応急活動が行えるよう、救助・救急活動用資材、車両等の整備に努めるものとする。

(2) 消火活動への備え

消防本部は、平常時より道路管理者機関相互間の連携の強化を図るものとする。

4 関係者等への的確な情報伝達活動

町は、被災者の家族等からの問い合わせ等に対応する体制についてあらかじめ計画しておくものとする。

5 防災訓練の実施

町は、大規模な事故災害等が発生した場合に、応急対策が迅速かつ円滑に行えるよう、危険物大量流出事故等あらゆる被害を想定し、関係機関と連携した実践的な訓練を定期的・継続的に実施し、大規模な道路災害への対応能力の向上に努めるものとする。

6 応急対策のための資機材等の整備，備蓄

道路管理者は、大規模な事故災害が発生した場合の迅速な応急対策等に備えて、災害対策用資機材，物資の整備，備蓄を図るとともに、特殊な資機材については緊急に調達し得るよう関係業界との協力体制の整備に努めるものとする。

7 災害復旧への備え

道路管理者は、円滑な災害復旧を図るため、あらかじめ重要な施設の構造図等の資料を整備しておくとともに、資料の被災を回避するため、複製を別途保存するよう努めるものとする。

第4 防災知識の普及

道路管理者は、道路利用者に対し、災害時の対応等の防災知識の普及を図るものとする。

第2節 災害応急対策

道路災害が発生した場合に、被害を最小限のとどめるため、関係機関及び関係団体は次の対策を講じるものとする。

第1 発災直後の情報の収集・連絡

1 災害情報の収集・連絡

(1) 道路災害情報等の収集連絡

道路災害の発生を発見した者は、直ちに、その旨を町長、警察官、消防史員又は道路管理者に通報しなければならないものとする。

また、何人も、この通報が最も迅速に到達するよう協力しなければならないものとする。

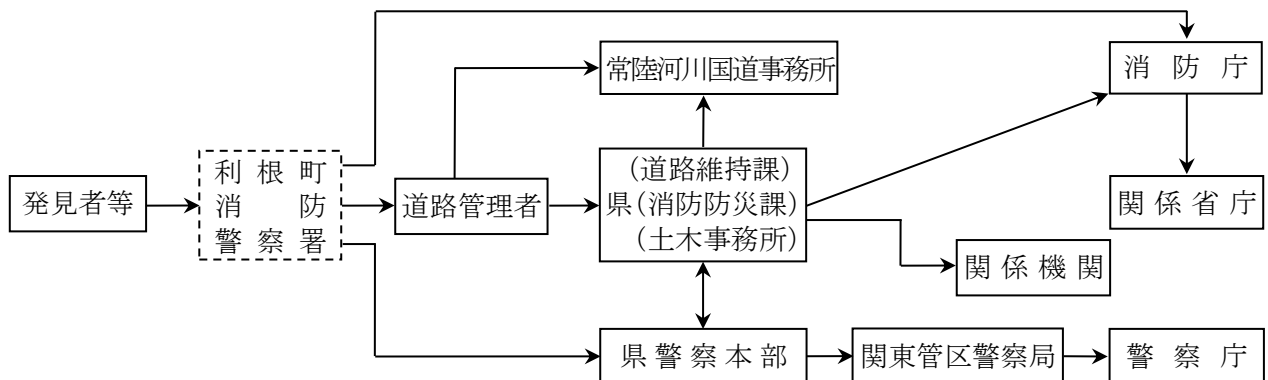
道路管理者は、道路構造物の被災等により大規模な事故が発生した場合、又は発生するおそれがある場合は速やかに被害状況を国土交通省常陸河川国道事務所、県に連絡するものとする。

(2) 県への連絡

町は、大規模な道路災害の発生又は発生するおそれに関する連絡を受けた場合は、直ちに事故情報等の連絡を県に行うものとする。併せて、「火災・災害等即報要領」に基づき、直接即報基準に該当する事案については、消防庁に対しても原則として覚知後30分以内で可能な限り早く報告する。

(3) 道路災害情報等の収集・連絡系統

道路災害情報等の収集・連絡系統及び連絡先は次のとおりとする。



※ [] の機関で第1報を受けた機関は、他の残りの機関への連絡を行う。

【道路災害情報等の収集・連絡系統】

(連絡先一覧)

機関名	担当部署	電話番号(夜間・休日の場合)
消防庁	応急対策室	03-5253-7527〔宿直室 03-5253-7777〕
国土交通省常陸河川国道事務所	道路管理第二課	029-244-6346(同左)
茨城県	防災・危機管理課	029-301-8800(同左)
茨城県警察本部	警備課	029-301-0110 内線 5751(総合当直)
東日本高速道路(株)関東支社	事業統括チーム	03-5828-8642 (岩槻道路管制センター048-758-4035)

第2 活動体制の確立

1 町の活動体制

(1) 職員の動員配備体制区分の基準及び内容

職員配備の決定基準は、本計画第3編第1章に定める警戒配備、災害対策本部の配備基準を基本として、道路災害の状況等により、次のとおり定める。

体制区分	基準	配備人員	災害対策本部等の設置
警戒体制 (事前配備)	道路災害により、多数の死傷者等が発生するおそれのある場合、道路上での重大事故が発生した場合、又は、その他の状況により防災危機管理課長が必要と認めた場合	あらかじめ定める防災関係職員	警戒配備体制
非常体制	道路災害により、多数の死傷者等が発生した場合、又は、その他の状況により町長が必要と認めた場合	道路災害応急対策が円滑に行える体制	災害対策本部を設置する

(2) 職員動員配備体制の決定

道路事故発生時の職員動員配備体制の決定は、本計画第3編第1章第2節「災害対策本部」に準じ、町長が職員の動員配備区分を決定する。

また、町長が不在かつ連絡不能の場合は、総務課長が代行する。

(3) 災害対策本部等の設置基準等

(警戒配備基準)

- ① 道路事故災害により多数の死傷者が発生する恐れのある場合。
- ② 道路上での重大事故が発生した場合。

③ その他防災危機管理課長が必要と認めた場合。

〈警戒配備解除基準〉

① 道路事故災害による多数の死傷者発生のおそれなくなった場合。

② その他防災危機管理課長が必要なしと認めた場合。

〈災害対策本部設置基準〉

① 道路事故災害により、多数の死傷者が発生した場合。

② その他町長が必要と認めた場合。

〈災害対策本部廃止基準〉

① 事故災害応急対策を概ね完了した場合。

② その他町長が必要なしと認めた場合。

2 広域的な応援体制

町内において道路事故による災害が発生し、自力による応急対策等が困難な場合、本計画第3編第3章「応援・派遣」に準じて、迅速・的確な応援要請の手続きを行うとともに、受入体制の確保を図るものとする。

3 自衛隊の災害派遣

自衛隊の災害派遣の必要性を道路事故の規模や収集した被害情報から判断し、必要と認められた場合は、直ちに要請するものとする。

第3 救助・救急、医療及び消火活動

1 救助・救急活動

消防本部及び消防団は、「消防広域相互応援協定」等に基づき関係機関と協力し、傷病者等の救出・救助にあたるものとし、また、必要により県を通じ緊急消防援助隊の派遣について要請するものとする。

2 医療活動

医療活動については、本計画第3編第4章第5節「応急医療」に準ずるものとする。また、被災者に対する心のケアを行う必要がある場合は、第3編第5章第2節「避難生活の確保、健康管理」の心のケア対策に準じて実施するものとする。

3 消火活動

消防本部は、速やかに火災の状況を把握し、迅速に消火活動を実施するものとする。

第4 道路施設・交通安全施設の応急復旧活動

道路管理者は、迅速かつ的確な障害物の除去、仮設等の応急復旧を行い、早期の道路交通の確保に努めるとともに、道路施設の応急復旧活動に際し、類似の災害の再発防止のために、被災箇所以外の道路施設についても、緊急点検を実施するものとする。

第5 関係者等への的確な情報伝達活動

1 情報伝達活動

町は、道路災害の状況、安否情報、医療機関などの情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制等、被災者の家族等に役立つ正確かつきめ細かな情報を、放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力を得て適切に提供するものとする。この際、聴覚障がい者に対する広報は、正確でわかりやすい文書や字幕付き放送、文字放送によるものとする。

- ・町及び関係機関の実施する応急対策の概要
- ・避難の指示及び避難先の指示
- ・地域住民等への協力依頼
- ・その他必要な事項

2 関係者からの問い合わせに対する対応

町は、必要に応じ災害発生後、速やかに関係者からの問い合わせに対応する窓口設置、人員の配置等の体制の整備に努めるものとする。

第6 防疫及び遺体の処理

発災時の防疫及び遺体の処理については、本計画第3編第7章第4節「清掃・防疫・障害物の除去」及び第5節「行方不明者等の搜索」に準じて実施するものとする。

第3節 災害復旧

道路管理者は、関係機関と協力し、あらかじめ定められた物資、資材の調達計画及び人材の広域応援等に関する計画を活用し、迅速かつ円滑に被災した道路施設の復旧事業を行うものとする。

なお、復旧にあたっては、可能な限り復旧予定時期を明示するものとする。

第3章 大規模な火事災害対策計画

本計画は、町内において大規模な火事による多数の死傷者等の発生といった大規模な火事災害が発生した場合に、関係機関がとるべき対策について定める。

第1節 災害予防計画

大規模な火事災害の発生を未然に防止するとともに、発災時の被害の軽減を図るため、関係機関は次の対策を講じるものとする。

第1 災害に強いまちづくり

1 災害に強いまちの形成

町は、延焼拡大の防止を図るため、建築物や公共施設の耐震・不燃化、避難路、避難地・緑地等の連携的な配置による延焼阻止延焼遮断帯の確保等により、災害に強い都市構造の形成を図るものとする。また、高層建築物におけるヘリコプターの屋上緊急離発着場又は緊急救助用のスペースの設置を促進するよう努めるものとする。

2 火災に対する建築物の安全化

(1) 消防用設備等の整備及び維持管理

消防本部は、多数の者が出入りする事業所等の建築物、病院及びホテル等の防火対象物に対して、消防法（昭和23年法律第186号）に基づく消防用設備等の設置を促進するとともに、保守点検の実施及び適正な維持管理を行うものとする。

(2) 建築物の防火管理体制

消防本部は、防火管理に関する講習会を開催し、多数の者が出入りする事業所等の建築物、病院及びホテル等の防火対象物について、防火管理者を適正に選任させるとともに、防火管理者が当該建築物についての消防計画の作成、当該消防計画に基づく消火通報及び避難訓練の実施等、防火管理上必要な業務を適正に行うなど、防火管理体制の充実に努めるものとする。

(3) 建築物の安全対策の推進

建築物等について、避難経路、火気使用店舗等配置の適正化、防火区域の徹底などによる火災に強い構造の形成を図るとともに、不燃性材料・防災物品の使用、店舗等における火気の使用制限等火災安全対策の充実に努めるものとする。

第2 迅速かつ円滑な災害応急対策，災害復旧・復興への備え

1 情報の収集・連絡体制の整備

(1) 情報の収集・連絡

災害応急対策の円滑な実施を図るため、町及び消防本部は、関係する防災機関相互間において、情報の収集・連絡体制の整備を図るものとする。その際、夜間、休日の場合においても対応できる体制の整備を図るものとする。

町及び消防本部は、機動的な情報収集活動を行うため、必要に応じ車両等多様な情報収集手段を活用できる体制を整備するものとする。

(2) 情報の分析整理

町及び消防本部は、平常時から防災関連情報の収集及び蓄積に努め、火災発生及び延焼拡大の危険性のある区域を把握のうえ、被害想定を作成し災害危険性の周知等に生かすものとする。

(3) 通信手段の確保

町及び消防本部は、非常通信体制を含めた大規模な火事災害発生時における通信手段については、本計画第2編第1章第4節「情報通信ネットワークの整備」に準ずるものとする。

2 災害応急体制の整備

(1) 職員の体制

町及び消防本部は、職員の非常参集体制の整備を図るとともに、必要に応じ応急体制のためのマニュアルを作成し、活動手順、使用する資機材や装備の使用法の習熟を図るよう定期的に訓練を行うものとする。

(2) 防災関係機関相互の連携体制

災害発生時には、防災関係機関相互の連携体制が重要であることから、それぞれの機関は、応急活動及び復旧活動に関し、相互応援の協定を締結する等平常時より連携を強化しておくものとする。

なお、町においては、既に以下の協定を締結しており、今後は、より具体的、実践的なものとするよう連携体制の強化を図っていくものとする。

- ・「災害時等の相互応援に関する協定」（県下全市町村）
- ・「茨城県広域消防相互応援協定」（県下全消防本部）

3 救助・救急，医療及び消火活動への備え

(1) 救助・救急活動への備え

消防本部は、災害時に迅速に応急活動が行えるよう、それぞれの防災機関の実情に応じ救急救助用資機材の整備に努めるものとする。また、相互に資機材の保有状況等を把握するとともに、必要に応じ情報交換を行うよう努めるものとする。

(2) 医療活動への備え

災害時の迅速な医療活動実施のための事前対策については、本計画第2部第3章第3節「医療救護活動への備え」に準ずるものとする。

(3) 消火活動への備え

本町は、南関東地域直下の地震被害をもたらすおそれがあるため、同時多発火災及び消火栓の使用不能等に備え、防火水槽の整備、河川水等自然水利及び指定消防水利の活用等により、消防水利の多様化を図るとともに、消防ポンプ自動車等消防用機械・資機材の整備に努めるものとする。

4 緊急輸送活動への備え

発災時の緊急輸送活動の効果的な実施のための事前対策としては、本計画第2編第3章第1節「緊急輸送への備え」に準ずるほか、次により実施するものとする。

5 避難収容活動への備え

(1) 避難誘導

町及び消防本部は、避難場所・避難路をあらかじめ指定し、町民への周知徹底に努めるものとし、発災時の避難誘導に係る計画を作成し、訓練を行うものとする。

(2) 避難場所

町は、指定した避難場所について、町民への周知徹底に努めるものとする。

6 防災関係機関等の防災訓練の実施

大規模災害を想定し、町民参加により、より実践的な消火、救助・救急等の訓練を実施するものとする。

第3 防災知識等の普及

1 防災知識の普及

町及び消防本部は、全国火災予防運動、防災週間等を通じ、各種広報媒体を活用することにより町民の防災知識の普及、啓発を図るものとする。

2 防災関連施設等の普及

町及び消防本部は、町民等に対し、住宅用防災機器等の普及に努めるものとする。

第2節 災害応急対策

第1 発災直後の情報の収集・連絡

1 災害情報の収集・連絡

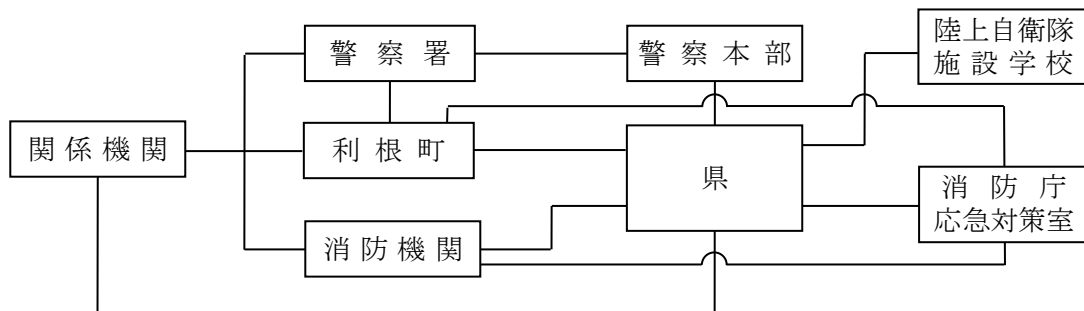
(1) 大規模な火事発生情報等の収集・連絡

町及び消防本部は、火災の発生状況、人的被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ連絡するものとする。併せて、「火災・災害等即報要領」に基づき、消防庁に対しても覚知後30分以内で可能な限り早く報告するものとする。

(2) 大規模な火事災害情報の収集・連絡系統

大規模な火事災害情報の収集・連絡系統は次のとおりとする。

(情報通信連絡系統図)



(連絡先一覧)

機関名	担当部署	電話番号 (夜間・休日の場合)
消防庁	応急対策室	03-5253-7527 03-5253-7537(ファクシミリ)
陸上自衛隊 施設学校	警備課防衛班	029-274-3211 内線 234
警察本部	警備課 地域課	029-301-0110 内線 5751 内線 3571

(3) 応急対策活動情報の連絡

町は、県へ応急対策の活動状況及び対策本部設置状況等を連絡し、応援の必要性等を連絡するとともに、応急対策活動情報に関し、必要に応じて関係機関と相互に情報交換を行うものとする。

第2 活動体制の確立

1 活動体制

(1) 職員の動員配備体制区分の基準及び内容

職員配備の決定基準は、本計画第3編第1章に定める警戒配備、災害対策本部の配備基準を基本として、大規模な火事災害の状況等により、次のとおり定める。

体制区分	基準	配備人員	災害対策本部等の設置
警戒体制 (事前配備)	火災により、多数の死傷者等が発生するおそれのある場合、又は、その他の状況により防災危機管理課長が必要と認めた場合	あらかじめ定める防災関係職員	警戒配備体制
非常体制	火災により、多数の死傷者等が発生した場合、又は、その他の状況により町長が必要と認めた場合	大規模な火事災害対策が円滑に行える体制	災害対策本部を設置する

(2) 職員の動員配備体制の決定

〈警戒体制〉

火災の延焼情報、被害情報等に基づく消防本部の報告をもとに、防災危機管理課長が職員の動員配備区分の決定基準に基づき決定する。

〈非常体制〉

消防本部の報告をもとに、防災危機管理課長が状況を判断し、町長の承認を得て決定する。

また、町長が不在かつ連絡不能の場合は、総務課長が代行する。

(3) 職員の動員

職員の動員は、第3編第1章第1節「職員参集・動員」に準ずる。

(4) 災害対策本部等の設置基準等

〈警戒配備基準〉

- ① 火災により、多数の死傷者が発生するおそれがある場合
- ② その他防災危機管理課長が必要と認めた場合

〈警戒配備解除基準〉

- ① 火災による多数の死傷者発生のおそれがなくなった場合
- ② その他防災危機管理課長が必要なしと認めた場合

〈災害対策本部設置基準〉

- ① 大規模な火災により、多数の死傷者が発生した場合

② その他町長が必要と認めた場合

〈災害対策本部廃止基準〉

- ① 大規模な火事災害応急対策が概ね完了した場合
- ② その他町長が必要なしと認めた場合

(5) 災害対策本部等の組織、設置の決定及び本部の設置等

町は、本計画第3編第1章第2節「災害対策本部」に準じて、災害発生直後速やかに職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとるものとし、機関相互の連携に努めるものとする。

2 広域的な応援体制

町内において大規模な火事による災害が発生し、町及びの施設及び人員等を活用してもなおかつ応急対策等が困難な場合は、本計画第3編第3章第2節「応援要請・受入体制の確保」に準じて、迅速・的確な応援要請の手続きを行うとともに、受入体制の確保を図るものとする。

3 自衛隊の災害派遣

町は、自衛隊の災害派遣の必要性を収集した被害情報等から判断し、必要と認められた場合、本計画第3編第3章第1節「自衛隊派遣要請・受入体制の確保」に準じて要請するものとする。

第3 救助・救急、医療及び消火活動

1 救助・救急活動

町及び消防本部は、救助・救急活動を行うほか、被害状況の早急な把握に努め、必要に応じ他の関係機関に応援を要請するものとする。

2 資機材等の調達等

活動に必要な資機材は、原則として当該活動を実施する機関が携行するものとする。なお、必要に応じ民間からの協力等により、効率的な救助・救急活動を行うものとする。

3 医療活動

発災時には、医療救護を必要とする多数の傷病者の発生が予想されることから、本計画第3部第4章第5節「応急医療」に準じ、県等関係医療機関及び防災関係機関との密接な連携のもと、医療救護活動を行うものとする。

また、被災者に対する心のケアを行う必要がある場合は、第3編第5章第2節「避難生活の確保、健康管理」の心のケア対策に準じて実施するものとする。

4 消火活動

町及び消防本部は、災害発生後速やかに火災の状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行うものとする。

第4 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動

1 交通の確保

町及び各道路管理者は、現場の警察官、関係機関等からの情報に加え、交通監視カメラ、車両感知器等を活用して、交通状況を迅速に把握するものとする。

また、緊急輸送を確保するため、直ちに一般車両の通行を禁止するなどの交通規制を行うものとし、必要に応じて警察署に対し、交通誘導の実施等を要請するものとする。

交通規制にあたっては、関係機関は、相互に密接な連絡をとるものとする。

第5 避難収容活動

発災時において、町が行う避難指示等については、第3編第4章第2節「避難指示・誘導」に準ずるほか、次によるものとする。

1 避難誘導の実施

発災時には、避難場所・避難路及び災害危険箇所等の所在、災害の概要等情報の提供に努めながら、地域住民等の避難誘導を行うものとする。

2 避難場所

町は、発災時には、必要に応じ避難場所を開設するものとする。この際、避難場所における情報の伝達、食料、水等の配布及び清掃等については、避難者、住民民間防火組織等の協力を得て適切な運営管理を行うものとする。

3 避難行動要支援者への配慮

町は、避難誘導及び避難場所において、高齢者及び障がい者等避難行動要支援者に十分配慮するものとする。

第6 施設及び設備の応急復旧活動

それぞれの所管する施設及び設備の緊急点検を実施するとともに、被害状況を把握し、ライフライン及び公共施設の応急復旧を速やかに行うものとする。

第7 関係者等への的確な情報伝達活動

1 情報伝達活動

火災の状況、安否情報、医療機関などの情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制等被害者の家族等に役立つ正確かつきめ細かな情報を適切に提供するものとする。

- ・市町村及び関係機関の実施する応急対策の概要
- ・避難の指示及び避難先の指示
- ・地域住民等への協力依頼
- ・その他必要な事項

2 関係者からの問い合わせに対する対応

町は、必要に応じ災害発生後、速やかに関係者からの問い合わせに対応する窓口設置、人員の配置等の体制の整備に努めるものとする。

第8 防疫及び遺体の処理

発災時の防疫及び遺体の処理については、本計画第3編第7章第4節「清掃・防疫・障害物の除去」及び第5節「行方不明者等の捜索」に準じて実施するものとする。

第3節 災害復旧

災害復旧・復興対策については、第6編「災害復旧・復興対策計画」に準じて実施するものとする。

第4章 林野火災対策計画

本計画は、町内において火災による広範囲にわたる林野の焼失等といった林野火災が発生した場合に、関係機関がとるべき対策について定める。

第1節 災害予防計画

林野火災の発生を未然に防止するため、防災関係機関は、平常時から次に掲げる対策を講じるものとする。

第1 林野火災に強い地域づくり

1 林野火災予防対策

林野火災発生原因のほとんどは、たばこの不始末等失火によるものであるため、町は、火災の発生しやすい時期に重点的に、森林パトロールや予防広報を実施し、防火思想の普及を図る。

第2 迅速かつ円滑な災害応急対策，災害復旧への備え

1 情報の収集・連絡関係

(1) 情報の収集・連絡体制の整備

林野火災の出火防止と早期発見のためには、消防職員や消防団員などによるパトロールが効果的であることから、町及び消防本部は、多発時期における監視パトロールの強化に努めるものとする。

また、緊急時の通報連絡体制を確立するとともに、災害現場や関係機関等で情報収集・連絡にあたる要員をあらかじめ定めるなど緊急時の体制整備を図るものとする。

(2) 通信手段の確保

通信手段の整備については、第2編第1章第4節「情報通信ネットワークの整備」に準ずる。また、災害時の情報通信手段については、平常時よりその習熟に努めるものとする。

2 災害応急体制の整備

(1) 職員の体制

林野火災発生時の職員の非常参集体制の整備を図るとともに、災害時活動マニュアルを活用して、職員に災害時の活動内容等を周知させるものとする。

(2) 防災関係機関相互の連携体制

災害発生時には、防災関係機関相互の連携体制が重要であることから、町及び消防本部は、応急活動及び復旧活動に関し、相互応援の協定を締結する等平常時より連携を強化しておくものとする。なお、町においては、既に以下の協定を締結しており、今後は、より具体的、実践的なものとするよう連携体制の強化を図っていくものとする。

- ・「災害時等の相互応援に関する協定」（県下全市町村）
- ・「茨城県広域消防相互応援協定」（県下全消防本部）

(3) 林野火災対策連絡協議会

県内における大規模林野火災に対処するために、関係機関が相互の連携を密にして、林野火災の予防活動、消火活動及び火災防御訓練等の林野火災対策事業を推進することを目的として設置した林野火災対策連絡協議会を年1回以上開催し、連携を強化するものとする。

(4) 緊急時ヘリコプターの離発着場の把握と整備

緊急時ヘリコプターの離発着場及び補給基地の整備、維持管理に努めるものとする。

3 救助・救急、医療活動への備え

町及び消防本部は、災害時に迅速に応急活動ができるよう、救助・救急用資機材、車両、航空機等の整備に努めるものとする。

また、迅速な医療活動実施のため、第2編第3章第3節「医療救護活動への備え」に準じて事前対策を講じるものとする。

4 消火活動への備え

町は、防火水槽・貯水槽の整備、自然水利・指定消防水利の増強を図るとともに、その適正な配置に努めるものとする。

5 避難収容活動、施設・設備の応急復旧活動への備え

あらかじめ指定した避難場所、避難路を、町民に周知するとともに、災害時の避難誘導を想定し、訓練を通して避難行動要支援者に配慮した避難誘導體制の整備に努めるものとする。

また、それぞれの所管する施設、設備の被害状況の把握及び応急復旧を行うため、あらかじめ資機材を整備するものとする。

6 防災関係機関等の防災訓練の実施

町は、様々な状況を想定し、地域住民等を含めた防災関係機関が相互に連携した実践的な訓練を実施するものとする。

第4 防災活動の促進

町は、山林火災に対する啓発を実施するとともに、広報誌掲載や立看板の設置等による広報宣伝に努めるものとする。

第2節 災害応急対策

林野火災が発生した場合、できるだけ被害を最小限にとどめるため、早期に初動体制を確立して、その拡大を防止し被害の軽減を図るため、関係機関は次の対策を講じるものとする。

第1 発災直後の情報の収集・連絡

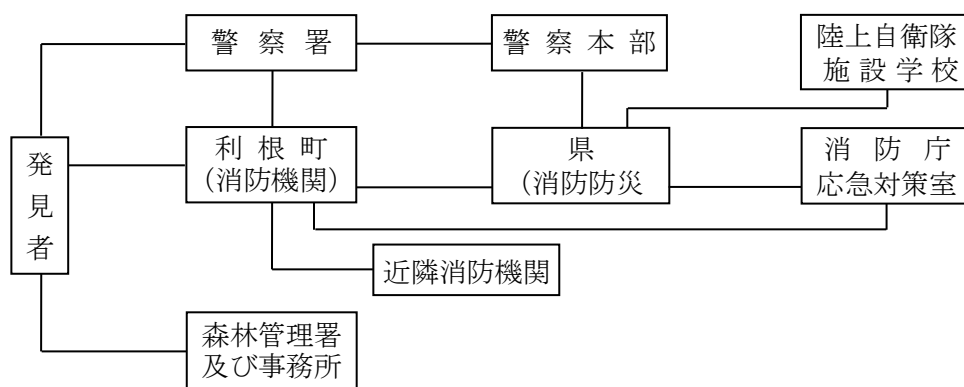
1 災害情報の収集・連絡

(1) 林野火災情報の収集・連絡

町は、火災の発生状況、人的被害の状況、林野の被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ連絡するものとする。併せて、「火災・災害等即報要領」に基づき、消防庁に対しても覚知後30分以内で可能な限り早く報告するものとする。

(2) 林野火災情報等の収集・連絡系統

林野火災情報等の収集・連絡系統は次のとおりとする。



(連絡先一覧)

機関名	担当部署	電話番号 (夜間・休日の場合)	
消防庁	応急対策室	03-5253-7527 03-5253-7537 (ファクシミリ)	[宿直室 03-5253-7777 03-5253-7553 (ファクシミリ)]
陸上自衛隊 施設学校	警備課防衛班	029-274-3211 内線 234	[駐屯地当直司令 内線 302]
警察本部	警備課 地域課	029-301-0110 内線 5751 内線 3571	[(総合当直) 029-301-0110]

(3) 応急対策活動情報の連絡

町は、応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を連絡し、応援の必要性等を連絡する。

第2 活動体制の確立

1 活動体制

(1) 職員の動員配備体制区分の基準及び内容

職員配備の決定基準は、本計画第3編第1章に定める警戒配備、災害対策本部の配備基準を基本として、大規模な火事災害の状況等により、次のとおり定める。

体制区分	基準	配備人員	災害対策本部等の設置
警戒体制 (事前配備)	林野火災により、多数の死傷者等が発生するおそれのある場合、又は、その他の状況により防災危機管理課長が必要と認めた場合	あらかじめ定める防災関係職員	警戒配備体制
非常体制	林野火災により、多数の死傷者等が発生した場合、又は、その他の状況により町長が必要と認めた場合	林野火災応急対策が円滑に行える体制	災害対策本部を設置する

(2) 職員の動員配備体制の決定

〈警戒体制〉

林野火災情報、被害情報等に基づく消防本部の報告をもとに、防災危機管理課長が職員の動員配備区分の決定基準に基づき決定する。

〈非常体制〉

消防本部の報告をもとに、防災危機管理課長が状況を判断し、町長の承認を得て決定する。

また、町長が不在かつ連絡不能の場合は、総務課長が代行する。

(3) 職員の動員

職員の動員は、第3編第1章第1節「職員の参集・動員」に準ずる。

(4) 災害対策本部等の設置基準等

〈警戒配備基準〉

- ① 林野火災により、多数の死傷者等が発生するおそれのある場合
- ② その他防災危機管理課が必要と認めた場合

〈警戒配備解除〉

- ① 林野火災による多数の死傷者等の発生のおそれがなくなった場合
- ② その他防災危機管理課長が必要なしと認めた場合

〈災害対策本部設置基準〉

- ① 林野火災により、多数の死傷者が発生した場合
- ② その他町長が必要と認めた場合

〈災害対策本部廃止基準〉

- ① 林野火災の応急対策が概ね完了した場合
- ② その他町長が必要なしと認めた場合

(5) 災害対策本部等の組織、設置の決定及び本部の設置等

災害対策本部については、第3編第1章第2節「災害対策本部」に準ずる。

2 広域的な応援体制

町内において森林火事による災害が発生し、町及びの施設及び人員等を活用してもなおかつ応急対策等が困難な場合は、本計画第3編第3章第2節「応援要請・受入体制の確保」に準じて、迅速・的確な応援要請の手続きを行うとともに、受入体制の確保を図るものとする。

3 自衛隊の災害派遣

町は、自衛隊の災害派遣の必要性を収集した被害情報等から判断し、必要と認められた場合、本計画第3編第3章第1節「自衛隊派遣要請・受入体制の確保」に準じて要請するものとする。

第3 救助・救急，医療及び消火活動

1 救助・救急活動

町及び消防本部は，救助・救急活動を行うほか，被害状況の早急な把握に努め，必要に応じ他の関係機関に応援を要請するものとする。

2 医療活動

発災時には，医療救護を必要とする多数の傷病者の発生が予想されることから，本計画第3編第4章第5節「応急医療」に準じ，県等関係医療機関及び防災関係機関との密接な連携のもと，医療救護活動を行うものとする。

また，被災者に対する心のケアを行う必要がある場合は，第3編第5章第2節「避難生活の確保，健康管理」の心のケア対策に準じて実施するものとする。

3 地上消火活動

町及び消防本部は，林野火災を覚知した場合は，火煙の大きさ，規模などを把握し，迅速に消火隊を整え出動するとともに，消防相互応援協定に基づく広域応援を要請するなど，火勢に対応できる消火体制を迅速に確立するものとする。

また，自主防災組織，町民は，林野火災発生後初期段階において，自発的に初期消火活動を行うとともに，消防機関に協力するよう努めるものとする。

4 空中消火活動

(1) 空中消火の要請

町は次のような状況が認められた場合は，県に空中消火を要請する。

- ① 地上における消火活動では，消火が困難であり，防災ヘリコプターによる消火の必要があると認められる場合。
- ② その他，火災防御活動上，特に防災ヘリコプターによる活動が有効と認められる場合。

(2) 空中消火基地

消火薬剤準備場所，ヘリコプター離発着場，飛行準備場所（燃料集積所を含む。）からなり，空中消火活動の拠点となる。空中消火の実施が決定された時点で町は，県（防災・危機管理課）及びヘリコプター運用機関と協議のうえ，適地を決めるものとする。

- ・ 県防災ヘリコプターによる空中消火の要請基準
- ・ 自衛隊ヘリコプターの派遣

第4 緊急輸送のための交通の確保

1 交通の確保

町及び各道路管理者は、現場の警察官、関係機関等からの情報に加え、交通監視カメラ、車両感知器等を活用して、交通状況を迅速に把握するものとする。

また、緊急輸送を確保するため、直ちに一般車両の通行を禁止するなどの交通規制を行うものとし、必要に応じて警察署に対し、交通誘導の実施等を要請するものとする。

交通規制にあたっては、関係機関は、相互に密接な連絡をとるものとする。

第5 避難収容活動

林野火災による被害が発生し、又は発生するおそれがある場合において町が行う避難指示等については、第3編第4章第2節「避難指示・誘導」に準じて実施するものとする。

第6 施設、設備の応急復旧活動

町は、それぞれの所管する施設、設備の緊急点検を実施するとともに、これらの被害状況を把握し、ライフライン及び公共施設の応急復旧を速やかに行うものとする。

第7 関係者等への的確な情報伝達活動

関係者等への的確な情報伝達については、第3編第2章第3節「災害情報の広報」に準ずるほか、次により実施するものとする。

1 情報伝達活動

町は、林野火災の状況、安否情報、医療機関などの情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制等被害者の家族等に役立つ正確かつきめ細かな情報を適切に提供するものとする。

- ・町及び関係機関の実施する応急対策の概要
- ・避難の指示及び避難先の指示
- ・地域住民等への協力依頼
- ・その他必要な事項

2 関係者からの問い合わせに対する対応

町は、必要に応じ災害発生後、速やかに関係者からの問い合わせに対応する窓口設置、人員の配置等の体制の整備に努めるものとする。

第8 二次災害の防止活動

林野火災により、流域が荒廃した地域の下流部においては、土石流等の二次災害が発生するおそれがあることに留意し、二次災害の防止に努めるものとする。

第5章 原子力災害対策計画

本計画は、原子力災害が発生した場合に、関係機関がとるべき対策について定める。

第1節 広域避難の受入れ

原子力災害による茨城県広域避難計画に基づき、広域避難者の受入れを行うため避難元市町村及び県と調整を行い、避難収容活動体制の整備に努める。

第1 受入れ体制

町の指定避難所を開設し、福島県いわき市、茨城県ひたちなか市の指定された地区の避難者の受入れを行う。

1 避難受入れの基本的事項

(1) 避難所開設業務等

避難元より、受入れ要請をうけた場合、基幹避難所を優先的に開設するとともに、他の避難所の開設準備を行う。避難開始当初においては、避難所の開設及び避難者の受入れ業務については、当町で行う。

(2) 避難所運営の移管

避難元は、概ね3日程度で職員を避難所に派遣し、避難所の運営を完了させる。

(3) 避難帯域時検査

UPZ 区域からの避難者を、避難経路上で放射性物質が車両や衣服等に付着していないか県が計画に基づき検査し、放射線量が基準値以下の場合は「検査済証」が発行される。

受け入れ側の安全・安心と汚染の拡大防止の観点から、「検査済証」を確認してから避難所等へ案内する。

PAZ 区域からの避難者は、放射性物質が放出する前に避難するため検査は行わないが、万が一に備え検査体制は県で準備する。

第6編 災害復旧・復興対策計画

第1章 被災者の生活の安定化

第1節 罹災証明の発行

項 目	担 当
1 罹災台帳の作成	土木住宅対策部
2 罹災証明の発行	土木住宅対策部
3 再調査	土木住宅対策部

1 趣旨

罹災証明は、災害見舞金や損害保険の給付に必要なものであるため、災害後、迅速かつ正確に被害調査を行い、罹災証明発行の体制づくりを確立する。

2 留意点

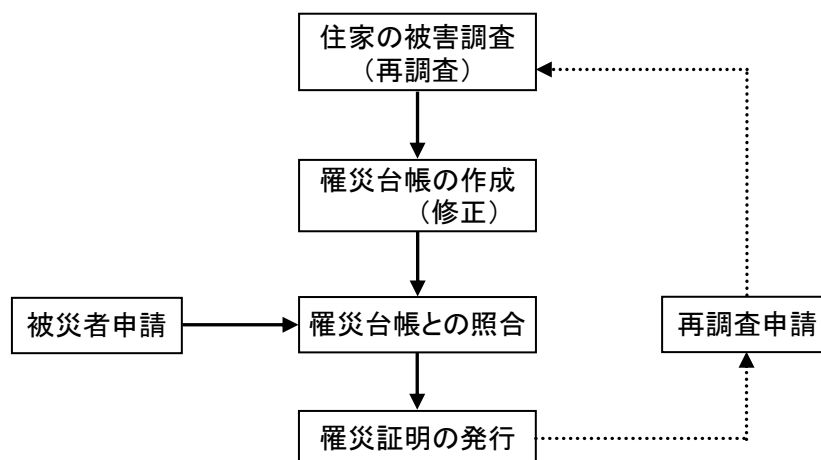
(1) 被害の判定基準の統一

罹災証明は、災害見舞金や損害保険の給付の基礎資料となるため、被害の判定にはマニュアル等を整備し、統一をとるようにする必要がある。

(2) 広域的な連携

大規模な被害が発生した場合、町職員だけでは、迅速に調査を完了することは不可能である。そのため、他市町村と建築関係団体等との協力要請が必要である。

第2 対策



【罹災証明発行のながれ】

1 罹災台帳の作成【土木住宅対策部】

土木住宅対策部は、住家の被害調査の結果をまとめ、世帯ごとに「罹災台帳」を作成する。火災による罹災があった場合は、消防本部の調査結果を用いる。

2 罹災証明の発行【土木住宅対策部】

罹災証明は、被災者生活再建支援金の支給をはじめとする支援措置の申請に活用されるため、災害発生後、遅滞なく被災者に交付できるよう、罹災証明書の交付システムの構築のほか、住家の被害調査のための体制強化をはかる。

土木住宅対策部は、被災者の「罹災証明書」発行申請に対し、罹災台帳で確認の上発行する。

なお、罹災台帳で確認できないときでも、申請者の立証資料をもとに客観的に判断できるときは「罹災証明書」を発行する。証明する範囲は、災害対策基本法第2条第1号に規定する災害で、次の事項について証明する。

■罹災証明の担当及び証明の範囲

担 当	証明の範囲
土木住宅対策部	全壊，流失，大規模半壊，半壊，床上浸水，床下浸水，一部破損
消防署	火災による焼損等

3 再調査【土木住宅対策部】

土木住宅対策部は、罹災証明の判定結果に不服があった場合は、再調査の申請を受付ける。土木住宅対策部は、再調査の申し出があった住家の被害程度を申請者立ち会いのもと再調査する。

第2節 義援金品の募集及び配分

項 目	担 当
1 義援金品の募集及び受付	福祉対策部, 県
2 義援金品の配分	福祉対策部, 県

第1 基本事項

1 趣旨

大規模な震災時には、多くの人々が生命又は身体に危害を受け、住居や家財の喪失、経済的困窮により地域社会が極度の混乱に陥る可能性がある。そこで、町及び県、茨城県・町社会福祉協議会は、震災時における被災者の自立的生活再建を支援するため、関係機関、団体等と協力し、被災者に対する義援金品の募集及び配分等の措置を講ずるものとする。

2 留意点

(1) 義援金の範囲

本計画で記載する義援金には、特定の個人、施設、団体等へ配分を指定する見舞金、寄附金等は含まないものとする。

(2) 義援金の公平かつ適正な配分

被災者あてに寄託された義援金を、公平かつ適正に配分することを目的として「義援金配分委員会」（以下、「委員会」という。）を設置する。

(3) 手続きの迅速化

町、県、日赤茨城県支部及び茨城県共同募金会は、被災者に対する義援金品の募集及び配分等の手続きについて、関係機関、団体等と協力し、迅速化を図る。

第2 対策

1 義援金品の募集及び受付【福祉対策部, 県】

(1) 義援金の募集

福祉対策部は、義援金品の受付窓口を設置し、義援金品の募集及び受け付けを実施する。募集にあたっては、県と連携して、新聞・テレビ・ラジオ等の報道機関と協力し、義援金品の受付方法等の広報を行う。

(2) 義援金品の受付・保管

受領した義援金品は、受付記録を作成して保管の手続きを行うとともに、寄託者に受領書を発行する。義援金は、被災者に配分するまでの間、指定金融機関に専用口座をつくり保管する。義援品は物資管理センターで管理する。

2 義援金品の配分【福祉対策部， 県】

義援金の配分は、原則として県の配分委員会等で決定する。

県に設置されない場合、福祉対策部は、福祉関係団体（利根町社会福祉協議会）や利根町議会等で義援金配分委員会を組織し、被災者数、被災者世帯数、被災状況等を考慮して義援金の配分を決定する。配分の結果は、県に報告するとともに報道機関を通じて公表する。

（1）配分方法の決定

委員会は、各受付機関で受け付けた義援金の被災者に対する配分方法（対象、基準、時期並びにその他必要な事項）について、協議のうえ決定する。

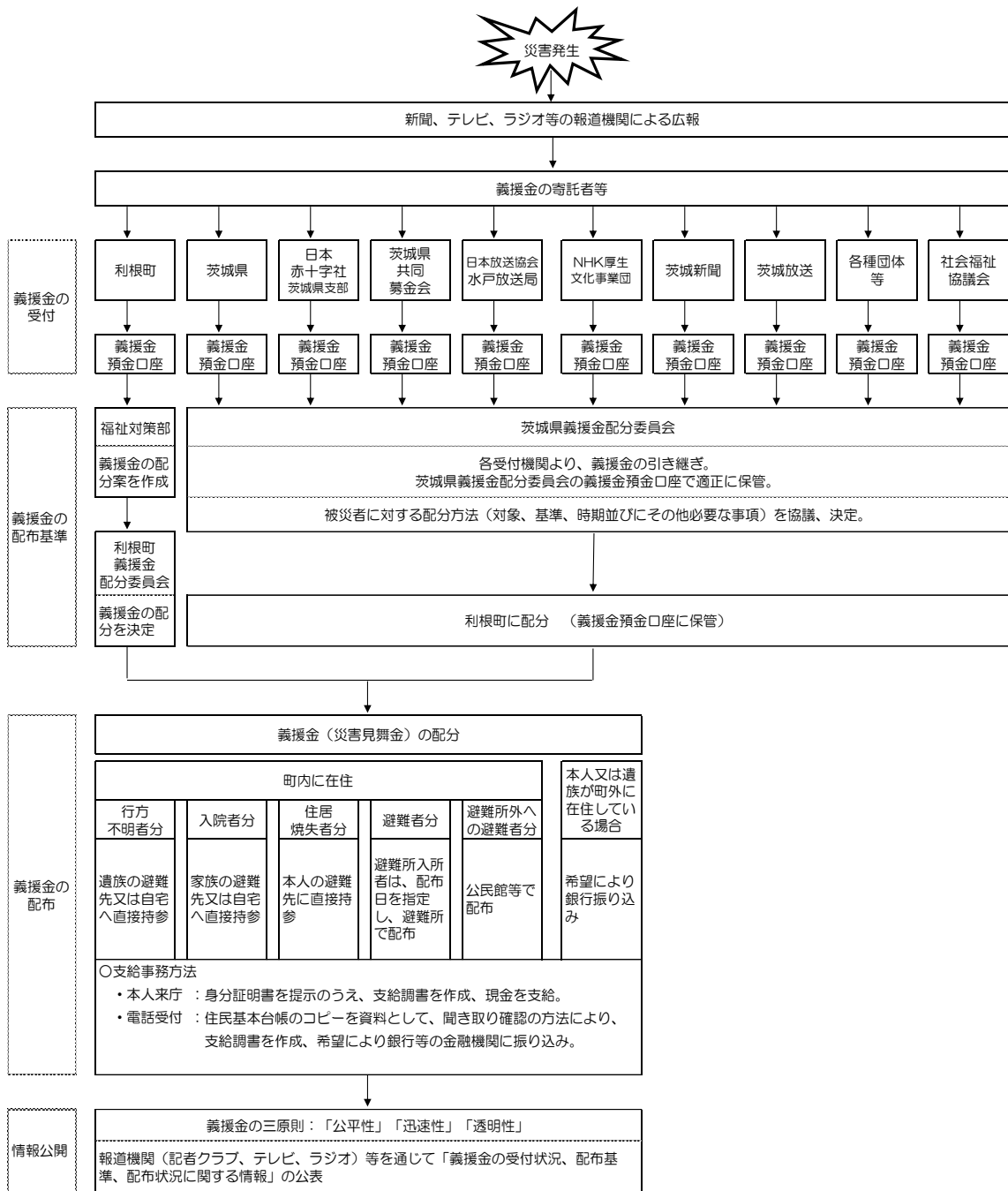
なお、県で受け付けた義援品については、町の需給状況を勘案し、効果的に配分する。

（2）配分の実施

町は、委員会において決定された義援金の配分方法に基づき、被災者に対し、迅速かつ適正に義援金を配分する。

（3）配分の公表

町は、被災者に対する義援金の配分結果について、透明性・公平性を確保するため報道機関等を通じて公表する。



※義援金預金口座：義援金受入れのための預金口座をそれぞれ新設、配分を行うまでの間、保管する。

※茨城県義援金配分委員会の構成員

茨城県、茨城県市長会、茨城県町村会、日本赤十字社茨城県支部、茨城県共同募金会、(株)茨城新聞、(株)茨城放送

※利根町義援金配分委員会の構成員

福祉対策部、福祉関係団体（利根町社会福祉協議会）、利根町議会等

第3節 災害弔慰金等の支給及び災害援護資金等の貸付

項 目	担 当
1 災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給並びに災害援護資金の貸付	福祉対策部
2 災害見舞金の支給	福祉対策部
3 生活福祉資金の貸付	福祉対策部, 町社会福祉協議会
4 母子寡婦福祉資金の貸付	福祉対策部
5 農林漁業復旧資金の融資	経済対策部
6 中小企業復旧資金の融資	経済対策部
7 住宅復興資金の融資	福祉対策部

第1 基本事項

1 趣旨

大規模な震災時には、多くの人々が生命又は身体に危害を受け、住居や家財の喪失、経済的困窮により地域社会が極度の混乱に陥る可能性がある。そこで、町は、県及び町社会福祉協議会と連携して、震災時における被災者の自立的生活再建を支援するため、関係機関、団体等と協力し、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給並びに災害援護資金の貸付等の措置を講ずるものとする。

2 留意点

(1) 被災者への広報及び相談窓口の設置

町、県及び町社会福祉協議会は、被災者の自立的生活再建に対する支援措置について、被災地以外へ疎開等を行っている個々の被災者も含め広報するとともに、相談窓口を設置することが必要である。

(2) 事務処理の迅速化

町、県及び町社会福祉協議会は、被災者の自立的生活再建を的確に支援するため、手続きの簡素化、事務処理の迅速化を図ることが必要である。

第2 対策

1 災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給並びに災害援護資金の貸付【福祉対策部】

(1) 災害弔慰金

福祉対策部は、災害により家族を失い、精神又は身体に著しい障がいを受け、又は住居や家財を失った被災者を救済するため、「災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）」に基づく、「利根町災害弔慰金の支給等に関する条例」に基づき、自然災害により死亡した町民の遺族に対し災害弔慰金を支給する。災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給並びに災害援護資金の貸付を行う。

また、各種支援措置の実施に資するため、発災後早期に被災証明の交付体制を確立し、被災者に被災証明を交付するものとする。

■災害弔慰金の支給

対象災害	<ul style="list-style-type: none"> ・町において住居が5世帯以上滅失した自然災害 ・県内において、住居が5世帯以上滅失した市町村が3以上ある場合の自然災害 ・県内において災害救助法が適用された市町村が1以上ある場合の自然災害 ・災害救助法が適用された市町村をその区域に含む都道府県が2以上ある場合の自然災害
支給限度額	<ul style="list-style-type: none"> ① 生計維持者が死亡した場合 500万円 ② その他の者が死亡した場合 250万円
遺族の範囲	配偶者，子，父母，孫，祖父母

(2) 災害障害見舞金

福祉対策部は、災害により家族を失い、精神的又は身体に著しい障がいを受け、又は住居や家財を失った被災者を救済するため、「利根町災害弔慰金の支給等に関する条例」に基づき、自然災害により精神又は身体に著しい障がいを受けた町民に対して災害障害見舞金を支給する。

■災害障害見舞金の支給

対象災害	<ul style="list-style-type: none"> ・町において住居が5世帯以上滅失した自然災害 ・県内において、住居が5世帯以上滅失した市町村が3以上ある場合の自然災害 ・県内において災害救助法が適用された市町村が1以上ある場合の自然災害 ・災害救助法が適用された市町村をその区域に含む都道府県が2以上ある場合の自然災害
障がいの程度	<p>上記の災害により精神又は身体に次に掲げる程度の障がいを受けた者</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 両眼が失明したもの ② 咀嚼及び言語の機能を廃したもの ③ 神経系統の機能又は精神に著しい障がいを残し、常に介護を要するもの ④ 胸腹部臓器の機能に著しい障がいを残し、常に介護を要するもの ⑤ 両上肢をひじ関節以上で失ったもの ⑥ 両上肢の用を全廃したもの ⑦ 両下肢をひざ関節以上で失ったもの ⑧ 両下肢の用を全廃したもの ⑨ 精神又は身体の障がい重複する場合における当該重複する障がいの程度が前各号の同程度以上と認められるもの
支給限度額	<ol style="list-style-type: none"> ① 生計維持者が障がいを受けた場合 250万円 ② その他の者が障がいを受けた場合 125万円

(3) 災害援護資金の貸付

福祉対策部は、「利根町災害弔慰金の支給等に関する条例」に基づき、自然災害により被害を受けた世帯の世帯主に対して災害援護資金を貸付ける。

■災害援護資金の貸付

対象災害	・県内において災害救助法が適用された市町村が1以上ある場合の自然災害
貸付限度額	① 世帯主の1ヵ月以上の負傷 150万円 ② 家財の1/3以上の損害 150万円 ③ 住居の半壊 170(250)万円 ④ 住居の全壊 250(350)万円 ⑤ 住居の全体が滅失 350万円 ⑥ ①と②が重複 250万円 ⑦ ①と③が重複 270(350)万円 ⑧ ①と④が重複 350万円 () は特別の事情がある場合

2 災害見舞金の支給【福祉対策部】

県は、県内において発生した災害により被害を受けた者等に対して、「茨城県見舞金支給要項（平成21年11月24日制定。平成21年10月8日から適用）」に基づき、見舞金を支給する。

対象災害県内において発生した自然災害であって、以下の要件に該当するもの

- (1) 町内において、5世帯以上の住家が全壊又は半壊した災害
- (2) (1)の災害により発生したその他の市町村での被害
ただし、以下に規定する者には見舞金は支給しない。
- (3) 「災害弔慰金の支給等に関する法律」に規定する災害弔慰金又は災害障害見舞金の支給要件に該当する者
- (4) 「被災者生活再建支援法」に規定する全壊・大規模半壊による被災者生活再建支援金の支給要件に該当する者

■支給額

- ・死亡1人当たり 10万円葬
- ・重度障害1人当たり 5万円
- ・住家全壊1世帯当たり 5万円
- ・住家半壊1世帯当たり 3万円
- ・住宅の床上浸水1世帯当たり 2万円

3 生活福祉資金の貸付【福祉対策部，町社会福祉協議会】

町社会福祉協議会は、「社会福祉法人茨城県社会福祉協議会生活福祉資金貸付規程」に基づき、災害により被害を受けた低所得世帯等に対し、経済的自立及び生活意欲の助長促進等が図れると認められるものについて、民生委員及び県社会福祉協議会の協力を得て生活福祉資金の貸付を行う。

また、東日本大震災により被災した低所得世帯に対して当面の生活に必要な経費等の貸付をする生活復興支援資金が、生活福祉資金の特例措置として講じられた。

『生活福祉資金貸付条件一覧』（平成23年12月1日現在）

4 母子寡婦福祉資金の貸付【福祉対策部】

県は、「母子及び寡婦福祉法」（昭和39年法律第129号）に基づき、災害により被害を受けた母子家庭及び寡婦に対し、その経済的自立と生活意欲の助長促進を図るため、母子寡婦福祉資金の貸付を行うこととしている。

5 農林漁業復旧資金の融資【経済対策部】

経済対策部は、災害により被害を受けた農林業者に対し、県、農業協同組合等の協力を得て災害復旧融資制度の広報等の支援策を行う。

県は、災害により被害を受けた農林漁業者又は団体に対し復旧を促進し、農林漁業の生産力の維持増進と経営の安定を図るため、天災融資法及び茨城県農林漁業災害対策特別措置条例並びに株式会社日本政策金融公庫法により融資することとなっている。

(1) 天災融資法に基づく融資

天災融資法第2条第1項の規定に基づき、政令で指定された天災による被害を受けた農林漁業者に必要な経営資金を融資する。

1) 貸付の内容

- ① 貸付の相手方被害農林漁業者
- ② 貸付対象事業種苗，肥料，飼料，薬剤，農機具（政令で定めるものに限る），家畜，家きん，しいたけほだ木，その他農林漁業の経営に必要な資金
- ③ 貸付利率年6.5%以内（利率はその都度定める。）
- ④ 償還期限6年以内（ただし，激甚災害のときは7年以内）
- ⑤ 貸付限度額被害農林漁業者当たり200万円以内（激甚災害のときは250万円）
- ⑥ 貸付機関農業協同組合，森林組合又は金融機関
- ⑦ その他町長の被害認定が必要である。

(2) 茨城県農林漁業災害対策特別措置条例に基づく融資

1) 茨城県農林漁業災害対策特別措置条例第2条第12項に基づき、条例で指定された災害及び被害農業地域等の被害農林漁業者に必要な経営資金を融資する。

- ① 貸付の相手方被害農林漁業者
- ② 貸付対象事業種苗、肥料、飼料、薬剤、農機具、家畜、しいたけほだ木、その他農林漁業の経営に必要な資金
- ③ 貸付利率5%以内（特別被害地域内の特別被害農林漁業者は3%以内）
- ④ 償還期限6年以内
- ⑤ 貸付限度額被害農林漁業者当たり200万円以内
- ⑥ 貸付機関農業協同組合、森林組合、漁業協同組合又は金融機関
- ⑦ その他町長の被害認定が必要である。

2) 茨城県農林漁業災害対策特別措置条例第2条第13項に基づき、被害組合に対し、条例で指定された災害により、被害を受けたために事業運営に必要となった資金を融資する。

- ① 貸付の相手方被害組合
- ② 貸付対象事業被害を受けたために必要となった事業運営に要する資金
- ③ 貸付利率6.5%以内
- ④ 償還期限3年以内
- ⑤ 貸付限度額2,500万円以内（連合会は5,000万円以内）
- ⑥ 貸付機関農業協同組合、森林組合又は金融機関

3) 茨城県農林漁業災害対策特別措置条例第2条第14項に基づき、被害農業者等に指定災害により、被害を受けた農業用施設の復旧に必要な資金を融資する。

- ① 貸付の相手方被害農業者又は特別被害農業者
- ② 貸付対象事業指定災害により被害を受けた農業用施設の復旧に必要な資金
- ③ 貸付利率5%以内（特別被害地域内の特別被害農林漁業者は3%以内）
- ④ 償還期限12年以内
- ⑤ 貸付限度額被害農林漁業者当たり200万円以内（共同利用施設は2,000万円以内）
- ⑥ 貸付機関農業協同組合、森林組合、漁業協同組合又は金融機関
- ⑦ その他町長の被害認定が必要

(3) 株式会社日本政策金融公庫（農林漁業施設資金）

農林漁業者に対し、被害を受けた施設の復旧資金の概要は次のとおりである。

1) 償還期限＜共同利用施設＞

20年（据置期間3年を含む。）以内

＜主務大臣指定施設＞

15年（据置期間3年を含む。）以内

2) 貸付利率年 0.20%～0.30% (償還期間により異なる)

※ 公庫所定の利率による

3) 貸付限度額<共同利用施設>

貸付対象事業費の 80%

<主務大臣指定施設>

貸付対象事業費の 80%又は 1 施設当たり 300 万円 (特認 600 万円, 漁船 1,000 万円) のいずれか低い額

4) 担保保証若しくは担保

5) その他農業協同組合, 同連合会, 農林中央金庫等に申し込む。

(4) 農業災害補償

農業経営者の災害によって受ける損失を補償する農業災害補償法 (昭和 22 年法律第 185 号) に基づく農業共済について, 災害時に農業共済組合等の補償業務の迅速, 適正化を図るとともに, 早期に共済金の支払いができるよう指導する。

6 中小企業復興資金の融資【経済対策部】

経済対策部は, 災害により被害を受けた中小企業が再建と経営の安定を図るため, 復旧に必要な資金ならびに事業費の融資を促進するよう広報, 周知する。

■ 県 (商工労働部)

県は被災した中小企業の再建を促進するための資金対策として, 一般金融機関 (普通銀行, 信用金庫, 信用組合) 及び政府系金融機関 (株式会社日本政策金融公庫, 株式会社商工組合中央金庫) の融資並びに信用保証協会による融資の保証, 災害融資特別県費預託等により施設の復旧に必要な資金並びに事業費の融資が迅速かつ円滑に行われるよう国に対して要望することとなっている。

(1) 資金需要の把握連絡通報

中小企業関係の被害状況について調査し, 再建のための資金需要についてすみやかに把握する。

関係機関は緊急に連絡を行い, その状況を通報する。

(2) 資金貸付の簡易迅速化, 条件の緩和等の措置

被災地を管轄する金融機関に対して被害の状況に応じ貸付手続きの簡易迅速化, 貸付条件の緩和等について特別の取り扱いを実施するよう要請する。

(3) 中小企業者に対する金融制度の周知

県は, 町, 中小企業関係団体を通じ, 国, 県並びに政府系金融機関等が行う金融の特別措置について中小企業者に周知徹底を図る。

(4) その他の措置

一般金融機関及び政府系金融機関に対し, 県資金を預託し資金の円滑化を図る。県信用保証協会の保証推進のために必要な行政措置を行う。

7 住宅復興資金の融資【福祉対策部】

災害により住宅に被害を受け次に該当する者に対しては、独立行政法人住宅金融支援機構法の規定により災害復興住宅資金の融通を適用し、建設資金又は補修資金の貸付を行う。

県及び町は、災害地の滅失家屋の状況を遅滞なく調査し、独立行政法人住宅金融支援機構法に定める災害復興住宅資金の融資適用災害に該当するときは、災害復興住宅資金の融資について、借入れ手続きの指導、融資希望者家屋の被害状況調査及び被害率の認定を早期に実施し、災害復興資金の借入れの促進を図るよう努める。

(1) 災害復興住宅建設資金

- 1) 貸付対象者 住宅が「全壊」、「大規模半壊」又は「半壊」した旨の「罹災証明書」の交付を受けた者で、13m²以上175m²以下の住宅部分を有する住宅を建設する者
- 2) 貸付限度 原則1,500万円以内
- 3) 土地取得費 原則970万円以内
- 4) 整地費 400万円以内
- 5) 償還期間 ①木造（一般）25年以内
②耐火、準耐火、木造（耐久性）35年以内

(2) 新築購入、リ・ユース（中古住宅）購入資金

- 1) 貸付対象者 住宅が「全壊」、「大規模半壊」又は「半壊」した旨の罹災証明書の交付を受けた者で、50m²（共同建ての場合は30m²）以上175m²以下の住宅部分を有する住宅を購入する者
- 2) 貸付限度 ①新築住宅 原則2,470万円以内（土地取得資金を含む）
②リ・ユース住宅 原則2,170万円以内（土地取得資金を含む）
- 3) 償還期間 25～35年以内

(3) 補修資金

- 1) 貸付対象者 補修に要する費用が10万円以上の被害を受け、「罹災証明書」の発行を受けた者
- 2) 貸付限度 660万円以内
- 3) 移転費 400万円以内
- 4) 整地費 400万円以内
- 5) 償還期間 20年以内

第4節 租税及び公共料金等の特例措置

項 目	担 当
1 租税の減免等	土木住宅対策部
2 公共料金等の特例措置	日本郵便株式会社, NHK, NTT, その他通信事業者, 東京電力パワーグリッド株式会社, 都市ガス事業者

第1 基本事項

1 趣旨

災害により被害を受けた町民の自力復興を促進し、安定した生活の早期回復を図るため、租税の徴収猶予措置、公共料金の特例措置等の対策を積極的に推進していくものとする。

2 留意点

(1) 広報の徹底

災害時、町民に対して、税の減免等の対策に関わる情報の提供を十分に行っていくことが必要である。

(2) 手続きの簡素化及び迅速化

震災により被害を受けた事業者が本対策を迅速かつ有効に活用し、自立復興を進めていくため、手続きの簡素化、迅速化に努める必要がある。

第2 対策

1 租税の減免等【土木住宅対策部】

土木住宅対策部は、災害によって被害を受けた町民に対して町民税等の減免、納税延期及び徴収猶予を行う。

また、県及び国においても納付すべき国税及び県民税等について同様の措置をとる。

■ 租税の減免等の内容

① 納税期限の延長	災害により、納税義務者等が期限内に申告その他の書類の提出又は町税を納付もしくは納入することができないと認めるときは、当該期限の延長を行う。
② 徴収猶予	災害により財産に被害を受けた納税義務者等が町税を一時に納付し、又は納入することができないと認められるときは、その者の申請に基づき、1年以内において徴収を猶予する。なお、やむをえない理由があると認められるときは、さらに1年以内の延長を行う。(地方税法第15条)
③ 減免	被災した納税(納付)義務者に対し、該当する各税目等について減免を行う。

■ 税減免の内容

税目	減免の内容
個人の町民税	被災した納税義務者の状況に応じて減免を行う。
固定資産税都市計画税	災害により著しく価値が減じた固定資産について行う。
国民健康保険税	被災した納税義務者の状況に応じて減免を行う。
軽自動車税	
特別土地保有税	災害により著しく価値を減じた土地について行う。

2 公共料金の特例措置【日本郵便株式会社、NHK、東日本電信電話株式会社、その他通信事業者、東京電力パワーグリッド株式会社、都市ガス事業者】

(1) 郵政事業

【日本郵便株式会社】

1) 被災者に対する郵便葉書などの無償交付

災害救助法が発動された場合、日本郵便株式会社は、被災1世帯当たり、郵便葉書5枚及び郵便書簡1枚の範囲内で無償交付する。なお、交付場所は日本郵便株式会社が指定した支店及び郵便局とする。

2) 被災者の差し出す郵便物

被災者が差し出す郵便物(速達郵便物及び電子郵便物を含む)の料金免除を実施する。なお、取扱場所は日本郵便株式会社が指定した支店及び郵便局とする。

3) 被災地あて救助用郵便物等の料金免除

日本郵便株式会社が公示して、被災者の救助を行う地方公共団体、日本赤十字社、共同募金会又は共同募金連合会にあてた救助用物品を内容とするゆうパック及び救助用又は見舞用の現金書留郵便物の料金免除を実施する。なお、引受場所は全ての支店及び郵便局(簡易郵便局を含む)とする。

(2) 日本放送協会

- 1) NHK厚生文化事業団との協力により、被災者の各種相談等の実施、また、医療団、防災班の派遣等の奉仕を図る。
- 2) 被災者の受信料免除
- 3) 状況により避難所へ受信機を貸与する。

(3) 通信事業

【東日本電信電話株式会社】

「電話サービス契約約款通則 15」に基づき、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、臨時に料金又は工事に関する費用を減免することがある。

【株式会社NTTドコモ】

NTTドコモの各種サービスの契約約款に基づき、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、臨時にその料金又は工事費を減免することがある。

【KDDI株式会社】

KDDIの各種サービスの契約約款に基づき、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、この約款の定めにかかわらず、臨時に、その料金又は工事に関する費用を減免することがある。

【ソフトバンク株式会社】

ソフトバンクの各種サービスの契約約款に基づき、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、約款の規定にかかわらず、臨時にその料金又は工事に関する費用を減免することがある。

(4) 電気事業

【東京電力パワーグリッド株式会社、小売電気事業者】

災害救助法適用地域の被災者に対し、経済産業大臣の許可を得て電気料金免除等の特別措置を行うことがある。

(5) 都市ガス事業

【東京ガスネットワーク株式会社、ガス小売事業者】

ガス供給事業者が被害の状況を見て判断する。経済産業省もしくは関東経済産業局の認可が必要。

- 1) 被災者のガス料金の早収期間及び支払い期限の延伸
- 2) 事業区域外の被災者が区域内に移住していた場合も、上記1)を適用する。

第5節 住宅建設の促進

項 目	担 当
1 建設計画の作成	土木住宅対策部
2 事業の実施	土木住宅対策部
3 入居者の選定	福祉対策部

第1 基本事項

1 趣旨

自力で住宅建設できない被災者に対する恒久的な住宅確保のため、公営住宅法に基づき、県の指導のもと町は災害公営住宅の建設を行う。町で対応が困難な場合は、県に災害公営住宅の建設を要請する。

また、自力で住宅を建設する被災者に対しては独立行政法人住宅金融支援機構による住宅資金の貸付に対する情報の提供と指導を行う。

2 留意点

- (1) 迅速な災害公営住宅の建設，復旧を図るため町の災害住宅建設計画，復旧計画の作成を指導し，予算の確保，用地の確保等を含めて県の支援方法を検討することが必要である。
- (2) 独立行政法人住宅金融支援機構による住宅資金の貸付に関する情報の提供と，迅速な事務処理体制の検討を行うことが必要である。

第2 対策

1 建設計画の作成【土木住宅対策部】

土木住宅対策部は、住宅被害の実態を把握し、住宅災害確定報告書、罹災者名簿、滅失住宅地図を作成するものとし、県はこれを助言・指導するものとする。

災害公営住宅は、大規模な災害が発生し、住宅の被害が次の条件の1つに達した場合に、低所得罹災世帯のため、国庫から補助を受け整備し入居させるものである。災害公営住宅の整備及び管理は町が行う。

2 事業の実施【土木住宅対策部】

町及び県は、建設計画に基づき、災害公営住宅の建設、既設公営住宅の復旧を実施する。

■災害公営住宅の適用条件

- ① 地震，暴風雨，洪水，その他異常な自然現象による災害の場合
 - 被災地全域の滅失戸数が 500 戸以上のとき
 - 1 市町村の区域内の滅失戸数が 200 戸以上のとき
 - 滅失戸数とその市町村の区域内の住宅戸数の 1 割以上のとき
- ② 火災による場合
 - 被災地域の滅失戸数が 200 戸以上のとき
 - 滅失戸数とその市町村の区域内の住宅戸数の 1 割以上のとき

3 入居者の選定【福祉対策部】

町は、特定入居を行うときの選定基準の作成及び選定を行うものとし、県はこれを助言・指導するものとする。

第6節 被災者生活再建支援法の適用

項 目	担 当
1 被害状況の把握及び被災世帯の認定	福祉対策部
2 支援法の適用基準と適用手続き	福祉対策部
3 支援金の支給額	福祉対策部
4 支援金支給申請手続き	福祉対策部
5 支援金の支給	福祉対策部

第1 基本事項

1 趣旨

町又は地域の住家全壊世帯数が一定基準以上となった場合等，法に定める基準を満たした場合に，被災者生活再建支援法（以下「支援法」という。）を適用し，支援金を支給することにより，生活の再建を支援し，もって町民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資する。

2 留意点

（1）住家全壊世帯数情報の迅速な収集及び伝達体制の整備

支援法の適用の判断及びその手続きを行うにあたり，全壊世帯等の被害の把握及び認定の作業を迅速かつ的確に行う必要がある。このため，災害救助法担当との連携を図り，被害情報の収集及び伝達体制を整備しておくことが必要である。

（2）支援金支給手続き等の説明

支給決定時に申請者の誤解等による不服等の発生を避けるとともに支援金支給手続きが迅速かつ円滑に進むようにするため，町に支援法が適用された場合は，制度の対象となる被災世帯に対して，支援金の趣旨，申請書の記載方法，申請期限などその手続きについて懇切・丁寧に説明する必要がある。

第2 対策

1 被害状況の把握及び被災世帯の認定【福祉対策部】

福祉対策部は，支援法の適用にあたって，住家の被害状況を把握し，次の基準で被災世

帯の認定を行う。

(1) 被災世帯の認定

支援法の対象となる被災世帯は、次に掲げるものをいう。(支援法第2条第2号)

- ① 当該自然災害によりその居住する住宅が全壊した世帯。
- ② 当該自然災害によりその居住する住宅が半壊し、又はその居住する住宅の敷地に被害が生じ、当該住宅の倒壊による危険を防止するため必要があること、当該住宅に居住するために必要な補修費等が著しく高額となることその他これらに準ずるやむを得ない事由により、当該住宅を解体し、又は解体されるに至った世帯。
- ③ 当該自然災害により火砕流等による被害が発生する危険な状況が継続することその他の事由により、その居住する住宅が居住不能のものとなり、かつ、その状態が長期にわたり継続することが見込まれる世帯。
- ④ 当該自然災害によりその居住する住宅が半壊し、基礎、基礎ぐい、壁、柱等であって構造耐力上主要な部分として政令で定めるものの補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難であると認められる世帯。(②及び③に掲げる世帯を除く。)

(2) 住家の滅失等の算定及び住家及び世帯の単位

災害救助法における基準を参照(第3部第5章第11節)

2 支援法の適用基準【福祉対策部】

支援法の対象となる自然災害は、支援法施行令第1条の定めにより次に掲げるとおりである。

- (1) 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する被害(同条第2項のいわゆるみなし規定により該当することとなるものを含む)が町の区域に発生した時の自然災害(支援法施行令第1条第1号)
- (2) 町において10以上の世帯の住家が全壊する被害が発生した場合の自然災害(支援法施行令第1条第2号)
- (3) 茨城県において100以上の世帯の住家が全壊する被害が発生した場合の自然災害(支援法施行令第1条第3号)
- (4) (1)又は(2)に規定する被害が茨城県において発生した時に県内の他の市町村(人口10万人未満のものに限る。)の区域で、5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した自然災害(支援法施行令第1条第4号)
- (5) (3)又は(4)で茨城県に隣接する県の区域内の市町村(人口10万人未満のものに限る。)の区域で(1)～(3)に規定する区域のいずれかに隣接し、5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した自然災害(支援法施行令第1条第5号)
- (6) (3)又は(4)に規定する都道府県が2以上ある場合における市町村(人口10万人未満のものに限る。)の区域で、その自然災害により5(人口5万人未満の市町村)世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した自然災害(支援法施行令第1条第6号)

3 支援法の適用手続き【福祉対策部】

(1) 町の被害状況報告

福祉対策部は、当該自然災害にかかる被害状況を収集し、県地域防災計画資料編 18-1「被災者生活再建支援法の適用に係る被害状況報告書」により、知事に対して報告する。

4 支援金の支給額【福祉対策部】

(1) 複数世帯の場合

(単位：万円)

区 分	住宅の再建方法	基礎支援金	加算支援金	合計
全 壊(1-(1)-①)	建設・購入	100	200	300
解 体(1-(1)-②)	補修	100	100	200
長期避難(1-(1)-③)	賃借	100	50	150
大規模半壊 (1-(1)-④)	建設・購入	50	200	250
	補修	50	100	150
	賃借	50	50	100

(2) 単数世帯の場合

(単位：万円)

区 分	住宅の再建方法	基礎支援金	加算支援金	合計
全 壊(1-(1)-①)	建設・購入	75	150	225
解 体(1-(1)-②)	補修	75	75	150
長期避難(1-(1)-③)	賃借	75	37.5	112.5
大規模半壊 (1-(1)-④)	建設・購入	37.5	150	187.5
	補修	37.5	75	112.5
	賃借	37.5	37.5	75

5 支援金支給申請手続き【福祉対策部】

(1) 支給申請手続き等の説明

福祉対策部は、制度の対象となる被災世帯に対して、支給申請手続き等について説明する。

(2) 必要書類の発行

支給申請書に添付する必要がある書類について、被災者からの請求に基づき発行する。

- ① 住民票など世帯が居住する住所の所在，世帯の構成が確認できる証明書類
- ② 罹災証明書類

(3) 支給申請書等の取りまとめ

被災者から提出された支給申請書及び添付書類を確認等とりまとめの上，すみやかに県に送付する。

6 支援金の支給【福祉対策部】

支給申請書類は，被災者生活再建支援法人で審査が行われ支援金の支給が決定される。決定内容は，被災者生活再建支援法人から申請者に通知書が交付されるとともに，支援金は支給決定に基づき原則として被災者生活再建支援法人から直接口座振替払いにより申請者に支給される。

第7節 茨城県被災者生活再建支援補助事業による支援金の支給

項目	担当
1 被害状況の把握及び被災世帯の認定	福祉対策部
2 補助事業の適用基準と適用手続き	福祉対策部
3 補助事業による支援金の支給額	福祉対策部
4 補助事業による支援金支給申請手続き	福祉対策部
5 補助事業による支援金の支給	福祉対策部
6 町への補助	福祉対策部

第1 基本事項

1 趣旨

自然災害によりその居住する住宅に著しい被害を負った世帯のうち，被災者生活再建支援法(以下「法」)の適用の対象とならない世帯の生活再建のため，県被災者生活再建支援補助事業(以下「補助事業」)により，被災者生活再建支援法と同趣旨の支援金を支給することで，被災者間の不公平を是正し，被災者の速やかな復興を支援する。

2 留意点

被害状況の把握及び被災世帯の認定 補助事業の適用に当たっては、町が住家の被害状況を把握し、被災世帯の認定を行う。

第2 対策

1 被害状況の把握及び被災世帯の認定【福祉対策部】

補助事業の適用に当たっては、住家の被害状況を把握し、次の基準で被災世帯の認定を行う。

- (1) 被災世帯の認定 補助事業の対象となる被災世帯は次に掲げるものをいう。
 - ① 当該自然災害により住家が全壊した世帯
 - ② 当該自然災害により住家が半壊し、又はその住家の敷地に被害が生じ、当該住家の倒壊による 危険を防止するため必要があること、当該住家に居住するために必要な補修費等が著しく高額 になることその他これらに準ずるやむを得ない事由により、当該住家を解体し、又は解体されるに至った世帯
 - ③ 当該自然災害により住家が半壊し、基礎、基礎ぐい、壁、柱等であって構造耐力上主要な部分として被災者生活再建支援法施行令(平成 10 年政令第 361 号)第 2 条に定めるものの補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住家に居住することが困難であると認められる世帯(②に掲げる世帯を除く。以下「大規模半壊世帯」という。)
 - ④ 当該自然災害により住家が半壊した世帯(②及び③に掲げる世帯を除く。)
- (2) 住家の滅失等の算定及び住家及び世帯の単位
災害救助法における基準を参照

2 補助事業の適用基準と適用手続き【福祉対策部】

補助事業の適用基準 補助事業の対象となる自然災害は、茨城県被災者生活再建支援補助金交付要項第3条の規定により、次に掲げるとおりである。

- (1) 県内において法が適用された市町村が1以上ある自然災害
- (2) 県内において法の適用がないが、住家全壊被害が1世帯以上発生した自然災害
- (3) 町の被害状況報告町長は、当該自然災害に係る被害状況を収集し、知事に対して報告する。
- (4) 県知事は、町長の報告を精査した結果、発生した災害が補助事業の適用基準に該当すると認めた ときは、町長に対し、補助事業適用を通知する。

3 補助事業による支援金の支給額【福祉対策部】

(1) 複数世帯の場合

(単位：万円)

区 分	住宅の再建方法	基礎支援金	加算支援金	合計
全 壊 解 体 長期避難	建設・購入	100	200	300
	補修	100	100	200
	賃借	100	50	150
大規模半壊	建設・購入	50	200	250
	補修	50	100	150
	賃借	50	50	100
半 壊		25		25

(2) 単数世帯の場合

(単位：万円)

区 分	住宅の再建方法	基礎支援金	加算支援金	合計
全 壊 解 体 長期避難	建設・購入	75	150	225
	補修	75	75	150
	賃借	75	37.5	112.5
大規模半壊	建設・購入	37.5	150	187.5
	補修	37.5	75	112.5
	賃借	37.5	37.5	75
半 壊		18.75		18.75

4 補助事業による支援金の支給申請手続き【福祉対策部】

(1) 支給申請手続等の説明 市は、制度の対象となる被災世帯に対して、支給申請手続等について説明する。

(2) 必要書類の発行

- ① 支給申請書に添付する必要がある書類について、被災者からの請求に基づき発行する。
- ② 住民票など世帯が居住する住所の所在、世帯の構成が確認できる証明書類
- ③ 罹災証明書類

5 補助事業による支援金の支給【福祉対策部】

支援金の支給 市に対し、被災世帯から提出された支給申請書類を審査し、適正と認められる場合は、直接口座振替払いにより申請者に支援金を支給する。

6 町への補助【福祉対策部】

県は、町が被災世帯へ支援金を支給した場合、支給の実績に基づいてその費用の一部を補助する。

第2章 被災施設の復旧

項目	担当
1 災害復旧事業計画の策定	総務対策部, 各対策部
2 災害復旧事業に伴う財政援助及び助成計画の作成	総務対策部, 各対策部
3 災害復旧事業の実施	土木住宅対策部, 各対策部
4 解体, がれき処理	環境対策部

第1 基本事項

1 趣旨

災害復旧計画は、災害発生後被災した施設の原形復旧にあわせて、再度災害の発生を防止するため、必要な施設の設計又は改良を行う等、将来の災害に備える事業計画を樹立し、早期復旧を目標に、その実施を図るものとする。

2 留意点

(1) 地域間・組織間の応援協力体制の整備

災害後の施設の復旧に関しては、迅速かつ的確な対応が求められるが、災害の混乱の中、復旧事業計画の作成及び実施等に当たる十分な人員が確保できない場合も想定される。そのため、地域間、組織間の人員の応援協力体制の整備が必要である。

(2) 迅速な復興のための意思決定等の必要性

災害発生後、被災状況を的確に把握し、現状復旧とするか、復興とするかを、迅速に意思決定し、早急に災害復興対策本部の設置、災害復興方針・計画の策定、関連事務手続き等を実施することが必要である。

(3) 国、県、町間の密接な連携

都市計画決定や事業認可等行政上の手続きを迅速に進めるためには、国、県、町の密接な連携を行っていくことが必要である。

第2 対策

1 災害復旧事業計画の作成【総務対策部，各対策部】

総務対策部は、災害応急対策を講じた後に被害の程度を十分調査・検討し、それぞれが所管する公共施設に関する災害復旧事業計画を速やかに作成する。

災害復旧事業計画の基本方針を次に示す。

(1) 災害の再発防止

復旧事業計画の樹立に当たっては、被災原因、被災状況等を的確に把握し、災害の再発防止に努めるよう関係機関は、十分連絡調整を図り、計画を作成する。

(2) 災害復旧事業期間の短縮

復旧事業計画の樹立に当たっては、被災状況を的確に把握し、速やかに効果のあがるよう、関係機関は十分連絡調整を図り、事業期間の短縮に努める。

災害復旧事業の種類を次に示す。

■公共施設の災害復旧事業の種類

- ① 公共土木施設災害復旧事業計画
 - 河川公共土木施設災害復旧事業計画
 - 砂防設備災害復旧事業計画
 - 急傾斜地崩壊防止施設災害復旧事業計画
 - 下水道災害復旧事業計画
 - 公園災害復旧事業計画
- ② 農林水産施設事業復旧計画
- ③ 都市災害復旧事業計画
- ④ 上，下水道災害復旧事業計画
- ⑤ 住宅災害復旧事業計画
- ⑥ 社会福祉施設災害復旧事業計画
- ⑦ 公立医療施設，病院等災害復旧事業計画
- ⑧ 学校教育施設災害復旧事業計画
- ⑨ 社会教育施設災害復旧事業計画
- ⑩ 復旧上必要な金融その他資金計画
- ⑪ その他の計画

2 災害復旧事業に伴う財政援助及び助成計画の作成【総務対策部，各対策部】

関係機関は、被災施設の復旧事業計画を速やかに作成するとともに、国又は県が費用の全部又は一部を負担又は補助するものについては、復旧事業費の決定及び決定を受けるための査定計画を策定し、査定実施が速やかに行えるよう努める。

このうち特に公共土木施設の復旧については、被災施設の被害の程度により、緊急の場

合に応じて公共土木施設災害復旧費国庫負担法その他に規定する緊急査定が実施されるよう必要な措置を講じる。

なお、災害復旧事業として採択され得る限度及び範囲については、国庫負担法、同施行令、同施行規則、国庫負担法事務取扱要綱及び同査定方針により運営される。

災害復旧事業費の決定は、知事の報告その他地方公共団体が提出する資料及び実施調査に基づき決定されるが、法律又は予算の範囲内において国が全部又は一部を負担又は補助して行う災害復旧事業並びに激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律に基づき援助される事業は、次の通りである。

(1) 法律に基づき一部負担又は補助するもの

- ① 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法
- ② 公立学校施設災害復旧費国庫負担法
- ③ 公営住宅法
- ④ 土地区画整理法
- ⑤ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律
- ⑥ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- ⑦ 予防接種法
- ⑧ 都市災害復旧は、都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針に基づき、予算の範囲内で事業費の2分の1を国庫補助する。
- ⑨ 農林水産施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律

(2) 激甚災害に係る財政援助措置

災害対策基本法に規定する著しく激甚である災害（以下「激甚災害」という。）が発生した場合には、県及び町は災害の状況を速やかに調査し実情を把握して早期に激甚災害の指定が受けられるよう措置し、公共施設の災害復旧事業が迅速かつ円滑に実施できるよう措置するものとする。激甚災害の指定の手続き等の対策については第3節に示す。

なお、激甚災害に係る公共施設等の復旧に対する財政援助措置の対象は「第6部 第3章 激甚災害の指定」を参照。

3 災害復旧事業の実施【土木住宅対策部、各対策部】

災害により被害を受けた施設の復旧を迅速に行うため町及び関係防災機関等は、復旧事業の事業費が決定され次第、早期に実施するため、必要な職員の配備、職員の応援及び派遣等について措置する。

4 解体、がれき処理【環境対策部】

(1) 作業体制の確保

町は、迅速に解体及びがれき処理を行うため、平常作業及び臨時雇い上げによる応援体制を確立する。また、あらかじめ近隣市町村、民間の廃棄物処理業者、土木・運送業

者等に対して、災害時における人員、資機材等の確保について応援が得られるよう協力体制を整備する。

(2) 処理対策

1) 状況把握

町は、職員による巡視等から迅速に被災地域の状況を把握する。

2) 処理の実施

町は、1)に基づき、住宅、所管の道路及び河川について、公共施設又は公共の場に影響を及ぼす構造物等の解体、がれき処理を実施する。必要があれば、県、近隣市町村、民間の廃棄物処理業者等に応援を要請する。

3) 集積地の確保

町は、解体収集後のがれき等を集積するため集積地を確保する。集積地が不足する場合は、交通に支障のない路上や公園等に一時集積するとともに、近隣市町村に対して集積地の確保を要請する。

第3章 激甚災害の指定

項 目	担 当
1 激甚災害の災害調査及び指定手続き	総務対策部, 各対策部
2 激甚災害の指定	総務対策部, 各対策部

第1 基本事項

1 趣旨

「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」(以下「激甚法」という。)に基づく激甚災害の指定を受けるため災害の状況を速やかに調査し、実情を把握して早期に激甚災害の指定を受けられるよう措置し、公共施設の災害復旧事業が迅速かつ円滑に実施できるよう措置を講じるものとする。

2 留意点

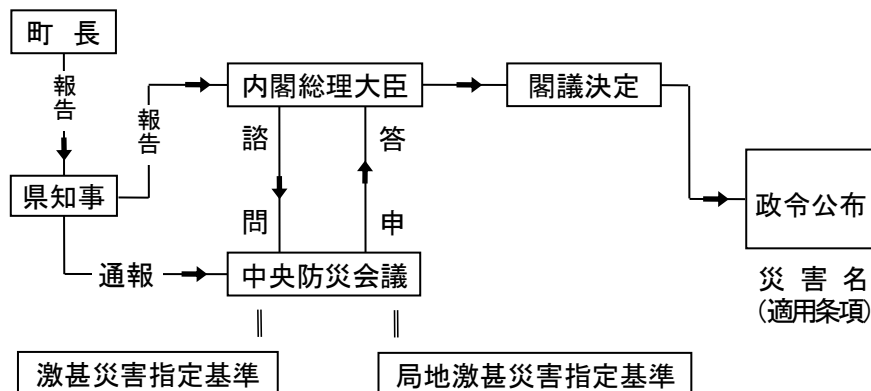
激甚災害の指定を受けるためには、公共施設の被害情報を激甚法に定める事項に従って迅速に調査、収集を行う必要がある。このため、震災後迅速かつ正確に公共施設の被害情報を把握するための体制整備を行っておくことが必要である。

第2 対策

1 激甚災害の災害調査及び指定手続き【総務対策部, 各対策部】

町は、激甚災害及び局地激甚災害指定を受ける場合は、施設その他の被害額、復旧事業に要する負担額、その他激甚法に定める必要な事項を速やかに調査し、知事に報告する。

知事は、調査結果をとりまとめ、内閣総理大臣に報告する。



【激甚災害指定の手続きの流れ】

2 激甚災害の指定【総務対策部、各対策部】

町及び県は、激甚災害が発生した場合には、災害の状況を速やかに調査し、実情を把握して早期に「激甚災害に対応するための特別の財政援助等に関する法律」（昭和37年9月6日法律第150号）の指定を受け、公共施設の災害復旧事業が迅速かつ円滑に実施できるよう措置する。

災害対策基本法に規定する著しく激甚である災害（激甚災害）の基準については、「激甚災害指定基準」（昭和37年12月7日・中央防災会議決定）と「局地激甚災害指定基準」（昭和43年11月22日・中央防災会議決定）の2つがあり、この基準により指定を受ける。

「激甚法」により、財政援助等を受ける事業は、次のとおりである。

■激甚法による財政援助

助成区分	財政援助を受ける事業等
公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助	<ul style="list-style-type: none"> ① 公共土木施設災害関連事業 ② 公立学校施設災害復旧事業 ③ 公営住宅災害復旧事業 ④ 生活保護施設災害復旧事業 ⑤ 児童福祉施設災害復旧事業 ⑥ 老人福祉施設災害復旧事業 ⑦ 障害者施設災害復旧事業 ⑧ 婦人保護施設災害復旧事業 ⑨ 感染症予防施設災害復旧事業 ⑩ 感染症予防事業 ⑪ 堆積土砂排除事業 ⑫ 湛水排除事業
農林水産業に関する特別の助成	<ul style="list-style-type: none"> ① 農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置 ② 農林水産業協同利用施設災害復旧事業費の補助の特例 ③ 開拓者等の施設災害復旧事業に関する補助 ④ 天災による被害農林漁業者に対する資金の融通に関する暫定措置の特例 ⑤ 森林災害復旧事業に関する補助 ⑥ 森林組合等の行う堆積土砂の排除事業に関する補助 ⑦ 土地改良区等の行う湛水排除事業に対する補助
中小企業に関する特別の助成	<ul style="list-style-type: none"> ① 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例 ② 中小企業近代化資金等助成法による貸付金等の償還機関等の特例 ③ 業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助 ④ 中小企業者に対する資金の融通に関する特例

助成区分	財政援助を受ける事業等
その他の財政援助及び助成	<ul style="list-style-type: none"> ① 公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助 ② 私立学校施設災害復旧事業に対する補助 ③ 町が施行する感染症予防事業に関する負担の特例 ④ 母子及び寡婦福祉法による国の貸付けの特例 ⑤ 水防資材費の補助の特例 ⑥ 罹災者公営住宅建設事業に対する補助の特例 ⑦ 小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への参入等 ⑧ 雇用保険法による求職者給付に関する特例

第4章 復興計画の作成

項 目	担 当
1 事前復興対策の実施	総務対策部, 各対策部
2 災害復興対策本部の設置	総務対策部, 各対策部
3 災害復興方針・計画の策定	総務対策部, 各対策部
4 災害復興事業の推進	総務対策部, 各対策部

第1 基本事項

1 趣旨

災害により被災した町民の生活や企業の活動等の健全な回復には、迅速な被災地域の復興が不可欠である。

復興は復旧とは異なり、被災前の地域の抱える課題を解決し、被災を契機に都市構造や地域産業の構造等をより良いものに改変する事業と位置付けられる。復興事業は、町民や企業、その他多数の機関が関係する高度かつ複雑な事業である。これを効果的に実施するためには、被災後速やかに復興計画を作成し、関係する主体との調整及び合意形成を行い、計画的な復興事業を推進するものとする。

2 留意点

(1) 迅速な意思決定等の必要性

災害発生後、被災状況を的確に把握し、現状復旧とするか、復興とするかを、迅速に意思決定し、早急に災害復興対策本部の設置、震災復興方針・計画の策定、関連事務手続き等を実施することが必要である。

(2) 事前復興対策の実施

災害復興では、災害発生後の限られた時間内に、復興に関する意思決定、都市計画決定や事業認可等の行政上の手続き、土地区画整理や市街地再開発等の事業を行う上での人材の確保や情報の収集等、膨大な作業を処理する必要があるため、手続きの流れや人材の確保等事前に確認しておくことや対応できることについては、復興事前対策として実施しておくことが必要である。

(3) 国、県、町間の密接な連携

災害復興は、国、県、町の密接な連携の中で実施しなければ、円滑な事業遂行は望めない。

特に、都市計画決定や事業認可等行政上の手続きを迅速に進めるためには、県、町間

の十分な調整作業等が重要であり、また、復興にあたっての財源の確保等においては、国との調整等が重要であるため、国、県、町間が密接に連携することが必要である。

(4) 民意の反映

災害復興を進めていく際には、復興計画のあり方から復興事業・施策の展開に至るまで、町民の意見を十分反映させていくことが必要である。

第2 対策

1 事前復興対策の実施【総務対策部、各対策部】

(1) 復興手順の明確化

町は、過去の復興事例等を参考として、方針の決定、計画の策定、法的手続き、町民の合意形成等の復興対策の手順をあらかじめ明らかにしておくものとする。

(2) 復興基礎データの整備

町は、復興対策に必要な測量図面、建物現況、土地の権利関係等の各種データをあらかじめ整備し、データベース化を図るよう努めるものとする。

2 災害復興対策本部の設置【総務対策部、各対策部】

町は、被害状況を速やかに把握し、震災復興の必要性を確認した場合に、町長を本部長とする災害復興対策本部を設置する。

3 災害復興方針・計画の策定【総務対策部、各対策部】

(1) 災害復興方針の策定

町は、学識経験者、有識者、町議会議員、町民代表、行政関係職員より構成される災害復興検討委員会を設置し、災害復興方針を策定する。災害復興方針を策定した場合は、速やかにその内容を町民に公表する。

(2) 災害復興計画の策定

町は、災害復興方針に基づき、具体的な災害復興計画の策定を行う。本計画では、市街地復興に関する計画、産業復興に関する計画、生活復興に関する計画、及びその事業手法、財源確保、推進体制に関する事項について定める。

4 災害復興事業の実施【総務対策部、各対策部】

(1) 被災市街地復興特別措置法上の手続き

町は、被災市街地復興特別措置法第5条の規定により、都市計画に被災市街地復興推進地域を指定し、建築行為等の制限等を行うことができる。

被災市街地復興推進地域は、通常の都市計画決定の手続きと同様の手順で行う。

(2) 災害復興事業の実施

1) 専管部署の設置

町は、災害復興に関する専管部署を設置する。

2) 災害復興事業の実施

町は、災害復興に関する専管部署を中心に災害復興計画に基づき、災害復興事業を推進する。

第5章 災害対応の検証

項 目	担 当
1 災害時の検証	総務対策部, 各対策部
2 検証結果の防災対策への反映	総務対策部, 各対策部
3 災害教訓の伝承	総務対策部, 各対策部

第1 基本事項

1 趣旨

将来にわたり災害による被害を最小化していくためには、過去の災害から教訓を導きだし、それに対していかに継続的な対策を実施していくかが重要である。大規模災害発生時の応急対策による取組みが、町民の生命や生活を守るために十分に機能したのかを振り返り、その結果を地域防災計画等に反映するなど、防災・減災対策に生かすことにより、町の防災体制の向上や、町民一人ひとりの防災意識の向上など、防災に関する取組みの推進及び今後の災害発生時における被害の軽減に資する。

2 留意点

町だけでなく、関係機関、ボランティア、町民一人ひとりなど多くの人の体験を記録に残し、災害対策に役立てていくことが重要である。

第2 対策

1 災害時の検証【総務対策部, 各対策部】

町及び防災関係機関は、大規模災害が発生した後、初動期から応急・復旧期の災害対応について、個別の災害ごとに、特に問題及び課題等が生じたと思われる項目を抽出し、「できたこと」、「できなかったこと」、「問題点」、「課題」、「改善の方向」等を整理し、検証する。

なお、検証に当たっては、関係防災機関への協力を仰ぐとともに、必要に応じ、中立かつ専門的な視点での検証が求められるため、第三者機関による実施についても検討する。

そのため、過去の災害等については、時間の経過に伴う風化や将来的な災害経験者の高齢化等に伴い、災害に備えるための知恵や教訓が後世に語り継がれないことが懸念されるため、災害対応の検証を実施した際は、災害教訓の伝承資料として、記録集等の作成に努める。

2 検証結果の防災対策への反映【総務対策部、各対策部】

町及び防災関係機関は、検証結果については、報告書や記録集等としてとりまとめるほか、地域防災計画や各種防災マニュアル等に反映させ、さらなる防災体制の充実を図り、様々に生じうる事態に柔軟に対応できるような態勢や仕組みを構築するよう努める。

また、検証内容により国、県への働きかけを行うなど、自然災害の最大規模の外力に対して災害時の被害を最小化するため備えを準備しておくよう努める。

3 災害教訓の伝承【総務対策部、各対策部】

町及び防災関係機関は、作成した報告書や記録集等、さらに検証に当たって収集した災害対応や復旧活動に関する文書や証言、映像、画像などのほか、被災の状況、町民生活への影響、社会経済への影響など、災害の経験や災害から得られた教訓については、防災教育に活用するなど、町民の防災意識を啓発するとともに、将来の災害対応に資することを目的として、的確に伝承するよう努める。

第7編 東海地震の警戒宣言発令
に伴う対応措置計画

第1章 総則

第1節 計画作成の趣旨

昭和53年6月15日、大規模地震対策特別措置法が制定され、同年12月14日に施行された。この法律に基づき、昭和54年8月7日、「東海地震（震源地：駿河湾，マグニチュード：8程度）」が発生した場合、木造建築物等に著しい被害が生ずるおそれのある震度6（烈震）以上の地震動を受けると推定される市町村等の区域（静岡，東京，神奈川，山梨，長野，岐阜，愛知，三重の8都県157市町村）が「地震防災対策強化地域」として指定された。

一方、本県の地域は、東海地震が発生した場合、概ね県南部で震度5（強震）の弱い方、その他の地域は震度4（中震）以下と予想されていることから「地震防災対策強化地域」として指定されなかったため、県は、大規模地震対策特別措置法に基づく地震防災強化計画の作成及び地震防災応急対策の実施等は義務付けられていない。

しかし、近年における都市部や開発地域への人口、産業の集中、建築物の高層化、交通のふくそう、石油類等危険物の集積などの状況からみて、震度5の弱い方の程度であっても地盤や建物等の性状によっては、ある程度の被害の発生が予想されるとともに、警戒宣言が発令された場合における社会的混乱の発生も懸念される。

このため、東海地震の発生に備え、社会的混乱防止及び被害の未然防止と軽減を図ることを目的とし、付編として「東海地震の警戒宣言発令に伴う対応措置計画」を作成した。

第2節 計画作成の基本方針

1 計画の内容

計画内容は、警戒宣言が発せられた場合においても、原則として平常時の社会経済活動を維持しながら、次の事項等を定めることにより、町民の生命、身体、財産を保護することを目的とした。

■計画の内容

- ① 警戒宣言の発令，東海地震予知情報の発表に伴う社会的混乱の発生を防止するために必要な措置
- ② 地震発生にあたっては、被害を最小限にとどめるために必要な措置

2 計画の範囲

計画の範囲は、東海地震注意情報が発表されてから警戒宣言発令までの間においても、社会的混乱防止のための必要な措置を講ずるものとする。

3 前提条件

東海地震が発生した場合、本町の予想震度は概ね震度5弱程度とする。

第3節 町及び住民等の業務の大綱

[警戒宣言時（東海地震注意情報発表時を含む。）の対応措置に関するものとする。]

1 町

- (1) 警戒宣言、警戒解除宣言及び東海地震注意情報、東海地震予知情報の収集・伝達に関すること
- (2) 災害応急対策実施の準備に関すること
- (3) 地震防災応急対策に係る報に関すること
- (4) 道路の保全又は交通の危険防止及び社会秩序の維持に関すること
- (5) 避難指示等に関すること
- (6) 警戒区域の設定及び立入制限・禁止又は退去命令に関すること
- (7) 要応急保護者の保護に関すること
- (8) 災害発生予想箇所の点検・監視及び応急整備に関すること
- (9) 防災関係機関の対応状況の把握及び連絡調整に関すること

2 町民等

- (1) 公共的団体、防災上重要な施設の管理者
 - 1) 警戒宣言、東海地震注意情報、東海地震予知情報及び地震防災応急対策に係る情報の収集及び周知に関すること
 - 2) 自衛防災体制の確立に関すること
 - 3) 災害発生の予防措置に関すること
 - 4) 電話・自家用自動車使用の自主的制限による通信ふくそう・交通混乱防止の協力に関すること
 - 5) 町等が実施する地震防災応急対策の協力に関すること
 - 6) 避難に関すること
- (2) 居住者等（居住者、滞在者、その他の者及び公私の団体）
 - 1) 警戒宣言、東海地震注意情報、東海地震予知情報及び地震防災応急対策に係る情報の把握に関すること
 - 2) 火気使用の自主的制限等による出火防止措置に関すること
 - 3) 初期消火の準備に関すること
 - 4) 電話・自家用自動車使用の自主的制限による通信ふくそう・交通混乱防止の協力に関すること
 - 5) 家庭の危険発生予想箇所の点検、応急、修理に関すること
 - 6) 隣保共同による地域防災への協力に関すること
 - 7) 社会秩序維持の協力に関すること

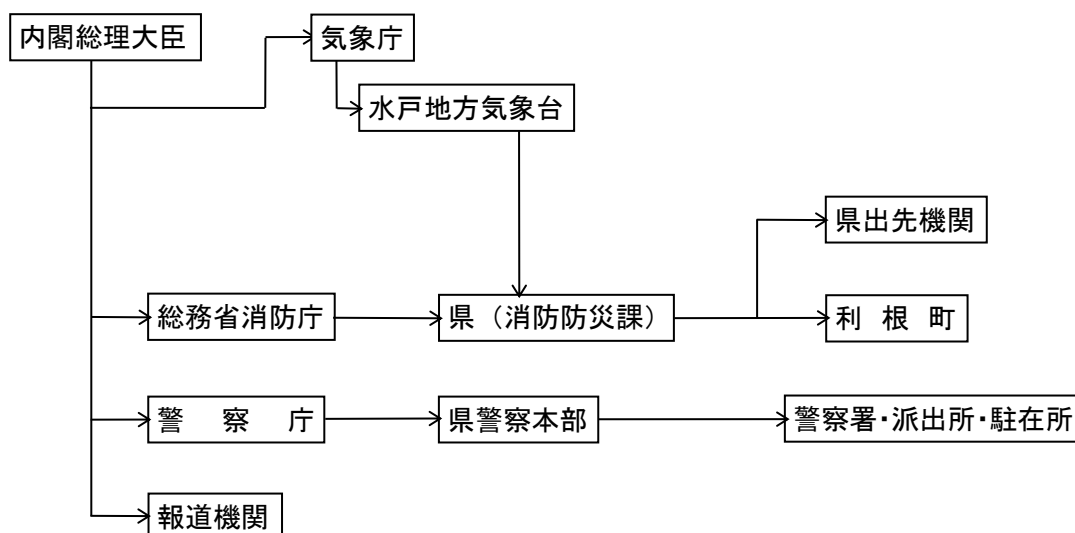
8) 避難に関すること

第2章 東海地震注意情報から警戒宣言発令までの対応措置

第1節 東海地震注意情報等の伝達

東海地震注意情報は、次の系統により、伝達される。

■東海地震注意情報の伝達経路



第2節 警戒体制への準備

1 災害対策本部設置準備

町は、東海地震注意情報を受けた場合は、直ちに災害警戒本部配備体制をとり、災害対策本部等の設置の準備及び必要な措置を講ずるとともに、社会的混乱の発生に備える必要な体制を県に準じてとる。

2 職員の動員

職員の動員は、第3編 地震災害応急対策計画 第1節による。

3 東海地震注意情報発表時の所掌事務

災害警戒本部が設置されるまでの間、防災主管課が防災関係機関の協力を得ながら、次

の事項について所掌する。

■東海地震注意情報発表時の事務

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none">① 東海地震注意情報，地震予知情報等その他防災上必要な情報の収集伝達② 社会的混乱防止のための必要な措置③ 他市町村，防災関係機関との連絡調整 |
|---|

4 東海地震注意情報発表から東海地震予知情報（警戒宣言）発令までの広報

報道解禁時刻（東海地震注意情報発表の通報30分後）から警戒宣言が発せられるまでの間においては，原則としてテレビ，ラジオ等により冷静な対応を呼びかける広報が行われる。

町において，混乱発生のおそれが予測される場合は，必要な対応及び広報を行うとともに，関係機関へ緊急連絡を行う。

第3章 警戒警報発令時の対応措置

東海地震予知情報（警戒宣言）が発令されたときから、大規模地震が発生するまで、又は警戒解除宣言が発令されるまでの間に実施する対応措置について定める。

第1節 警戒宣言等の伝達


1 伝達系統

警戒宣言の伝達系統は、本編第2章第1節の系統図による。

2 町民等に対する警戒宣言の周知

総務対策部は、警戒宣言の発令を了知した場合は地震防災信号、防災行政無線（地域系）、広報車等により町内組織、自主防災組織等を通じて町民等へ周知する。

■地震防災信号（大規模地震対策特別措置法施行規則第4条）

警 鐘	サイレン
(5点) ●—●—●—●—● ●—●—●—●—●	吹鳴 45 秒 休止 15 秒 
備考	1 警鐘又はサイレンは、適宜の時間継続すること。 2 必要があれば警鐘及びサイレンを併用すること。

第2節 警戒体制の確立

東海地震予知情報（警戒宣言）の発令を了知した場合は、災害対策本部を設置する。なお、夜間・休日の場合は、配備要員以外の職員は、動員に応じられるように自宅待機する。

第3節 地震防災応急対策の実施

東海地震予知情報（警戒宣言）が発令されたときから東海地震が発生するまで、又は発生するおそれなくなるまでの間において、災害発生未然防止及び被害の軽減をあらかじめ図るため、県、町、防災関係機関はもとより、一般住民にいたるまでそれぞれの責務を果たすとともに、相互に協力して円滑な地震防災応急対策が実施できるよう努めるものとする。

1 広報対策

東海地震予知情報（警戒宣言）の発令、東海地震予知情報（警戒宣言）等の発表周知に伴う混乱の発生を未然に防止し、地震防災応急対策が迅速・的確に行われるよう、防災関係機関は協力を密にして、広報活動を実施するものとする。

総務対策部は、県及び防災関係機関と緊密な連携のもとに町民等に対し、地域の実情に即した適切な広報を繰返し行い、その周知徹底を図るものとする。

(1) 広報の内容

県の広報内容に準ずるものとし、特に重要な事項については、基本的文案をあらかじめ作成しておき、迅速に対応ができるよう配慮するものとする。

(2) 広報の実施方法

総務対策部は、防災行政無線（地域系）、広報車等によるほか町内組織、自主防災組織等を通じて行い、情報混乱が起こらないよう十分配慮するものとする。

2 消防、水防対策

警戒宣言が発令された場合、県、町及び消防事務組合ならびに防災関係機関は、連携して地域の出火防止と初期消火の準備体制の確立について、必要な対策を講ずるとともに、地震に起因する河川の堤防決壊等による浸水に備えて水防活動も併せて実施するものとする。

(1) 消防対策

消防対策部及び消防本部は、消防活動体制を確立するとともに防災関係機関と協力し、地域住民等が実施する上記の地震防災応急対策の徹底が期せられるよう、広報又は巡回点検など必要な措置を講ずるものとする。

(2) 水防対策

東海地震が発生した場合、河川等において、出水時等の悪条件が重なったとき、不測の事態が生ずるおそれもあるため、施設の管理者及び防災関係機関は、警戒宣言が発令された場合、災害発生の未然防止に万全を期するものとする。

なお、この場合の水防対策については、「稲敷地方広域市町村園事務組合水防計画」に基づき実施するものとする。主な措置は次のとおりである。

- ① 水防体制の確立
- ② 重要水防箇所の点検・監視
- ③ 水防資機材の点検・整備
- ④ 避難の指示及び誘導
- ⑤ その他必要な措置

3 危険物等施設対策

警戒宣言が発せられた場合、危険物等施設の管理者、所有者、占有者（以下「管理者等」という。）は、地震に起因する施設の破壊に伴う危険物等の流出、爆発、火災など二次災害発生防止の必要な措置を講じ、安全確保に万全を期するものとする。

4 公共施設対策

警戒宣言発令時において、原則として社会生活機能は平常どおり維持するものとする。このため、公共施設の管理者は、通常業務の継続に努めるとともに、不測の事態にも迅速・的確に対処できるよう必要な措置を講ずるものとする。

5 教育、医療、社会福祉施設対策

(1) 学校

小学校、中学校、高等学校、特殊教育諸学校及び幼稚園等（以下「学校」という。）は、警戒宣言が発令されたときは、次の措置を講じて、幼児、児童及び生徒（以下「児童・生徒等」という。）の生命の安全確保ならびに施設の安全管理に万全を期するものとする。

① 警戒宣言の内容の周知徹底

ア 町長は、教育委員会を通じて、管内に所在する学校の長に対して、東海地震予知情報（警戒宣言）及び警戒解除宣言等を伝達し、必要な指示をする。

イ 学校の長（以下「学校長」という。）は、警戒宣言が発令されたときは、直ちに、災害対策本部等及び地域の関係機関と連携を図り、情報を収集し、東海地震予知情報（警戒宣言）等の内容を教職員に周知させるものとする。

ウ 教職員は、児童・生徒等に東海地震予知情報（警戒宣言）等の内容を知らせ、適切な指示をする。

なお、この際、児童・生徒等に不安・動揺を与えないよう配慮する。

② 児童・生徒等の安全確保

ア 授業の中止等

ア) 警戒宣言が発令されたときは、授業又は学校行事を直ちに打ち切る。

イ) 学校は、警戒宣言が解除されるまで休業する。

ウ) 校外指導時において警戒宣言が発令されたときは、速やかに学校と連絡をとり、原則として、直ちに帰校、帰宅又は待機の措置をとる。

イ 児童・生徒等の保護及び安全な下校

学校長は、教職員に、児童・生徒等の安全な場所への避難ならびに名簿による氏名及び人数の確認を行わせた上、児童・生徒等の下校の安全性を確認し、次の方法により児童・生徒等を速やかに帰宅させるものとする。

ア) 幼稚園

緊急連絡網等により連絡し、直接保護者に引き渡す。

イ) 小・中学校

あらかじめ学校が実情に応じて定めた方法(通学班等)により帰宅させる。なお、心身に障がいのある児童・生徒については、緊急連絡網等により連絡し、直接保護者に引渡す。

ウ) 高等学校

実情に応じて、適切な方法で帰宅させる。なお、交通機関利用者については、交通機関運行状況等を把握の上、適切な方法で帰宅させる。

エ) 特殊教育諸学校

○ スクールバスで通学している児童・生徒等

緊急連絡網等により、引渡しの時刻及び場所を連絡し、直接保護者に引渡す。

○ スクールバス以外で通学している児童・生徒等

緊急連絡網等により連絡し、直接保護者に引渡す。

○ 寄宿舎に入舎している児童・生徒等

寄宿舎に帰し、寄宿舎内で保護し、緊急連絡網等により連絡し、状況に応じて直接保護者に引渡す。

オ) その他

小学校、特殊教育諸学校及び幼稚園の児童・生徒等で保護者が留守等の者は、学校で一時保護し、直接保護者に引渡す。

ウ 登下校中又は在宅中に警戒宣言が発令された場合の措置

ア) 登下校中の場合は、直ちに帰宅し、家族と行動を共にする。

イ) 在宅中の場合は、家族と行動を共にする。

③ 学校施設の安全管理

ア 出火防止

二次災害を防止するため、電気及びガスの設備ならびに火気使用場所や器具等の点検及び巡視を行う。

イ 消火器及び設備の点検

防火用水、消火器及び消火栓等を点検する。

ウ 倒壊及び落下防止

ロッカー、下駄箱、掲示物及び体育器具等を点検し、倒壊及び落下を防止する。

エ 非常時搬出物品の確認と準備

重要な書類及び物品を確認し、搬出できるよう準備する。

オ 薬品の管理

火災及び有毒ガスの発生等のおそれのある薬品は、所定の保管庫に収納する。ただし、保管庫に収納できない物については、地中に埋蔵するなど適切な措置を講ずる。

④ 教職員の確保

学校長は、当該学校の防災計画に基づき、地震防災応急対策活動に必要な教職員を確保するものとする。

⑤ 学校のとるべき事前措置

学校は、上記対策を適切に実施するために、あらかじめ次の措置を講ずる。

ア 学校長は、この対策の実施方法等について、実情に応じて具体的に定める。

イ 学校長は、教職員に対して、警戒宣言の性格及び学校の安全対策ならびに教職員の役割等について具体的に周知する。

ウ 教職員は、児童・生徒等に対して、警戒宣言の性格及び学校の安全対策ならびに児童・生徒等の行動等について、具体的に指導し、安全教育の徹底を図る。

エ 学校長は、保護者に対して、警戒宣言発令時の学校の安全対策について周知し、特に次のことについて協力を得る。

ア) 警戒宣言の性格と学校の授業中止等の措置

イ) 児童・生徒等の登下校の具体的方法

ウ) 緊急連絡網の整備

(2) 学校以外の教育機関

学校以外の教育機関については、学校に準じた措置を講じて、利用者の生命の安全及び施設の安全管理に万全を期するものとする。

(3) 医療機関

警戒宣言が発令された場合、各医療機関は次の措置を講ずるものとする。

1) 外来診療は、可能な限り平常どおり行うこととするが、手術、検査等は、医師が状況に応じて適切に対処する。

2) 警戒宣言の発令を外来及び入院患者に伝達するとともに、過剰な不安を与えないよう必要な措置をとる。

3) 外来及び入院患者の安全確保に万全を期する。

4) 建物及び設備等の点検を行い、薬品、危険物等の安全対策を図る。

5) 消防計画に基づく職員の分担業務を確認する。また、日本赤十字社（茨城県支部）が行う必要な措置は次のとおりである。

① 被害者の収容及び診療ができるよう赤十字病院長に連絡し、体制の整備に努める。

② 病院等に対して血液の供給が迅速かつ円滑に行われるよう血液センター長に連絡し、体制の整備に努める。

③ 赤十字病院長に連絡し、医療救護班が迅速に出動できるよう体制の整備に努める。

(4) 社会福祉施設

1) 防災組織の編成、任務分担を確認し、体制を確立する。

2) 情報の収集・伝達

施設長等施設職員は、入所者の保護者等や消防署、警察署、町災害対策本部等に連

絡をとり、正確な情報の収集及び伝達を行う。(特に通園施設(中でも保育所)においては、警戒宣言が保育時間中に発令された場合、保護者からの引取り等の問い合わせが集中すると考えられるので、事前に連絡方法や対策を講じておく必要がある。)

3) 消火活動の準備

危険箇所、危険物の安全確認、消防用設備の配備、火気使用の制限等出火防止のための措置を行う。

4) 救護活動の準備

救急医薬品の確保、緊急救護所の設置等を行う。

5) 応急物資の確保

食料・飲料水等の確保を行う。

6) 安全指導

① 設備・備品等の落下

転倒等の防止措置、非常口の開放、避難の障害となる備品の除去等を行うとともに、入所者に現在の状況を連絡し、不必要な動揺を与えないようにする。

② 施設の立地条件、耐震性等から判断して、必要に応じ入所者等を避難場所に避難させる。

③ 入所者の保護者への引き継ぎは、原則とし保護者が直接施設又は避難場所へ引取りに来た場合のみ行う。

6 かけ崩れ等危険区域対策

警戒宣言が発令された場合、町は、県等関係機関の協力を得て次の措置を講じ、災害の未然防止に万全を期するものとする。

(1) かけ崩れの危険が予測される区域等の点検を行う。

(2) かけ崩れの危険が予測される地区に対し、避難指示等の適切な措置を行う。

(3) 上記区域内で工事中のものがある場合は工事又は作業関係者に対し、工事又は作業を中止して安全対策を講ずるように指示するとともに、工事箇所への立入り禁止等の措置をとる。

7 生活物資対策

警戒宣言が発令された場合、町は、県・関係機関・事業者・団体及び町民の協力を得て、日常生活物資の著しい不足、価格の異常高騰等による経済生活混乱の未然防止に努めるものとする。

第4節 住民等のとるべき措置

警戒宣言が発令された場合、町民等は、東海地震に係る災害発生 of 未然防止又は被害の軽減を図るため、自ら又は協力して必要な措置をとるとともに、町長等が実施する地震防災応急対策に協力するものとする。

1 家庭

- (1) 警戒宣言発令中は、テレビやラジオのスイッチは常に入れておき、正確な情報をつかむこと。
また、町役場や消防署、警察署などからの情報に注意すること。
- (2) 警戒宣言が発せられたとき家にいる人で、家庭の防災会議を開き、仕事の分組と段取りを決めて、すぐに取りかかること。
- (3) いざというときの身を置く場所を確認し、家具等重量物の転倒防止措置をとること。
- (4) 火気の使用は自粛すること。
- (5) 灯油等危険物やプロパンガスの安全措置をとること。
- (6) 消火器や水バケツ等の消火用具の準備、確認を行うこと。
- (7) 身軽で安全な服装になること。
- (8) 水、食料、携帯ラジオ、懐中電灯、医薬品等の非常持出品及び救助用具の用意を確認すること。
- (9) 万一のときの脱出口を確保すること。また、災害が大きかった場合に備えて避難場所や避難路等を確認すること。
- (10) 自主防災組織は配置につくこと。
- (11) 不要不急の自家用自動車や消防署等への照会の電話の使用は自粛すること。

2 職場

- (1) 防火管理者、保安責任者などを中心に、職場の防災会議を開き、分担に従いできる限りの措置をとること。
- (2) いざというときの身を置く場所を確認し、ロッカー等重量物の転倒防止措置をとること。
- (3) 火気の使用は自粛すること。
- (4) 消防計画、予防規程などにに基づき、危険物等の保安に注意し、危険箇所を点検すること。
- (5) 職場の自衛消防組織の出動体制を確認すること。
- (6) 重要書類等の非常持出品を確認すること。
- (7) 職場の条件と状況に応じ、安全な場所で待機すること。
- (8) 不特定かつ多数の者が出入する職場では、入場者の安全確保を第一に考えること。
- (9) 正確な情報の把握に努めること。
- (10) 近くの職場同士で協力し合うこと。

修正

- ・令和5年3月 一部修正

利根町地域防災計画 【本 編】

令和5年3月修正

編 集 利根町防災会議

〒300-1696 茨城県北相馬郡利根町大字布川 841-1

電 話 : 0297-68-2211 (代表)

F A X : 0297-68-7990 (防災危機管理課)

E-mail : info@town.tone.lg.jp

ホームページ : <http://www.town.tone.ibaraki.jp/>